一般からの中間とりまとめへのご意見(021111)

本資料は、2002年5月にとりまとめた淀川水系流域委員会中間とりまとめについて、流域住民、NPO、自治体等から 2002年11月11日までに寄せられたご意見をとりまとめたものです(今後も意見が追加される場合がございます)。

- < 020917 版以降追加されたご意見の受付番号 > 146、147、148、149
- < 021009 版以降追加されたご意見の受付番号 > 150

受付	잗ႍᆂ	22 H7 C1	ご意見を頂いた中間とりまと				とめ	
番号	光言者	受取日	委員会	琵琶湖	淀川	猪名川	全	般
1	橋本 崇弘氏	6/3						
2	一ノ本 肇氏	6/11						
3	太田 修三氏	6/23						
4	佐川 克弘氏	6/25						
5	京都自然史研究所 西村 進氏	6/26						
6	吉儀 俊明氏	6/29						
7	京都自然史研究所 西村 進氏	7/1						
8	京都自然史研究所 西村 進氏	7/1						
9	渡辺 勇三氏	7/2						
10	中川 治夫氏	7/3						
11	高崎 恒子氏	7/3						
12	青山 武史氏	7/4						
13	中村 晃氏	7/7						
14	郷土を愛する会 代表 東郷 尚氏	7/8						
15	橋川 篤子氏	7/8						
16	野中 昭彦氏	7/8						
17	小寺 實氏	7/10						
18	滋賀県近江八幡市 河川課	7/12						
19	奥中 久米司氏	7/12						
20	北村 重彦氏	7/15						
21	紀平 龍雄氏	7/15						
22	竹田 勝博氏	7/17						
23	関西のダムと水道を考える会 代表 野村 東洋夫氏	7/17						
24	滋賀県甲賀郡甲西町	7/18						
25	笠原 茂氏	7/18						
26	松下 宏幸氏	7/18						

受付	7V.————————————————————————————————————	50 m C	ご意	気見を頂	いた「	中間	とりまる	とりまとめ				
番号	発言者	受取日	委員会	琵琶湖	淀]	猪名川	全	般			
27	徳山ダム建設中止を求める会 近藤 ゆり子氏	7/18										
28	多本 惠俊氏	7/20										
29	下川 智美氏	7/21										
30	川勝 威氏	7/21										
31	玉木 瑛氏	7/21										
	淀川自然観察会 和田 太一氏	7/21										
33	鈴鹿の自然を守る会 山口 博氏	7/21										
34	如南 道春氏	7/22										
35	大阪府弁護士会 会長 佐伯 照道氏	7/22										
36	京都府相楽郡木津町 経済建設部 都市計画課	7/22										
37	滋賀県伊香郡高月町	7/22										
38	川勝 威氏	7/23										
39	脇田 東作氏	7/24										
40	川勝 威氏	7/24										
41	山本 威氏	7/24										
42	中野 徳治氏	7/24										
43	川勝 威氏	7/25										
44	滋賀県伊香郡西浅井町	7/25										
45	上野がす子氏	7/25										
46	森下 健氏	7/25										
47	中江 正幸氏	7/26										
48	京都府相楽郡加茂町	7/26										
49	(財)日本学生航空連盟 関西支部 鷺森 孝信氏	7/26										
50	日本野鳥の会 京都支部 滋賀ブロック 藤井 邦彦氏	7/26										
51	滋賀県神崎郡 川南 仁氏	7/27										
52	京都府八幡市 北山 泰三氏	7/28										
53	日本野鳥の会 大阪支部 支部長 岡本 恭治氏	7/29										

受付	₹÷÷		ご意見を頂いた中間とりまとめ				とめ		
番号	発言者	受取日	委員会	琵琶湖	淀]	猪名川	全	般
54	永末 博幸氏	7/29							
55	滋賀県蒲生郡蒲生町	7/29							
56	中澤のサ子氏	7/29							
57	京都府久世郡久御山町	7/29							
58	松尾 一氏	7/29							
59	NPOクリーンライフ 2 1 西田 圭一氏	7/29							
60	滋賀県伊香郡余呉町	7/30							
61	大阪都島少年硬式野球協会 谷口 準氏	7/30							
62	伊賀広域水道事業促進協議会	7/30							
63	東近江水環境自治協議会 会長 丹波 道明氏	7/30							
64	豊中生物同好会 岡 恒夫氏	7/30							
65	寝屋川市企画財政部企画政策室	7/30							
66	山口 豪氏	7/30							
67	大阪府豊中市利倉西自治会連合 会 星野 勝彦氏	7/30							
68	岡田 朋氏	7/30							
69	滋賀県高島郡安曇川町 土木部	7/30							
70	稲森 剛氏	7/30							
71	池田市教育委員会	7/30							
72	針原 祥司氏	7/30							
73	滋賀県蒲生郡日野町	7/30							
74	(財)野鳥の会 京都支部 中村 桂子氏	7/30							
75	西山 繁氏	7/30							
76	社団法人大阪自然環境保全協会 淀川自然観察会 代表者 中野 勝弥氏	7/30							
77	社団法人大阪自然環境保全協会	7/30							
78	金屋敷 忠儀氏	7/30							
79	前川 謙二氏	7/31							

受付	⋷		ご意見を頂いた中間とりまと						
番号	光言者	受取日	委員会	琵琶湖	淀	Ш	猪名川	全	般
80	川勝 威氏	7/31							
81	白井 美帆氏	7/31							
82	守山市国県事業対策課	7/31							
83	吉田 鈴子氏	7/31							
84	大木 岩根氏	7/31							
85	滋賀県今津町建設課土木係	7/31							
86	滋賀県志賀町 産業建設部 建設監理課	7/31							
87	滋賀県野洲郡中主町 建設産業部 建設課	7/31							
88	滋賀県八日市市	7/31							
89	大阪府枚方市	7/31							
90	淀川舟運整備推進協議会	7/31							
91	滋賀県草津市 建設部河川課	7/31							
92	今村 忠彦氏	7/31							
93	滋賀県彦根市	7/31							
94	大阪市職員労働組合 都市環境局支部 加藤 英一氏	7/31							
95	京都府亀岡市	7/31							
96	滋賀県高島郡高島町	7/31							
97	京都府八幡市	7/31							
98	兵庫県県土整備部土木局 河川計画課	7/31							
99	乙訓の自然を守る会 代表 宮崎 俊一氏	7/31							
100	滋賀県野洲郡野洲町 都市建設部 建設課	7/31							
101	脱ダムネット関西	7/31							
102	滋賀県蒲生郡竜王町 建設計画課	7/31							
103	滋賀県	7/31							
104	海堀 安喜氏	7/31							
105	上田 俊穂氏	7/31							
106	滋賀県甲賀郡信楽町	8/1							

受付		三型 田口	ご意見を頂いた中間とりまとめ					
番号	光百旬	受取日	委員会	琵琶湖	淀川	猪名川	全	般
107	猪名川クラブ 嶋崎 真二氏	8/1						
108	中川 和美氏	8/1						
109	滋賀県蒲生郡安土町	8/1						
110	茨木北部丘陵地域の自然を守る 市民会議 立岡 健氏	8/2						
111	滋賀県高島郡朽木村	8/2						
112	滋賀県東浅井郡虎姫町	8/2						
113	滋賀県マキノ町 建設課	8/2						
114	金屋敷 忠儀氏	8/2						
115	大阪府土木部河川室	8/6						
116	大阪府環境農林水産部 環境指導室 事業所指導課 調整G	8/6						
117	埌児倒生誅 水退・調宜 5	8/6						
118	大阪府建築都市部 総合計画課 施設計画 G	8/6						
119	大阪府土木部 事業管理室 政策調整 G	8/6						
120	滋賀県坂田郡山東町	8/7						
121	三重県上野市	8/8						
122	京都府乙訓郡大山崎町	8/8						
123	奈良県 土木部河川課	8/23						
124	京都府 河川課	9/3						
125	京都府 企画総務課	9/3						
126	京都府 農政課	9/3						
127	京都府 水産課	9/3						
128	京都府 農産流通課	9/3						
129	京都府 砂防課	9/3						
130	京都府 都市計画課	9/3						
131	京都府 下水道課	9/3						
132	京都府 公営企業課	9/3						
133	三重県 環境部 人と自然の環境共生チーム	9/9						

受付	☆ ⇒≠	52 H7 □	ご意	見を頂	いた	中間	とりまる	ヒめ	
番号	発言者	受取日	委員会	琵琶湖	淀	Ш	猪名川	全	般
134	三重県 地域振興部 県土利用・水資源・流域圏推進チ ーム	9/9							
135	三重県 農林水産商工部 農業基盤整備チーム	9/9							
	三重県 農林水産商工部 むらの活力づくり支援チーム	9/9							
	三重県 砂防チーム	9/9							
138	三重県 県土整備部 河川チーム	9/9							
	三重県 企業庁 水道チーム	9/9							
140	三重県 教育委員会 文化財保護チーム	9/9							
141	滋賀県愛知郡愛東町	9/11							
142	滋賀県愛知郡湖東町役場 環境整備課	9/11							
	滋賀県坂田郡近江町	9/11							
144	滋賀県犬上郡甲良町建設課	9/11							
145	滋賀県東浅井郡びわ町	9/13							
146	京都府 総務部消防防災課	10/1							
147	乙訓の自然を守る会 代表 宮崎 俊一氏	10/7							
148	滋賀県大津市	10/7							
149	淀川環境委員会	10/9							
150	淀川フォーラム実行委員会	11/11							

(意見を複数応募された方)

本資料中のヘッダ部分について

左から順に、下記の4つを各意見の上部(ヘッダ部分)に記載しています。

・ご意見を頂いた中間とりまとめ

委:委員会中間とりまとめ(020509版)

琵:琵琶湖部会中間とりまとめ(020514版)

淀:淀川部会中間とりまとめ(020514版)

猪:猪名川部会中間とりまとめ(020510版)

全:中間とりまとめ全般

・ 受付番号

受付順に振っている通し番号。

・発言者

発言者の居住地 (または、団体名)、氏名を記しています。

・分類

個人、自治体、NPO等(NPO・NGO、企業、河川利用団体 等の組織としての意見)のいずれかを記しています。

平成14年5月31日

淀川水系流域委員会 淀川部会

部会長 寺田 武彦 様

〔淀川部会中間とりまとめ(確定版020514)に関して〕 私なりに気付いた事を申し上げます。ご検討下さい。

[A]ページ4の「淀川の特性」について

1.木津川

淀

歴史的特性

外国人技師による・・・・とありますが、瀬田川、宇治川では氏名にて記載されており、木津川も「デレーケ」によるとするか、出来うれば、両河川とも「オランダ人技師デレーケによる治山・治水」と記載するべきと考えます。 社会的特性

この欄に「<u>流域内山地の砂の乱採取</u>」という項をいれてはどうでしようか。 暮らし・文化的特性

木津川舟運:過書船は理解出来るが、淀二十石船、伏見船とあるのは本当で すか。

2.瀬田川・宇治川

歴史的特性

- イ.) 巨椋池の干拓、太閤堤を入れるべきでは。
- 口.) 天ヶ瀬ダム発電(日本初)とありますが、日本初の水力発電は、京都の 琵琶湖疏水による蹴上の発電です。
- 八.) 琵琶湖疎水とあるが、琵琶湖疏水の間違いです。
- 二 .) デレーケによるは、「オランダ人技師デレーケによる治山・治水」が良いのでは。
- ホ.) 宇治川の合戦(源平)とありますが、故事によると宇治川の合戦では、 2つの有名なものがあります。
 - 1184年1月の源義経と木曽義仲の戦い
 - 1221年6月の朝廷と北条氏がひきいる鎌倉幕府との戦い

であり、いずれも源平の争乱時代である事より(源平)でも可と考えますが、源平の合戦と思い違いをするやに考えますことから、(源平)を<u>(源</u>平時代)としては如何でしょうか。

暮らし・文化的特性

イ.) 名橋(観月橋、瀬田唐橋)とありますが、名橋(宇治橋、瀬田唐橋)とするべきでは。宇治橋は、当初は646年に架橋された橋で、茶事にも使用されている歴史的な名橋であります。

3 . 桂川

歴史的特性

イ.) 角倉了以の大堰川浚渫とありますが、文献によると、当時江戸幕府に開削許可を申請し、1606年の3月より着手して約5ヶ月で完工したと記載されています。・・・・の大堰川開削とするべきでは。

又、高瀬川開削と記載されているが、桂川の事には関係がないと考えま す事より、削除するべきでは。

口.) 筏流しは筏流しから舟運へとするべきでは。

暮らし・文化の特性

- イ.) 嵐山石橋(渡月橋)とありますが、渡月橋は石橋ではありません。鋼桁橋でありますが、木製に見えるよう工夫されている事、又、平安時代には「法輪寺橋」と呼ばれた歴史的に有名な事より、嵐山、渡月橋でよいのでは。
- 口.) 嵯峨日記(大井川)は(大堰川)で統一されていると思います。但し、 嵯峨日記とするより、大堰川では平安京の時代より(898年頃よりと言 われる)優雅な舟遊びが行われており、現代ではその形式をコンパクトに まとめ、車折神社の御祭礼時に「三船祭」として挙行されて有名でありま す。よって三船祭(大堰川)とするのがよいのでは。

八.) みこし洗い(松尾神社)

松尾祭は、6基のみこしを船にのせて桂川を渡る事で有名で、神幸祭には桂離宮の上流で船渡御も行われる事より、松尾祭、船渡御等(松尾大社)と変更されてはどうか。

以上、気の付いた点を列記致しましたが、私の記憶に間違いがあるかもしれません。又、他にも問題点があるやもしれません。よって、もう少し検討及びチェックの必要があると存じます。

[B] 10ページの整備計画について

この計画は、20年、30年のスパンでの計画とありますが、検討のもととなる計画の基礎は、1/200降雨や大地震にあると考えますが、議論されている方々の話しを聞いておりますと1/200降雨等の問題との関連が明確でないように思われてなりません。

1/200 降雨等は、この先200年後か100年後か、あるいは明日なのか判明しない現状にあっては、20年、30年のスパンであっても当然、1/200 降雨等を考えるべきでは。

1/200 降雨等に対する検討の上で、工法、危険箇所の検討、防災組織、自然回帰等々が合せ検討されるものと考えますが、1/200 降雨等をまったく、否定して計画するならば、話しは別のものになると考えます。

国交省の出された質問書の11ページからの質問事項については、もっと議論して、互いに理解した上で計画するべきと考えますが、5月27日の論議ではまったく不足しており、不明確と感じました。

地球温暖化も検討されているのであれば、明確に 1/200 降雨等も表に出して検討するべきではないでしょうか。

それとも、1/200 降雨を出すと、京都の加茂川ダム計画のようになるとでもお考えでは無いと思いますが。

以上私見ではありますが、疑問点をのべさせて頂きました。(A)と(B)を合せて、ご検討頂ければ幸いです。

淀

平成 14 年 6 月 11 日

【淀川部会中間とりまとめ(020514版)への意見】

拝 啓

1.上記(020514版)の中で下記に羅列する項目に関する疑問点を、流域に居住する一住 民の意見として提起致します・・・・! 多少穿ち過ぎているかも知れませんが、極く率直な庶 民を代表する者の感想としてお受け取り下されば幸甚です!

(1-1・1 2・1-3・3 1~4の計7項目)

2.1・1~3について...。

当部会で取り扱われた流域は*木津川・瀬田川・宇治川・桂川・淀川本川*となっていますが、後の全てを中小河川にして一纏めにしても良いものでしょうか…? 特に私が住んでいる流域にある水無瀬川・芥川・ヒオ川…等を、特性から外している事に疑問を感ぜざるを得ません…! ソウ言った点からしても、当然 問題点(利水・治水・環境他)今回の課題の全てに影響(考え方の相違による差)を及ぼす筈です!

本流域に住む人たちは当流域からの利水だけに止どまらず、<u>淀川本流に注ぎ込む水無瀬川・芥川・ヒオ川…等</u>からも利水しています。当たり前の如く治水から環境に至るまでの影響を蒙っている訳です。度外視させた事に大いに疑問を抱いた次第です。

3.3・1~4について...。

中小河川視された故に第2項のお互いの相関関係(川づくりの基本的な考え)も変わって来る筈ですし、本3項(整備計画)の1~3に対する思考にも多くの影響(考慮や変更)も与え兼ねないと存じます。つまり換言すれば水無瀬川・芥川・ヒオ川…等の無視からは、究極の淀川水系流域の基本的な計画は決して生まれて来ないと信じる次第です。浅はかな初老男の戯言と見捨てずに、委員会の諸先生方のご深慮をお願い致します。

- 4. 尚締め括りに際して、次のような提言を加えさせて頂きたいと存じます。
- (1)下水道化した各支(枝)流の流れが淀川に流れ込む時には、例え『分流式の下水道』 を採用したとしても、現実には雨水と汚水を完全に分ける事は不可能に近い事を弁え て置く事!
- (2)工場排水や農業(林業を含む)排水に産業廃棄処分場等の排水は、<u>此処数年の管轄者たちの努力で汚染度が低くなっている</u>が、生活排水だけは依然として悪化の一途を 辿っている事を再確認する!

上記の 2 件に関しては、<u>管轄市町村の行政や住民の責任に転嫁</u>せず、飽くまで も国家自体の問題とする事。

・・・・・・・・・・以上の点に置いて貴委員会に置かれましては抜本的なご検討の際に、このような意見があった事をご記憶の片隅にでも留め置いて下されば幸いです。

敬具

淀	茨木市 太田 修三	個人
---	-----------	----

大阪府茨木市の安威川ダム建設についてはやめるべきだ! ホタル、オオサンショウウオ、オオタカなど生態系を守って下さい。

高水敷の生態系復元計画の具体化を

流域委員会各位の熱心なご議論で今般「中問とりまとめ」までこぎつけられたことに深 謝いたします。また河川管理者も流域委員会の声を最大限尊重して今後の整備計画を策定 されるとのことなので大いに期待しております。

さて流域委員会の先生方には失礼になりますが、高水敷の生態系の復元を考えるに際して"自然保護に関する法律の体系"を見直す必要があると思われるので、ここでは畠山武道「自然保護法講義」の写しを添付します。この内生物多様性国家戦略につきましては(平成14年3月27日地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)流域委員会でも山村委員からご指摘がありました。私は今後20~30年の淀川水系の整備計画を策定する場合、この法体系とくに生物多様性国家戦略に反する計画は許されないと考えるからです。とすれば近畿地方整備局が1975(昭和50)年に策定した「淀川河川公園基本計画」も当然見直しの対象としなければなりません。

高水敷の現状・問題点につきましては水位変動がないこと、水辺移行帯がないことなど 委員会で指摘されていますが、ここで河川公園の"定義"と地区別面積を"おさらい"し ておきます。(文献が古いので問違いがあるかもしれませんが大勢には影響ないと考えま す。)

自然地区・・・河川改修計画を見比べて、既存の良好な自然を維持しうる地域および 良好な自然環境に育成することが可能と思われる地域。

施設広場地区・・・立地条件を考慮してスホーツ・遊戯などの各種運動施設を設け、積極的な空間利用を目的とした核的存在となる地域。

野草広場地区・・・前記の両地区にはさまれた地区をとくに各種施設を設けずに、タコ揚げや草野球なども楽しめる自由広場とし、野草などの植生を主体とする準自然地区として設定する地域。

生物多様性国家戦略に照らして施設広場はもちろん、ゴルフ場を許容している野草広場は当然廃止すべきだと考えます。そのためには施設広場・ゴルフ場廃止5~10年計画を策定する必要がありましょう。しかしこの長期計画に先行して早速にも実施すべき事項を列挙してみます。

(1)河川敷占有許可範囲の見直し

とくに低水護岸法線から(現住)20メートルとあるのを50~100メートルとするゴルフ場・施設広場を問わず農薬の使用を禁止する

(2)農薬の使用禁止

(3)河川環境に相応しくない樹木 や草木の撤去

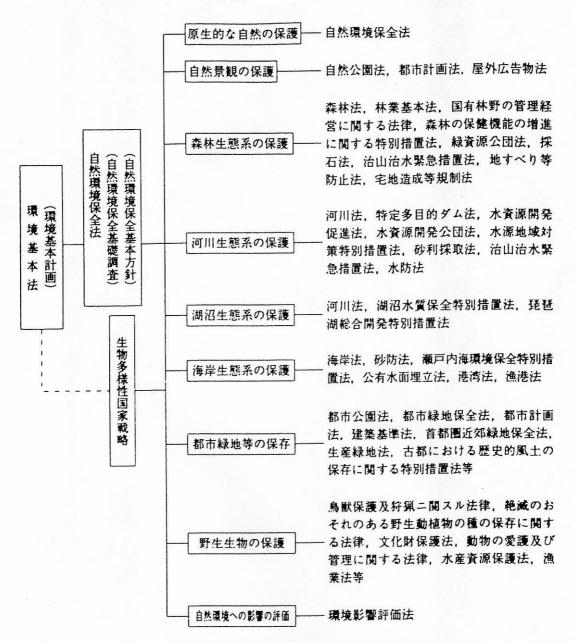
(4)高水敷不法使用の取り締まり

この問題に関しては(失礼ながら)国交省は マジメに仕事をしているとは思われない。明 日から厳重に取り締まってもらいたい。

河川公園地区別面積配分表 (近畿地方建設局「淀川河川公園基本計画」

	自然	地区	野草	広場	施設	広場	i	Ħ
	面積 ha	比率 %	面積 ha	比率 %	面積 ha	比率 %	面積 ha	比率 %
右岸	107	30.5	180	51.3	64	18.2	351	100.0
左岸	46	15.1	184	60.3	75	24.6	305	100.0
計	153	23.3	364	55.5	139	21.2	656	100.0

自然保護に関する法律の体系



※関連する国際条約:絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約),特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約),移動性野生動植物種の保全に関する条約(ボン条約),生物の多様性に関する条約,世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約),日米渡り鳥条約,国際捕鯨取締条約,北太平洋のオットセイの保存に関する暫定条約等

ダム開発に現在開発中のものも中断を

ダム開題を考える"手掛かり"として日本の大都市の一人あたりの給水量を下表を見て おきたい。

単位: L

	都市用水	家庭用水
札幌	2 8 1	1 7 9
仙台	3 4 6	2 2 1
東京23区	3 8 4	2 4 6
名古屋	3 6 5	2 3 4
京都	4 0 4	2 5 9
大阪	5 0 6	3 2 4
神戸	3 4 2	2 1 9
広島	3 4 8	2 2 3
福岡	288	184

出所:本間都「だれでもできる環境家計簿]藤原書店

日本一の"水瓶"=琵琶湖を水源とする京都や大阪は、日本一の水使用量となっている。 それに対して水源にめぐまれていない福岡市では、繰り返される断水の経験から、市民は 水を大切に工夫して使う習慣が身についたと見られる。このデータから現時点ですべての ダム開発を中断しても行政、市民の節水努力で生活に支障をきたす心配はなく、目標も(福 岡でなく)せめて東京並みとすればよいのではなかろうか。

ダム問題についての「中間とりまとめ」では、淀川部会が"ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する必要がある。」と指摘しているし(確定版020514 p14) 琵琶湖部会では"ダム・貯水池の影響を考えるにあたっては、少なくとも下記にしめす検討を行い、ダム・貯水池整備による負の効果や費用対効果をも検証し、代替案との比較を提示することが必須である。"(確定版020514 p16)と指摘している。

この指摘は基本的に正しいが私としては不満が残る。なぜならこのままでは 現在着工中のダムが不問とされてしまう恐れ が残るからだ。利水開題については関西のダムと水道を考える会から水道も工業用水も農業用もすでに「水余り」であることが指摘されており、私も全面的に同感である。またダム問題をとりあげた1999年10月17日朝日新聞の記事ももう一度よく読んでいただきたい。

丹生ダムをはじめ現在着工中のすべてのダムを断固として中断することを要望する。

以上

淀	大阪府高槻市	佐川	克弘	個人
---	--------	----	----	----

琵琶湖淀川水系の水質問題について

淀川部会中間とりまとめ(確定版020514)では[あらゆる汚染源を対象として、河川に排出される汚濁負荷量の総量規制を行う必要がある。」とし、点源負荷・面源負荷に関して細かく言及されている。うなずける内容だ。しかし水質改善の視点は原水の改善を忘れてはならないのではなかろうか。また費用対効果の視点も忘れてはならないと思う。ここでは生活排水に絞って「中間とりまとめ」では踏み込まれていなかった問題点を指摘しておきたい。

それは下水道整備計画です。第8次下水道整備計画は予算23兆7000億円、4人家族1所帯あたり600万円を超えると言われています。これを合併式浄化槽の設置費(70~100万円)と比較すると下水道がいかに高く、工期もかかることが解る。それでは放流水質はどうかというと下水処理場も合併式浄化槽もBODは20ppmでどちらも同じです。(ただし高度処理を採用している下水処理場は除く)それでは何故合併式浄化槽の設置が推進されないのだろうか。ウソかホントか確かめたことがないが、下水道は国土交通省・浄化槽は厚生労働省と所轄官庁が異なり、厚生労働省には予算が足らないからだと聞いたことがある。こんなバカゲタことがホントだとすれば絶対許されないと思う。

下水道は担当が異なるのかもしれないが(おなじ国土交通省なのだから)河川管理者として下水道担当部門に下水道整備計画の見直しを申し入れ、早急に改善することを切望する。

全 0	005	京都自然史研究所	西村	進	NPO 等	l
-----	-----	----------	----	---	-------	---

中間報告書に対する意見

琵琶湖、淀川水系、猪名川水系の各部会ならびに全体委員会で議論され、いろいろな面から精力的に議論されていることには敬意を払いますが、これらの水系は流水だけと考えられているのか。水系とは流水とそれに伴う地下水全体を把握してはじめて論じられる筈であるが、地下水、特に伏流水との関係が議論されていないのは理解に苦しむ。また、もっと水系とそれに関係する生態系とその変遷をもっと精力的にまとめ、一般の方々に理解をもとめる必要がある。そのため、非常に表面的な取り扱いが極めて目に付く。

例えば、このまえ、かなり、里山保存の運動をされている人が「いぬわし・くまたか」等の貴重種が大切にしなければならない。と主張されているので、その理由を尋ねたら、大事な貴重種だから守る必要があるとだけの返事で生態系に関する問題意識がなかった。貴重種は生態系のピラミッドの頂点であり、貴重種が生息できる生態系を守ると言うことの理解が無かったのに驚いた。やはり、情報を公開し、その内容を詳しく説明し、理解を求める必要があろうと痛感している。とくにシンポジウムでの遙氏と川上氏の問答は完全に今までを含み説明不足と理解不足を痛感した。もう一つ、委員の出席が少なかったように感じた。もっと、相互理解を求めるには、積極的に参加すべきであろう。

中間報告に流域上流から下流にかけての、現状とその変遷を地図上に、纏めることが最 も必要である。また整備計画を提案するならば、そのための今後の変遷とその問題点を地 図上に示す事が必要である。中間報告はその点、実りの少ないものでしか見えてこない。

		淀	006	大阪府高石市	吉儀	俊明	個人
--	--	---	-----	--------	----	----	----

表1 淀川の特性

淀川本川 下水処理場放流と上水取入口の混在処理した水を川に流す発想は長期にわたる淀川を考えると変えねばならない根元と考える。

淀川左岸 6 ヶ所、右岸 3 ヶ所の上水取入口が存在。主に飲料に供する事実を優先し、検 討の中核にすべし。

排水は工業用水に転換、消防用水の転用、高速道路散水に利用、雨水と共に地下利用費用は、下水処理と上水の各市町村のコストとのバランスで考えては如何でしょうか。

京都から大阪 45k~50k の範囲では下水溝、溝を淀川に併設。

淀川は、汚水、排水の為の川ではないことを再確認したい。

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」に対する意見 - 2

先に、全体に対する意見をお送りしました。今回は内容に対する意見をまとめたいと思います。

委員会中間とりまとめ(020509)

p. - 6

3-1(3)に ・・・多様な生物の生存にとって不可欠な安全な水質が確保出来る水系。

河川、湖沼の水だけでなく、湧水、地下水など水系のすべての水が安全に循環する水系を目指す。 とあるだけで、ほかに、湖沼・河川との湧水、地下水の係わりの記述や説明が全くみられない。

地下水は透水性の高い部分を伏流する水、古琵琶湖層群の堆積物中にゆっくりと流れるが、時には被圧していて、掘削により自噴する場合もある被圧地下水、基盤の断層・亀裂から流出し、地下水に加わる被圧裂力水、琵琶湖岸、内湖など、わんどなどの近辺の自噴帯などにみられる停滞地下水がみられ、これらが河川と相互に干渉しあって全体の水系を造っている。ダム工事、河川の護岸工事・埋め立て工事、開発による雨水の地下に涵養されない仕組みが水系のバランスを崩し、水質の急激な悪化をもたらした。 下流域では戦後の経済成長により、深堀の井戸による、多くの汲み上げにより、地盤沈下をもたらし、逆に地下水の汲み上げを禁止したことにより、どちらも水系全体バランスを崩した。もっと詳細な既存データのとりまとめをして解析し、今後の水系全体の整備計画が必要であると考える。

最近、滋賀県特に湖東の工場誘致により、規制がないのをいいことに、地下水の水系全体を考えない乱汲み上げにより、地下水は勿論、河川水・湖水の水質悪化につながっている。

p. - 3

1.現状とその背景

第3パラグラフ さらには水質保全、地下水の河川、湖沼の係わりの保全、生態系保全等・・・・

p. - 42 行目 それと引き換えに川や伏流水の形は・・・

以下かなりの所に、伏流水・地下水の記述が欠如している。挙げて意見を述べようとしたが、きりがないので挙げる事をやめた。 どこかで「水系」「河川」「川」「湖沼」には伏流、地下水を含んだものであるとの記載でもあればと痛感している。

特に各部会の報告では、p. 1-5のほぼ中央に「地下水の枯渇と汚染など」の記載があるだけで各項目にその現状認識や検討がなされていない。

- p. 1 3 . 下から 5 行目 4.したたかに対処できるような川、湖や伏流とのかかわりかたを・・・・・・
- 5.・・・・また、川や湖、内湖や伏流等に関する・・・・・
- p. -1-4.2-1 地勢的特性
- 洪水・・・
- ・河川にともなう伏流水・地下水の保全と汚染の除去
- p. -1-5.(1)環境面
- 5行目・・・・完遂する河川敷の面積や遊水池・伏流水を大きく減少させた。
- (2)治水面 4行目 ・・・・それによって、遊水池、伏流と湖水・河川との関係が妨げられるようになったり、・・・
- (3) 利水面 9 行目 ・・・・現れた。そのため、伏流と湖沼・河川との係わりが妨げられるようになり、洪水の被害が大きくなったり、河川の水質の悪化が加速された。さらに、水系の水質は・・・・・
- p. -1-7(6)計画策定面
- 5 行目
 - ・地下水と湖、河川、湖と湖岸、・・・・・・
- p. -1-8 3-1価値観の転換 3行目・・・・考え方止め、川、湖、それらに関連する 地下水との
- (1)人と川とのかかわりの変革 2 行目・・・・川や湖の持つ自然の変化(伏流・水量・・・・
- p. -1-9(3)9 行目 川や湖、それらに密接に関係する内湖や地下水とのかかわり・・・・
- p. -1-11(2) 水と川や湖、地下水に対する・・・・
- p. -1-14 4-1(2)1行目 、そこに流れる水をそれらに伴う伏流をも加味した 適正な・・・・・
- ・地下水との健全な関係を保全する川
- p. -1-184-5 水質について (1)
- ・適切な遊水池・伏流の保全と水質浄化機能の確保など、急に思いついたところを指摘しました。

「淀川水系流域姿員会中間とりまとめ」に対する意見 - 3

意見、意見 - 2 で既に指摘しているが、地下水・伏流などの役割を考えていないか、軽視しすぎている。

- p. 2 3 下から 14 行目 ・・・行われた。その結果、河川と遊水池や伏流との係わり を阻害した。しかし、一定規模までの洪水・・・・
- p. 2 4 11 行目・・・・「伏流・水質・水量・・・・
- 表 1、表 2 に「地下水か伏流」についての記述を加える。
- p. -2-9 4 行目 認識しなければならない。また、これらは、河川の水系全体を考慮しなかったため、遊水池や伏流の働きを考慮することなくすすめられた。
- p. -2-15
- (4)に後か、これ等の項目の中に、
 - (5)遊水池、伏流の保全
 - ・伏流及び地下水は、河川改修工事や造成により、その涵養と保全が妨げられ、遊水池もその働きがなくなり、埋め立てられたりした。そのため、洪水調整の働きが、急速に減じた。また、そのため水系全体の浄化能力が極めて減じた。今後の河川改修や岸辺の利用などには、伏流や遊水に留意した計画でなければならない。地下水の利用には適切な規制がなければならない。
- 3 3 利用

7 行目 今後は、河川空間を「水系全体として本来の姿に戻す」こと・・・・

- p. -2-18 3-4 3行目 ・・・、今後は、「伏流・水量・水質・・・・・
- 1)下から2行目・・・・あたり、地下水の保全、高品質の水源涵養林・・・・
- p. 2 25 4 1 ・・・・・高める魅力ある水系の創造

など、急に気がついたところを書き出しました。伏流などをふくむ水系全体として考察が されるべきと考えます。

猪名川部会中間とりまとめ に関しては、その河川の性質上、上流で伏流に気をつけなければならない。とくに、猪名川町役場より上流での伏流と河川の働きの保全をどこかに入れられないか。趣旨は猪名川部会以外のとりまとめに意見を述べた通りである。

淀 00	900	奈良県宇陀郡	渡辺	勇三	個人	
--------	-----	--------	----	----	----	--

淀川部会中間とりまとめ

4 - 5(1) 河川レンジャー、流域センター創設

河川レンジャー制度について、自主防災組織やボランティアの連携が望まれるものの、 現実は地縁的組織に頼るのは難しいとしておられますが、地域社会とのつながりをあえて 求め探りあてていく構えを放棄するかのようなスタンスはいかがと思われます。

川を身近に感じ川との共生を考えるのにたとえば、世代間のふれあいの場にしたり、 人やものが集まってくる環境づくり、サロンの場や音楽会、フリーマーケット等の企画 はいかが。

川とのふれあいは、人々が忘れかけた川への郷愁をいざなうもので語らいの場、今なら学校 5 日制への対応や受け皿についてとか、中心市街地では考えにくくなった「福祉の郷」づくりを関係者で話し合うのも一考したい。

個人

4-2(3)治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること ページ - 1-14

琵琶湖部会の中間報告を拝見しまして、計画策定にあたっての考え方を支持いたします。 治水に関しまして、淀川水系琵琶湖愛知川河川の改修工事で工事事業者であります滋賀 県と意見の変換をいたしておりますので、その観点から意見を述べさせていただきます。

滋賀県は、国の「河川砂防技術基準」に基づき「設計便覧(河川編)」を作成し、愛知川河川につきましては、「愛知川計画流量配分図」で計画規模 1/100 の河口から八日市新川合流点までの間の流量配分を 3,100 m3/s と策定しております。

然るに、本年 1月 20 日開催の第 1回愛知川川づくり会議におきまして、滋賀県は計画規模 1/50 の計画高水流量 2,400 m3/s で説明を行い、「河川整備基本方針」および「河川整備計画」に計画規模 1/50 の計画高水流量 2,400m3/s に書き換えようとしています。

計画規模 1/100 の計画高水流量 3,100 m3/s は、流出係数、洪水到達時間、平均雨量強度、流域面積のデータをもとに算出されて、工事実施基本計画や洪水防御計画などの基本となっております。当然、「工事実施基本計画」が平成 9 年の河川法改正により「河川整備基本方針」および「河川整備計画」に移行されましても、「河川砂防技術基準」の計画高水流量の算出方法は変更されておりませんため、「愛知川河川整備基本方針および河川整備計画」に計画規模 1/100 の計画高水流量 3,100 m3/s が反映されなければなりません。

現在、愛知川河川は河口から約 4.4km 付近の引堤の拡幅工事が行われておりますが、用地は計画規模 1/100 で平成 9 年度に買収し、改修工事は計画規模 1/50 で平成 10 年度より施工されております。平成 8 年の地元での説明と異なりますため、滋賀県に問い合わせますと「用地は 1/100 で計算して買収した。一般的には暫定改修として 1/50 で改修する。これが通常の形である。90 年の破堤は、規模として 1/50 内であったので、1/50 で改修している。」との返答であります。河川流域には、かつての遊水池に新興住宅が立ち並び、河川保全区域に村落や大きな工場、償還中の圃場整備された農地などあって、今後の開発のため暫定計画にする要因はありません。

当初から 1/50 での改修工事であるならば、1/100 規模での用地買収をしなくても、河道を狭窄している右岸 4.4km 付近の高水敷に張り出した二重堤部を撤去して樋門に付け替え、河幅の半分を占める高水敷を切り取り低水路を拡幅することで、2,400 m3/s の流下能力を確保できれば、用地買収に税金を使わずに済んだのではないでしょうか。

工事実施基本計画に基づいて計画規模 1/100 の用地が確保できているのに、暫定改修 計画規模 1/50)から施工を行い、近い将来に計画規模 1/100 の改修工事を施工する 2 度の工事が通常の形なのでしょうか。

問題は、滋賀県が策定する「河川整備基本方針」および「河川整備計画」は、チェックが必要であることです。工事についてもチェック機能が必要であります。

淀

1、3-1(3)2)津波 -2-12

「防潮水門や防潮扉等の操作をより迅速にかつ遠隔操作できるように改善する必要がある。」

まだ改善できてないのですか? 津波が来てからでは遅いです!

	人
--	---

1、すべては「人を守る」ことに通じる すべては人間に帰ってくる - 3 - 6

提案、子供たちに このことを教育したらいかがでしょうか?

委 012	兵庫県川西市 青	山 武史	個人
-------	----------	------	----

3 - 2(3)長期的な視点を含めた検討

ほんとうに、良く検討されていますね。御疲れ様でした。

しかし、そのために、重みづけがあいまいになっているように思えて意見を申し上げます。

私は上記の3-2(3)が非常に重要だと思う。多くの研究者が活動されていると期待しています。その成果を調べて、重みづけした上で、視点、考え方をまとめていただきたい。

このまま、国土交通省に報告しても、たぶん、20~30年後の川のあり方をイメージ出来ないのでは?もっと重みづけした視点をぶつけて欲しい。

いったい 20~30 年後に今のまま川を放置したとしたらどうなると推定できるのでしょうか。(気候変動、人口減少、高齢化、安全衛生面などの変化の中で)。現状での問題点が指摘されていますが、30 年後も、同じ内容で同じ問題レベルではないように思えてなりません。特に気候変動に伴なう異常豪雨又、異常乾燥が心配で、安全衛生面もさらに重視されていると想像しています。

20 世紀のツケをどう支払うかだけでなく、21 世紀のビジョンをどう作りあげるか。期待しています。

│委

委員会中間取りまとめ(020509版)

災害は忘れたころにやってくる。近畿圏の要である淀川流域では絶対に大洪水、大渇水を起こしてはならない。そのための備えは万全を期してほしい旨を明確に表現をしてほしい。

1.現状とその背景

従来の河川法では、河川環境が明確に目的に含まれていなかったことも明確にされたい。 (琵琶湖部会の「1 緒言」参照)

2.流域整備の変革の理念

このたびの河川法の改正があったことからあらたな河川整備の理念の樹立が可能になったことを明確にされたい。なお、ここで河川管理者が今でも踏み込みにくい「流域整備」を理念とするのであれば、河川環境、治水、利水、親水等に大切な「水循環の保全」と「流域住民の積極的な参画」をさらに強調していただきたい。

ここで流域住民には河川に関係する組織に属さない子供達、主婦、企業から老人に至るまで含めて理解・参画してもらう必要がある。

4 以降の個々の提案について

4 以降に多くの提案がなされているが、必ずしも河川管理者の権限に属さないものも多い。 それらを具体的に実施するのであれば、単に行政サイドに要望するだけでなく、だれ(河川 管理者、他管理者、府県、市町村、民間、NPO・NGO その他の組織、流域住民、・・・) がやるのか、予算はどうするか(税金、募金、寄付金、使用料金等)についてある程度具体 性を明確にしないと実現しない。連携、協働は船頭が多くて・・・ということにならない ための覚悟は委員会でも十分議論してほしい。これからの時代は、役所の予算、人員も厳 しく制約され、流域住民の協力の比重が大きくなるのではないか。

4.整備計画の方向性 4-2 (3)安全な水質の確保

自治体の環境部局、警察等の協力を得た法的な規制には限界がある。廃棄物を含め流域住 民のモラルの向上、流域住民による監視など流域住民の具体的な協力が欠かせない。 去る琵琶湖部会意見聴取の会(H13.12 於ピアザ)において、「河川整備計画の参考となる意見として、 沿岸帯を生活圏の一環とせよ。 親水環境を作れ。 川づくりに望むこと」を提言しました。今回は「中間のまとめ」特に 委員会、 琵琶湖部会を拝読し以下を意見とします。

- 3 利水面

野洲川の沿岸帯比に 郷の鎮守の森 長澤神社がある。ここの「藻沢の池」(田園水)がいまでは枯池となっている。「長澤の池のあやめをたづねてぞ 千代のためしにひくべかりけり」そのたて看板に古歌(今から 1300 年前の 700 年代歌人 藤原 俊成)とあり、中主町の花菖蒲にちなんであやめ池として存在している。かつて魚のハリオ・アユなど泳いでいたこの池は渇水池と化し、自然の水環境が変えられ、水は農業用水にまわされている。そこで環境面・利水面からビオトープや住民との親水を確保するため、水を廻して利水としてフィードバック(復元)するよう要望しています。このように「川と人とのかかわり」から人と自然との共生につなげ、人も自然の一員として生息していることの認識、水を利用した憩いの場の設定へ努力したいものである。

なお、現在「野洲川河川愛護モニター」をつとめているが、 - 13「高水敷利用」(川田橋を中心に 600m 巾 50m H15.10 完成)に関して研究中である。

委	015	京都府京都市	橋川	篤子	個人
---	-----	--------	----	----	----

- 3-1(2)自然の力に対して安心できる水系 ページ6
- 4-1(1) 洪水防御の基本的対応 ページ9
- 4 2 (1) 利水に対する基本的な考え方の転換 ページ 12

以上の箇所に"したたかに""したたかな"という言葉が使われているが、耳になじまない言葉なので、もっとわかりやすく"敏速に"とか"強く"でいいのでは、ないのでしょうか。

• 個人的感想

淀川水系には、含まれていないと思われる鴨川の近くに生まれてからずっと(40 年余り) 住んでいますが、人工の構造物が、かなり増えてきているとはいえ、上流では釣りや子ど もたちが泳ぎ、又飛び石を作ることによって右岸、左岸を行き来しながら遊べたり、夏に なれば、川床が登場し、川べりで涼む人の姿も多く見うけられます。散歩やジョギング、楽器の練習 etc・・・老若男女それぞれの形で川を楽しんでいます。

一部スロープ化され車椅子でも通れる遊歩道も作られています。私にとっては、冬鳥の 観察をはじめずっとなじみ深い川であり続けています。大雨後の増水などどこかでいつも 気にしています。

ですので各部会の中間とりまとめを拝見して、川や湖が身近なものと感じられない人の ことを知りびっくりしました。

そして、10 年来様々な環境保護に関わっている私でさえ、このような委員会の存在を先日のシンポに参加するまで全く知りませんでした。流域住民の声をもっととり入れることも必要ではないでしょうか。

琵 015 京都府京都市 橋川 篤子	│個人
----------------------------	-----

5 - (3)

計画策定プロセスへの流域住民の連携・参画を推進する計画とすること 20ページ

環境学習、体験学習の重要性及びそれに関わる人々の育成についてもっと言及すべきでは。

琵琶湖博物館という立派な施設があり、それを支える人々(地元の人も含めて)の存在や様々な観察会や体験の試みのことをよく知っていますので、それも具体例として明記された方が、今後の学習拠点作りのためにもわかりやすいのではないでしょうか。

流域委員会中間まとめについて

全体のトーンとして、今までの川づくりはほとんど良いことをしてこなかったかの如き 表現が多く目につくことに、若干の失望を感じます。

洪水による家屋流失などの経験によりダム・築堤を求めた戦後復興~高度成長期前後のわが国の社会や、戦後の食糧難のなか内湖干拓を是とした社会、集団就職等で人口が急増した淀川沿川の諸都市での河川敷の公園利用を求めた社会など、河川の改変の歴史にはそれぞれすべてにその時々での大事な意味があったはずです。

それに対して現在の社会は、経済的に立ち直り、またある程度のダムや琵琶湖開発等によって洪水防御や水の手当てが進み、なおかつ自然環境保全に対する情報や意識が充実したため、「川づくりに対する状況が様々に変化してきた」ことが重要なポイントであると考えます。

よって、変化した状況に対応すべく、未来の川づくりに対して公開形式で委員会の意見を述べ、行政がこれを受け取ることは大変、理にかなっていると考えます。このため、願わくば、現在の価値観のみで「過去の河川工事~現在の河川の姿=悪」「自然の姿=正」とするトーンが強く出ているような点については、淀川と社会の変化に関する歴史感を適切に表現したうえで、現在の価値観の変化と情報の蓄積を基軸とし、新たで具体的な提案を行う委員会最終報告となることを期待します。

例えば、P2~3の"1.現状とその背景"のなかでの「河川の荒廃」「多様な機能を軽視」「環境的配慮の視点が欠落」「無秩序な川の利用」「人工の構造物で覆われた」「安らぎや憩いを与えてくれた川の風景はほとんど消えかかっている」など多くの表現は、読み手の気持ちを余りにも暗くさせます。過去の水害・渇水の歴史や、後背地がメガロポリスとなった現在の流域社会の姿に鑑みれば、もう少し違った表現や視点があると思います。それ以降のページに全般ついても同様の感想です。

以上

- 1. 琵琶湖部会中間とりまとめ
- 2.p4~
- 3.2.琵琶湖とそれに注ぐ川の特性と問題点
- 4. 意見

狼川は源流地の瀬田丘陵が、ほぼ余すところ無く、里山が他に転用されました。結果、 次の問題があります。

里山が無くなり、故郷がなくなった。(国土健全維持なし)

地域性の高い動植物が(居)無くなった。(山河清流なし)

無秩序な工場や住宅やアパート建設があった。(迷路汚水増)

嘗ての砂川が、常時の着色水流を見ている。(工業廃水?)

地下水は微量の無機水銀が検出された他、有機浮遊物が多量で農業用水限度を超えている。(嘗ての農薬散布後遺症?と廃水処理無の住宅建設(当時法なし?)下水道高価無着手)

降雨時は素早く濁流となる。(樹木代替、水無涵養(法?))

ヒートアイランド現象的特徴でか、地域性の狭い豪雨が見られる。(現象として組入れるべき)

下流で降雨が無くても鉄砲水があって、危険きわまりない。これはどこにでもある話でしょうが、それだけに琵琶湖の環境づくりに就いては、ヒントが沢山あると考えています。

この他に流域を通じての問題は、公害と大小ゴミの廃棄です。過去の歴史や謂われを基とした温故知新的取組みで地域を見直し、何とかしたいとの努力もあります。

	琵	018	滋賀県近江八幡市	河川課	自治体
--	---	-----	----------	-----	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」の意見について

琵琶湖部会

近江八幡市は、日野川 蛇砂川等水害に対し危険な川があり、決壊すると人命、財産を瞬時に失いかねない状況にあります。

特に、日野川は延長も長く、多額の事業費を要することから、整備には相当長期に亘ることが予想されます。しかし、住民は一日も早く安全 安心な暮らしが出来ることを強く望んでいます。

また 整備手法は、沿川住民が川と「親しみ 憩える」川づくりを期待されております。 環境面では、1955年(昭和30年)とありますが、当市では昔の姿のイメージとして「昭和40年代前半」に近づけたいと考え、全てを取り戻すと言ったことでなく、歴史的文化的に後世に伝えなければならないものを対象と考えております。

(資料材料 景観等)

次に、高水敷の利用についてグランドや公園等が川の環境破壊を促進し、住民の危機意識さえ低下させたとありますが、高水敷は、治水上有効な空間であり、都市部では平常時に地域住民の憩える場所として、福祉の向上に大きく寄与しており、今後も住民のニーズに合った広場として活用されるべきと考えます。

川らしさ 川でしか出来ない高水敷の利用とは具体的にどのようなものですか。

委 019 大阪府堺市 奥中 久米司 個人

淀川水系流ト人口問題関係調査研究シテ、系流都市八西暦 2050 年二八人口ガ政令都市 100 万以下ソノ他都市(市町村)3万~5万以下二ナッタラ大問題ナッテ関係首長責任ガ住民ニトワレル時期クル思っテオリマス。

企業者又八政治家、行政官、地域実力者等モ過去責任問合レル時期 2050 年初ジマル。 系流都市中心、調査研究サレル事がよい。

個人

治水面から先人の生活の知恵として愛知川両岸の霞堤(カスミテイ)八日市市池田町愛知川右岸(例)台風の時の風水害を除去し水害を最小限にするための遊水池が現存して各地に溜池が(タメイケ)ありましたが戦中食糧増産のため耕地にする目的で埋められましたが自然な形の生態系が治水上必要でありますので今後愛知川「川づくり会議」の実況視察見学のためロマンスカーで現存地及び将来溜池(遊水池)として工事する場所を委員が2回視察し琵琶湖にそそぐ西の湖方面(下流地)や第2回目は私は所用のため欠席しましたが愛知川上流のダム候補地を見学して自然な生態系に現存の第一ダムの及ぼしている現状(農業利水上)又現在計画されている第二ダムの生態系に及ぼす影響を5月19日(日曜日)説明会があり現在永源寺町の地元の反対意見も多数で検討中

	紀平 龍雄	個人
--	-------	----

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」に対する意見

かなりの部分で、従来には見られなかった、あるいは軽視されていた事項が大胆に提言されており、好ましく思う。他に意見を述べる。

委員会 4ページ 流域整備の変革の理念

2 1 行目「行政主体による管理」という言葉(概念)について

ここにいう行政とは国土交通省のことであろうし、淀川部会にしばしば使用される<u>河川管理者</u>も国土交通省のことであろう。河川法は1級河川の管理を国土交通省としているが、しかし河川管理者を当然のように国土交通省とするのは疑問である。旧建設省が河川管理者であったのは河川対策が基本的に治水や利水であった頃の考えであり、ここからはコンクリートと巨大工作機械での大工事を前提とした施策しか予想できない。ではなくて今後、環境面を含めて結合的に計画・推進して行くからには全く別の行政機関、例えば環境庁などが主管すべきである。

河川管理のために工事が必要であれば適宜、国土交通省や民間業者に委託すればよい。 従来の「工事のための工事」から脱却するためにも必要である。

委員会 5ページ 適宜、適切な見直しを図る柔軟な川づくりへの変革

現在淀川左右両岸で工事推進中の「淀川緊急用河川敷道路」(現在70%程度まで完成)については、「中間とりまとめ」では取り上げられていない。これは河川法改正以前に計画されたものであり、これが淀川の「環境」を大きく破壊しつつあることは明白である。新しい施策を行う前に河川法改正以前に立案され施工中の工事を見直すべきである。(同12ページで、「適切な存続を認める」と指摘されている「鵜殿のヨシ」を大規模に破壊する河川敷道路工事が4月から開始された)

淀川部会 10ページ 11行目 洪水災害対策

高規格堤防(スーパー堤防)計画は根本的に見直すべきである。

淀川部会 13ページ 水需要管理:水量の面からの利水の検討

16行目「<u>節水を促す経済的インセンティブ</u>」とは具体的にどのようなものが考えられているか。

水道料金に関し、現在の「緩傾斜・小段階逓増制」から「急傾斜・(罰則的)多段階逓増制」に変更する(この際、世帯人数を考慮してもよい)。また水の豊渇に応じて、季節別料金を設定する。

たとえば水を大量に使用する洗車は欧米では見られぬ光景であり、洗車はムダの見本(罪悪)であるとの社会的な見方(そのための広報活動など)が必要である。

定川部会 4ページ 「淀川本川」と「暮らし・文化的特性」の項目 「文学の素材」→「芸術・芸能・文学の素材」

2-2(1)環境面 -1-5

琵琶湖の内湖・湿地は 1942 年~1977 年にかけて約 2500ha を干拓し、毎日毎日排水機より汚れた水が外湖や内湖へ排出され続けている。

個人

又、川からも流れて来た生活排水・農業排水・自然汚濁物は広い湖に薄められて、ゆっくり流れる所で沈殿して堆積している。

(挿入)

内湖の減少、干拓排水と沈殿物の堆積

4 - 3 (1)環境面流域における適正な水需給に基づく計画であること - 1 - 17

農業も社会変化にともなって田圃の保水機能が小さくなってきており、干拓地の役割と 環境を検討する必要がある。

干拓地を内湖に戻すことで自然浄化力が大きくなり又保水量も大きく安定した水需要が 考えられる。

(挿入)

さらに、気象や社会情勢の変化に伴って、農林業の保水力は低下しているので、干拓と 内湖の役割を検討し、治水・利水・環境保全等の・・・。

4 - 4 (1) 湖と陸との移行帯である湖辺の適切な形状を保全・回復し、その連続性を 確保すること - 1 - 17

農業は主食としている米余りが、転作などに大きな補助金を出し、又、排水施設と毎日の管理に莫大な補助金とエネルギーを消費している。又干拓されたことで西ノ湖や伊庭内湖は水の回遊がなくなり、河川からの新しい水の流量が少なくないためによけいに悪化している。

昔は、小中ノ湖・大中ノ湖が出来るまでの時は、湿地・内湖や岸部一帯に生息する水生植物帯で成りたっていた。

それと漁師、農家の藻取り、ヨシ刈など人間が程よくかかわり水の中の栄養塩は回収され又広い内湖で水が回流することにより時間的浄化力(自然浄化)で水が美くしい環境を保持していた。

(挿入)

湿地・内湖の全面的見直しを行ない、自然浄化力に注目しながら人間との関わりと保全・ 復元に努めることが必要である。 淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」についての意見

「利水」については、水道事業体個々の水需要予測値を単純に積み上げるという従来の方式を批判し、「水需要管理」という新たな視点を打ち出されていることを高く評価します。 淀川水系において利用可能な水の量には限界があるとの認識に立って、水需要の方を管理すべきとするこの考えは、不足量は新たな水資源開発で対応すれば良いとするこれまでの考え方を 180 度、転換するものであり、正に時代の要請に適ったものと考えます。

また、これと関連して、琵琶湖部会の「中間とりまとめ」においては、水需要予測の根拠についても、原単位や論理構成などの根本からの見直しの必要性を指摘していますが、これも正にその通りであり、多くの水道事業体の予測が現在"水増し"状態にあることは明らかであって、これを科学的・客観的に予測する第3者的な制度の構築こそが必要であり、この流域委員会において、是非共そこまで踏み込んだ議論の行われることを希望します。

「ダム」については、淀川部会の「中間とりまとめ」において、"ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない"と明快に謳われており、私達も大いに共鳴するところです。上記の「水需要管理」と同様に、「ダム」についても180度の発想転換が今、求められていると考えるからです。

ご承知のとおり淀川水系には現在、国土交通省関連の直轄ダムだけでも4つのダム計画があります。即ち

丹生ダム(滋賀県) 大戸川ダム(滋賀県) 川上ダム(三重県) 余野川ダム(大阪府)です。

しかしながら、7月4日の琵琶湖部会で明らかにされたように、この流域委員会設立に 当って国土交通省は「本体工事に掛っていないダムについては、流域委員会の答申次第で 見直す」と言っており、幸いにして上記のダムはいずれもまだ本体以前の付帯工事段階で す。河川整備計画において「ダム」の占めるウエートの大きさを思えば、治水・利水・環 境と併行して、個々のダムについてもワーキンググループを早期に立ち上げ、この角度か らの充分な審議に着手されることを要請します。

私たちはこの流域委員会の傍聴を1年余りに渡って続けて来ましたが、多くの委員の 方々が実に意欲的な取り組みをされていることに感銘を受けております。何かとご苦労も 多いこととは思いますが、是非とも、河川法の新精神を具現した画期的な最終答申を作り 上げて下さることを切望して止みません。 琵

自治体

琵琶湖へ流入する最も大きい河川である、野洲川の中流部に位置する甲西町は、町土の半分以上が山林でありますが、昭和30年代から始まった工業団地の造成、工場の誘致等のため今や人口は3.5倍と膨れ上がり、宅地は山裾から周囲へと広がり、現在では農地の1.4倍の宅地がある内陸工業地域として発展を遂げてきております。

町内にはまちを大きく二分する野洲川があり「近江太郎」の別名がある程の暴れ川でありましたが、一面、川からの恵みも大きく飲料水など住民の日常生活はもとより、農林水産業、まちづくりの観点からも今や地元にとっては、なくてはならない河川となっています。別名がつく程の暴れ川であった野洲川も先人の努力により、近年大きな災害が無くなりました。しかしながら野洲川に流入する河川は10本の1級河川があり、その内6河川は未だに天井川のままで、大雨の時期には近くを走るJR草津線の軌道が冠水するなど、内水排除の面からもまだまだ安全な河川になっているとは到底言えません。この天井川を平地化し住民の期待される安全な川にするには、どうしても野洲川の河床を低くすることが必要であり、野洲川の河川整備も含めアメニティ、親水性、環境に配慮しながら順次、河川の改修事業を推進して頂いていますが、都市化が進んでいる状況での事業用地の確保が日々困難になっており河川管理者の果たすべき役割は大変重要旦つ困難になってきています。

「治国治水」水を治める者は国を治めると言う諺がありますが、換言すれば国を治める者は水を治める義務があるということではないでしょうか。まさに国をはじめとした行政こそがその責任を果たすべき役割を負う言うことに他なりません。中間とりまとめの中で「治水に関する理念の転換を考慮し、今後の計画は壊滅的被害の回避のため、破堤対策を行いある程度の溢水を受忍せよ」長期的な展望にたった計画を住民参加で立案することがコンセンサスを得る方法」と記述されていますが、確かに住民の視点に立ち住民参加の下で政策を検討し、住民と役割を分担しながら、各種の施策を展開することが分権の時代に求められる行政の姿勢であると認識されます。しかしながら住民の生命財産が脅かされるといった取り組みについては、記述のような対応でもって、管理者としての責任が果たせるものか大いに疑問が残るところであり、また住民の期待に応えられる対策とは成り得ないのではないかと思料されるところであります。

また、利水面においても「節水行動を進め渇水をある程度受容することが必要である」とも記述されていますが、農業や漁業を営むものにとって、渇水の危険性を含んだ計画を理解して下さいと言っても、到底理解が得られる計画であるとは考えられません。

環境を保護し自然と共存しながら次の世代に社会資本の一つとして川を残すことは、今に生きる私どもの責任ですし、また多くの住民が川に望んでいる親水性に配慮した河川整備や取り組みを定めることは、基本的には川が安全な状態で確保された上での事であると考えます。

河川整備計画原案のとりまとめを行っていただく中にあっては、こうした点を充分お含み願い、河川管理者と多くの住民が合意したものになりますようお願いし、意見とさせていただきます。

1.対象となる中間とりまとめ:3.淀川部会中間とりまとめ(020514)

2 . ページ: p. -2-18~ -2-21

3.項目:3-4 環境 (1)水量・水質・土砂等の適正化

4.意見:

全体に、健全な「水循環」、土砂を含む「物質循環」の検討には、人と自然、人と人の係わりの歴史から学ぶ視点が必要であると思います。ここでは、「淀川部会中間とりまとめ」を対象に意見を述べます。

水源の確保にあたっては、地下水流動の評価が必要である。

「淀川水系流域委員会」は国土交通省の「河川整備計画」についての検討であり、地下水は対象としないのかもしれませんが、地下水系は水循環を検討するのに欠かすことのできない要素です。そして、流域全体の水循環を考えるならば、国土交通省の他に農林水産省、環境省、厚生労働省や自治体の行政レベルでの連携と合意、さらには、中・下流域両市民のコミュニティの交流ものとに形成された「整備計画」でなければ、「持続可能な社会づくり」にはならないと思います。これは、琵琶湖をめぐる水資源の対立の歴史をみても明らかなことです。

水は基本的に「降水→土壌水→地下水→地表水→海洋(→蒸発→降水)」という循環系を 形成しています。河川は、この循環系のなかでは「地表水」にあたりますので、循環系の 前後の地下水、海洋との関係を含めて考えなければなりません。

最近、森林のほかに水田も水源涵養機能、生物多様性の場として評価されています。さらに、森林など陸域から海域へ侵出する地下水が干潟、沿岸域の生態系保全に関与していることが注目されており、「漁民の森づくり」などの事業も実施されていることは、みなさん衆知のことと思います。

このようなことから、淀川流域における山地の涵養域から海域の流出域に至る浅層地下水、深層地下水の水循環のメカニズムをもとに、施策を検討しなければならないと思います。そうでないと、河川環境はよくなっても流域環境は改善されないことも考えられます。

なお、参考として熊本県白川流域で検討されている地下水問題解決策((財)熊本開発研究センター:2002)を、以下に紹介しておきます。

地下水を身近なものとして、大いに関心をもつこと(啓蒙運動) 節水にまさる対策はないこと(価格政策) 地下水を汚さないこと(地下水汚染対策・適正規模の下水道システム) 地下水を夕ずで利用できると思わないこと(自己負担の原則) 美しい地下水を新しくつくりだすこと(自然を利用した造水)

土砂の循環系の再生は、不可能である。

健全な流砂系の再生は、自然の機能を再生することにつながり、必要であると思います。 しかし、淀川流域では、土砂の循環系の再生は難しいのではないでしょうか。これは、山 地砂防、治山事業や河口閉塞による水害の歴史や現在の土地利用から考えられることです。 河川は山と海をつなぐ役割があります。その重要性と意味を理解し、「淀川水系流域委員会」がリーダーシップを取り、治山、農業、港湾、水産との連携によって新しい整備計画をつくるのが、流域単位で検討することの意味なのではないのでしょうか。これには、都市域を含む淀川での健全な流砂系のあるべき姿と、具体的な目標設定を示すことが必要であると思います。

底質の汚染は、負の遺産である。

最近、河川の底質汚染が進行しているように記載されていますが、現在の河川底質に含有される有害化学物質のほとんどは、過去の汚染の蓄積であり、負の遺産です。底質(底泥)は時間の経過とともに毎年少しずつ運ばれて堆積したもので、歴史性があります。

例えば、淀川流域で有害な重金属類の含有量が多いのは戦時中の軍事工場からの排出があった地区です。その後、戦後における除草剤などの農薬による有害物質の使用によるものや、高度経済成長期における汚濁負荷増大によるダイオキシン類などの有害物質蓄積の報告があります。

河川や沿岸域の生物多様性は、水質が浄化されても再生しにくい原因のひとつとして、汚染された底質の存在が考えられます。また、底質(水底の堆積物)がどうやって、どのくらいの時間を経てできたかのかを理解しないで、均一なものとして浄化対策を検討すると、時間と費用を要するばかりで成果があがらないことや、周辺環境への汚染拡大も懸念されます。このため、時間軸と移動性を考慮した汚染分布の把握とそのシステムの解明が計画検討項目として必要と思うのですがいかがでしょうか。

以上

1、淀川部会

2、-2-10 および 16、「高水敷の適正な利用について」以上に述べられていることについての意見。

私は、大阪自然環境保全協会の、自然観察インストラクターとして、1/月、淀川右岸の十三野草地区で、自然観察会のボランティアを、5年前から続けております。

このあたり、冬場にはカモ類を中心とした、数十種類の野鳥が集い、ハヤブサ、チュウヒといった猛禽類も飛来します。また、干潮時に出現する干潟には、数種類のカニ類が生息し、ハマガニなど、希少種も見られます。

野草地区には、トノサマバッタ、マツムシ、カンタンなど、多くの昆虫が見られ、さらに、梅雨の時期に出来る水たまりには、コガムシなどの水生昆虫、ホウネンエビ、カイエビといった、水田生の生物も見られます。

シマヘビ、クサガメといった爬虫類、イタチなどの哺乳類も生息します。これら多くの 生物が生息できる自然環境が、梅田と十三の繁華街の間に残されていることは、きわめて 貴重なことといえます。

聞くところによれば、ここの野草地区をも、グラウンドにして欲しいという要望もあるようですが、どうかそのような暴挙だけは止めていただきたい。

豊かな自然とは、遠くにあるものでなく、こんな足元にもある、ということを、伝えていくためにも、ここの自然を守っていただきたい。

ついでながら、その下流側に設けられている、「摘み草園」なるものは、無用のものと考えます。本来、そこにない園芸植物を植えることは、花粉媒介昆虫を野生植物から奪い、 受粉が出来なくなる恐れが出てきます。また外来帰化植物の逸出を招き、そこの生態系を 崩してしまう可能性があります。

以上の点から、いわゆる「公園」化も避けていただきたい。

繰り返しますが、梅田と十三の繁華街の間に残されているこの地区は、野生生物にとっては都会という砂漠に出来た、オアシスといって過言ではありません。

先日、関西の知人から「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」の冊子が送られてきました。 読ませて頂いて大変励まされました。

河川について私たちが日頃から考え、感じていることを明快に語ってくれた、という思いです。整備計画の方向性(特に利水、治水・防災、環境)計画策定のあり方、整備計画推進のあり方についての提言は全国の河川に応用できる普遍的なものです。

徳山ダムは木曽川水系水資源開発基本計画に位置づけられたダムですが、1970年代初期の水需要予測は現実とかけ離れており、2007年完成後も水が使われるあてが全くないダムです。それなのに「水資源開発計画は超長期的に考えなくてはならないもので、(何十年か先の)将来に必要となるかもしれない」「近年渇水が問題になっている」として建設が強行されています。しかし「『使いたいだけ使える量を供給する』『渇水は絶対に避ける』ことを前提に、需要側からの要請に応じ、積み上げ方式に基づいて行われてきたこれまでの水資源開発から、利用できる水は有限であることを認識し、節水行動を進め、渇水をある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へと転換する」(18)方向に向かえば、徳山ダムが必要ないことはもちろん、長良川河口堰のゲートを上げることもできます。

地元自治体では「揖斐川の安全のために徳山ダムは必要不可欠」と住民に説明しています。しかし揖斐川最上流部の巨大ダムでは水害は防げないと私たちは感じています。「徳山ダムが完成すれば揖斐川は安心」「徳山ダムが出来る前には何の対策もとれない」とする行政の怠慢が、過日の6号台風での浸水被害をもたらしたと思います。「ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない」(- 2 - 1 1)「ダムは、川の持つ上下流の連続性を大きく損なうものであり、またいったん建設されると、その環境等への影響は極めて大きくかつ不可逆的で、短期にそれを解消することは不可能である。そのため、既存のダム・貯水池についてあらためて検討するとともに、計画・建設中のダム・貯水池については・・・見直しを行うこと」(- 1 - 15)という考え方が全国の河川に広がることを願っています。

こうした提言をまとめて下さった流域委員会の委員の方々に敬意を表するとともに、答申の内容が、全国の河川で少しでも早く実現することを願ってやみません。

個人

委員会中間とりまとめに対する意見

「1.現状とその背景」において貴委員会が、近代河川工法・河川行政の問題点を十分に抽出されており、また、これまでの行政内部で閉じていた河川行政とは異なり、幅広く市民からの意見を募集されておられることに感謝しております。以下に意見を述べます。

ダムという巨大なコンクリートの川を堰き止める構造物はもはや不要と考えます。水没する場所は総じて里山の環境を残すところであり、生態系の豊かな憩いのある場所です。 さらに、ダムのための道路の付け替えや代替地の造成など、「環境に及ぼす影響は少ない」 と結論付ける環境アセスメントは人間の思い上がりとしか言えないと思います。

「一度決定された計画を変更しない硬直的な川つくりから、・・・適宜見直しを行っていく柔軟な川つくりへ」(p5)転換し、「計画中、建設中のダム、および既存のダムについて、・・・見直しを行う」(p15)べき時だと思います。これは淀川水系として国土交通省所管ダムのみならず、大阪府が進めている安威川ダムももちろん、その対象として検討に加えていただき水系一体としての議論を進めていただきたいと思います。

「子供達が川に親しみ、川に学ぶ機会の創出は重要である」(p14) という考えに全く異存はありません。昨年度から「安威川の自然を守るネット」では自然観察会を実施しています。飛来する鳥類、河川敷の植物や川の中の魚類・水生生物など幅広く子ども達が川を身近に感じることが出来るようなプログラムに取り組んでおります。安威川の中流域はコンクリート張りで排水路のようになってしまっていますが、そのような中でさえ子ども達の自然に対する好奇心は大きく、のびのび振舞うさまは、このような機会がとても少ないのではないか、と思わずにはいられません。水源となる森林から発し里山を流下する河川がダムに堰き止められることなく豊かな自然を残し、いつもその川に接することができるような施策が実施されることを願っています。

以上意見いたします。よろしくお願いいたします。

個人

淀川部会 28 頁「4-5 新しい河川管理」について

淀川の上流から下流を見た時、上流では自然なままの状態が点在していると思った。河川環境を考える時、その周辺の環境も考慮する必要がある。水辺周辺は多くの生物が棲息しやすく、多様な生態系を作り出している。人の手が加わっていないところは人の活用が少ない為、動植物が多く存している。とはいえ、その環境に連続性がないと多様な生物が生存していくのは厳しくなる。少しでも河川空間に人が手を加えると、その様子は一変してくる。下流に向かうほど、人の活用は増え、需要が高まるほど環境や水質の悪化が見られる。

水は全ての生物にとって必要で、水辺は人だけでなく、他の生物にとっても棲み良いものだ。地域住民に川の存在をアピールする時には、河川環境のあり方や命の水の重要性を認識できる形で行う必要がある。綺麗な水を望むには、周辺の環境を考慮しなければいけない。水害や利水対策の為に施工される取り組みも安易で安価なものではなく、将来を見据えたものにして欲しい。人口の増加による、水や空間の需要の拡大も、その場しのぎの対策にならないよう、熟慮して対処して欲しい。

河川空間の利用にあたって、地域住民の声は無視できないと思う。けれど、その重要性を理解してもらえるよう、働きかけが必要だ。虫への嫌悪だけで、鬱蒼とした草原や樹林地を嫌う人もいる。人の活用の少ない所には、ゴミの不法投棄や安全性への懸念がある。ヨシ原の保全の為のヨシ焼きも、その重要性が認識されていない為に、苦情が出てきたりする。

水上を走るバイクやボートに乗っている人たちも、何が影響しているのか認識していないかもしれない。善い事も悪い事も誰かが始めると連鎖的に、他の人も行う事はしばしばある。多くの人の意識改革は難しいかもしれないけど、一時的ではない持続した環境や水質の保全・管理をしていくには不可欠な事だ。

琵	030	大阪府豊中市	川勝	威	個人
LO	000	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	7 . 1 13/3	12N	III/\

琵琶湖部会中間とりまとめ (4)利用面 page - 1 - 6

水上バイクは禁止されるべきであろう。

騒音もさることながら上水道資源としての観点から禁止されるべき。すでに大津市の上 水道の原水中にその油成分が検出されていると聞く。

このような具体的な規制対象はこの「中間とりまとめ」の中にはっきりと明確に書くべきである。抽象的な表現は良くない。プレジャー用水面は淀川下流に限定されるべきであり、又海域でも可能である。淡水の方が海水で遊ぶより快適であるが、それはぜいたくの極みである。ヨット等エンジンを使用しない方法もある。琵琶湖汽船(機)による航行は法人でもあり、又大きな汚染になっていないと思える。最近の若者は公共財という考えが無い。

個人

淀川部会中間とりまとめ(020514版)

3-3 利用(1)~(3) ページ15~18

[全体の評価]非常な力作。ここまでまとめた委員各位の努力に敬意を表します。高い理念と新しい視点、具体提案、なにより嬉しかった「市民感覚」の汲み上げ。あとは実行ですね。

[私の意見]私の散歩エリアである淀川左岸・赤川~毛馬地区で現在、護岸関連工事が進行中である。今回の提言を、この工事(事後の自然再生計画と合わせ)に直ちに生かして欲しい。最終とりまとめにあたって、以下の追加・補正を希望する。私見の対象は該エリアに限定している。

水面利用 = エンジン駆動による一切の船舶・遊具の運航・使用を禁止すること。現在、 流域自治体の間で、淀川大堰を開いて周遊船を運航させる構想があるやに聞くが、愚案と いうほかない。

水辺移行帯=実態に即した貴重な提言で、全面的に支持する。この基本ルールを、上記エリアでの工事にあたって、ぜひ厳正に適用してもらいたい。該工事が行われているエリアは、本来、低水敷とされてきたが、これまで無秩序な利用が行政によって黙認・放置されてきた典型例であろう。ここが自然生態系保全の上で重要な河川空間である、との認識が、淀川工事事務所には、はなはだ希薄である。今回の工事でも事前の植生調査すら行われなかった。

高水敷利用 = 提言を支持する。しかし一部の人や団体等による独占・排他的利用が横行しているのは、むしろ低水敷においてである。どちらにせよ、これは管理側の怠慢ないしは体制不備によるもので、よほどの意識改革と第三者チェック機構がないかぎり、折角の提言も空文となろう。なお高水敷における駐車場の新・増設は一切、認めない旨 明記するよう強く求める。

汽水域 = 汽水域の独自性を尊重するのは当然。だから、その上流部分(つまり淀川大堰より上流の水域)と「混合・混同」することのないよう注意を喚起する。大堰直近の上流水域はカモの飛来・休憩地であり、かつ自然回生の手法を誤らなければ、コアジサシおよびシギ・チドリ類の繁殖地として期待可能性のある環境である。ここに水上スキーやプレジャーボートが入ってきてはブチ壊しになる。付言するが、菅原城北大橋の下にある葦原は、秋にはツバメの一大集合地・ネグラになっており、このエリアの保護は、十三干潟のそれに劣らぬ意義を持っている。

不法居住 = 簡単に「排除する」で片付きはしない。彼らの労働意欲を生かして、清掃作業や自然観察報告を有給で委嘱するなどの方法を案出することが必要だ。経済的自立への支援にもなる。

[補足]真に市民の意見を吸収するには新しいネットワークが必要。市民も千差万別であって、中間まとめにいう独占・排他的な河川敷の利用をしているのも市民。他人の迷惑

を承知のうえでゴルフの打ちっぱなしをしているのも市民である。素性をただすと、意外やこれが町内会長だったりする。こうした「市民」が、どこにでもいる「ムネオ」を動かし、一方で「行政」はこれを利用するという構図が淀川流域にないとはいえまい。指導的市民グループとして、川沿いにある各学校の教職員を組織化するのはどうか。川辺を「自然教育圏」とし、「総合教育」に結びつける具体手段だ。

1. 淀川部会

11 ページの洪水災害対策の 1)河道についてだが高規格堤防 (スーパー堤防)は推進されるべきとあるが、現在城北ワンド地区で行われているようなスーパー堤防を芝生で養生するのはやめてもらいたい。それこそ「人工的・固定的・不連続的な河川」ではないのか。「自然的・変動的・連続的な河川」への転換を行って行くのならば芝生で養生するのではなく自然に野草が育ち本来河川の堤防が持っていたような草むらを復元するようにするべきである。現在では帰化植物がはびこってしまう可能性が高いが芝生よりはマシである。その分人間が生態系の監視を細かく行い淀川の在来植物が生育できる環境へ導いてやれば良い。他の場所から植物を移入する事は生態系をかく乱する事になりかねないので行わないべきである。

22 ページのワンドの保全・復元・創出を行うとあるがまずは釣り人を何とかするべきである。ワンドはイタセンパラだけではなくカイツブリ・バン・カルガモなどの水鳥にとっても生活・繁殖の場所として重要である。現在のようにワンドの周りを釣り人がぐるりと取り囲み、マナーの悪いものはゴムボートでワンドの中にまで入って釣りを行っている。これでは水鳥たちの逃げ場がないではないか。新たにワンドを作るとしても釣り人を何とかしなければ意味がないと思う。

21 ページの 新たな有害物質についてだが、それをいうのならば早急に汽水域のヤマトシジミを分析するべきである。これだけ多くのシジミ採りが干潟に入りとって食べている物であるから有害物質が入っていないか分析し、検出された物質を広く世間に知らせる必要があると思う。

ダムを考え直す

かつては水と電気の必要に対する解決策として歓迎されたダムですが、多くの国におけ る現代の評価は以前より下回っている「代償を上回る益があるという想定はそれほど確か なものではなかった」

今や世界には4万5000を越える超大型ダム(高さ15メートル)が存在するがダム の代償は多くの人がかつて想像していたよりも大きいかもしれないという事を示唆する調 査が増えつつある。主な代償は世界の水系の60%が損なわれた事です。ある誌は次のよ うに指摘しています。「生態学的に言っても河川は攻撃を受けている、水を抜き取られ、水 路を変えられ、汚染され、せき止められ、世界の淡水生態系が悪化することになった。世 界の河川の半数以上がそれぞれ少なくとも一つの大型ダムによってせき止められているの で河川の生態系はダムによって大きくかく乱されてきた、琵琶湖を取り巻く河川にしても 同じ事がいえる。現在9ヶのダムがあり、又新たに8ヶのダムの計画がなされ、もはや完 成したダムや工事中のダムもあり、又、アセスメントしている永源寺第2ダムのようなも のもある。ダムによって様々な問題が浮き彫りになっているにもかかわらず、ダム建設が 進行する国のあり方に大きな疑問を感じる。

日本が戦後目標にしてきた米国もダムの評価に関する見方は変わってきた。

例えば、総数7万5000と膨大な数の大小のダムが国土の河川に散在している米国は 今やダムの廃止及び取り壊しの世界のリーダーとなっている。世界銀行もダム建設計画へ の融資を減らしているとの事である。そんな中、日本がなぜいつまでもダム建設に前向き なのか?世界が変わってきているのに日本がなぜ変えられないのか?いや、変わろうとし ないのか?本来の川のあり方をもう一度考え直し、ダムのない清流をと願う思いがする。

20世紀は人間があまりにも自然を破壊して来た。21世紀は人間が自然を守り育てる 世紀にしなければならない。

大自然のめぐみの水をきれいに未来につなぐのが我々に今、あたえられた義務である。

委	034	大阪府摂津市	如南	道春	個人
---	-----	--------	----	----	----

中間とりまとめにあたって

(3)長期的な視点を含めた検討(-8ページ)

現在より 20~30 年後の社会はどのようになっているのでしょうか?

委員会の先生方は、昭和 30 年以前にご活躍の方が多く、この環境を幾分でも復元させようと考えておられると思います。しかし 30 年後といいますと社会の中枢は、昭和 50 年 (1975 年) 以降に生まれた方が殆んどで考え方も変ると考えます。

琵琶湖の水が汚染されましたのは、沿岸に工場と人口の誘致、農業人口の減少による農薬の使用、高速道路の設置と自動車の増加、IT 化と TV の発達、外食産業とスーパーの発展等、世界第二の金持ち国を目ざした結果と考えます。

それ故、中間とりまとめに記載の変革は、必要と考えますが、後にもどらぬこともあります。30 年後の社会を想定し、例えば浸水対策であれば、浸水地域に家屋を建設する場合、 $0.5 \sim 1.0 \text{m}$ 盛士すること、都市の地下街の入口には $1 \sim 1.5 \text{m}$ の堤防状のものを作ること等、許容すべきことは許容すればどうかと考えます。あまりにも正論ばかりですと画餅になる恐れもあるかと考えます。

淀川水系流域委員会「中間取りまとめ」に対する意見書

【意見の要旨】

淀川水系流域委員会は、その「中間とりまとめ」の中に、以下の内容を盛り込むべきである。

- 1.河川管理者は、現行の治水計画の前提となっている基準(基本高水流量、計画高水流量等)及び利水計画の前提である水需要予測について、流域住民らが議論に参加できるように、その基礎資料や設定手法に関する資料を全て公開し、住民参加のもとで、その手法及び設定値の妥当性につき再検討を行うこと。
- 2.河川管理者は、河川整備計画策定にあたっては、第1項の見直しを含め既存のダム 計画を再検討し、ダムに依らない治水計画案を含む複数の案を提示した上で、住民参 加による議論を行うこと。
- 3.河川管理者は、ダムの与える影響の重大性、不可逆性に鑑み、以上のような検討がなされるまでの間、計画中及び建設中のダム建設事業については一旦凍結すること。
- 4.住民参加のあり方としては、治水、利水、環境その他の分野に関し専門的な知識のない者に対しても、当該争点の対立点(判断における分岐点)を容易に認識し判断することができるよう工夫すること。特に、NPO に対しては、できるだけ多くの NPO に対し、意見を諮問し、これを基に具体的な対話を行うこと。

【意見の理由】

第1 はじめに

- 1 淀川水系流域委員会が設置された経緯
- (1)平成9年度の河川法改正によって、国土交通省は、河川を管理するについて、「河川整備基本方針」(以下「基本方針」)と「河川整備計画」(以下「整備計画」)を定めなければならず、また整備計画の案を作成するについては、学識経験者の意見を聞かなければならないものと定められた。

整備計画には、今後20年乃至30年間の具体的な河川工事の内容が定められることになっており、最も大規模な河川工事であるダム建設も整備計画の中で定められる。

河川法が、このように改正された背景として、これまで河川はもっぱら治水(洪水防止)、利水(水資源の開発)の対象としてのみ扱われ、環境という視点は全く無視されてきたこと、治水・利水は河川管理者が行うべきことであり、流域住民の意見を河川行政に反映する必要はないとされてきたこと、他方において、ダム建設は環境に対する重大な負荷と認識されるようになったこと、長良川河口堰問題を直接の契機として、これまでの河川行政のあり方、特にダムや河口堰などの大規模構造物の建設に関し、手続の透明性や計画の合理性などについて国民から大きな批判が寄せられ、河川管理者は重大な反省を迫られたことなどを上げることができる。

(2)淀川水系流域委員会(以下「流域委員会」という)は、上記の河川法改正をふまえて、近畿地方整備局が淀川の整備計画案を作成するについて、これに対する学識経験者としての意見を述べることを目的として設立されたものである。

そして、淀川の整備計画原案には、丹生ダムその他のダム建設計画が含まれるものと 予想されるところ、上記の河川法改正の経緯と趣旨からすれば、流域委員会の任務の眼 目は、治水・利水及び環境の視点からダム建設計画に対する意見を述べることにあると 考えられる。

2 本意見書の目的

本意見書の作成者(大阪弁護士会)は、同会の公害対策・環境保全委員会を中心として、これまで河川行政のあり方について問題意識を深め、主として環境保全と住民参加の視点から河川行政に対する積極的な提言を行ってきた。

今般、流域委員会は、整備計画原案に対する基本的な考え方を取りまとめた「中間とりまとめ」を作成した。本意見書は、上記の問題意識に基づき、「中間とりまとめ」に対する意見を述べることにより、もっと適切な整備計画原案の策定に資することを目的とする。

第2 河川とダム

1 河川の役割

河川は、「中間とりまとめ」でも指摘されているとおり、山と海を結ぶ回廊としての機能を担っている。

具体的には、山を侵食して土砂を下流に運び、これを河口に堆積させて、海辺の砂浜 やさらに長い期間で見れば平野を形成するという役割であり、あるいは、流域に降った 雨水を集めて上流から下流へ流し、海まで運び、蒸発作用によって再び雨水になった水 を集めて流すという水循環の回廊としての機能もある。

さらには、河川を流れる様々な無機物、有機物が生物の餌となり、その生物がさらに他の生物の餌となるという食物連鎖を通じて循環し、下流に流れたものが魚類の遡上や鳥類によって再び上流に運ばれるという仕組みを通じて一つの自然生態系を形成する場となっている。

2 ダムの弊害

ところが、ダムが建設されると、その工事自体が直接的にダム計画地とその周辺の清流や渓谷といった自然環境を破壊する。また、ダム計画地を棲息の場とする動植物、鳥類の棲息域を破壊し、その周辺の生態系にまで悪影響を及ぼす。

例えば、ダム建設工事そのものによる土砂の流出により、直接的に河川の水質の汚濁 化を招き、河川がもともと有する希釈、酸化、沈降、生物分解等による自浄作用のメカ ニズムを破壊して、河川の水質汚濁化を招く。

また、ダムは、河川の土砂の流れを断つことにより、ダム上流では土砂の堆積による河床の上昇、ひいては洪水位の上昇や洪水範囲の拡大をもたらし、ダム下流では河床の低下とともに海浜への土砂の供給の減少から海岸の浸食をもたらす。さらに、ダム上流部から流掃してきた土砂をダム湖に沈積させて堆砂問題を引き起こす。ダムは、もともと、設計時には計画堆砂量を想定し、100年という使用予定年限が定められているが、実際の堆砂量は計画堆砂量を上回る例がほとんどであり、使用予定年限が来る前にその機能を喪失してしまう可能性がある。

ダムは、水流を遮断し、魚類等の遡上をほとんど不可能にして、上流から下流まで一体となった河川の生態系を破壊する。また、ダムは、それを境にして下流の水温の上昇または低下をもたらすから、その変化によって自然の生態系に影響を与える。水質の汚濁化による生態系の破壊もある。

このように、ダムが河川の生態系に与える影響によって河川に棲息する生物の種が減少し、豊かな生物相が失われる。これによって、また自浄作用が失われ、さらに水質の 汚濁化を招くという悪循環に陥ることになる。

以上のように、ダム建設による影響は甚大であり、しかもこれらの影響は、不可逆的である。一旦ダムが建設されると、原状を回復することは不可能である。

3 ダムは真に必要か

(1) ダムは、従前、治水・利水といった目的をもって建設されてきたところ、このような目的のために建設されるダムが、前述のようなダムの弊害を越えるような目的に適った利益を社会にもたらすのであれば、その建設もやむを得ないかもしれない。

しかしながら、問題は、上記目的にとって真にダムが必要なものであるのか、その

必要性について民主的かつ科学的に厳格な検討がなされてきたかである。

残念ながら、このような厳格な検討はこれまでなされてこなかったというのが我々 の結論である。

(2)例えば、現在の治水計画は、河川砂防技術基準(案)に拠って策定されている。同 基準は、各河川における計画の規模、例えば200年に1回、100年に1回といった 確率の洪水に対処できることを念頭において、いわゆる基本高水、計画高水を決定し、 これに基づいて治水計画を策定することとしている。

ところが、この確率規模の考え方や基本高水、計画高水の設定について、それらが 適正、妥当なものであるのかどうか疑問が出されている。すなわち、これらの数値等 の設定については、民主的かつ科学的な検討がなされておらず、真に適正な基準に基 づいて治水計画ひいてはダム建設が進められてきたかどうかが問題視されているので ある。

また、従来の水資源開発行政においては、水需要が将来にわたって増大するという 予測のもとに、その増大分を確保する必要があるということからダム建設を行ってき た。

しかしながら、多くの水需要予測については実績がそれらを下回っている。そして、 従来の水需要予測は、将来における水需要の増加について極めて過大な数値を設定し てきたのではないかとの疑問が呈されている。

(3)国土交通省(元建設省)は、平成7年度から「ダム等事業審議委員会」(以下「ダム審議委員会」)による見直し(以下「ダム審議委員会方式による見直し」)を開始し、平成10年度からは「公共事業の再評価実施要領」に基づく見直し(以下「再評価実施要領による見直し」)を開始した。

しかしながら、これらの見直しは、いずれも事業官庁が設置したり或いは自ら見直 しを行うという点において、そもそも中立性と公正さに問題があり、また実際に見直 しを行う委員(ダム審議委員会、評価監視委員会とも)の選任手続も、偏頗的或いは 不透明であり、見直しの手法としても客観的かつ科学的な見地にたったものであると は評価しがたいものであった。さらに、見直し手続に住民意見を反映させる制度的保 障も、全く無いか、無いに等しいものであった。

このように、既存の見直し手続は、公正かつ中立な観点から、住民参加のもとに事業の必要性や合理性等について、客観的かつ科学的に事業の見直しを実施したとは評価できないものである。

公共事業は、どのような事業も、国民の財政的負担において、真に豊かな国民生活を実現することを目的とするものであり、ダム建設等の事業においても、全く同様である。従って、ダム建設事業についても、その事業の必要性があるか、更に必要性があるとしても、その事業が弊害を越える利益を社会にもたらすといった合理性を有するかの検討を、民主的かつ科学的な手続において行うことが必要である。

特に、ダム建設事業については、長期化するケースが多く、その過程で社会状況や経済状況は変化していくから、事業計画策定時だけでなく、事業計画策定時から一定

期間ごとに、事業の必要性、合理性などの観点から見直しを実施し、事業の中止も含めた検討を行うことが必要である。

国土交通省(元建設省)が、ダム建設事業について、ダム審議委員会方式による見直しや再評価実施要領による見直しを開始したのも、このような認識に基づくものであろうが、前述のように、これらの見直し手続は適正なものとは言い難く、むしろ事業者の結論を追認するだけの手続になってしまったというのが実情である。

(4)以上の点をふまえ、本意見書においては、ダム建設事業の是非について、判断の枠 組みを提示する。

まず、治水計画の前提である基準(基本高水、計画高水等)や利水計画の前提である水需要予測等につき、その妥当性が科学的、民主的に検討されなければならない。河川管理者は、ダム建設の必要性に対する上記疑問を払拭するだけの十分な資料(基本高水流量や計画高水流量並びに水需要予測等の基礎資料や設定手法に関する資料)を公開し説明を行う必要がある。

その中で、既存のダム計画を見直し、まずはダムに依らない治水計画を提示する必要がある。そして、その他の代替案の検討も含めた議論が、住民参加のもとでなされなければならない。この代替案の検討においては、自然環境に与える影響を最大限に考慮し、経済的な負担等の視点を含め多角的な検討がなされるべきである。

そして、前述したように、ダムの与える影響の重大性、不可逆性に鑑みれば、ダムの建設は慎重に検討されなければならず、以上の検討がなされない以上、現在計画中及び建設中のダム建設事業については、一旦凍結をすべきである。

第3「中間とりまとめ」に対し

- 1 現状認識について
- (1)委員会版「中間とりまとめ」は、「1.現状とその背景」を概括的に整理し、当面の目標である「河川整備計画」を策定する上での「変革の理念」を掲げ、その理念を具体化するものとして、「基本的な視点」「整備計画の方向性」「整備計画策定のあり方」等を順次整理していくという構成をとっている。

しかしながら、この「中間とりまとめ」の現状認識は、全体として現状分析ないしは歴史的分析を徹底せずして、理念を唐突に掲げている感がある。その叙述は、客観的・第三者的過ぎるものがあり、変革すべき「現状」を招いたのは誰か、そのような現状になるのをどうして回避できなかったのか、現状に対する異論が出ていたとすればその異論が何故反映されなかったのか、等について掘り下げた分析がなされていない。変革すべき「現状」を形成した政治的、社会的、経済的要因を具体的に分析し、河川行政の具体化のいかなる段階で変革すべき「現状」に向わせる分岐点があったのかということをえぐり出すことが重要なのである。さもなければ、せっかく変革の理念を掲げても、その理念は十分な現状分析を踏まえない空疎なものとなり、理念の具体化の場面において、時々の優勢な政治的、社会的、経済的勢力によってねじ曲げられることになりかねない。

(2)また、「中間とりまとめ」は、従前の河川工事が真に必要なものであったのか、その 必要性或いは有効性について疑問のある河川工事がなかったのか、を検証するという視 点を欠いている。

例えば、「1.現状とその背景」において、「治水面では、人工的に洪水を調節する一方で・・・その結果、一定規模までの洪水に対して氾濫の頻度は減少した」とするが、その具体的な効果については、何ら触れてはいない。また、「利水面では・・・多くの水を・・・供給することが可能となった」とあるが、これについても、従前の水需要予測と現実とのミスマッチに対する検証がなされていない。

これまでに、あまりにも必要以上にダム・堰等を造ったのではないかといった疑問に対し何ら答えてはいないのである。

2 治水関連

(1)治水計画の枠組み

現在の治水計画は、既述のように、1958年以来、「河川砂防技術基準」(1976年以降は「河川砂防技術基準(案)」とされている)に拠って策定されている。同基準は、各河川の計画規模、すなわち淀川であれば200年に1回程度の洪水に対処できることを念頭において、基本高水(ダムや遊水池などの貯留施設による調整がなければ自然に流下することになる洪水量)計画高水(計画対象規模の洪水、すなわち基本高水が発生した場合、ダムなどで計画一杯に貯留調節されたのちに下流の河道地点を通過する洪水量)を決定し、これに基づいて治水計画を策定することとしている。ここでは、上流のダム群でまず洪水流量が調節されることが当然の前提とされているのである。

(2)治水において議論されるべき内容

前述のとおり、平成9年の改正により、河川法の目的には従来の「治水」「利水」に新しく「河川環境の整備と保全」が加えられた。この背景には、戦後、高度成長期以来のほんの数十年の間に、我が国のほとんどの河川がその渓流を破壊され、流量を減らされ、清流と豊かな河川生態系を失い、単なる濁水路と化してしまったことに対し、80年代後半頃から、その元凶が上流のダム群の存在であることが認識されはじめ、無駄なダムや河口堰建設に対する住民の反対運動が盛り上がったという世論の流れがあった。河川法改正は、従来の「治水」「利水」しか考えない河川管理の在り方に「河川環境の整備と保全」からの反省を迫る社会的意思決定だったのである。

流域委員会は、整備計画案に対する意見を言う改正河川法上の機関であるところ、 そこで治水計画を論じるとすれば、従前の治水計画において、合理的な根拠に基づいた計画が立てられてきたか、河川環境保全を蔑ろにした行き過ぎはなかったか、ひいてはダムや堰の是非についての議論が期待されているのである。前記のとおり、現行の治水計画の枠組み(河川砂防技術基準(案))では、計画規模(確率年のかたちで決定)から先ず基本高水を定め、これを上流のダム群で貯留して洪水調整し、これを前提として計画高水が定められる。従前の治水計画では、基本高水、ダム、計画高水の 全体が、治水システムとして機能することが期待されており、一体のものなのである。 従って、従前の治水計画を見直すということは、ダムの要否の議論を避けて通れず、 ダムの是非を問うことも、必然的に基本高水、計画高水の設定の合理性(設定手法や 基礎数値の妥当性など)について検証する議論を避けて通れないのである。特に、現 行の基本高水の決定方法については、不確定要素が介在することが避けられず一義 的・客観的にその数値を決定することはできないとの指摘があり、その合理性につい て検証が必要である。

なお、改正河川法では、基本高水や計画高水は河川整備基本方針で定められ、流域 委員会は同基本方針の下位計画である整備計画にしか意見が言えない関係となってい るが、本河川管理者の態度は、基本高水や計画高水についても流域委員会の意見を反 映して策定するものと表明しており、これらを議論するについて支障はないはずであ る。

(3)中間取りまとめについて

今回の中間とりまとめ(委員会版)では、「4-1(1) 洪水防御の基本的対応」として、従来の「目標とする洪水流量に対して無害とすることを目指し」た政策から、「ある程度の越水を想定する必要があり」「これに対応した社会制度上の対応上の検討が必要と考えられる」方向へと、治水理念の基本的転換を謳ったことは、前述の河川法改正の趣旨に添うものとして大いに賛意を表したい。

しかしながら、他方で具体的な整備内容となると、「施設による対応」として「洪水処理についてはそれぞれの地点で洪水処理目標を設定し、河道改修、遊水池、ダム等の対策を検討する。」(10頁)として、河川法改正の契機となったダム等について特段の反省も無いようであり、従前の治水計画の基本マニュアルであった河川砂防技術基準(案)と基本高水および計画高水については、まったく触れられていない。抽象的な理念転換は謳うものの、現実の河川整備内容は従前どおりということになりかねない。なお、ここで「それぞれの地点で洪水処理目標を設定」というのは、計画高水を長期目標としたうえでの当面数十年の中期目標値の設定ということになろうが、これも従前どおりの計画高水を前提とする点で目新しい施策とはなり得ないし、かえって計画高水が達成できなくとも、同洪水処理目標をクリアしていれば堤防整備は、完了」ということになりかねない。

確かに、基本高水や計画高水をどれだけ高く設定しようとも、超過洪水のおそれは 絶無にはなり得ない。「目標とする洪水流量に対して無害とすることを目指し」た従前 の政策は、その意味では不可能の追求であった。しかし、そのことは、基本高水や計 画高水についての議論が無意味であることにはならない。従前の治水目標に行き過ぎ がなかったかといった疑問は、すなわち基本高水の設定値の算出の不合理性、ひいて はその設定値が高すぎるのではないかということを意味するからである。前述のとお り、改正河川法の趣旨は、環境の観点から従前の治水計画に反省、譲歩を迫るもので あるが、これを具体的に議論しようとすれば、まず、そもそも基本高水や計画高水の 設定が合理的な算出根拠に基づいてなされているか、むしろ高すぎる数値を設定して いないか、といった議論がなされ、その上で河川環境保全との折り合いを付ける基本 高水や計画高水はどの程度であるか、といった議論を行わざるを得ないはずである。 例えば、脱ダム宣言で有名になった長野県の治水・利水ダム等検討委員会でも、基本 高水・計画高水等の議論がなされた上で、「ダムを建設せずに河川改修を行う」案を答 申している。

(4)流域委員会が提言すべきこと

基本高水や計画高水の議論は専門的であるが、決して素人に理解できないものではない。多くのダム反対住民運動では、素人である住民が、河川管理者を向こうに回して基本高水や計画高水の議論をしているのである。ただ、そこでは、しばしば必要な基礎資料が公開されない。流域委員会は、基本高水や計画高水の設定値等を決める委員会ではないが、河川管理者に対し、基本高水や計画高水の設定手法並びにその根拠(実績降雨などの基礎資料や算出の過程、カバー率など)について、素人にも判りやすい情報公開をすべきこと、基本高水や計画高水の検討にあたっては住民意見を反映すべきこと、などを提言すべきである。

また、その基本高水や計画高水の検討に際して、それは前述のとおり、従前の治水計画に環境保全の観点からどの程度の譲歩を迫るかというものであるから、その基準を理念的に明示すべきである。特に、ダム・堰については、前述のとおり河川法改正の経緯において、河川環境破壊の最たるものとして社会的に認識された治水施設である。治水施設としては、他に、堤防、護岸水制、床止め、などがあるが、これらに比べてダム・堰、は河川流水を分断し、河川環境にとって基本である上下流の循環を阻害する点において、他の治水施設とは比較にならないほどの河川環境への影響を生じさせる。よって、『ダムの建設は、やむを得ない治水の必要がある場合で、かつ、他に同様の治水目的を達することの出来る手段のない場合に限られる』、あるいは、『同じ治水の必要がある場合の治水施設の選択順位としては、ダム・堰の建設は最下位とする』など、安易にダム・堰の建設をすすめ、その必要性として治水が持ち出されてきたことに対する反省が明示されてしかるべきである。この点に関し、淀川部会版が「ダムによる洪水調整は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。」(11頁)としていることについて、大いに評価したい。

そして、以上のことを整理して河川管理者に対して具体化な策定方法として提言するなら、それは河川整備計画(基本高水と計画高水の策定を含む)の策定において、計画アセスメントの実施を求めることになる。具体的には、基本高水と計画高水の数値を含めた治水計画の複数代替案の住民への提示を河川管理者に求めることである。

特に、ダム・堰との関連において議論されるべき内容は、

- ・そもそも、現在決定されている各河川の計画規模が妥当か、すなわち、200 年確率の設定が必要かどうか。
- ・現状の基本高水と計画高水の設定値は、河川砂防技術基準(案)に則っている か、例えば、カバー率が必要以上に高く設定されていないかどうか。 建設中止となった紀伊丹生川ダムの場合は、紀ノ川流域委員会において、住民

側から河川管理者の治水上の必要論は同基準に違反していると指摘されていた。

- ・現状の基本高水と計画高水を前提としても、ダム・堰によらない洪水処理は可能か。
- ・現状の基本高水と計画高水に対してダム・堰を建設しないとした場合に、予想 される越水の具体的状況(箇所、越水量、浸水範囲など)

などのレベルが考えられるが、これらを考慮した評価項目に基づく複数代替案の比較 検討によってはじめて、基本高水と計画高水の在り方とダムが真に必要であるか否か、 超過洪水への対応の必要、などが素人にも判りやすく示されるものと考える。

流域委員会が、越水の可能性を前提に超過洪水への対応として、「 ソフト面の対応」や「 土地利用のあり方」などを提言されていることは、大いに賛意を表するものであるが、これらは現状の基本高水と計画高水の見直し、計画中あるいは既に在るダム・堰の治水上の真の必要性、が充分に議論されてはじめて、その意義が社会的に理解され、受け入れられるものと考える。

3 利水関連

(1)従来、河川は、単に水資源の供給源として捉えられてきた。人々は、水を使いたいだけ使い、使い捨てにし、特に戦後の高度経済成長期には都市用水、工業用水の需要の激増に応えるために、日本中に次々とダムが建設され、本意見書第2に述べたような弊害をもたらし、水の循環を断ち切り、河川の荒廃を招いた。

この度の「中間とりまとめ」は、このような過去の反省に立ち、水が有限であるとの 認識に立って水の需要を管理しようとの考え方を導入している。

この「水を有限な資源として認識し、要請される需要への対応を主眼とした利水のあり方から、水の需要を管理するという考え方を導入していくことが重要である。」(委員会版11頁)という転換の方向は、評価されるべきである。

(2)その上で、中間とりまとめは、水需要予測の見直しについて触れている。

水資源行政は、従来、将来の水需要予測を立て、これを確保するためのダム建設等の 水資源開発を実施するというやり方で行われてきた。しかし、実際の水使用実績は、こ れらの予測を下回ってきており、特に1970年代以降は、水需要の伸びは鈍化し、今 日では水需要の大幅な増大は考えられない時代になっている。それにもかかわらず、従 来の高い伸び率をもとに需要予測を行っており、水需要予測と水使用実績は大きくかけ 離れたものとなっているのが現状である(詳細については、後述参照)。

中間とりまとめは、「現状では各事業主体による要請を単に積み上げて流域全体の需要を考える方法になっており、今後は、水需要予測について見直しが必要と考えられる」(11頁)としているが、そもそも、まずこの水需要予測に関する見直しの必要性について、何故必要となるのかを詳しく検証すべきである。

上記のような現状をふまえて水需要予測の見直しの必要性を指摘するのであれば、何故、従前の水需要予測と現実の使用実績との間にミスマッチが生じたのか、その原因を 徹底的に検討しなければならない。その上で、水需要に対する科学的、合理的手法に基 づく検証と需要管理という観点に基づく検証を行い、現在ある利水量を前提として、水 資源開発の必要性が改めて検討されなければならない。例えば、淀川部会は、「上水道、 工業用水、農業用水、発電用水の使用実績を正確に把握したうえで、科学的合理性を持 って説明できるような水需要予測を行う。」(淀川部会版14頁)としているが、従前の ミスマッチに対する原因の追及の姿勢に欠けている。

さらに、現実に生じているという渇水の対策についても、安易に水資源の開発が必要であるとの結論に至るのではなく、過去の渇水の原因として何が考えられるのか、放流のルールに問題が無かったか、水利権の調整がなされたことがあるのか等についても、検討する必要がある。

このような点を基にして、今後これ以上の水資源開発事業が真に必要なのかどうかが 検討されるべきである。また、変化するライフスタイルに対応するためにも、数年ごと に水需要予測を検証し、修正するシステムの導入が不可欠である。

(3)ところで、社会・経済情勢が変化してきている現在、河川ひいては水は公共のもので、 かつ循環するものであり、新たな水需要に対してはその必要性も十分吟味しながら、合 理的に調整・配分し、節水循環型の地域社会を作っていく視点から、水利権の合理化・見 直しが図られるべきだが、「中間とりまとめ」にはこの点についての記載が不十分である。

許可水利権に基づく水利用については、流水占有許可の審査、占有許可更新の審査において、適正な必要取水量が確定できないまま、実際の取水量から乖離する取水量で許可・更新されている事例が報告されている。慣行水利権に基づく水利用についても、取水の実態が把握されていない例が多い。河川の水利用の適正な管理のためには、許可申請者に使用水量の算出根拠資料等を規定どおりに提出させる等、実際の取水量の把握が不可欠である。

さらに、有限な水を有効に活用するためには、利水関係者と河川管理者との間において、日頃から水使用実績や三井用水の状況等利本情報を共有するようにつとめ、未利用水がある場合の用途間転用を推進していくことが重要である。

(4)このように、水需要予測が適正に見直され、かつ、節水対策、流水の合理的活用、 雨水、地下水、下水・雑排水の再利用等その他の水資源の利用が積極的に進められるな らば、新たな水資源開発事業の必要性は乏しいのではないだろうか。

中間とりまとめは、もう一歩踏み込んでこの点を明言してもよいのではないか。

本意見書第1に述べたとおり、淀川流域委員会の任務は、治水・利水及び環境の視点からダム建設計画に対する意見を述べることであるが、利水の面からはその必要性はないに等しく、むしろ、森林の保護、育成等環境面への配慮が、河川の再生ひいては豊かな水の享受に不可欠である点を指摘するべきである。

- 4 計画策定のあり方、計画推進のあり方
- (1)計画策定のあり方

住民意見の反映

河川の管理については、住民の間においてもさまざまな視点で捉えられ、多様な意

見が寄せられるところ、計画策定にあたっても、これら住民の意見を反映させるべく、 さまざまな立場の人々の幅広い意見を聴取しなければならない。

この点については、中間とりまとめにおいても指摘されているところであるが、問題となるのはその具体的な方法である。中間とりまとめにおいても、若干、例示されているが、その方法については確立されたものはなく、これらに加えて、多様な方法を試みることによって、多様な住民意見を吸い上げるよう努力すべきである。

特に、治水面、利水面においては、計画案によって不利益を被る特定の流域住民が 出てくる可能性が大きいため、このような不利益を被る特定の流域住民に対しては、 個別に(サンプリングすることはやむをえないが)意見を聴取することが必要と考え られる。

また、個々の住民からの意見聴取には限界があると考えられるところ、一定の意見を集約した形で持つ NPO からの意見聴取を重視すべきである。

さらに、住民意見の反映という点については、流域住民において、重要かつ深刻な 意見対立が存在する場合には、関係流域住民全体に対して直接意見を問う住民投票の 実施も排除すべきでない。

関係行政機関などの意見の反映

河川整備計画の決定にあたっては、河川法 16 条の2第5項にあるように「あらかじめ、政令に定めるところにより、関係都道府県知事または関係市町村長の意見を聴かなければならない」とされている。

本来、河川整備計画自体が、流域住民の権利に重大な影響を及ぼすものであるから、 流域住民の理解と承認が必要とされるべき事項である。他方、関係自治体の首長の意 見は、間接民主制のもと、一定の流域住民の意見を反映するものと解し得るところで ある。このような性格を考慮すると、河川法では、計画決定の前に、首長の意見を聴 取する形をとっているものの、計画策定のプロセスにおいて、適宜、意見を聴取すべ きである。

計画アセスメントの実施

はじめに、計画案ありきという形での進行に陥らないためにも、当初より、住民意見などを踏まえて、代替案を設定することが肝要である。この場合、中間とりまとめで述べられているように費用対効果、環境への影響、社会的影響、実現可能性など、さまざまな角度から検討が加えられるべきである。

そして、既述のように、その必要性の議論を踏まえ、例えば自然環境保全のために は「何もしない」という選択肢も考えるべきである。

情報の開示

計画策定に関する情報を包括的に提示すべきことは、住民からの意見聴取に際しての当然の前提である。

情報の開示にあたっては、情報を包括的に開示するとともに、前項のように多面的な評価を加えた上で、計画案(代替案を含む)のメリット、デメリットを明確にすることに留意されなければならない。

このように、計画策定のプロセスを通じて、透明性を高め、住民の意見が反映できるような制度作りが求められる。

以上により、中間とりまとめにおいては、計画策定のプロセスをガラス張りにし、 広範な住民意見を聴取する方法を数多く用意し、NPO などを通じて意見聴取する方 法を検討すべく配慮すべきである。

住民意見の聴取方法として、試行錯誤のもと、節目、節目での意見書の募集、説明会、公聴会、聴聞会の開催を実施し、アンケート、インタビューなどの手法をもって、 様々な流域住民を対象に行うことを求めるべきである。

また、NPO に対しては、計画策定にあたって意見を諮問し、これを基に具体的な対話を行うことを検討すべきである。

さらに、関係行政機関からの意見聴取では、関係都道府県知事または関係市町村長は、議会に諮った上で、計画案に対する意見を表明することが、望ましい。その場合、計画案の原案の段階で、意見聴取することはもちろんのこと、一歩進めて、代替案を含めた当該計画案の賛否を明確に求めるべきである。

次に、情報開示の際の留意点として、住民に対してわかりやすい情報を提示するという意味で、治水、利水、環境その他への影響について、専門的な知識のない者に対しても、当該争点の対立点(判断における分岐点)を容易に認識し判断することができるよう工夫すべきである。

また、計画案の実施によって個別具体的に不利益を被る可能性のある特定の流域住民に対しては、積極的に情報の提供を行うべきである。

さらに、情報の開示の時期についても、時機を失することなく、常に、意見を聴取する前に実施されなければならない。

(2)整備計画推進のあり方

河川整備計画においては、治水、利水、環境の各々の観点から、これらを具体化すべく事業計画が盛り込まれることが予定されている。これら事業計画については、計画策定段階において、その必要性、許容性、相当性などを多角的に検討し、決定されるべきことはもちろんのことであるが、決定後についても、常に計画を見直す姿勢を堅持し、必要があれば、柔軟に変更さらには中止を決定することが重要である。

従来、公共事業については、社会時勢の変化や国民の意識の変化から見直すべきであるとの意見があるにもかかわらず、動き出したらとまらないものとして、問題視されてきた。一度、事業計画が決定されるとその後、状況の変化などにより、必要性、合理性を欠くと判断される事業についても、見直しが行われず、問題が指摘されつつ、事業が継続されるケースが少なくない。しかしながら、このような合理性のない事業については、近時、行政内部からも是正勧告される状況となっている。

このように、事業計画決定後においても、その事業の合理性などをチェックする制度を確立すべき伏況になっているものと認められる。

昨年7月に総務省が行った「水資源に関する行政評価・監視」及び「同行政評価・ 監視結果に基づく勧告」は、水需要の実態を踏まえ、水資源開発基本計画の策定状況 などを調査し、関係行政の改善に資するために実施されたものである。ここで報告されているところによれば、水道用水、工業用水ともに現行計画(水資源開発計画)における需要見通しと需要実績との乖離状況は直前計画におけるよりも縮小傾向にあるものの、需要見通しと需要実績が乖離していることが明らかにされている。このことは、直前の計画における需要見通しと需要実績との間に乖離があるにもかかわらず、十分な見直しもないまま、現行計画へ移行したということを示すものである。

すなわち、総務省行政評価局作成の報告書によれば、淀川水系における水資源開発基本計画(通称「フルプラン」)の第 次計画(昭和 56 年 \sim 昭和 65 年)の工業用水の需要実績は、需要見通しのわずか約 48%であったにもかかわらず、全部変更を行った第 IV 次計画(平成 3 年 \sim 平成 12 年)においても約 50%にとどまっており、いずれも見通しから実績が大きく乖離しており、十分な見直しのないまま再び需要見通しを見誤ったといわざるを得ない結果となっている。

また、情報の開示という点から見れば、フルプランの全部変更を行った際の国土交通省が国土審議会に提出した資料には、水道用水および工業用水について、需要見通しの積算方法や積算のための基礎係数も示されておらず、さらには、需要見通しと需要実績に乖離が生じている場合の原因分析に関する資料もない。つまり、基本計画の本文などについては公表されているものの、前計画の見直し結果については、公表されておらず、そのプロセスたる推計方法については、基本的な数値は公表されているが、推計式を含む推計手法について公表されず、関係数値を含む必要な数値、使用した数値の算出根拠及び出所も明らかにされていないのである。したがって、需要見通しの積算の過程は、ブラックボックスの中にあり、前計画の見直しが実施されたか否かについても明らかでないまま、国土交通省は、批判にさらされることなく、フルプランを変更し、事業の維持拡大を図ってきたものと認められるのである。

このような調査結果から、前記勧告も指摘するとおり、国土交通省は、フルプランを変更するにあたっては需要見通し、供給目標などと実績を的確に把握し、計画と実績が乖離している場合には、この乖離の原因を十分に分析し、計画を総括的に見直してその妥当性について評価するといった、総括評価を実施し、おおむね5年を目処に計画の達成度について点検を行い、必要に応じて計画の変更を行うべきである。また、需要見通しについてその推計方法が的確であったかを検証し、さらには、これら推計方法といった計画策定のプロセス、あるいは見直し結果を公表し、透明化を図るべきである。

以上のことは、水資源開発基本計画の策定、変更において指摘されていることであるが、このような指摘は、国土交通省の河川管理における河川整備基本方針及び河川 整備計画の策定においても妥当するものである。

河川整備計画においては、河川整備基本方針の具体化として、当然に、事業計画が 盛り込まれるところ、当該事業計画の評価として、前述の利水面はもちろんのこと、 治水面においても、定期的にそのプロセスを含めた原因、結果の検証を行い、これら の結果を公表して透明化を図ることによって、国民の批判に耐え得るものとすべきで ある。

以上の点を考慮し、河川整備計画策定にあたって、上記のシステムを盛り込むべく、 具体的に提言されるべきである。

流域委員会が、「6 - 3 実施結果のフォローアップと見直しと順応的管理」(委員会版 18頁)としているのは、大いに賛意を示したい。その上で、従前「見直し手続き」と称されるものが全て不充分なものであったことを重視し、常に計画を見直す姿勢を堅持し、必要があれば、柔軟に変更さらには中止を決定するという方向性を強調すべきである。

淀	036	京都府相楽郡木津町	経済建設部	都市計画課	自治体

淀川部会中間とりまとめ

2 - 2 計画・施策の考え方などの変革 ページ - 2 - 9

この中間とりまとめの中で基本となっているのは、やはり安全な川(治水)だと思われる。ただ、完全に安全な河川はなく、破堤しない堤防を作った上で、住民に越水による被害は甘受してもらうという考え方は理解できる。

しかし、破堤しない堤防を具体的にどう造っていくのか、そういう堤防づくりは本当に可能か、可能としても何十年も時間を要し、莫大な費用が必要となってくるのではないか。 もっと具体的に表現してほしい。 【淀川水系流域委員会中間取りまとめに対する(意見)】

2002年7月

1 治水の現状についての意見

まず、高時川沿川の治水整備状況は不十分である。

治水対策は、人命・財産を自然災害から守り、人間生活、地域社会の存続を可能にするために、もっとも優先的に整備されるべきである。

最近における高時川は渇水期には完全に干上がり、農業用水はもとより伏流水で飲料水を求めている沿川住民にとっては、極めて不自然な状況に置かれている。

また、当地域の沿岸は全国的にも特異な「堤外民地」が多く、耕地として利用されているが、一旦大雨が降ると急激に増水し、その度に民地が流失するなど大きな被害を被ってきている。

こうしたことから高時川沿川の治水対策は緊急の課題になっており、淀川水系における 『丹生ダム』の早期完成が治水、利水と併せて河川の環境整備に不可欠なものと確信して いる。

2 渇水対策についての意見

古くから井水をめぐり川の水を血で染めた琵琶湖北部の水争いは、近年湖北農業水利事業の竣工でようやく緩和が図られ、現在進められている国営の飯浦揚水第二期事業により水利用はさらに改善されようとしている。 しかし、これは農業用水確保に対する最低限の改善であり、毎年、長期にわたり河川に水が無く瀬切れしている極めて不自然な状況が改善されるわけでもない。

さらに飯浦から揚水循環せざる得ない状況は、琵琶湖の循環にとってもよくないと言われている。

生活用水については、近年の目覚ましい生活様式の変革により、渇水時に住民の意識変革だけで「節水行動」を促すことは今や現実問題として難しい。

生活用水や農業用水の確保、さらには大洪水から生命財産を守り、河川として自然な状況を与えてくれる『丹生ダム』の早期完成を、沿川住民は心待ちに切望している。

3 河川環境の保全・整備についての意見

河川の環境保全・整備については、自然との共有も必要であるが、渇水と洪水を繰り返している当地域の河川現状を見たとき、「治水、利水、環境」に配慮した『ダム』を一日も早く建設し、まず安全と安定、安心する河川整備を行い地域住民と共に川の環境整備を整えていきたい。

「山地に降る雨が貯えられながら、安定した水量が川を流れ、下流に住む人々や生物を 潤す」そのような川づくりを求めていきたい。

具体的には、河川清掃による親子のふれあい事業や、水辺体験学習など地域の住民が河川でしか体験出来ないものをつくりあげていくことが必要と考える。

委 038 大阪府	哥豊中市 川勝 威	個人
---------------	-----------	----

委員会中間とりまとめ 4 - 2 利水 page - 11

下水道に関する記述がほとんどない。河川の汚染対策として下水道整備は重要であるのにもかかわらず無視されている印象である。

4 - 2利水、4 - 3下水道、4 - 4利用といったように下水道に関する項目を設けるべきである。建設省内部にも河川環境課が設けられているのが何よりの証拠である。下水道は都市局に属しているが、そのようなことは形式であって、河川局はもっと下水道事業を支援すべきである。3 - 2 (page - 7)において「流域全体」という表現がある。これは下水道を意味していると思われるが、具体的に湖南中部センターが、草津地区の汚水を浄化して、脱リンまで実行する必要がある等を記述すべきである。すでに南湖は富栄養化が始っていて上水道用水源として劣化が著るしいことを明確にすべきである。公表しないから市民は知らないのである。

琵	大阪府枚方市	脇田東	[作	個人
---	--------	-----	----	----

琵琶湖部会中間とりまとめ (3)利水面 ページ - 1 - 6 琵琶湖を水源とする逆水灌漑システムも多数建造された。

琵琶湖周辺の農業の利水は、琵琶湖からのポンプによるくみ上げに依存していると聞く、このことは、どう考えても、最も大きな汚染の原因を作り出していることにならないかと思う。今日無農薬による稲作は考えられないし、水は上流から下流へ流すことは最も基本的なこと。従って、これらの規則についても考慮してもらいたい。

委員会中間とりまとめ 1.現状とその背景 page - 3 7行目より

「水質の悪化、生物・生態環境の劣化、人と川との係わりの希薄化などの問題が生じている」

→ 以下のように変更する。あまりにも vague である。

『水質の悪化(現在においては主として生活関連による原因による)が進行し、その結果魚類や水棲生物の減少・異常が発生し、同時に栄養源である窒素・リンが増加したために植物が河道に繁殖するなどの生態変化がおこった。これに対しては下水道や浄化槽の整備が必要である。又河川水を灌水資源と考えてコンクリート製の施設を多く建設するなどして水質保全・生態系保全の視点が欠けていた。』

[主旨・変更の目的]

主旨はあくまでも河川汚染が第一義的、又は最重要課題であることを明示し、その対策として下水道等(特に上流の公共下水道、流域下水道)の重要性を基本として明示することである。

琵琶湖水質改善への意見及び提言

1.はじめに

中間取りまとめ(020514版)を通読しての意見を述べる。

考えが大自然重視の視点に立って、論点を述べられており、同感なところが多い。(全文共通)

2. 意見

対策案として、人工的親水護岸を始めとして、人工的なものを排除し、自然回帰方式を強調しているが、生態系の保全、復元に効果あるなら全面的に拒否することは必要ない。古来より行われている蛇籠のような知恵は、今でも立派に通用する。ドイツが南方の国々の強靭な繊維材を使って人口護岸材としていることは、参考に値する。

3.提言

3-1 生物棲息原点

水辺の環境面では、生物の棲息の原点として「土、水、空気」が充分にあることを満 足することであり、この原点に戻って河川、湖沼の水辺の対応を考えたら良い。

3-2 安全と環境の調和

水防安全対策に強大なコンクリート堤防が必要とされる場合もあるが、3 - 1の原点 は必ず守っての話である。よく、安全第一として3 - 1の状態が崩される場合がある が、ドイツでよく行われている近親水護岸を参考とすればよい。近年、淀川河川流域 でもこの方式に大分近づいているので、琵琶湖及び流入河川流域の水辺もこのように することが必要であろう。

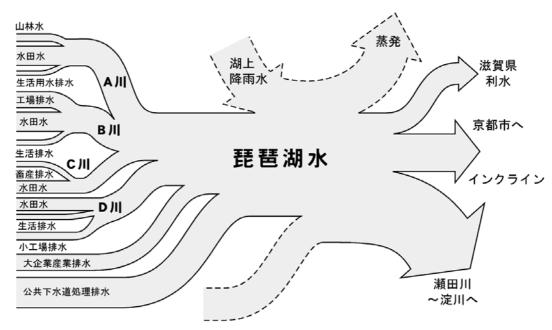
3 - 3 ヨシ原の増殖

琵琶湖には古来より、ヨシという水質浄化機能抜群の植物が繁茂している。水質浄化に効果的水草「ホテイアオイ」に比べても格段の浄化機能がある。減少しているヨシ群生区域をこの際再現して、風情のある且つ、浄化度の高いヨシ原を大いに増殖することを提言したい。

3 - 4 汚染負荷の定量的標示

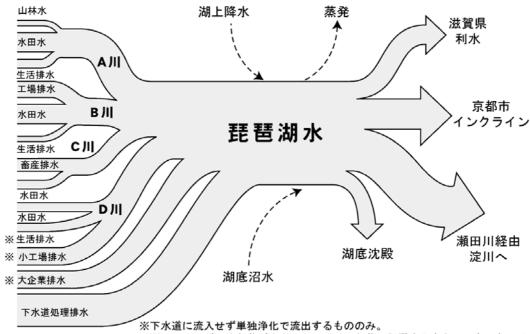
琵琶湖に注ぐ水は、湖上の降雨水、河川水、及び湖底湧水であろう。これらの流入水の原点は降雨水及び湧水等、大自然の水を除くと、山林、田園、生活排水、産業排水、及び下水処理水(生活排水を含む場合もある)である。これらの水量、水質を一枚のチャートにまとめ、いわゆる水フローチャート、水質バランスシートを作る。このことで、琵琶湖汚染の寄与率が明確となり、対策の重点が行政及び住民に周知され、共通の認識をもつ。滋賀県での対策には、住民と協働作業が絶対に必要であり、この為にも上記情報を公開することを望む。(参考チャート付)

1 水量マテリアルバランスシート (m³/年)



2 BOD物質(kg/年)

(CDD、SSアンモニヤ分等)



どこの河川が汚染負荷が大きいか、又その負荷に影響する度合いの高いものは、 水田水か、工場排水か、畜産排水か生活排水かが河川毎明確となる。 私は、大阪市東淀川区に古くより居住して居り、淀川ゴルフクラブへは以前のロングコース時代よりプレーをして居ります。

委員会で中間とりまとめがされ、ゴルフ場について正当な評価がされていない様子です ので、一言申し上げたいと思い意見を書きました。

ゴルフは無理な苦痛をせず楽しく出来るスポーツとして高齢者には、最適と思って居ります。

私は、趣味で絵を描いて居りますが、どうしてもたまに身体を動かす事が、健康には良いと思って居ります。

淀川ゴルフクラブはパブリックコースとして最古であると聞いて居りますが、以前より 営業姿勢としては開かれた市民のゴルフ場として一貫してやっていると思います。どうぞ 我々の楽しみを取らないで貰いたいと思います。

又淀川ゴルフクラブは安くてプレーが出来る一般大衆には是非必要ないこいの場であると思います。我々にも特に地元の人間にとって、長年プレーを楽しんできた利用権があると思いますが如何でしょうか。

もう1つ淀川ゴルフクラブは近畿にて唯一の無農薬ゴルフ場であるという事です。その せいか野鳥が多く見かけられ、むしろ自然が存在している貴重な場所と言えるのではない でしょうか。私は、そういう所を絵に描くのが大好きです。

どうぞ私のささやかな楽しみを奪わないようお願いします。

委 043	大阪府豊中市 川	勝 威	個人
-------	----------	-----	----

3 - 2 基本的な視点(2)社会的な視点を含めた検討 (page - 7)

私は「川には神が生棲している」という、古めかしい概念を取入れたいと思っている。 水というものは資源でもなく、あくまでもすべての生物の生命の原点であることは誰しも 知っていることであるが、物質主義世界の最大の欠点である、すべての物を物質と考えた ところにある。水は人間のためにのみ存在するのではない。水は社会の所有物又は社会的 存在であって、それも人間社会のためのみのものでない。そのような観点から「名水百選」 (環境庁制定)と相通じるものがある。「名水百選」は単に水系汚染防止のモデル又は理想 として決定されたようだ。しかし、水のもつ多様な機能を念頭におくと、更に一層高い理 念を持った「水の神様」という概念の必要性を感じる。京都の鴨川の最上流の雲ケ畑には「水 の神」が祭られている。奈良にはみまくり神社(水分神社)が数ヶ所ある。委員会の中に は「水の神様」というと笑う人もいるかもしれないが、そのような人こそ物質主義にとら われて、水を溶媒としてしか考えていない人で、このような委員会の委員としては不適当 な人だ。「水のありがたみ」は人間社会が感じなければならない現在においてこそ、古代人 が「水のありがたみ」を感じて神様が住んでいると考えた感覚を取戻す必要がある。平安 時代に京都に赤痢(水系伝染病)が発生すると、天皇陛下は雲ケ畑の水の神様を訪ね、(大 がかりな行事であったという)病気が鎮まることを祈願したという。現在の生活スタイル 水を自由に好きなだけ使用して、汚れた水を棄てる という社会を変える意識を国民に 持たせるには奈良時代、平安時代という古い時代に我々の祖先が水を大切にしたその心を 現代に受継いで河川の現代的問題を解決するために国民の意識を変える手段として、「水の 神様」に再出動を願えないものだろうか?滋賀県庁の琵琶湖環境部では確か「ドナウ河」 の美しいイメージ(現在ではドナウ河もずい分きたないらしいが)をPRして「水の大切 さ」を県民に訴えられていたが、もっと高い理念の「水の神様」を取入れたいと思ってい る。

この概念は人間の意識 (大量消費という) を変えるためのものであり、洪水制御とか発電とかのような目先の国土省の施策には直接関係ないかもしれないが、国民のライフスタイル(大量消費)を変え、上水道水源であるビワコの湖面でモータボートを走らせ、あとのことは全くおかまい無しという悪い習慣を変えるためのものである。

しかし、この「水の神様」のコンセプトをどのような形で記述するか、十分な表現法が 分らない。

川への感謝、恩恵への認識、危機意識 (page 下 - 8) といった所にいれられるべきであるう。

全

中間とりまとめに対する意見について

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に対する意見につきましては下記の通り提出致 します。

1,治水の現況について

現在の河川、特に治水の面では、まだまだ地域住民が安心して生活できる水準にま で整備が出来ている状況とはいえない。本町の東部を縦走する一級河川「大川」にあ っては天井川であり、破堤や越水の危険性が非常に高い。これの整備については、全 体計画 L=3.9km のうち L=1.7km が着手の目処がついたばかりであり、今後の区域に ついては人家連担地もあることから多自然型護岸での設計において今まで同様の事 業展開が望めるのか不安もある。

一方、現況の各河川においては、上流部からの流出土砂の堆積が著しく、有効な処 理方法がないことから、これの処理が治水上、重要な課題となっている。

また、防災上の言葉で「自分の身は自分で守る」といわれるように、日頃から住民 参加による川づくりと情報開示を推進し、河川に対する親しみと憩いまた責任の分担 を求める努力も必要である。

2 , 渇水対策について

生活用水については、常時、節水行動の呼びかけを行っているが、近年、農業用水 に対しては、今日までの圃場整備にあった用排水分離の考え方から、再利用の考え方 が芽生え、これに対する積極的な補助制度が必要ではないかと考える。

また、森林の持つ公益的機能、特に水源涵養機能は渇水対策の上においても、また治 水対策の上においても重要であり、森林の健全な育成・管理は重要な課題である。

3 , 河川環境の保全・整備について

河川法により住民の河川利用について厳しく規制している一方で、河川愛護と称し て地域住民のボランティアにより河川環境の保全を行っているのが河川行政の実情 である。しかし地域住民のボランティアによる河川愛護作業にも限界があり、また刈 草の流出による漁業への影響等の問題もある。今後においては河川愛護作業の方法の 検討が必要であるほか、継続した活動を意識してもらうためにも活動助成を検討する 必要がある。さらに、河川整備計画には住民参加を求め、河川に対する問題意識を日 頃から持たれるようなPRをすることも必要であり、同時に河川に親しみと憩いを感 じ、行きやすい、利用しやすい河川環境を作ることも必要である。

本町では水質保全に向け、100%下水道の完備を目指し、ようやく人家連担地にお いては農業集落排水事業により下水道事業は完了した。今後、これの維持管理に当た り、各処理場の統合は必至であり、これに対する有効な補助制度の創設を求めている。

琵	045	滋賀県彦根市	上野	やす子	個人
	0 10	144 2 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1		, , ,	III /

琵琶湖部会中間とりまとめ - 1 - 5ページ (1)環境面

環境への無視(市長さんも知事さん)選挙前の新聞に琵琶湖に関係した質問に反対とも 賛成ともことばをにごす答弁、琵琶湖を観光地にする必要があるのか、それとも、京都、 大阪から琵琶湖開発事業にどれだけの金額が入金されているのか、滋賀県はもう公開する 時代になって県民一人一人が考え昔の特産物のホンモロコ、ニゴロブナ、鮎など安心の出 来る生活、また、飲料水になる水と考え、これからの問題は環境への未来を考えて、大阪 や京都からもっと重圧をかけ開発事業団への公開を待っています。

先日琵琶湖一周した時マナーの悪い若者が多くびっくり致しました。

個人

委員会中間とりまとめ(020509版)への意見・感想です。

- 1.「現状とその背景」について大変よく理解できました。
- 2.「流域整備の変革の理念」 ページ 5) 「ここ数十年の治水や水資源開発、河川管理 の理念を根本的に転換すべき時期を迎えている。・・・現在までに失われた淀川水系の多様な価値を回復し、保全していくとともに、自然と共生し、流域にすむ人々や多様な生き物がその恵みを将来にわたって享受し続けることができるようにしなければならない。」と述べていますがまったくそのとおりで、共感いたします。
- 3.「整備計画の基本的視点」 についても賛同します。特に私はわれわれの水源である淀 川の水質には関心があり
- 3 1 (3)「安全な水を育む水系」となるよう、水汚染の実態の把握、とりわけ流域の汚染源(工場、農薬、産業廃棄物処理場、下水、ダム、砂利採集など)を調査し、悪質な汚染源に対しては強い法的処置も含めた実効ある対策の提案をお願いします。
- 4 2 (2)ページ 12) 「住民意識の変革」の中の「節水行動のよびかけ、節水型社会への誘導策の検討を行う」 これも早急な具体化をお願いします。節水に努力している 福岡市を見習えば、水資源開発の大幅な縮小は可能だと考えます。
- 4 3 (1)「泳げる川や水遊びのできる川の復活を目指して」それが実現するような大胆な「河川整備計画」を期待します。

琵琶湖部会中間とりまとめ(020514版)についての意見

「地球上においてかけがえのない古代湖」であり、わたしたちの命の水がめである琵琶湖、北湖の深く青い湖のたたずまいは感動的でもあります。しかしこの「中間とりまとめ」にもあるように「水質や底質の悪化」は深刻なものです。ここで述べられているさまざまな対策が必要ですが、

個人

とりわけ4-3「ダム・貯水池計画について」意見を述べます。4-3(3)「特に近年、 北湖の湖底環境の悪化が著しいとされているが、ダム・貯水池による影響もその1つの可 能性として考えられていること、なども十分に配慮する必要がある。」とありますが、とり わけ琵琶湖に注ぐ隋一の清流、伊吹山地の緑に育まれた丹生川に、あまりにも巨大な(高 さ140m)丹生ダムの建設は北湖の水質に壊滅的な打撃を与えるものと予想されます。 諫早湾・有明海と同じ結果は目に見えています。大戸川ダム計画なども含めてダム計画の 見直しを検討お願いします。 流石に良くまとめて有り、感心するばかりです。

私は、淀川の河川で行われる自然観察会に参加して、特に感じる事を下記に書いてみま した。

淀川部会中間とりまとめ

3 - 3 利用

3 - 4 環境

1)水面利用 p15

(2)生態系の保存

3) 高水敷利用 p16

1)生き物、生態系 p21

5)汽水域 p17

淀川の河川環境に親しんでもらうには、自然に習ったままの状態に戻す事が、自然環境には一番良いと思います。淀川の河川敷はグラウンドばかりが増えて、自然を親しんでもらえる場所が少ないと思います。

渡り鳥、生き物、水生生き物、水生植物等が少なくなってきています。

これからの生き物を無くさない為にも、淀川の河川環境を乱す行為の禁止、撤去をお願 い致します。

水上バイク、水上スキー、不法耕作、不法占有、不法投棄、野犬、河川敷でのバイク (モトクロス)

特に水上バイク、スキーの走行を渡り鳥の飛来の時期だけでも一日も早く禁止する。

高水敷の切り下げを行い冠水が有る様にし、水生生き物、水生植物の復元。

渡り鳥の採餌、休息地に必要な干潟の保全、復元。

自然生態系の保全、生き物の生息域の拡大、復元。

グラウンドを減らし、元の自然に戻す。

外来種の放流禁止。

上記は、中間まとめにも記してありますが、今すぐにでも対策、禁止をお願い致します。

淀川水系流域委員会の益々のご活躍を願っています。

淀 048 京都府相楽郡加茂町 自治体

淀川部会 中間とりまとめ

(- 2 - 11「治水・防災」)

治水計画について「水害防止から被害軽減へ」との考え方は、「現時点において、水害は 完全に防止することは出来ない」という認識のもとでは理解することは出来ますが、無堤 防区間、内水被害等加茂町においては、いまだに水害防止対策ができていない箇所等があ り、少なくとも、これらの防止対策が量優先に実施されるべきと考えます。

無堤防区間の解消

加茂町域の堤防は強度の低い砂堤防であり、その補強も必要であると考えますが、堤防がない無堤地区が存在しております。現在、小谷地区において築堤工事を実施していただいておりますが、更に瓶原地域の河原・西地区の築堤工事を早急に実施していただきたい。 この瓶原地域では、現在集落地域整備法を活用した「まちづくり」にとりくんでおり、既存住宅地の拡大も含め住環境の整備計画を進めているところです。

内水対策の推進

木津川は、恭仁大橋から下流は天井川であり、また流入支川も天井川であることから 洪水時には、内水被害が頻発しております。 加茂町においても中心市街地での区画整 理事業、丘陵地での住宅地造成等、種々の開発が行われ、随時流入河川の改修を実施し ているところです。

大野地区で流入河川赤田川の改修を計画しており、赤田川樋門の早期の改築工事を実施していただきたい。

(- 2 - 15「利用」)

河川空間の利用については、加茂町が先の意見募集に応募した意見の内容と考え方は一致しており、この「中間とりまとめ」の基本的な考え方を河川整備計画原案に反映されることを望んでおります。

河川空間の利用について

(財)日本学生航空連盟は昭和5年に発足した学生の航空スポーツ団体で、大学の課外活動としてグライダーの飛行訓練を通じ人格の育成と航空文化の振興に取り組んでいます。 全国で62大学、約1,000人の学生が加盟しており、関東支部は埼玉県の利根川河川敷、東海支部は岐阜県の木曽川河川敷、西部支部は熊本県の白川河川敷を占用して滑空場として活用しています。

グライダーは自然界のエネルギーである上昇気流を利用して飛行し、上手く気流をつかめば何時間も滞空し、時には何百キロも飛ぶことができます。上昇気流をつかまえるためには、操縦技術だけではなく自然を理解し、それを味方にすることが必要です。グライダーが安全に離着陸を行うためには曳航方法にもよりますが長さ千気、幅50気程度の平坦な場所が必要です。平地の少ない日本ではこのような場所の確保は大変難しく、グライダー滑空場はほとんどが河川敷にあります。グライダー滑空場は特別な施設を必要とせず、平坦な場所があれば背の高い草を処理するだけで離着陸できます。また滑空場として利用しない期間は自然の広場や親水の場として利用出来るほか、災害発生時には防災拠点として、救援航空機の離着陸場など多目的に河川空間を活用できます。

当連盟関西支部には17大学、約300名が加盟していますが、関西地区には滑空場が無いため東海支部の滑空場や福井空港まで行かなければ活動することができません。長年滑空場候補地を探し続け、ようやく適地を野洲川河川敷に見つけました。当該地は守山市と野洲町の境界に位置し、河川改修により平坦な河川敷がひろがっておりグライダー滑空場として十分な広さがあります。交通のアクセスもよく、週末を利用した活動も可能です。滑空場が開設できれば学生たちと地元航空愛好家の活動拠点として航空スポーツおよび地域の活性化に大きく寄与すると思われます。

当連盟では守山市、野洲町に滑空場の開設を要請しその準備を進めています。若者に夢を与える航空スポーツも日本では河川空間の活用が前提となります。自然環境と共生する航空スポーツの基地『グライダー滑空場』が河川空間の有効利用の一例として受け入れられることを切望しています。

琵	050	日本野鳥の会 京都支部 滋賀ブロック	藤井	邦彦	NPO等
---	-----	--------------------	----	----	------

琵琶湖部会中間とりまめとめ

4-4(2)「水面を含めた、湖岸・水辺を適正に利用すること」に関する意見

琵琶湖に流入する河川は棲息している生態系を含めて、琵琶湖に住む多様な生物を育み、固有の生態系を支える県民共有の財産である。ところが近年利用面ではオオグチバス・ブルーギルなどの外来種の違法な放流により、琵琶湖の生態系に大激変をもたらし、身勝手な釣り人や関連業者が蔓延し、コグチバスなど更なる外来種の密放流が行われている。

このように外来種が固有種を駆逐し、また膨大な釣遊具の放置等は県のシンボルであるカイツブリやその他ガン、カモ類、ユリカモメ等に絡み、絶命させ、また湖底内では放置されたプラスチック・ワームの溶解による有毒物質を生じせしめ、まさに琵琶湖は汚染された巨大な釣堀りになろうとしている。

この状況に鑑みて「湖岸植生・魚介類の産卵、成長、分布・水鳥の生態・湖岸侵食・水質、底質、水温」を含めた自然環境、生態系に与える影響に「外来魚の再放流・密放流の禁止」「プラスチック・ワームの使用禁止」「釣り用具等の放置禁止」「釣り禁止区域の指定」などを罰則をもって規制し、併せてこれ以上琵琶湖の水質汚染度を進ませないために、その対策として「水上バイク・プレジャーボート」など、汚染につながる遊具を使った遊び場所として特定の内湖を定めるなどご検討いただきたい。

琵 | 051 | 滋賀県神崎郡 川南 仁 | 個人

- 1. 琵琶湖部会
- 2.6ページ
- 3.2-2(4)利用面
- 4. 琵琶湖とそれに注ぐ川の、利用面での問題点として、初めの 5 行のこの記述は、環境が 3 つ目の目的となった河川法の理念からも当然の記述であり、そのとおりだと思う。
- 1. 琵琶湖部会
- 2.11ページ
- 3.3-2(2)計画策定にあたっての留意点の 4 つ目「流域全体・社会全体での対応、社会的な仕組み等を考えること
- 4.3 行目の「湖面・川水面・河川敷などの利用における流域コンセンサスの形成」という記述については、「地元の要望があれば湖岸や河川敷に都市公園やグラウンドを造ることができる」というように、自然環境の保全に反することができると誤解されかねないので、「湖面・川水面・河川敷などの自然環境を損なうことなく川と人が関わることができる方策を考える機会の提供」などの表現に修正すべきだと思う。

個人

4 - 4環境(1)水量・水質・水温 清浄で安全な水質の確保

府県、市町村が国の定める法に基づき実施している工場排水、井戸地下水、産業廃棄物浸透水らの水質調合は環境白書にも公表されている。しかし、それらが流入する支流、本流或いは湖沼のデータが少なく、年度ごとの一時的結果であったり、調査地点は代表地点であるため、詳細な視点ではない。項目に関しても、BOD、COD、窒素、リン等水質指標としてあるが、mg/Lという小さな単位に隠れていながらも絶対量にすれば相当な量である。逆にいえば大量の流水に希釈されたものであって、発生源付近は浄化機能の過負荷、希釈域では長期的、慢性的な負荷による水質、底質の変化は数字に表れていないのではないか。そこで水質の確保、特に生体系保護の視点から、以下4点を提案する。

水質監視地点

環境負荷物質は河川だけでなく地下浸透水を伝って来る。特に表層からの浸透水は第一帯水層から河川、湖沼に流れ込むケースも考えられる為、調査地点を岸際 1km おきに設定するのが適当ではないか。調査ポイントを増やすことは、人件費、調査分析費用が莫大に掛かるが、サンプリングには住民、市民団体の協力を得て、短期的かつ同時実施可能なスケジュールを組むのはどうだろうか?汚染物質の源、特に毒性の強い有害物質が検出される箇所があるとしたら、今後の汚染防止対策、生体系保護に繋がると思う。

水質調查項目

国の定める有害物質のほか、環境ホルモンや不明物質の定性分析を水質、底質に適用 し生態系に及ぼす影響の解析を進める必要がある。データ化に加え、写真に底質を収 めヘドロの堆積、水生植物等の経時変化を把握する。有害物質だけでなく、例えば中 和薬品の過剰流入の有無をイオン濃度測定、水質の状態の指標となる微生物調査等、 独自の監視項目を設け、水質変化を把握する。

頻度

費用の掛かることから、年数回としてもいたしかたないが季節変動を踏まえ一時的な ものなのか継続しているものか判断するため、データが無駄にならない回数がよい。 調査対象項目によって頻度を変えるなどの調整が必要かもしれない。

水質浄化作用の修復、保全

汚濁過負荷域の浄化機能をどうやって回復に導くのか、既に委員会で多数案が挙げられているが、まず局所的に実施してみて、継続的に監視していってはどうか。様々な環境、汚染レベルに応じて対応策が異なるから、浄化機能を後押しするためにゴミやヘドロを回収したり、腐敗域に曝気処理で好気性バクテリアを活性化させたりする方法等、様々なパターンを事前調査から導き出し、実施していってはどうか。水質調査の結果も考慮にいれれば更に参考になると思う。

その他

琵琶湖に月1、2回南湖に釣行に出かけるが、ここ10年で湖底のヘドロが増えた。 魚の釣れる数もかなり減った。水中を泳ぐ小魚の数もあまり見かけない。外来魚が在 来種を暴食しているせいだとよくいわれている。私も同感であるが、環境の良いとこ ろが少なくなり、産卵場所を奪った外来魚が繁殖しているのだと思う。環境の悪化が 生体高密度化を生み弱肉強食の世界に拍車をかけていると個人的には考える。 053

平成14年7月29日

この度、貴委員会が一年にわたる議論の結果まとめられた「中間取りまとめ」はこれまでの河川管理で水質保全、生態系保全等環境的配慮の視点が欠落していたことを指摘し、新しい時代に相応しい整備計画の基本視点を示されたことに敬意を表します。

私ども日本野鳥の会大阪支部も淀川は多くの人々の命を支える水源としてだけでなく、 府下で最も重要な野鳥の生息地のひとつとしてとらえ流域の3箇所(牧野、城北から中津、 矢倉海岸)毎月1回一般市民参加のもとに定例探鳥会を実施し、野鳥を通して淀川の自然 環境を見つめてまいりました。野鳥の生息環境保命の観点から下記事項を今後の河川整備 計画に盛り込まれることを要望します。

記

1.カモ類の集団越冬水域における水上バイクの走行の制限

中間まとめにおいて、水上バイクの安全、騒音、水質悪化等の問題が指摘されていますが、毎年秋に 10,000 羽以上渡来するカモ類の生息にも甚大な悪影響を与えているのが現状です。カモ類の越冬水域における冬季(11月~4月)水上バイクの走行の制限を行うことを明記してください。

2. 干潟の保全と創出

淀川では十三干潟、神崎川河口矢倉干潟が重要なシギチドリ類をはじめとする水鳥の渡来場所となっています。これらの干潟環境の保全と新たな干潟の創出を明記して下さい。

3.アシ原の保全と創出

アシ原は淀川の河川環境の中で、干潟とともに重要な野鳥の生息場所となっています。 特に数万羽を越えるツバメのねぐらが3ヶ所(観月橋、鵜殿、豊里)知られています。

しかし、鵜殿のねぐらは第二名神高遠道の橋梁建設の影響が懸念されています。ツバメ の集団ねぐらであるアシ原の保全を明記して下さい。

またアシ原はヨシゴイやオオヨシキリなどの繁殖環境として、冬季のチュウヒ、ハイイロチョウヒなどの希少な猛禽類の生息地としても重要です。アシ原の保全、創出を明記して下さい。

4. 高水敷の自然の保全と回復

府下の淀川全域が近い将来鳥獣保護区(第9次鳥獣保護事業計画)として指定される予定です。水面、水際の干潟、アシ原、高水敷の草地など河川の多様な環境の保全と創出がますます重要と考えます。河川敷以外で確保可能なグランドやゴルフ場の利用制限を行い河川としての特有の自然を回復させ、野鳥をはじめとする多様な生き物たちの生息場所を創出して行くことを明記して下さい。

以上

個人

淀川流域委員会の「中間とりまとめ」に対する意見

- 1.一言意見を申し述べます。申すまでもなく、淀川は我が国を代表する河川です。淀川流域委員会の提言は、我が国の今後の河川整備計画を策定するに当たっての指針となるような極めて重要な役割を持っていると思っています。したがって、その位置づけは淀川流域だけにとどまらず、全国的な河川整備の方向付けを左右するものと思います。その観点からみると、今回提出された「中間とりまとめ」は、特に河川整備のメーンテーマとも言える治水と環境との関わりについて内容的に議論が浅いように感じます。とりわけ、琵琶湖部会の「中間とりまとめ」は、現況河川に対する環境上の批判や問題点の指摘が抽象的表現で述べられていますが、治水と環境との調整について深く議論されているようには窺えません。この提言では、従来型の単なる意見の陳述でしかなく、今後の河川整備の方向付けにはならないのではないでしょうか。
- 2. それは何故か。「中間とりまとめ」に基づいた河川の姿が具体的に思い描けないからで す。河川のあるべき姿とは何でしょう。「中間とりまとめ」が指摘しているように、現 況河川には環境上の諸問題を多く抱えており、河川管理者を含む多くの人々は可能な 限りこれを解決すべきだと思っています。しかし一方で、地域に住む多くの住民は、 洪水もなく渇水もない社会を願っているはずです。治水と利用と環境とは本質的に相 容れないものがあります。確かに、従来の河川は治水優先の思想が強く、その結果と して環境面での歪みが出ています。といって、その歪みのすべてを解消しようとすれ ば、今度はまた別の歪みが発生することでしょう。特に、治水と環境との競合での大 きな課題は川幅問題です。治水と環境の双方に必要な川幅が何らの制限もなく確保で きれば、本来の川らしさを失うことなく治水も利水も環境も満足する河川となってい るでしょう。利用可能な土地が絶対的に不足する我が国の実情の中で効果的な河川整 備を行うわけです。現実と向かい合い、いろんな制約の下で住民の思いと治水・利水・ 環境という機能を最大公約数的に満足させるような河川の姿が行政としての究極の目 的 - このことにも異論があるでしょう - とするならば、そこには妥協とか、調整とい ったものが生まれるはずで、これが共生であり、共存ではないのでしょうか。今回の 「中問とりまとめ」は、こうした一定の制約下での相反するテーマに対し、どのよう に取り組み、今後どのように整備していくべきかについての具体的な提言に欠けてい ると思います。治水の安全確保と環境の保全・回復をどのように調整し妥協して今後 の河川整備を図っていくべきかについて深く議論する必要があります。
- 3.琵琶湖部会の「中間とりまとめ」は、環境問題に関しては不確実な点が多く、整備途中段階でのモニタリングが必要だと述べています。北湖のような水の冷たい、きれいなところにしか棲めないといわれた冷水魚のアユが南湖に生息していたり、自然の河川にしか産卵しないといわれたアユが人工河川では自然河川の3倍も産卵したりしています。それほどに生物は継続する環境に順応し、逞しく、したたかに生きています。過去の戦争をはじめ人間的ミスで生態系が壊滅するのではないかといわれた事象につ

いても、いずれも生物は力強く回復し、生態系は見事に復活しているように見えます。 生物は、ある一定の環境下であれば時間と共に、おかれた環境に充分に順応していく 強さを持っているように見受けられます。 陸封された琵琶湖のアユなど、アユー般からすれば決して正常ではないかも知れないが、長い歴史と環境の中でそうした今があるものと思います。環境問題がこのように不確実なものであるとするならば、人間の生命や財産を危険に晒してまでも、あるいは人間生活の利便性を大きく損なうことになったとしても、環境問題の理想的な姿、あるべき姿を求めるべきだとするスタンスには疑問があります。環境問題に対する理想的な姿、あるべき姿は姿として、そのことと他の目的や現状を充分に踏まえ、必要に応じてモニタリングによる検証をするなど柔軟で現実的な対応・調整ができないものでしょうか。流域委員会の諸先生方の長年に亘る研究や知見に基づいた実施可能な提言に期待します。

- 4. 淀川は全国を代表する河川である故に、単に淀川という一河川のことだけではなくて全国的な視野に立った河川整備のあり方についても配慮する必要があると思います。「中間とりまとめ」で指摘されている環境問題の多くは、府県が管理する中小河川にも多く見られます。今回、治水対策として提言されている"溢れても壊滅的な被害を起こさない対策"については深く議論する必要があります。淀川のような大河川と違って琵琶湖へ流入する河川など比較的中小規模の河川の治水対策は淀川とは違った観点からの議論が必要ではないでしょうか。淀川という限られた極めて重要な区間での考え方だけではなく、全国的な視点でかつ中小河川も考慮した河川整備についても議論していただきたいと思います
- 5. いま、脱ダム宣言といったことが一人歩きしています。下流河川の環境を保持しつつ破堤を回避する最大の施策は、ダムによる洪水量カットです。治水の安全確保と河川環境の保全との調和が重要になればなるほど、ダムの重要性は益々大きくなるものと思っています。確かに、ダムによって水没する地域の環境は激変します。しかしそのお陰でダム下流のはるか広範囲に亘って環境を変化させることなく治水安全度が確保されるわけで、その効果は計り知れないものがあります。ダムによる水没地域の環境破壊などへの影響と下流河川地域の環境保全への貢献、ダムがない場合の大規模河川改修などによる影響との比較の議論であります。琵琶湖部会の「中間とりまとめ」は、全体的な流れとしてダムに対する考えが偏っているのではないでしょうか。「中間とりまとめ」が述べているように、「社会情勢の変化に伴って、治水・環境保全等の機能を大きく持たせることを含め、既に存在するダム・貯水池と相互運用する必要がある」との提言に私も賛同します。今後、ダムの運用を含めた幅広い議論が必要だと思います。
- 6. 琵琶湖総合開発について一言述べます。「琵琶湖総合開発計画策定当時に現河川法や環境基本法ができていたとしたら、琵琶湖総合開発事業は環境と文化に配慮したものになっていたことは確実であり、琵琶湖とその周辺の姿は現在見られる状況と大きく異なっていたことに疑いはない」と断定していますが、そうでしょうか。琵琶湖総合開発は、言うまでもなく限られた投資規模の中で、しかも関係者合意の上で、治水、利

水、利用、環境などあらゆる目的のために計画され実施された総合施策です。したが って、ある一側面から見れば批判すべきことがあるのは当然です。例えば、湖岸堤が 生物の移行帯を遮断したという批判があります。現河川法や環境基本法が当時制定さ れていたとしたら、湖岸堤は造られなかったでしょうか。湖岸堤は、もちろん湖岸治 水や生活道路としての機能を目的としていますが、湖岸堤設置の考え方の一つとして 敢えて琵琶湖と背後地を明確に遮断しようとしたことです。それは琵琶湖の歴史にお いて、常水位の低下と共にあるいは埋め立てによって汀線付近が民間によって乱開発 された歴史があったからです。このため、湖岸堤の位置は極力汀線付近から後退させ、 湖岸堤から汀線までの民地は全買収して公有地化し、湖岸堤から前面の環境を永久保 全しようとしたことです。南湖はそれまでの土地利用形態や北湖は保全・南湖は利活 用という基本的なスタンスで計画したため埋め立てによる湖岸堤となったが、北湖は それなりに当初目的を達成したと思っています。ただ、このことが生物の移行帯を遮 断したという批判になっているわけですが、これらのすべてを満足する実現可能な方 策があったでしょうか。いずれを選択するかの問題ではありますが、琵琶湖総合開発 が配慮した環境対策は水質保全対策が大きいけれども決してそればかりではないと思 っています。

7.最後に、この流域委員会における河川管理者の立場は、学識経験者の意見をお伺いするということに徹しているようですが、もっと積極的に参加し深い議論が出来るようにすべきだと思います。「中間とりまとめ」で指摘されているような"荒廃した河川"は経済的豊かさを獲得するための必要悪として造られたわけですが、治水安全度を低下させることなく河川環境を回復させる手立てはないものでしょうか。琵琶湖部会の「中間とりまとめ」では、例えば琵琶湖の水位管理など行政不信ととれるような記述がそこここに見受けられますが、河川管理者は流域委員会の各委員と充分に意見交換し議論を深めて、多くの住民が納得できる淀川流域の河川整備計画を策定していただきたいと思います。

以上

全

平成14年7月25日

淀川水系流域委員会中間とりまとめへの意見について

標記の件につきまして、下記のとおり回答致します。

当町におきましては、特に意見はございません。

淀	056	大阪府枚方市	中澤	やす子		個人
涎		056	056 大阪付牧方巾	│056 │大阪府枚方市 中澤	1966 大阪府权万巾 甲澤 やす子	1056 大阪府仪万巾 中泽 や9ナ

人の生命を大事と思うなら、日本民族の永続をねがうなら、山、川、海を人工的にしない、レジャー化しないことだと切に切に考え、思い、願い祈るこの頃でございます。以前は淀川の河川敷で散歩し、野草を楽しくつんでおりました。

しかし、2~3年前でしょうか。そこら一帯、枯葉剤がまかれ、全ての景色が死んで生命有るものの飛びかう姿も一切見受けられず奇妙な、グロテスクな風景に出会いました。私は今、河川域に足を運べません。山、川、海の自然の働き、循環を無視されて、かわいそうでなりません。その働き、営みも全て、結局は、食物連鎖の頂点にいる人間のためですのに。『地球は神が作った』しかし日本国土は日本民族が守るのです。よろしくお願いします。

「中間とりまとめ」に対する久御山町の意見

立夏の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 14 年 6 月 2 1 日付協力依頼のありました、標記のことについて、久御山町の 意見としては次のとおりであります。

理由

現在の町域の大部分を占めております旧巨椋池は南山城地区でも最低部に位置していたことより木津川・宇治川・桂川の遊水池として下流地域の洪水調整機能を太古の昔から果たしておりましたが、近年築堤により川から切り離されて干拓が行われ、干拓後の農地は京都・大阪に近接した有利な地理的条件より、新鮮な軟弱野菜を供給する生産基地として、又、町の中心部の旧京都飛行場跡は府下有数の工業地域として発展を遂げてまいりました。そうしたことから、洪水から町を守る堤防に対する住民の思いは大変深いものがあります。しかしながら現在建設中の国道の橋台工事により木津川堤防を掘削された際に明らかになった堤体の構造は全ての築堤材料が均質な砂で盛土され本来存在すべき止水芯の粘土壁もなく堤防としては大変脆弱であることが確認されたところであります。

外観は高く強固に見えていますが万一の場合には破堤の危険があるとのことから住民一同大変心配を致しております。是非とも対策を講じていただきますよう下記のとおり意見を述べさせていただきます。

記

- 1 現地の土砂で築堤された脆弱な堤防を異常な洪水に対しても、破堤が避けられるよう浸透・越水・洗掘に強い堤防として補強事業を推進して頂きたい。
- 2 木津川の三川合流点から上流の上津屋橋の間は洪水時の流水断面が不足している区間であると知らされておりますが、河川断面の拡幅を図ることができない現伏においては河川内に繁殖している高木について、流水断面の確保を図るため自然環境に配慮しつつ、伐採を進めて頂きたい。

なお、本町は木津川河川敷に占用許可を受け、京都府と合わせて約9ヘクタールの運動広場を設置しており、多くの人々が年間を通じて野球やサッカーに利用しています。町内には他に野球場のある公園や、隣接の宇治市には総合運動公園もありますが、運動施設の更なる充実を要望する住民ニーズがあります。

また、府と関係市町村で構成する淀川上流域国営公園推進行政連絡会では、淀川三河を中心とした京都府南部地域における水と緑の創出を図るため、自然や歴史を活かした河川公園としての整備を国に対して要望しています。

つきましては、高水敷の運動施設利用に関しては、少なくとも既存施設を維持したいので格別のご配慮をお願いします。

中間とりまとめを読んで感じた点

以前に意見を書きました松尾です。前にはゴルフ場の必要性について書きましたが、今回は河川敷利用の必要性について意見を述べさせて頂きます。

中間とりまとめは大部分自然保護のみの観点よりとりまとめられて居り、人間にとってのスポーツ、レジャー、レクリエーションは必要なものですし、或る程度のこれら施設への河川敷の利用は必要と思いますが如何なものでしょうか。

小生野球の審判もして居りますが、野球場も今程度のものは必要ですし、ゴルフ場も現在程度のものは必要と思います。特に淀川ゴルフクラブは歴史も古く都会の中心に残された大衆ゴルファーの唯一のオアシスとして絶対に残して貰いたい空間です。

尚上下流地区に出来て居ります河川公園はグランドも含め平日は閑散として居りますが、 日曜、祝日に限り多数の人々を見かけますが、必要なものと思われます。

最後になりますが、一年中を通じ利用者が絶えないのは河川敷ゴルフ場です。

以上

猪 059 NPOクリーンライフ 2 1 西田 圭一 NPO 等

猪名川部会中間とりまとめ

15ページ

3-3 自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用 及び 3-5 推進の枠組みの変更に ついて

これまで、私たち市民は河川について管理等その殆ど全てを行政に一任してきました。

しかしながら現在では、行政が出来ることに限界があるのではないかという認識が市民の間に広まっています。そうしたなか、河川法が改正され環境保全が条文に盛り込まれることになりましたが、この環境保全というものは私たち市民が担う部分が大きいのではないかと考えています。治水・利水に関しては市民が能動的に関われる部分はそう多くはないですが、環境面は人それぞれ考え方が違ったとしても、能動的に関わることができる場面が多いのではないでしょうか。

そういう考えのもとで、今回の中間とりまとめを読んでみると、住民あるいはNPO等の団体の活用が謳われており、まさに時代の流れである市民参画を念頭におかれているのがよく分かります。

そこで、川の管理のなかで行政が行うべきものと、住民(NPO等)が行うほうがよいものを精査して、住民が自らの意思で河川管理に関われるような仕組み作りが行われるのであれば、住民等が積極的に河川管理に関わっていくことが出来、それが時代に即したものになると考えます。そのような仕組みとして流域センターの設置とその要員の育成は今後の河川管理の方向性を示すものであると多いに期待しています。このような構想が法制度化されて実現されるよう私たちNPOも積極的に関わっていきたいと考えます。

また、このようなセンターは治水・利水の啓蒙にも多いに役立つものであると考えます し、その役割を担うべき存在となるでしょう。

そのためには、知識と経験のある行政と住民(NPO等)の協働が必要であろうし、場合よっては企業との協働が必要なことも考えられます。また、今ある水防団等の地元団体との関係はどうしていくのか等課題も多いですが、仕組み作りとその運営のなかでNPOとして取り組む意義は大きいと考えています。

委 060	滋賀県伊香郡余呉町	自治体
-------	-----------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめについての意見

(流域委員会組織について) 【 -2】

現在まで数多く議論されてきております貴委員会に対して、大変申し訳ございませんが、 流域委員会の委員選任、運営方法につきまして、当方としては構成メンバーに偏りがある ように思われ、これまでの議論の経過から環境面主体に、整備計画の取りまとめが進めら れております。治水、利水、環境の3点から計画策定に向けた討議が基本である中、これ まで進められてきた治水、利水対策の現状や進められている環境を考慮した施策事業など が、議論の中心となっていないことは非常に残念に思い、今後の委員会組織の運営につい て改善を要望します。

自治体

(治水対策の現状と今後について)

[-1-14](3)

当余呉町には琵琶湖へ注ぐ河川として余呉川、高時川の2つの河川がありますが、山林が大部分を占める当町の地形からも、当該2河川に注ぐ流量、支線河川は数多くあり、昔から周辺地域の生活用水、農業用水等の要として人々の生活を支えてきました。しかしひとたび大雨などによる水害となれば、当方はもちろん、下流域の市町村への被害は大きく、特に当河川の特徴としては急峻な山の地形から、一時に多くの水が河川に流れ込み、多くの土砂を下流に運び人々の生活に被害をもたらしております。

こうした背景から、国はじめ県当局には再三にわたり、護岸整備など数々の治水対策事業の要望を致しており、順次着手整備されておりますが、未だその整備は低い状況にあります。また当町においては治水事業の有効な手段であるダム事業が、既に整備の余呉湖を活かした余呉湖ダムと現在建設中の丹生ダムといった下流域に大きく影響を及ぼす重要なダムを抱えており、事業の整備促進は当町のみならず下流市町村全域の要望でもあります。しかしながら中間とりまとめの治水に関する理念の転換において、現在までの治水対策の中心的事業を転換し、ある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきとされていることについて、当方としては洪水等少々の犠牲はやむ得ないとの見解にとれ、非常に無責任な方針と思われます。

当方の今後の治水事業についての見解は、現在まで整備されている事業継続を中心とした方針付けを検討頂きたいと考えております。また環境問題についても、当町はじめ他市町村で実施の環境に対応した治水対策事業として、護岸等の整備において環境に配慮し、高水敷を有効活用した「みずべみらい再生事業」などの河川事業はじめ、砂防事業にも環境を配慮した整備を実施されており、また先の余呉湖については「余呉湖水質保全事業」として水環境改善の事業にも取り組みがなされており、これからその効果が見込まれる事業でもあり、当方としては引続き事業実施の継続を考えております。

町においても、環境対策として農業集落排水事業を中心とした生活排水処理を実施しており、2年後には町内全域が整備完了となっております。また農業排水についても、常日頃からの啓発活動をはじめ、農業排水の反復利用施設の整備も順次進められてきており、今後においてもハード、ソフトの両面から環境問題に対応した施策事業の展開を進めて頂きたいと考えております。

(ダム・貯水池内計画について) 【 -1-15】(1)(2)

先の治水対策において述べております当方に現在建設中の丹生ダムについて、流域委員会琵琶湖部会の中間とりまとめにおいて見直しとの見解が出されております。

しかし、当丹生ダムについては、当時の建設省より「治水、利水を目的とした多目的ダムで、淀川水系にとっては重要不可欠なダム」との強い要請により、我々は反対する住民を説得し、特に水没住民には複雑な思いで墳墓の地をあとに移住させ、先祖伝来の貴重な土地を、国に提供させて参りました。ところが今になって、ダム所在地の地方公共団体に正式な意見を聴くこともなく、河川管理者は「委員会の答申は最大限尊重する」とは誠に

遺憾に思うところであります。先般6月4日の当町においての丹生ダム現地視察と意見公聴会において、地元住民から当方の厳しい自然条件、その中での困難極まりない生活体験をお聞きになったと思いますが、流域委員各位の意見には「本来の水辺らしい景観・風景の復活・創出が必要である」、「利便性追求時代から再度、昔にもどった生活様式の改革」など、地元住民が抱える自然条件の厳しさ、生活環境の不便さを無視した机上論に過ぎません。

本町にとっても昭和43年の予備調査依頼、幾多の辛酸をなめながらも、国の方針に沿うよう終始一貫して協力し、今日ではダムを目標とした様々な整備事業も実施し、地元住民の夢を培って参りました。

こうした三十年来の努力を、わずか2年足らずの議論のみにおいて水泡に帰すような見直しは絶対に認める訳にまいりません。

以上余呉町を代表して、中間とりまとめに際しての意見とします。

個人

淀川部会

14ページ、整備計画 3-3 利用について

*「川本来の姿に戻す」「河川の本来あるべき姿」ということに関して現実に、川のあるべき姿とはどんなものなのでしょうか?

河川だけを本来の姿に戻すということに、どれだけの意義があるのか、また実際問題どこまで実現可能な事なのかなということです。

この部分の中間報告を読んでいると、川遊び(川でしか出来ない遊び)ができる以外は、 わんどや自然に帰すべきで、スポーツ施設(特にグランド)は暫定的なものとありますが、 それが都市部において硬式野球のできるグランドが充分に確保されるまで、という意味で あればそれはそうかも知れません。果たしてそうでしょうか?もちろん河川を利用した人 の生活は川遊びだけのはずもないです。どうもこの河川敷の利用の部分だけ人の生活や他 のものと河川を切り離して考えているように思えるのですが。人と河川とは切っても切れ ないもののはず。世界の四大文明がすべて河川から生じているという事実を踏まえてもそ うです。

現実的に、現在の淀川(特に下流域)の水質で水遊びをしよう、水と触れ合おうと思う 人などどれだけいるか。そういう状態で河川の姿のみを、グランドではない「本来の姿」 に戻す・・・。

どうもその辺りに矛盾を感じてしまうのです。そうではなく、自然環境を破壊せず人間生活との共存を、もっと前向きに考えられないだろうか、と思うのですが。スポーツだって十分人の生活の一部であるはず。ましてや将来のある少年達に(大人もそうですが)様様なことを学んでもらえる育成の目的で使用するグランドです。堤内作るべきとありますが、都市部(特に淀川下流域)の現状はご存知でありましょう。全く現実的なお話ではありません。小学生の軟式野球チームは、まだ小学校を使う事が出来ます。しかし小中学生の硬式野球については全くのお手上げ状態なのです。

ではすべて硬式野球はやめて軟式にすればいい・・・、これは暴論ですね。

もう河川敷くらいしかグランドを作るスペースが残っていないのであります。

無論全てをグランドにするというわけではありません。そういう意味でゾーンニングを していく、という考えには賛成です。

グランドが河川の環境によくない、という事なのでしょうか。決してそんなことはない はずです。使用者はみなゴミや石を拾い、常に整備して大切にしています。

どうか硬式野球が大好きで、将来も続けていきたい、またその野球のおかげでいい少年 時代を送れたという、色々な彼らの夢を大切に考えていただき、是非人間生活との現実的 なかかわり、それも将来のある少年達にとってのこれからを培う場、として、大きな目を もって河川使用をご検討いただければと思います。

尚、今回は意見募集のご案内を頂き、誠に有難うございました。別の角度からも淀川に対する意識が持て、大変勉強になりました。今後Eメールでご案内頂けましたら幸いでございます。

淀川水系流域委員会中聞とりまとめにする意見書

利水に関係する事項について次のとおり意見書を提出します。

委員会中間とりまとめ

整備計画の方向性

1. 利水に対する基本的な考え方の転換(I-11)

「渇水による被害を出来るだけ少なくする」について、住民生活に欠くことの出来ない生活用水を安定供給するためには、渇水の容認の記述は認められない。安易な利水策は改善すると共に節水思想や技術の向上を図るべきだが、生活用水の安定供給のため、「渇水による被害はできるだけ少なくする」ではなく、「渇水による被害を出さない」という基本的な考え方が重要である。

- 2.住民意識の変革 (I-12) 意見なし 3.安全な水質の確保 (I-12) 意見なし
- 4. 生態系との関連の検討(I-12) 意見なし

淀川部会中間とりまとめ

計画・施策の考え方等の変革

- 1.際限のない開発からより有効な利用へ(-2-9) 意見なし
- 2.水質基準達成から総負荷量規制へ(-2-9) 意見なし

整備計画

- 1.水需要管理:水量の面からの利水の検討(-2-14) 意見なし
- 2.水質管理(II-2-14) 意見なし
- 3. ダム等の水利施設(2 14)

「水需要をみたしきれない事態が起こる可能性が短期的に高まっても、それが深刻なものにならないと考えられる限りは許容する」との記述については、深刻の度合にもよるが、水道事業では「安全でおいしいきれいな飲料水を安定供給する」ことが責務であるから、基本的に飲料水を始めとする生活用水の安定供給を放棄することはできない。

したがって、住民のくらしに欠くことができない水道水の安定供給においては賛成できない。

また、「ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する必要がある」については、 平成 16 年度完成予定で、現在、建設中の川上ダムは用地買収、関連公共事業及び三 重県企業庁の送水管等施設整備も相当進められていることや首を長くして受水を待っている関係市町村の現状を把握・理解され、総合的に判断いただきたい。

4.水源地の保全(-2-15)

意見なし

 委
 063
 東近江水環境自治協議会 会長 丹波 道明
 NPO 等

Ⅰ-3-2基本的な視点-(1)流域全体を視野に入れた検討

<転換の方向:これから>の冒頭について

(案)に・川だけでなく森林や都市などもふくめて・・・とあるのを

(修正) ・川だけでなく山、森林、田畑、都市、原野・ヨシ原などをふくめて・・・に修正

(理由)林業、農業、原野・ヨシ原利用などの国土の保全に大きい影響を与える場所を、 産業政策がおもにかかわる分野として経済原則の観点からのみ捉えてきたいままでの施 策は明らかに破綻している。産業政策の観点に加えて健全な生態系の維持、総合的な治 水・利水による国土の健全な保全のために省庁の垣根を越えた主張をもっとしていただ きたい。

比	琵	063	東近江水環境自治協議会	会長 丹波	道明	NPO 等
---	---	-----	-------------	-------	----	-------

- 4 - 4 湖岸・水辺 (湿地・内湖を含む)について

項目の中から (湿地・内湖を含む)をはずして

例えば - 4-5 湿地・内湖について項目として独立させてほしい。

(理由)

- 1.生態系維持の上で湿地の生物、特に微生物の果たす重要性を強調してほしいこと。
- 2.湖魚(特に琵琶湖周辺有種)の産卵・孵化場としての役割を強調してほしいこと。
- 3.内湖なかでも西の湖のヨシ地について、治水に名を借りた無用な破壊を防ぐこと。ヨシ刈り、ヨシ焼といったヨシ原の健全な維持管理が今後とも持続できる対策が必要なことにふれてほしいこと。

個人

3 - 3 (1)(2)自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用ページ - 3 - 15

近代技術の利用に頼った河川の治水対策、例えば河川の三面張などによる生物への影響は以前から指摘されていた。多くの生き物(動物・植物を問わず)が互いに育み合っている河川という一つの生態系を破壊してしまっている。生き物が安心して棲むことができる環境の保全を図り、生物多様性を保持することは自然全体のバランスに大きな意味を持っている。もし、このバランスが崩れると、引いては人の生活にも影響が現れることになる。人が進めた行為がもととなってこのようなことが起こることは、さまざまな環境に適応して多種多様に及んだ生物の進化に対して余りにも無責任ではないだろうか。

都市近郊で住宅地造成のために森や竹やぶが切り開かれ、雨水が大量に排水溝に流れ込む結果、水路があふれ浸水が起こっている。豪雨が局地的で、洪水も局地的であることが多いが、意外にも身近なところでしばしば起こっており、人の生活が脅かされていることは間違いない。中間とりまとめにおいても、川だけでなく森林や都市なども含めて流域全体として課題に対応することと述べられているが、淀川水系で上流における森林のはたらきはどうだろうか。無計画な伐採が行なわれたりしていないだろうか。猪名川流域でもこれまでかなりの開発が行なわれてきたが、失われた保水量に起因する洪水の対策に追われているようなことはないだろうか。流域の山林で大規模な開発(宅地、ゴルフ場)を野放しにしている現状では、ひとり河川を生き返らせようとする対策だけでは意味がない。里山に対する里川という認識は今後の河川のあり方を大きく進歩させるだろう。と言うのも、それぞれに単独で保全の手を加えても、川の命を蘇らせたり生物多様性を守ったりすることには結びつかないと考えられるからである。

これらの事を円滑に進めるためにも、関連する省庁、部署が緊密な連携をもって、管轄 の違いはあっても接点を確保しながら効果を上げて欲しいと願う。 定 065 寝屋川市企画財政部企画政策室 自治体

3 - 4 環境(1)水量・水質・土砂等の適正化 (- 2 - 19)

積極的水質汚濁対策の1つとして 淀川からの浄化用水を

一級河川寝屋川と古川に

常時放流することの

重要性に触れていただきたい。

「琵琶湖部会中間とりまとめ」への意見

P.6 利水面

河川水の副産物として水系ごとに豊富な地下水がある。(特に愛知川水系は良質の地下水が豊富に存在しており、これらの保全・秩序ある活用も入れるべきである。

- P.8 「(2)流域全体での水需要管理へ」のところに 「雨水利用」「反復利用」の考え方を挿入する。
- P.9 住民との協働、住民主体の計画策定への部分では、川や湖が利用面でレジャーの場として利用されていることに鑑み、「川や湖」を公の場として、地域相互、例えば上下流住民間の意見でなく第3者的な意見の尊重も図るべきである。

P.15 4-3ダム・貯水池計画

利水計画においては、ダムによる大規模な一律的なシステムを構築するのではなく、身近な地域、地理的・自然的特性や風土を活かした利水方法を取り入れた計画を立てるべきである。(特に農業用水の利用面で)

「いわゆる縦割り行政を克服した計画を立てること」との提言が述べられているが、農業面でのかんがい排水事業においては、農業者(受益者)のコンセンサスのみで事業、決定、着手が行われるものがあり、河川への大規模な工作物(堰やダム)は総合的な判断のもとに計画されるべきである。(手続き上も改める必要がある)

- P.16 ダムは、まさに「環境の変化の多くは不可逆的であり、また、直ちに影響が目に見えず、時間が経つにつれて、その影響の大きくなることが多い事実」と言える代表的な例である。特に河川影響が一変するダムについては、十分な検証が必要である。永源寺ダムが出来て以来、30数年が経過し、上流域での堆砂、下流域での川床低下、地下水の変化、濁水の発生、河川水の枯渇など時間が経つにしたがい予想以上の影響が表れている。これらの検証を行い、次計画の指針とすることが必要で徹底した検証と評価をして、次へ活かす必要がある。
- P.16 「ダム、貯水池計画について」の中で、特に利水計画においては、環境面のマイナスも含めた費用対効果の検証を徹底するとともに、代替案との比較をおこなった計画策定を行うこととする。
- P.16 愛知川支流に国営新愛知川事業永源寺第2ダムの建設計画がされているが、上流部での集水面積が極めて狭く利水ダムの役割が果たせるのか疑問である。同一河川、同一水系、同一集水での2つのダムの効果は問題である。むしろ河川上に貯水池を造るのと同じ意味である。また、河川ごとに源流部での環境の保全地域、水源涵養地域を指定し、ダム等の工作物の造成を禁止すべきである。

ダムによる失われる水源涵養林のマイナス面、ダム下流河川での濁水によるレクリエーション機能の喪失による経済面の損失などを検証に入れるべきである。

猪	067	大阪府豊中市利倉西自治会連合会	星野	勝彦	個人

3-2 災害への対応と防災意識の向上 (1)基本的な考え方 (2)対応方向

- 3 - 13

私は利倉西にすんで20年になりますが、20年前にはおそらく田んぼが広がっていた 利倉西も、今はすっかり新興住宅地に変ってしまいました。この20年間は台風による被 害も殆んどなく、水害に対する心配も薄れています。この地域の猪名川が改修される以前 は、たびたび水害が発生し、田畑が冠水したと聞きますが、今では、その事を知る人も少 なくなっているようです。

私は市の公民館活動に10年この方たずさわって来ましたが、猪名川の自然環境や、治水、利水について、何らかの形で講演を聞いたり、勉強をしたと言う記憶は全くありません。川が私たちの住んでいるすぐそこを流れていて、その川と一緒に暮していると言うのに、余りに無関心であったと、思い知らされたように思います。

この中間報告で、猪名川がまだまだ水害に対して不備なところが沢山あると言うことを 気づかされました。

一つの提言ですが、工事現場には、工事期間は記載されていても、何の為の工事かの説明がないように思います。見れば分かるだろうでなく、こういう為に工事をしていると書いてあれば、その必要性をもっと深く認識することが出来て、川に対する思いも又違ってくるのではないでしょうか。

個人

淀川部会中間とりまとめの意見募集に対して、次の通り意見を申し上げますので、宜しくお願いいたします。

淀川部会中間とりまとめ(020514)についての意見

(1) p 2下から14行目から

「・・・河道の掘り下げと直線化が行われた。その結果、一定規模までの洪水に対しては 氾濫の頻度が減少し、人々の水害に対する記憶が薄れている。」

『修正』

「・・・河道の掘り下げと直線化が行われた。その結果、人々の水害に対する記憶が薄れるほど、一定規模までの洪水に対しては氾濫の頻度が減少した。」理由・・・効果は正しく評価するのが、公正な態度である。その上で新たに発生する、または裏腹で派生する問題に、言及すべきである。

(2) p 6下から15行目

「・・規模を想定するのではなく、・・」

『修正」カットする。意味不明

(3) p8上から8行目

「・・・堤防を越えるような異常な洪水に対しても壊滅的な・・」

『修正。

「計画高水位を越えるような異常な洪水に対しても壊滅的な・・」

理由・・・意味を明確にする為

(4)p10下から14行目

「ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きい為原則として採用しない。他 の工法の採用が困難で、止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分配慮をしなけ ればならない。」

『修正』

「ダムによる洪水調節は、自然環境について十分配慮しなければならない。」

理由・・・ダムだけに予見をもって計画をたてるのは、公正な態度とは言えない。

各種の方式をその流域の地形地質、土地利用、居住状況、自然状況その他各種要素を総合的に評価検討して、決定すべきである。

(5)治水に関する事について、質問します。

p8上から8行目

破堤を避ける事を目標としますが、構造物である以上その対称とする荷重を設定する必要があります。具体的には、越流水深、その継続時間、その洪水の発生頻度規模等について、 どのようなお考えですか。

p 10下から11行目

遊水池による洪水調節は、淀川の流域において、地勢的、社会的、経済的面から実現可能性は、どの程度の規模が出来ると評価されているのか、お聞かせください。

自治体

琵琶湖部会(治水.防災)

一級河川安曇川は、昭和28年台風13号をはじめとして、毎年大型台風による、河川の増水のために、堤防の決壊による死者十数名、家屋の流失、床下浸水、田畑の冠水等被害があった。そのためにも治水、防災面にも河川整備が必要である。

安曇川は、想定される洪水に対して、水の流れる断面が不足しているため、新たに川幅を拡張、また、放水路を設けることについては、人家連帯の地域もあり、不可能かと考えられる。ダムによる洪水調節等として、沿線住民の水害を防除、また利水対策を行なうためにも、ダムの建設が必要かと思う。

ダムの建設については、生態系の環境にも十分に配慮した施設にする必要がある。

一級河川安曇川は、河床低下により、護岸、橋脚等に影響がでている。又、以前は集落の普通河川には伏流水によって美しい河川であったが、河床低下により伏流水の減少により、環境面にもよくない状態でありその対策が必要である。

新世紀の淀川への変革の時期を迎えています。

淀川水系は、世界有数の古代湖である、琵琶湖に注ぎ人間生活にかけがえのないところであると思います。

淀川整備計画の基本的理念として

淀川水系の望ましい姿、自然の力に対して安心できる水系の対策と、変化に富んだ自然豊かな水系、安全な水を育む水系、憩い親しみ学ぶ水系を目指すことは、人間が社会生活を営む条件として重要であると思います。これからは河川整備も必要限度に留め、その水系の中で独自の進化を遂げた固有種を含む、多様な生物の宝庫する必要と、古くから人間が住み水系の恵みと、その利用で豊かな社会、文化を築くことです。淀川水系は、現在、その様相が大きく変化し、深刻な状況にあります。すなわち水質の悪化、生物、生態環境の劣化、人と川との関わりの希薄化などの問題が生じています。ですから海から川、森へ川から水田へ生き物が移動できる、連続性のある河川の復元が必要です。

これからの学校は、地域と積極的に交流しながら教育活動を展開して行くことが重要です。

自治体

平成 14 年度から実施されている新学習指導要領で創設された『総合的な学習の時間』の 展開に当たっての配慮事項の中にも、「地域の人々の協力を得つつ全教師が一体となって指 導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫する こと」とあり、その指導にあたっては保護者をはじめ、地域の専門家や外部の人々の協力 が欠かせません。

今回の「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」の中で特に - 3 猪名川部会における『人と自然の共生」という視点は、子どもたちが地域を学ぶことによってより深く理解し、地域を愛する心情が育つことにつながります。今後とも、子どもたちのため、多くの資料提供をお願いいたします。

猪	072	大阪府大阪市	針原	祥次	個人
---	-----	--------	----	----	----

猪名川部会で検討されている余野川ダムについて

2、3度、現地へ行きましたが、何時もダム建設予定地の水量はほとんどなくダムを作っても貯める水すらないと思います。

よそから水を運んでくる(導水トンネル)というのは、全く不自然な計画であり信じられない。

治水は不要であり、利水についても計画宅地の減少によりその必要性はさらに無くなったと考える。

│琵 │ 073 │ 滋賀県蒲生郡日野町	自治体
----------------------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめについて

日野町においては、琵琶湖に流れ込む河川の上流地域として、砂防、治山等多くの事業 を費やして頂だいております。地形的にも山間であることから、災害にも見廻れています。 今後においても、引き続き事業をお願いするものであります。

渇水時の水不足は、琵琶湖逆水送水管により生活用水の確保ができ、農業用水において `も逆水管、ダム、ため池より確保しておりますが、特に日野町においては、ため池が多 く、整備されてない箇所もあることから、早期に整備を願っております。

河川環境におきましては、地形的に急な勾配の河川が多いことから、人々が水に親しむ 公園の整備を望む声が高くなって、最近住民方から聞いております。また、それぞれの地 域において河川愛護作業に協力いただき、環境の保全に大きな役割を果たしていただいて います。安全な河川は第一であり、魚等も住める河川造りも考えて頂きたい。

3,淀川部会中間とりまとめ(020514版)

1 - 3 「淀川流域の問題点」について、

淀川上流域においては、堤防のない無堤地区や砂堤防が存在しており、水害に対する危機 意識の低下や破堤時の被害等を考え、それなりの対応が必要と示されているが、人が住居 を決める際にその場所がどのような地域であるかを十分に承知しておくことが重要課題の 1つだと思う。

また、100 年~200 年に1回程度起こるかも知れない水害の対策として、長い歴史の中で大切に育まれてきた生態系全てを取り壊す様な方法は今後控えるべきだと思う。自然を人間の生活に合わせるのではなく、人が豊かな自然から身を引いて生活すれば良い。自然は個人の所有物ではなく国民の共有財産であり、それらを人の都合で消し去る様な行為は自然を冒涜しているに過ぎない。そこの地域が災害をうけた場合、どの程度の被害を受ける地域だと云うことを周知徹底、その上で「自分の生命は自ら守る」ことに対する自覚が大切。それらのことを念頭において、自然再生推進法に則り、河川整備計画の推進を望みます。

「淀川流域の共通事項~環境~」の項

「農薬による汚染」とあるが、農薬等を使用しないことを条件で貸し与えるのならまだし も、営利を目的に河川敷をゴルフ場の便用に貸し与えることには反対です。管理上とはい え農薬を使用し些少でも川に影響を及ぼすなど言語道断です。

「河川に関わる諸権利の見直し」について、

河川利用には水利権、漁業権,占用権など多くの利用権が設定されているようですが、なぜ営利を目的とする人たちだけに権利が認められるのだろうか。社会の変化に伴って、川本来の姿を取り戻す必要が見えてきた今、生態系を守りたい、生態系が私たちの永遠の財産との認識から、河川に生息するあらゆる生き物を愛する保護団体にも「生態系を守る権利」を与えていただきたい。

「生態系の保全」に関する意見

- ・京都府を流れる木津川、宇治川、桂川を歩いて野鳥の生息状況等を見ていると、それぞれの川の特性が見えてくる。そして棲む野鳥の種類が違ってくるのは当たり前のこと。渡りを終えてゆっくりと羽を休められる水面に恵まれ、小動物が生息できる適当に樹木の茂った中州や寄州が大事。それらの条件を満たしている三川合流辺りは絶滅危惧種である猛禽類の重要な餌場となっている。川のシステム全体の回復と流域の連続性を考慮した、何時までも猛禽類が安心して生息できるような生態系の保全を目指した三つの川作りを行って下さい。
- ・生物に影響の大きい水上バイクの規制を徹底していただきたい。

「2)植生」に関する意見

・堤防法面維持管理、特に草刈りや伐木等については、小動物を含めた希少動物等の繁殖に極力影響の少ない 8 月~9月頃に実施するとし、また草刈りにおいては、刈り残し長さを工夫することにより環境の保全を図り、刈り残し長さは 50cm を目安とする、として頂きたい。

- 2 - 5 表 1 淀川の特性

- 2 - 6 表 2 淀川各河川の問題点

原文

- 2-5 表 1 淀川の特性

*環境的特性

o瀬田川、宇治川: o京都市石田処理場・・・等などから京都市、京都府の下水が大量に

流入」

o 桂川 : o 「京都市鳥羽処理場・・・等などから京都市、京都府の下水が大量

に流入、淀川汚濁の主因」

o 淀川本川 : o「下水処理放流と上水取り入口の混在」

*歴史的特性: o「記載がない」

变更意見

*環境的特性

宇治川・淀川のいずれにも京都市の下水が大量に流入していない。従って淀川汚染の主因ではない。

京都市の下水の全量を活性汚泥法により処理され、一部は高度処理をして放流している。これをあたかも未処理のごとく表現することは予断と偏見である。

『下水処理により淀川汚濁は回避されている」に変更すべし。

* 歴史的特性

o 桂川 : 上流八木町の『虎天堰の水争い」

o 淀川本川 : 追記「淀川上流の京都市の屎尿はくみ取られて近郷農家で肥料と して利用された。遠くは高瀬川から淀川の船運を用いて河内まで送られた」

原文

- 2 - 6 表 2 淀川各河川の問題点

*利水 : o『下水処理水による汚濁」

*環境 : o『下水処理水による汚濁」

o「井堰の改良(魚道)」

変更意見

*環境

*利水 : o桂川

- ・現在の下水の処理水で河川の水質を改善して水質汚濁が防止できたのである。 それを「下水処理水による汚濁」はもってのほか「下水処理水による改善」と するべき。
- ・ 魚道が必要なのは井堰のみでない。 桂川と支流の接続箇所に改修工事時の配慮が欠けて段差があり遡上出来ない。

淀 076	社団法人大阪自然環境保全協会 淀川自然観察会 代表者 中野 勝弥	NPO 等
-------	-------------------------------------	-------

2002年7月29日

私達は、1997年1月より淀川の下流城(十三干潟付近を中心)を中心に毎月自然観察会を行っているグループです。

この度、貴委員会が「中間とりまとめ」を提出されたことに敬意を表します。

私達はこの「中間とりまとめ」について何ら異論はございませんが、私達が日頃の観察会を通じて気のついた事等につきまして、若干の要望と補足をさせていただきますので宜しくお願い致します。

(淀川部会)

- 2 - 15 1) 水面利用について

いろんな入が水面を利用することには異論がありませんが、それぞれが無秩序に利用することについては、安全上からも好ましくありません。それぞれの利用区域等を定めて秩序ある水面利用を行うことには賛成です。

しかし、淀川大堰から河口部にかけては10月~3月の間、多くのカモが飛来します。 この期間については、水上バイク・スキー等の走行等を禁止する措置を講じてください。

- 2 - 16 2) 水辺移行帯について

十三干潟付近では低水路と高水敷の間に2m程度の落差があり水際と高水敷が分断されています。このような区間については指摘のとおり、スロープ等をつけ連続性を持たすとともに、水際線については現在のように直線的なものではなく、入り江などを作り変化を持った水際線にすることを提案します。

- 2 - 16 3) 高水敷について

- ・現在のグラウンド等はあくまで暫定的なものとの提言については、異論がありません。従って各自治体等に対してこれら施設を堤内地への移転計画を作成するよう提言する必要があると思います。
- ・多くの自治体等が今なお、高水敷へグラウンドを新設したり、拡張する動きが絶え ません。これ以上高水敷にグラウンド等を設置しない旨を明記してください。
- ・野草地区と称して外来園芸種を植栽している区間があります。このような個所はただちに廃止し、その地域にふさわしい野草が繁茂するよう自然回帰を図る旨を明記してください。

- 2 - 17 5) 汽水域について

干潟については、保全だけではなく創出が必要です。

十三大橋の下流に大きな干潟がありましたが、船着き場が建設され喪失しました。そこには多くの市民が潮干狩りを行っていましたが、干潟が喪失したため、十三干潟に多くの市民が押し寄せています。ここは、シギやチドリの重要な中継地になっていますが、多くの市民が押し寄せるため、年々その飛来数が減少しています。干潟の保全・創出について次のとおり要望します。

- ・十三干潟については、シギやチドリが飛来する4月中旬~5月中旬の間は干潟中州への立ち入りを禁止する措置を講じる。
- ・右岸の十三大橋~伝法大橋の高水敷はグラウンドに整備されていますが、この間で 新たに干潟を創出する。昔は塚本付近でシジミがたくさん採れました。
- 2 19 2) 水質について

近畿1700万人の命の水を供給する淀川の水、本当に安全なのか。国土交通省淀川工事事務所に水質について総合的に管理監督する部門を新設することを提言してください。

- 2 - 2 1 1)生物・生態系について

ヨシ原とツバメの塒の保全を追加してください。

淀川のヨシ原は衰退し病んでいます。豊里のヨシ原は府下で最大のツバメの塒になっています。ピーク時には2万羽を超えるツバメが集まって来ます。しかし、このヨシ原は乾燥化、森林化が進み衰退しています。2万羽を超えるツバメを収容するヨシ原は他にありません。早急に何らかの保全策を講じる必要があります。

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」への意見書

- 1.流域委員会の各委員・河川管理者など関係者の河川整備のあり方をめぐる審議へのご努力に敬意を表します。猪名川部会の「中間とりまとめ」がなされましたが、他の部会に比べて抽象的な表現に終わっており、新河川法の精神をどのように反映したかが不明確です。今後、具体的な事項を審議され、より明確で分りやすく、将来の批判に耐えうる最終答申まとめられることを強く要請します。多様で根深い問題を抱えた河川管理の現状を見直し、30年後を見据えた河川整備計画を作成するには、現状の具体的な検証と評価を抜きにしては不可能です。そうでなくては、抽象論か、従来の計画の焼き直しに終わることは明らかです。
- 2.この意見の重点のひとつは、余野川ダム事業の中止を強く要請するものです。淀川水系流域委員会が2001年12月に一般からの意見募集を行った際、当協会など7団体が連名で、「余野川ダム事業を中止とするよう求める意見」を提出しました。また、2001年1月27日開催の猪名川部会・一般意見聴取では、当協会の高田直俊理事が「余野川ダムに対する意見」を述べました。これらの中で、余野川ダムについて、基本高水量の過大設定など治水面における疑問をはじめ、利水面での不要さ、河川生態系の維持方策についても指摘しました。

このダム建設は、猪名川水系の環境面に大きな負の影響を与える事業です。しかし、同部会の「中間とりまとめ」には、他の部会のようにダム問題を正面から見据えた見解がなく、誠に不可解です。余野川ダム事業と一体的に計画されている大阪府の「水と緑の健康都市」計画が2001年2月に縮小凍結されましたが、これが凍結されると、余野川ダム建設が計画どおり実施できないため、国土交通省側は大阪府側に対して同開発を継続するよう働きかけていることを漏れ聞いています。国土交通省近畿地方整備局は淀川流域委員会の席上などで、「(流域)委員会で計画に述べられないもの(事業など)はやめます」と明言していますが、こうした裏側での働きかけはこの明言をくつがえし、流域委員会の懸命な審議をないがしろにするものです。猪名川部会のほか各委員会・部会でも、最終答申へ向けて審議を十分に尽くしていただき、河川整備計画で余野川ダムを事業化しないよう答申されることを要請します。

- 3.他の委員会・部会の「中間とりまとめ」に盛り込まれた下記の内容などに十分配慮されたうえ最終答申を作成されるよう要請します。
- ・「治水」については、ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、 原則として採用しない。
- ・「利水」については、水資源は有限であり、利水量にも限界があるという前提のもとで、 その限界に利水をおさえるという考え方に転換する。これまで行われてきた利水部門別の 需要予測を単純に積み上げる「需要追随型」の開発計画は改めなければならない。
 - ・「自然環境」については、コンクリートの護岸に覆われ、人工的な構造に変えられた川

からは、生物の生息域、瀬や淵などの変化に富んだ水辺、生物の季節動態に対応した水位の変化などが失われていった。

・「高水敷利用」については、スポーツ公園やゴルフ場などの人工的な施設の場と化している現状を批判し、基本的には、出水時に冠水と表面更新を受ける川らしさの回復、すなわち川でしか与えられないもの、川でしかできないことを優先する方向で河川敷の利用を行う。

(以上)

河川敷の自然環境の保護・保全について「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」への意見

淀川水系流域委員会の各委員・河川管理者など関係者の河川整備のあり方をめぐる審議への努力に敬意を表します。私たちは、河川敷の自然環境について、まず、委員会の次の見解に注目しています。

「河川環境」については、"コンクリートの護岸に覆われ、人工的な構造に変えられた川からは、生物の生息域、瀬や渕などの変化に富んだ水辺、生物の季節移動に対応した水位の変化などが失われていった"(淀川部会)。また、「高水敷利用」については、スポーツ公園やゴルフ場などの人工的な施設の場と化している現状を批判し、"基本的には、川らしさを生かした利用、すなわち川でしか与えてくれないもの、川でしかできないことを優先する方向で高水敷の利用を行う"(委員会)。

これらの見解は、現在では河川の自然環境の保護・保全を考える上での常識になっています。しかし、技術面における認識の欠如と技術の惰性、沿川住民・行政の河川環境に対する認識の欠如と場違いな要求など、困難な状況は続きます。私たちは、以下のような観点からさらなる深い議論を期待しております。

淀川およびその支流、猪名川では、河川敷のほとんどが低水路と高水敷に区分けされています。河川の自然環境は出水時の冠水と表面更新に特徴付けられますが、このような河川は水域と、水と縁が切れた陸域に単純化し、河川を特徴づける湿地・浅水域・乾燥した砂礫面の生物相は失われています。

治水面からは、河川敷を低水路と高水敷に分けて流心を河川敷中央に固定する工法は望ましいものですが、この工法を採る場合にも、現在の施工技術力をもってすれば、流心を固定しつつも出水時に冠水・表面更新する湿地・浅水域、乾燥する砂礫面を維持、さらに復元することはさほど難しいことではないはずです。

一方、河川敷の自然環境を保護する上で、高水敷の運動場化と都市公園型の公園化はきわめて脅威です。特に、人口密度の高い地域では運動場化が高密度に行われ、河川でしか得られない、さしてそれ自体が公園機能を持つ、多様性のある自然環境、水環境が失われています。

もとより、広い河川敷の運動場や公園を全面的に否定するものではありませんが、そのあり方に疑問がある施設、明らかに河川敷の過剰な直接利用地域が目に付きます。河川の縦断方向の生物空間を分断する運動場や公園、「親水」の名のもとに造られているコンクリート製の階段低水路護岸、舗装された広い駐車場、さらには誰も利用しないベンチや遊具

広場などです。

そして、淀川環境委員会が平成 14 年 3 月にまとめた、自然豊かな淀川を目指して、にも盛り込まれている、自然環境の維持、復元を最終のまとめに盛り込まれることを強く要請します。

個人

7月30日水系流域委員会に於ける小生の発言

河川(湖を含む)にとって良好な水質の維持は最も重要な問題である。河川は陸上に 於いて発生した汚染物質の流入を阻止することは出来ない。点源汚染は厳しく監視されて いるが、生活廃水、農業廃水その他面的な発生源対策は地方整備局の権限外の問題であり、 ライフスタイル、農業経営など社会的な改革を必要としている。水需要の制御問題(実は 河川管理者は水利権処分の段階で一定の権限をもっている)は寺田委員の提唱によって、 ワーキンググループを作り検討されているが、水質問題はより社会的な問題であるのにも 拘わらず、陸上生活の結果としての河川水質汚濁のみを問題にするのは、著しく均衡を害 しているのではないか。

中間取り纏めの5ページ11行「自然と共生し」、6ページ「自然と上手に付き合い」の表現がある。先のシンポジュームでもパネラー川上委員と嘉田委員の「自然」認識は大きな隔たりがあった。これだけ専門家をもって任じている委員の先生方が居て共通の認識も持たず、安易に口当たりの良い流行語を用いるのは適切ではない。

中間取り纏めの16ページ優先順位に就いて記述があるが、事業実施に優先順位があるのは当然であり、わざわざ書く必要は無い。私の言いたいのは河川の多様な機能、形質管理の中で、競合する場合、TPO に応じてどの機能に優先順位をどの程度与えるかを明確にしておく必要があるということである。優先順位という表現が適当でなければ「優先度」と言い換えても良い。優先度は「100」か「0」かばかりではない。

淀川部会の中間とりまとめ意見書

1 現状と課題・問題点 1 - 1 淀川水系流域委員会淀川部会で取り扱う範囲 淀川水系の比較的大きな府管理河川(寝屋川と神崎・安威川)にも適用し、川づく りの根本的変革を!推進していくことが求められていると考えます。

個人

- ・「直轄管理区域以外も検討の対象とした」とある。寝屋川流域の整備計画は、昨年半年間で作成されたが、流域調節地は1^トン約 10 から 15 万円の高コストである。本委員会の「計画査定のあり方」や「計画アセスメント」の立場が欠落しているので、その立場から代替案など再検討が必要と考えられる。
- ・また、神崎川水系の安威川などの防災治水前進のために、超過洪水も視野に入れた総合 的な治水対策とダム計画の比較検討を行い、有効で戦略的な河川整備計画を早期に確立す べきであると考える。
- 1 現状と課題・問題点 1-3 淀川流域の問題点

大阪河口部の淀川をはじめ、かつて内海であった寝屋川には、地下水くみ上げによる地盤沈下と自然沈降により、海抜ゼロメートル地域が拡がって、都市河川の治水対策を困難で多額の投入を行ってきた。また、阪神大震災とその液状化による淀川堤防の崩壊は、かつての福井地震の堤防補強前の大水害、新潟地震による堤防陥没と水害などを想起させたが、震災後の水害は免れた。しかし、三十年後に南海沖大地震が予測されるもと、地盤地形の特性から特に重要だと考える。

- ・「特に、下流域の大阪市街地の地域においては」の後に「海抜ゼロメートル地域が拡が り」を加筆。
- ・「水害に対する危機意識の低下と」の後に、「耐震対策・液状化対策が遅れ」を加筆。

次の点は淀川下流部の特性、特徴的な問題点で加筆し、具体に揚げる事だと考えます。

表 - 1 淀川の特徴

地勢的特性に、「軟弱地盤・海抜ゼロメートル地域」

歴史的特性に、「明治 18 年の大洪水・河川法制定へ」「阪神大震災と堤防大被害」

表 - 2 淀川各河川の問題点

治水の共通事項に、「・水害危険地の」と「宅地化」の間に、「工場造成」 治水の淀川下流を設け、「蓮根畑や湿田など遊水地への工場進出・宅地化」

「高水工法による垂直特殊護岸」「高いコンクリート連続堤防と住環境の悪化」 「地下水汲み上げによる地盤沈下で感潮河川の拡大」

環境には、「維持流量の未設定」「合流下水の普及による維持用水不足」

「生物界のバランスくずれユスリカの大量発生」

「降雨後に下水排水口付近にスカム流出」「酸素欠乏と水温上昇等で魚浮く」

- 2 流域整備の変革の理念 2 1 川づくりの基本的な考え方の変革 安全神話・他人まかせからの脱却の項
 - ・「高規格堤防の完成には・・・長い年月が必要であり」の後に、「流域での対応を合む 合理的で」を加筆。
 - ・「水害の危険性を住民に周知するとともに」の後に、「水害を少なくするために、行政 の援助も受け各戸一時貯留浸透マスなどの協力を行い」を加筆。
- 2 流域整備の変革の理念 2-2 計画・施策の考え方等の変革
 - (1)治水・防災 水害防止から被害軽減への項
 - ・「長年の努力にもかかわらず」の後に、「河川整備を上回る流域開発により」を加筆し、 「いまだに水害の発生を・・・」とする。
 - ・「壊滅的な被害をもたらす破堤を避けようという」の後に、「官民共同で総合的な治水 対策などの」を加筆。
 - ・「氾濫水の拡大を遅らせるために路盤が高い道路や鉄道を活用」の後に、「し、連続堤 防で囲まれた低平地などの浸水対策を講じる」を加筆。
 - (1)治水・防災 より有効な水害時の対応へ(他人まかせからの脱却)
 - ・「自分の命は自ら守るのが水害時の鉄則である」の後に、「そのため住民が具体的でわ かりやすいハザードマップが必要である。」を。
- 2 流域整備の変革の理念 2-2 計画・施策の考え方等の変革
 - (2) 利水 水質基準達成から総負荷量規制へ
 - ・「やや改善の兆しが見られるものの、」の後に、「合流下水の排水水質、」を加筆。
- 3 整備計画 3-1 治水・防災 (1) 洪水災害対策 2)洪水調節
- ・「ダムによる洪水調節は」の後に、「超過洪水時には危険な大洪水の恐れがあり」を加筆
 - 「公園地下など流域調節地は、1 ½ 当り工事費が 10 から 15 万円と高く、一時貯留浸透 や校庭貯留、防災公園など、費用対効果や雇用効果など勘案し、流出係数を抑制する 面的対策を進める必要がある」を加筆。

- 3 整備計画 3-1 治水・防災 (3)高潮・津波対策 1)高潮対策
- 「・震災で弱体化したあとの大洪水による福井地震、新潟地震や阪神大震災での堤防崩壊などの教訓を生かし、耐震堤防補強や液状化対策を新画的に行う必要がある」を加筆。
- 3 整備計画 3 1 治水・防災 (4)危機管理2)住民(個人)の対応
 - 2)住民(個人)の対応」の後に、「自治・コミュニティの再生」、を加筆。

	猪	079	大阪府箕面市	前川	謙二	個人
--	---	-----	--------	----	----	----

猪名川部会中間とりまとめ 意見書

3 整備の方向性 3-2 災害への対応と防災意識の向上

(1)基本的な考え方

<問題意識>

・「流域での対応を含む効果的な治水、特に貯留施設(調節地)の設置などを含めた幅広い 流域対策を組み合わせた総合的な治水対策の具体化が遅れている」を加筆。

<対応の考え力>

- ・「流域対策の具体的な雨水の流出域及び都市水害の防御域対策など総合的な計画査定を行う」を第一にあげる。
- ・その後に、「・・・水害に対して危険であること」の後に、「総合治水への協力」を加筆 し、さらに続けて「防災」の後に、「治水」奪加筆。
- 3 整備の方向性 3-2 災害への対応と防災意識の向上

(2)対応の方向

河川審議会答申(2,000 年 12 月)の「流域での対応を含む効果的な治水対策のあり方」 を具体化する。複数案を検討するとともに水害拡大要因をなるだけ少なくし、治水に役 立つ貯留施設等の機能確保、貯留施設目標などの適正な設置、植林の造林推進など幅広 い流域対策を組み命わせた総合的な治水対策を推進する。

3 整備の方向性 3-2 災害への対応と防災意識の向上

(3)留意事項

猪名川にも総合的な治水対策を、河川整備計画の柱として20~30年先を目標とすれば、 堤防の大地震の対策(補強と液状化対策)を重点とし、上流域の土地利用(保全と開発) の市街化予測を抑制し、銀橋周辺を整備を進めれば、余野川ダムの一時中止して、上流 対策と河川整備で可能か検討する。

ダムが建設されると猪名川の水質が悪化する、そのために水質浄化対策を講じるようであるとすれば問題である。

個人

本委員会の基本としては(又は下敷として)芦田先生が実質的に主宰されていて関西電力(株)の小林会長が理事長をされている淀川水質保全機構(財)ではないかと想像する。 従って淀川水系に関してもその仕事の延長線上のものと思われる。

委員会中間報告が淀川水系の将来のあり方の基本を提案されていると考えるがどうも多 くが記述されていてその基本がややボヤケテいる印象をうける。現在一応治水利水関係の 仕事がかなりの程度完成しているとして、現在淀川水系で考えるべき基本は河川環境整備 - すなわち汚濁負荷の削減と生態系の回復であるはずである。その割に治水、利水の記事 が多い。又今後のあり方についても流域センターと河川レンジャーの設置程度である。私 はもっとつっこんで河川の流域管理(それも府県の担当課を越えたもの)の設置を求めた い。一般的に日本では多くの場合「欧米ではどうなっているのか?」ということが問われ る。この場合にも欧州における日本の国土とよく似た国家として、フランスやイギリスを 例にとると、いずれも流域を管理する水管理庁のようなものがある。フランスでは最も南 のガロンヌ河、ローヌ河、中部のロアール河、セーヌ河、最北部で国際河川の(六)ライ ン河とリンム河の流域で管理されているという。日本においても、少なくとも淀川水系に もこのような流域水管理庁のようなものにまで進んで、河川水だけでなく、地下水の保全 や汚濁負荷の削減にまで進めてほしい。森林や地下浸透にまで進められるはずである。中 心は河川課であるが農林省や環境庁の機能を含めたものであってほしい。上水道事業の参 加は微妙な所である。上述の私見(汚濁削減と生態系回復)に基づくと、汚濁負荷の削減 については下水道はもちろんのこと、廃棄物関連や農薬、山林なども関連してくる。生態 系回復(エコロジー)に関する委員として川那部、谷田、鷲谷の3人の先生が委員をされ ているが、どうもこれらの先生の意見が表現されていないように思える。

委員先生方の出席率が悪いか、事務当局の議事録係にエコロジー関係の人がいないためであろう。

又昨今の日本の財政事情一税収が、減少しているうえに国債や自治体の借金が多く、銀行が危機におち入っているという状況にも具体的に言及してほしい。又新聞にはダムの建設中止に関する記事が多い。私は基本的にはダムは必要と思っているが、新聞があのようにさわぎたてるのにも理由があるのではないかと考え始めている。新聞の記事だけでは詳細は分からないし、又一方的なこともあるようだ。今私の手許に木曽川水系新丸山のダム建設のリーフレットがある。周知の通り丸山ダムは昭和31年に完成した当時最も近代的な工法で建設されたダムであった。しかし昭和58年9月28日台風10号によって大洪水が発生したので昭和61年4月7日にダムの嵩上工事が決定され、新丸山ダムの建設準備が始められ、工費約700億円で丸山ダムは水没させるという。当初100年確率洪水量で計画・設計されたと思うので建設後30年目に発生した洪水のために又新しく、より容量の大きなものの建設を始めるというのはおかしな話である。100年に1回発生する確率で計画されたダムであっても実際には2~3回洪水が発生することもあるし、又5回位は発生することもあり得る。100年確率洪水というのは(重力式)ダムの寿命を100年として(実際にはもっと長く使えると思うが)その間の最大の洪水量を除去して残

りの99%の洪水を防止する設計流量であったはずが上述の新丸山ダムでは100年という仮定的な寿命を無視してわずかな30年で改築の決定がなされているところに疑問がある。無駄なことではないだろうか?部外者からは要するに巨大なものを建設するだけの理由づけをしているようにしか見えない。これでは市民が水を何の有難みもなく使用していると咎めることはできないのではないか?前出の例は100年という前提を忘れたか、欠落させてしまったのである。しかし本件の琵琶湖・淀川水系のダムにこのような実例があると指摘しているのではなく、現在小泉首相が努力しておられるような節減の構想を取入れてもらうことを願っているのである。揖斐川水系の徳山ダム(洪水用ではなく、上水道等の利水目的であるらしい)も水需要予測が余りにも過大であるとの報道もある。

日本全体が順調に成長する時代でなくなってきた。老人国家になってきて、社会資本整備にもおのずと制約ができてきたと考えるべきではないだろうか?

この報告書は完成後国交省に提出されるはずであり、中央官庁には、軍に法学部を出た という法律屋さんが多く、法律屋さんは「経済性」と「時間の経過」という要素を欠いた時 代の背景や前提を欠いた解釈をするので、その点の修正方法の記述も必要ではないか?(寺 田、山村委員へ) 淀川についての意見

淀川にはたくさんの自然、生き物がいます。

このことを知らない人が多い。私も1年前までは知らなかった。

いつも通勤でなにげなく通る都会を流れる見た感じ汚い川というイメージだけでした。

以下の発見より淀川を大切にしていきたいと思いました。

十三干潟のカニ

先日初めて長ぐつをはいて十三の干潟に入った。

辺り一面ヤマトオサガニだらけ、穴に入ったり出たりして微妙に動く姿がかわいい。と ても感動しました。今度、絵を描きに行きたいと思っています。「十三にこんなにカニ が?」知らない人は驚くと思います。

つばめのねぐら

淀川の城北大橋から見えるヨシ原の群落につばめがねぐら入りする姿に感動しました。 集まってくるつばめの数に驚き、ヨシ原は重要な役割をしているのでこれ以上少なくな らないようにするには?と考えてしまいました。

この他にもまだまだ感動する場所、生き物がいっぱいあると思います。淀川と生き物(人間も含む)と自然とがこの先、いい関係になればと願っています。

委・琵・淀 082 守山市国県事業対策課 自治体

中間とりまとめ(確定版)に対する意見書

1 対象となる中間とりまとめ 流域委員会

ページ・行

- 13

中間とりまとめの文章

(2)高水敷利用

グランドや公園に加えて、ゴルフ場・リモコン飛行機場・犬の訓練場・自治体や大学の占用の運動場等が川の環境破壊を加速し、住民の水害に対する危機意識さえも低下させた。

2 対象となる中間とりまとめ 琵琶湖部会

ページ・行

- 1 - 6 下から 11 行目

川や湖については、残された数少ないレジャーの場としての過剰な期待が、無秩序な利用を招いた。湖岸や高水敷は数多くの場所で整地され、人口構造物で覆われたグランドなどとなり、水面はそれぞれの人が思い思いに自らの要望をみたすかたちで、「自由」に使用されるようになった。この結果、数多くの人々に利用されるようになったものの、それと引き換えに川や湖のかたちは大きく変えられ、水質の悪化や生きものの棲息域の減少など、川や湖本来の機能や形態に悪影響を与えている。

3 対象となる中間とりまとめ 淀川部会

ページ・行

- 2 - 4 上から6行目

河川敷は整地され、グランドなどとして年間数百万人の人々に利用されるようになったが、それと引き換えに川本来の姿が失われた。利用者のニーズと自然回復のバランスが大きな課題である。

ページ・行

- 2 - 10 上から 10

高水敷には河川独特の自然が展開されており、生物も含めた流域全体の共有財産であることを忘れてはならない。

下流域の高水敷は国営の河川公園として多くの人々に利用されているが、本来堤内地に 設けられるべき運動施設の設置はあくまで暫定的なものであり、「河川でしか出来ない 利用」を優先すべきである。

上記に対する意見等

鈴鹿山脈の御在所岳に源を発する野洲川は、昭和 54 年の新放水路の暫定放水までは、「近江太郎」と呼ばれた暴れ川であり、目の前に度々大自然の脅威を見せつけ、幾たびとなく水害の被害に遭ってきた沿川住民の危機意識は、筆舌し難く、水害に対する恐怖は、今なお市民の心に根強く残っている。

一方では、この地に生きる喜び・幸せ・地域に根づく文化、また地域産業に大きな恩恵を与えてきたことから、地域住民の野洲川に対する思いは相当強いものがある。

そのような中で、快適な生活環境を創造する川づくりを目指し、"ふるさとの川整備計

画"の認定を受け、水と緑の回廊としての公園整備を図っているものであり、地域の催しとしては、野洲川を愛し、母なる川に親しむために、「野洲川冒険いかだ下り」「野洲川親子たこあげ大会」「野洲川健康ファミリーマラソン」等が、毎年継続開催されており、また、昭和57年から組織されている「野洲川を愛する会」の、古里野洲川を美しくする活動も、今日も継続されており、地域に親しまれ・愛される河川としての高水敷利用は必ず必要なものと考えるものである。

野洲川に関しては、川の環境破壊を加速し、水害に対する危機意識さえも低下させたという表現は、

地域住民にとって、認めることは出来ない表現である。

委・琵 │ 082 │ 守山市国県事業対策課	自治体
------------------------	-----

中間とりまとめ(確定版)に対する意見書

1 対象となる中間とりまとめ 流域委員会

ページ・行

- 9 下から8行目

破堤回避対策を実施した場合、降雨状況によっては、ある程度の越水を想定する必要がある。

2 対象となる中間とりまとめ 琵琶湖部会

ページ・行

- 1 - 14 から 1 - 15 下から 1 行目から

今後は壊滅的被害の回避を優先し、破堤対策を最優先に行い、状況によってはある 程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである。

上記に対する意見等

明治 29 年に近代河川法が誕生し、昭和 39 年の改正、そして平成 9 年の改正という中で、 治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備が図られたところである。

しかしながら、河川整備の基本はなんといっても治水対策が基本であると信じるもので ある。治水対策なくして、利水・環境を考えることには大きな抵抗を持つものである。

守山市に位置する野洲川の災害の歴史を知って頂いているだろうか。書物によると、西暦 1537 年から 1848 年までの 311 年間で 38 回の洪水が、また、1868 年(明治元年)以降、新放水路の建設に至るまで 26 回の災害が発生し、概ね 10 年に一度は大きな災害が発生し、貴重な生命・財産に甚大な被害を受けた歴史があり、まさに、暴れ川(近江太郎)野洲川との戦いの歴史であったと聞き及んでおります。新しいところでは、昭和 40 年 9 月の台風24 号の影響で、洪水により孤立した集落の人々を救助中、犠牲となって亡くなられた自衛隊員もおられ、先ず、治水対策が原則と考えます。

また、長い長い災害との戦いを続けてきた地域住民にとって、被害を容認するような治 水対策は認めがたいものであります。

3-2(1)琵琶湖とそれに注ぐ川の重要性・特殊性の認識

色々な件に取り組まれている御様子何より嬉しく感じております。

宣伝会で知った事なのですが琵琶湖もずい分おせんされているとの事 原因を確かめられているのでしょうか?宣伝会の話によりますと石鹸でも合成洗剤は悪く人間にも水にも良くない事の様です。やはり人間は安くて便利な物を選びますが体、水に悪い物はとことん研究されまして製造、販売を中止、して頂く事だと思います。現代の若者は仕事仕事の毎日です。私達はここで何を云っても駄目です。御関係者の方々により体・水に無害な物をお願い申し上げます。

(テーマとはちがった事になりましたがこの件も大事だと思い。)

個人

平成14年7月31日

1、委員会中間とりまとめ 6 - 2 (1)(2) および 3 、淀川部会中間とりまとめ 4 - 5 河川レンジャー制度、流域センターの設置検討

趣旨、検討内容ともに全面的に賛成いたします、特に、河川レンジャーには強力な権限 付与と充分な報酬を考慮すべきと考えます。

1、委員会中間とりまとめ 4-3利用 4-4環境

下記視点からのご検討をお願いしたいと存じます。

昨今の関西経済の沈滞は瀬戸内海沿岸に立地した重化学工業の設備更新に伴う他地域転 出、海外転出によるものであり、政治経済の東京一極集中と相俟って早急な回復は困難 であると思われます。関西経済の回復を図るに当たって経済のサービス化、なかんずく 観光産業の振興に注力しなければならないと考えます。幸い関西地区には、夫々特色の ある京阪神三都市、優れた文化遺産を擁する奈良、京都、利便性と自然景観の優れた琵 琶湖、淀川水系とそれを囲む山々、等々優れた観光資源があふれています。

関西再生のために、この琵琶湖、淀川水系の観光資源化推進という観点からの掘り下げ を期待いたします。資源の持つ自然の力を最大限に生かした諸方策を期待いたします。 そのためには、琵琶湖、淀川水系の自然を損なうような水上バイク、プレジャーボート、 水上スキー等の全面禁止のような強権発動をも考えねばならないと思います。

1、委員会中間とりまとめ 4-2 利水(1)(2)

節水誘導策として住民意識の変革に頼ることは先ず難しいと思います。節水社会を作る には人の欲に頼ることで、水道料金の料金逓増方式を採用し、沢山水を使った人からは 割高な水道料金を頂戴することです。具体的計数、実現の可否はさておき、各地の水道 部門の余剰金が増えた場合は流域センター、河川レンジャーの維持費に充当することを 提案いたします。

以上

琵琶湖へ注ぐ河川に対する整備の方向性に対し、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を優先的に行い、状況によってはある程度の溢水を想定するやり方に変えるべきとのとりまとめについて。

未改修河川沿線の地域住民は、貴重な生命・財産を守るため 目標とする洪水流量に対応できる治水対策を望んでいる。

本来の川が持つ機能や環境に回帰できるか計画にすべきとのとりまとめについて。

環境に配慮するあまり、用地買収等の面積が拡大し河川改修 計画が停滞している現状がある。

河川、湖沼系に関する計画策定にあたり、流域全体での水需要管理の観点から、節水行動を進め、渇水をある程度受容することによって、流域余体の水需要そのものの管環へ 転換すべきとのとりまとめについて。

> 今なお、農業用水等における慣行水利権による河川水獲得の 認識が強く、調整は困難を極めるものと考える。

淀川水系流域委員会 中間とりまとめの意見書

琵琶湖総合開発は、昭和47年度~平成8年度までの25か年の計画で、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と周辺地域の整備および関係住民の福祉とをあわせ増進するための施策を推進しようとするものであり、治水対策、利水対策、保全対策の3つを柱として、整備事業がなされてきた。

その結果として琵琶湖の水質は、昭和50年代後半には一定の改善が見られましたが、昭和60年代以降、北湖のCODが漸増傾向になるなど厳しい状況にあり、環境基準(人の健康を保護し、生活環境の保全を図る上で維持することが望ましい基準)は達成されていない。また、固有種の生息域の減少なども懸念されていることから、水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等の幅広い観点から琵琶湖の総合的な保全を進めて行くことが必要である。

琵琶湖総合開発事業では、下流府県の水需要の増大に対処するため、その水資源開発を主目的にする整備も行われ、新たな水利権が生まれた。

しかし、その根拠となる水需要予測が、時代にそぐわなくなって来ていることが大きな問題である。

水を有限な資源として認識し、要請される需要への対応を主眼とした利水のあり方から、水の需要を管理するという考え方を導入していくことが重要である。

現状では各事業主体による要請を単に積み上げて流域全体の需要を考える方法となっており、今後は、水需要予測について見直しが必要と考えられる。

それぞれの想定について、内容の妥当性、整合性などを充分見極める必要があり、場合によっては、想定の見直しといったことを実施し、節水技術や生活様式の転換等も盛り込んだ総合的な予測方式としていく必要がある。

本町の現状は、農業用水や上水道水源として琵琶湖から取水をしている。

特に、上水道水源は南部地域の宅地造成に伴う給水人口の増加や下水道の普及に伴う 生活様式の変化が影響し、水需要は著しく増加している。

このことから、広報などにより地域住民に節水を呼びかけているが、使用水量は既得水利権の枠を越え水量不足の状態となっている。したがって、不足する水量を地下水に求め水量確保に努めているものの、近年の地球温暖化等の気象変動に伴う、水の供給能力の不安定化を懸念するところである。

以上のことから、現在ある水利権の範囲内で水資源の有効活用を進めることは重要であるが、上水道,工業水道,農業水利等の需要予測を再確認し、既得権を含めた余剰水の創出を図るとともに、逼迫地域への再配分を行う必要性がある。

中間とりまとめに対する意見ついて

1. 治水について

治水の現状を考えるとまだまだ整備は不十分であると考えられます。

本町の場合、主な河川としては、広域の市町村にまたがる一級河川の日野川、家棟川等があり、その河川のほとんどが天井川となっています。近年、それら河川流域にかかる上流部の区域では都市化が進展し、最下流部に位置する本町では集中豪雨のたびに水田等への浸水が起こっています。何百年に1回の大雨が降ることがなくても、被害が生じている状況であります。破堤等の危機管理対策は、今後、ますます、具体化に向け、検討を重ねる必要があると思われますが、目標とする洪水流量を治水の基本として、今後も整備計画を立てるべきであると考えます。これらのことから、治水についてはまだまだ早急な河川改修が必要と考えます。

2. 利水について

渇水時には、節水を心がけるのは、当然のことでありますが、水は、生命の源であり 生き物すべてのよりどころであります。

水が不足したことにより、過去から、そのために多くの争いや利害が生じてきたところであります。琵琶湖という水瓶により、此処に暮らす人々がこのうえない安らぎを感じて暮すことができてきました。生活様式や産業形態が変化していくとしても、日常生活においてもまた、社会活動においても、水不足の影響は甚大なものと考えられます。これらのことから水の確保は、最優先されるべきものと考えます。

3.河川環境の保全・整備について

生活様式や産業形態、集水域の土地利用の変化に伴い、河川への汚濁物質や農業排水等の流入によって琵琶湖の水質汚濁は進行し、カビ臭・淡水赤潮・水の華(アオコ)が発生するなど、富栄養化は依然として大きな問題となっています。

さらに、近年のマリンスポーツの流行やアウトドアブームにより、本町には多くの若者や家族連れが訪れ、湖辺ではゴミ放置といった新たな問題も生じています。

私たちが生活する上で環境を考えることは、大変重要な問題です。今後は、私たちや子孫のためにも、住民、事業者等が自然環境に配慮した、環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動を実践していかなければならないと考えます。河川環境においても、琵琶湖の保全をはじめ自然と共生した美しい河川環境の保全、整備を推進していかなければならないと思っています。そのためには、河川環境悪化の現状とこの状態を続けることによって出現するおぞましい未来を人々が十分に認識し、今後、進むべき方向を理解していただくことが大切であると考えます。

平成 14 年 7 月 3 1 日

意 見 書

淀川河川整備計画については、琵琶湖の上流部に位置する八日市市においても、深い関心をもっており、これからの淀川を考えるために作られました淀川水系流域委員会には、大変ご苦労いただいていることに感謝申しあげます。

さて、淀川水系流域委具会中閻とりまとめについての意見を述べさせていただきます。

本市においては、湖東平野の中央部に位置し、琵琶湖に面していない内陸中核都市で、 治水と都市基盤整備を図るための排水問題の解決は、大きな課題となっています。

市内には、愛知川、蛇砂川、白鳥川など一級河川が8河川あり、特に本市の45%流域持つ蛇砂川は、河川断面が狭少で著しく蛇行した天井河川であり、古くから今日まで多くの人家や田畑に被害をもたらしており、治水の整備は不十分であります。

洪水被害の早期解決を図るため、昭和47年より流域2市2町がそれぞれの機能分担方式で河川改修事業に取り組んでいるところであり、八日市市においては、蛇砂川改修推進室を設置して事業を推進し、市内の中間地点から愛知川へ放流する3,600mの八日市新川事業を県事業で対処しているところです。

この河川計画は、50年確立の断面で用地取得しておりますが、早期治水効果を上げるため、現在10年確立の暫定断面での緊急整備が必要と考えております。

市民の洪水、浸水に対する不安を解消するためには、今後とも河川改修は必要であると認識しております。

次に渇水時における節水行動については、常日頃から市民に啓発しているところです。

特に、市民への上水道、あるいは、下水道で使用します生活用水については、地下水と琵琶湖からの逆水(中部企業用水を受水)であり、限りある水資源の有効利用のため、節水や水の再利用など関係機関と連携を図りながら、水不足の解消に向けて努めています。

また、市内の全域の農業用水については、永源寺ダムにより恩恵を受けているところでありますが、かんがい期を通して水不足しております。

現在、国・県においては、愛知川第二ダムを計画していただいておりますが、反面当河川に

おいても河川来改修部分が多く、治水と利水による事業の促進を要望しているものです。

次に河川の環境の保全と整備については、碧い琵琶湖を保つため、県民一人ひとりが、関心をもって、粉石鹸の使用や農業排水による汚濁水の抑制または、行政においては、下水道整備の普及に努めております。

本市の河川においても、少しづつではありますが水質がよくなり、どじょう・沢蟹が住み、ホタルが飛び舞う光景に変わりつつあり、白鷺を時々見かけます。

川には、もっと多くの魚あるいは、水生植物が育つように動植物との共生を図りながら、 後世に引き継げるよう努力しているところです。

本市においては、環境基本条例の理念である「自然と共生する緑おりなす八日市」を実現するため、健全で恵み豊かな環境を維持しながら環境への負荷の少ない持続可能な節度ある循環型社会への構築を市民、事業者、行政の主体的行動とパートナーシップのもとに進めます。

又、川と共に身近な自然と共生できる暮らしや「緑の湖づくり」を進め、調和の取れた 美しく心地よい環境の創出に勤めます。

更には、県主催の川づくり会議に多くの市民が関心を持ち、又、地域・町での川づくり 会議が行われ、市の職員も参加しております。

八日市新川の沿川地域で進めています「みんなで取り組む21世紀の川づくり」会議での住民の意見を下記のとおり集約して、今後も地域住民との協働作業のもとに、環境整備に努めてまいります。

- 1.川には、常時水が流れると共に、市民に親しまれ散策できる河川整備
- 2.夏には、ホタルが飛び舞い、四季を通して動植物と共生できる川
- 3.暫定断面の段階から川の将来構造を考慮して、低木、草花の植生できる美しい川づくり
- 4. コンクリートで護岸を固めるのではなく、石や自然素材を利用した河川
- 5.川の中に水路をつくり、子供と大人が共に遊べる憩いの場
- 6. 橋梁名については、地域の歴史と文化に富み、沿川意見の反映を

< 淀川水系流域委員会がとりまとめられた中間報告に対する意見 >

平成 14 年 7 月 3 1 日

本市は淀川やその堤防上の街道などの恵みを受けたり、またある時は決壊による被害を受けたりするなど、淀川なくして「ひらかた」の歴史は語れない。淀川沿いに市街地も形成されていることから、今後も一層河川管理者や市民団体等と相互に連携を図り、淀川やその支川との共生を目指したまちづくりを進めたい。

1.まちづくりとの関係

1)治水上の安全について

川沿いでの生活や生業を守るために、長い年月をかけて堤防が強化されてきたことや高い堤防がつくられてきたことは決して否定的な面だけで捉えるべきことではないと考えている。

2) スーパー堤防について

本市は都市計画マスタープランで沿川にわたってスーパー堤防化の方針を打ち出している。スーパー堤防化を期待しつつも、すべてが短期間にスーパー堤防になりえない状況を考えると、本市域内の危険度の高い堤防を放置することなく、緊急かつ優先的に堤防強化を進める必要がある。

3)河川レンジャー制度について

本制度には賛成であるが、水防活動すべてを肩代わりできるものではないことから、引き続き、水防団の活性化、水防活動の充実については検討する必要がある。

4) 舟運の実現について

舟運は観光面など多様な可能性のある都市的な活動であるが、市民が川の姿を実感し、流域を意識する上で大きな意義があり、また、沿川自治体にとっても川に向かったまちづくりや川と都市の連続性を進める上でも重要な意義を持つと考えている。

2.河川敷の利用

1)多様な表情を持つ河川敷きについて

治水事業により冠水しにくい高水敷が確保されたことを踏まえ、各種の計画等に基づき河川公園やグラウンドが整備されてきたのであり、その整備や利用に対するニーズや期待は高いものがある。このことが無秩序な利用や環境破壊につながったというのは短絡的である。

冠水頻度を高めた高水敷の確保や水辺(低水護岸)の改良による河原やワンドの整備により、現在よりはるかに多様な表情を持つ河川敷きは実現できると考える。 多くの市民が足を向けることで、川への意識も高まっていくと考えている。現在、 市が占用しているグラウンドもその実態から判断して、環境への負荷は軽微である と考えており、河川敷きのひとつの利用形態であると考えている。

今後、河川公園に限らず水辺も含めた河川敷全体で、水辺でのふれあいや水辺植物の生育の場、緊急時の広域避難場所にも活用できる広場など、市民や行政の期待に対応できる多様な形態の河川敷にするための保全・活用方策を確立する必要がある。

2)ゴルフ場の扱いについて

本市域上流側の北半分の河川敷は 2 箇所のゴルフ場があり、淀川の利用ができない状況であり、改善が必要である。また、河川敷での農薬使用等による水源汚染の防止の観点からも、将来的には廃止し、自然にふれあえる場に復元するとともに、その間は農薬使用を中止するべきと考えている。

NPO 等

< 淀川水系流域委員会がとりまとめられた中間報告に対する意見 >

淀川舟運と連携した「まちづくり」について

平成14年7月31日

舟運については、委員会報告の部分では、

「地域振興的、文化的、および防災的な事業として、検討を行なう」と記載されているが、今後以下のような視点で積極的に位置づけられたい。

1.淀川と舟運のこれまで

淀川は、近畿の中央部を貫流し、大阪・京都を結ぶ川として、千数百年にわたり、人や物を運んできた。とくに江戸時代は重要な役割を担った。

明治時代には水制工という技術の活用により、一定の水深が確保できたことで江戸時代とは異なる形で、舟運は沿川の活況をもたらした。また、この水制工はワンドという多様な自然を育む場を生んだ。淀川を中心とした生活や産業活動が「豊かな川とのつきあい」を育んできた。

2.川とまちの関係

舟運の視点から治水への視点の転換により、淀川沿川の自治体における淀川は、洪水防止のために「封じ込められた」空間となり、また、他の地域との「行き来を妨げる」空間となった。

改めて舟運が実現すれば、視点を川面に移すことでき、そのことで川を実感し、淀川がたくさんの市民に「開かれた」空間、そして「他の地域と結びつける」空間になる。

沿川自治体も川へのアクセス、河川空間との連携などを組み込む必要が生じ、自治体や市民が淀川を意識し、もっと自然と共生し、ゆとりのある時間の過ごし方や多様な文化の創造が生まれるようになると考えている。

3. 具体的な整備イメージ

自然との共生を図る技術や仕組みをセットすることを前提に、淀川舟運を構築することが今日的な課題であると考えている。

大震災時等の緊急時利用のためには、平常時から活用しておく必要がある。

河口部から伏見・宇治までの航路を確保するとともに、船着場の増設や船着場と都市部 とのアクセス性の改善、船溜施設(河川港)の設置等が必要である。

大阪湾・瀬戸内海の海上交通との一体的な連携を確保することにより、単なる河川舟運ではない可能性が展開可能である。

内陸部での拠点としては三川合流部が大きな意味を持つと思われる。すなわち、この地 点は広域的な観光活用や大震災等の緊急時活用の面で、あるいは物流における可能性の 面でも、整備されつつある幹線道路との中継や宇治川との一体的な利用を進める上で重 要な位置で、将来的な構想を構築することができる。

琵	091	滋賀県草津市	建設部河川課	自治体
---	-----	--------	--------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめ意見

治水においては、堤防を高くすることより、できるだけ被害を小さくするための対策を優先させるとなっているが、本市においては、改修なった草津川放水路の上流部をはじめ、いわゆる天井川といわれる一級河川の未整備区域が数多くあり、河川にはそれぞれの河川に特性をもっており、その地域にあった整備が必要であり、地域住民から河川整備計画の理解と安心を得ることもあるため、これらの平地河川化等についても、従来どおりの河川整備計画に基づく早期着手をお願いしたく、柔軟な意見をお願いしたい。

個人

中間とりまとめの内容と過日のシンポジウムについて私のご意見を述べさせて頂きます。 紙面の都合により要約となりますのでご配慮願います。

まず概観ですが、全体にご苦労は伺えますが個々の委員様の意見のすり合わせと調整で、 せっかくの内容がよくある指針のための指針の様相で、魅力のない、訴求力にかけた物と なっているようです。学者や一部の特殊な人のための論述書にはならないように配慮すべ きでしょう。俗にお役所仕事的ということですが、お役所仕事的産物は、お役所の職員も 読みません。

取りまとめ全体を見渡しては、大変気になることが一つあります。地域の市民住民の参加について、体系的に論じられていないことです。人及び人の生活と川や水との関わりを安全の構造的側面(ハード)からだけでなく、文化的視点からの議論が不足しているように思えるのです。

シンポジウムでの「この委員会で決めたことが今後の琵琶湖淀川水系の開発と維持管現について全てを決定付ける」という一部の委員の方の傲慢な態度は、このあたりの議論の不足から来ているのではないでしょうか。

まだまだ意見はありますが、中間とりまとめの中で注目すべき提案として、最後に河川 レンジャーなるものについて一言。

河川流域の環境と安全を確保するため維持管理や監視をし、緊急時には活動するという 仕組みづくり。又、新たな雇用を創出できる大きな委員会の目玉プロジェクト、大変結構 かと存じます。

しかし、既に同様の趣旨で仕事の無くなった或いは減った多くの建設技術者が河川や道路の環境と安全のための維持管理と緊急時の出動を仕事にしたいと結集していることをご存知でしょうか。現在 20 歳代 72 名、30 歳代 48 名、40 歳代 72 名、50 歳代 36 名、です。合わせて 228 名、今のところ滋賀県だけでの勉強会程度ですが賛同者はまだまだ増えていきそうです。私はこの様な仕組みの必要性を数年前から訴え、その賛同者が徐々に増えこの不景気で一気に加速していると言ったところです。委員の皆様と違い現実の現場を預かる建設技術者や環境保全関係者は生活を含め切実です。一度問い合わせ頂き、委員会の成果になり尚且つ彼らの希望が叶えられるようお願い申し上げます。

自治体

平成 1 4 年(2002 年) 7 月 31 日

淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見について

記

意見項目 4.整備計画の方向性 洪水防御の基本的対応(P、 - 9)

4.2 琵琶湖に注ぐ川について(P、 -1-14)

(3)治水に関する理念の転換を考慮した計画にすること。

意 見

彦根市内の琵琶湖に注ぐ一級河川(中小河川)は、下流部が市街化調整区域のため改修が遅れており、近年上流部の市街化が進み、夕立程度の雨でも市街化区域の接点付近で、 道路・家屋への浸水を繰り返しております。

県当局・市担当課へ、その都度地元自治会、住人から苦情があり、その対応に苦慮しているのが現実です。

当局において、応急的な維持・管理また、抜本改修の計画は進めていただいていますが、 予算の厳しい折、用地買収・補償交渉に相当の期間を要するものと思われ、その間浸水の 事態は繰り返されることが懸念されます。

このようなことから、行政としては、憂慮する事態であり、まして浸水地域住民の心中 は言うまでもありません。

したがって、とりまとめにあるように、破堤回避対策を優先に行い、状況によっては、 ある程度溢水を想定するやりかたに変えるべきであるという考えは、一次改修等が終わっ ていない河川については、なじまないと考えます。

以上のようなことから、その河川の特性に合わせた治水を最重点に、親しみやすい河川 環境を配慮した川づくりが進められることを強く申し上げます。

意見項目 4.整備計画の方向性 施設による対応(P、 - 9)

4.3 ダム貯水池計画について (P、 -1-15)

・計画・建設中のダム・貯水池について見直しを行うこと。

意 見

芹川は、その沿川である彦根市、多賀町において過去、幾多の大洪水や災害を被ってきました。昭和の後期において一次改修が行われたものの、下流部の彦根市街地部は台風や 豪雨時には、橋の桁下や堤防道路から手の届く地点まで増水し、危険に晒されている状況 にあります。

近年の局地的な集中豪雨に見られますように、治水施設の整備水準は依然として低いものであり、一旦洪水となれば、下流市街地部の被害は甚大なものが予想されます。流域は、市街化が進み洪水被害は増える傾向にありますが、下流部の河川改修による河道拡幅は、両岸には人家等が密集し不可能に近い状況にあり、土地利用等の流域の特性、経済性、社会的に及ぼす影響、芹川の河川環境保全、事業の実現性など総合的に判断した結果、最善

の手法として、ダムによる洪水調節が最善の方策と考えます。

しかし、ダム建設は、目に見えない多くの環境に影響をおよぼすことから建設地の地形等を考慮し、自然環境、生態系、水質、堆砂対策等に配慮した、環境への負荷が最小限になるような施設に見直し、併せて、安全で安心できる地域の基盤整備を進めることを強く申し上げます

委員会中間とりまとめ(020509版)への意見

健全な水循環を確立するために不可欠な機能は「流域を単位とする自立的・統合的な水の管理」です。この機能実現のため不足しているのは、「水(とくに地下水)の公共性の概念」と「流域の主権」です。以下この2点を補足説明します。

(1)水の公共性

地下水と地表水は一体となって循環しているのに、日本では地下水が土地所有権に属するものとされ、健全な水循環が阻害されている。「地下水は公共のものである」ことを法的に確立することが必要である。(*1)。

(2)流域の主権[-17ページ、6-2(1)流域委員会の設置検討]

流域の主権組織として「流域連合(仮称)」を設置

流域連合は統合的な流域管理業務を行なう。組織は地方自治法の広域連合が適当。流域 を行政区域に含む都道府県と市町村で構成し、住民や利害関係者の参加機構を設ける。

流域連合が「流域整備計画(仮称)」を策定

河川整備計画の上位計画となる流域整備計画を策定する(水に関する流域の課題は湖沼や河川だけではない)。

流域連合が流水占用やダム設置などの許認可権限をもつ

国(大臣*2)の権限のうち統合的な流域管理に必要なものは流域連合に移行する。

全国基準と流域間調整など

流域管理の基本理念と区域割などの全国基準を設定する。

流域と他流域の関係、森林・海域など流域をまたがる課題について調整機構を設ける。

- 【*1】民法第 207 条「土地ノ所有権八法令ノ制限内二於テ其土地ノ上下二及フ」にいう「制限法令」が地盤沈下対策や温泉利用に関して制定されている。水循環という観点から新たな制限法令を制度する。
- 【*2】自治体(首長)の権限は流域連合(広域連合)の構成団体として持ち寄ることになる。

これらを法的に確立するためには「水基本法 (仮称)」が必要になるでしょう。「申間とりまとめ」では「法的に位置づけられた」と表現されていますが、「水基本法制定」を提案すべきだと思います。

淀 095 京都府亀岡市 自治体

平成 14 年 7 月 31 日

「淀川水系流域委員会中間取りまとめへの意見」

亀岡市の街づくりの根幹をなすものは、桂川の治水であります。

亀岡市は、第3次亀岡市総合計画において、「聖なる水と緑の奏でる知恵の郷」をキーワードとして将来都市像を目指し市民の生命財産を守り、安全、安心で快適な生活環境を築くことを目的としています。

本市の中心部を北から東へ縦貫する桂川は、亀岡盆地の地形の特質から保津峡に至って、河幅が狭くなり集中豪雨になると下流へは流量調節作用するが、上流域では逆流現象が生じて、田畑はもとより人家への洪水をもたらしてきました。

戦後においても、疲弊した国土に、毎年のように風水害が襲い、桂川(保津川)沿川の 地域住民の生命、財産を奪ってきました。

特に、昭和 28 年、35 年の洪水は、田畑・人家はもとより JR 亀岡駅が水没する大被害をもたらしました。

さらに、昭和 26 年 7 月 11 日の水害は、集中豪雨により桂川支川年谷川上流の農業溜池 平和池が決潰、下流集落篠村柏原を直撃し、多くの尊い人命と家屋、財産を失い、亀岡地 域において未曾有の大惨事となりました。

昭和 46 年に当時の建設省より、「淀川工事実施基本計画」が策定され、桂川については、「日吉ダムを含む上流ダム群と保津峡狭窄部上流河道改修」により河川の氾濫をなくすことで整備を進めることになり、平成 10 年には、上流「日吉ダム」が完成しました。

桂川改修については、当面の整備計画、暫定計画、基本計画の 3 段階により整備することになっています。

河道改修は、京都府が建設大臣の認可を受け、保津峡の一部開削を含めた 30 年確立降雨に対する暫定改修計画に着手することとなり、昭和 57 年出水対応を目標とした当面の整備計画を府の土木事務所において、平成 8 年から築堤工事に着手され、地域住民はその完成に期待をしています。

しかしながら、当面の整備計画では霞堤区間が存続し、完全に堤防を締め切ることができません。桂川の河川改修は、段階的に施工されることになっており、暫定計画、基本計画の着手には、下流の整備状況によるものされており、市民にとっては早期に改修することが悲願となっています。

「淀川水系流域委員会淀川部会」において、淀川の治水、利水、利用、環境等について 議論された「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」の中、現在までの治水事業について、 一定の治水効果により、下流都市圏において低平地や堤防の直近に人家が密集することに なり、このことにより、川を取り巻く環境が変わってきたことが、あたかも上流に原因が あるかのような議論があり、また負担を上流域にもってくるような議論がなされているよ うに感じております。

治水事業は、上流、下流域がそれぞれバランスのとれた改修計画により行われてきたも

のであり、それぞれが治水に対して最大限努力してきた結果であると考えております。

特に桂川の上流に位置します亀岡市においては、桂川の治水計画が、木津川上流狭窄部 岩倉峡と同じような、「遊水池」による下流域への流出量を抑える事が適当であるかのよう な報告がされており、本来桂川の治水計画には、「遊水池」計画はなく、木津川流域と同種 のものと考えられていることに対し非常に危機感をもっています。

また、下流の整備状況により、上流域での洪水調節機能を残すことは、下流大都市域の 負担を一方的に上流域に押しつけるようなことになり、決して許されるものではないと考 えます。

桂川の持つ豊かな環境は、周辺地域住民また河川関係者により維持されてきたものであり、それぞれが母なる川「桂川」として、育んできたものであります。

それゆえ、桂川は非常に気性の激しい川であり一度氾濫すると大被害をもたらすものでありますが、桂川のもっている自然・環境が周辺地域に及ぼす多大な影響も必要であると考えており、これらを利用し活用することも今後残された課題であると思います。

利水においても、都市圏への有限な水資源を供給するため桂川・木津川・宇治川域においては、下水道の促進などにより水質の浄化、安定した水供給に努めているところであります。

その水供給が、都市圏での生活様式の変化によるものと一言で片付けられるものではありません。

「淀川水系流域委員会」の場において、上流域の発言機会が制限されることに危機感を もっています亀岡市としては、機会あるごとに「桂川」の実情を報告するとともに、永年 にわたり「桂川」と共存しており、今後とも「桂川」の川づくりと共に街づくりをしてい くこととしております。

委員諸氏におかれましては、先入観の無い公平な目で、バランスの取れた河川整備計画が策定されますよう、益々活発な議論がなされますことを期待しております。

自治体

平成 14 年 7 月 31 日

琵琶湖部会中間とりまとめに対して、以下のとおり意見を送付します。

治水

琵琶湖部会中間とりまとめ4.2琵琶湖へ注ぐ川についてP.14下から2行目(3)の状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである。とされている点に対する意見。

意見:治水対策は、各地域河川から流れる、多量の雨水を琵琶湖まで氾濫させることなく 速やかに流下させることにあります。

湖西地域の河川の中には、民家の屋根をはるかに越えた河川が人家を横切る危険極まりない状況で、いまだ未整備のままであります。(改修計画中)

今日まで、幾多の洪水に遭遇している住民にとって、「ある程度の溢水を想定する」といった将来河川の治水のあり方は、地域の住民の暮らしを守る責任者として、到底受け入れられないことであります。

湖西地域特有の急峻な天井河川の改修計画は、50年また100年確率の中で河道の早期 平地 河川化が喫緊の課題であります。

一部の地域であっても溢水を想定した計画であってはならないと考えます。

川上から川下に至るまで安全な治水計画として、地域住民が安心して暮らせる治水整備が 重要であると考えます。

利 水

琵琶湖部会中間とりまとめ3.1価値観の転換(2)流域全体での水需要管理へP.8から3行目の節水行動を進め、渇水をある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。

4.3ダム・貯水池計画について、環境への影響は極めて大きく等とされている点に対する意見。

意見:節水行動により対処する等、住民の意識変革も重要なことであることは、異論ないところでありますが、住民意識だけで乗り切れない時の渇水に対処できる水供給システムの構築が求められると思います。

琵琶湖の利水対策で、県民が目の前の水を利水出来ないといったことは、よほどの代替利水対策を講じておかなければ、理解が得られないことであります。

滋賀県民の生活用水は琵琶湖取水が主となっている中で住民の節水行動への意識変革は重要なことでありますが、命の水瓶を枯渇させないためにも、新たな水源を地下水源対策も 視野に入れた民生安定のためのシステムの構築を望むものであります。

このことからも河川流水の安定確保について、長期的な視点から「水資源は森林資源から」

を提唱し自然林の保水力を高める治山と治水を一体的に考えながら、流域的な治水・利水 ダムの整備が求められると考えています。(有限な水を貯水することなく海に流さない)

環境

自然環境・生態系に悪影響を及ぼさない管理のありかた等 に対する意見。

意見:町の中を流れる河川環境の保全・整備は、地域住民が関心がもてる「せせらぎ水辺空間の創造」を目指していくべきであると考えている。

川の役割は、空から降った雨を速やかに氾濫なく下流に導く事が最大の役割であるが、また地域の河川が育んだ多くの自然や風土や文化があることについて承知はしています。

しかし、あまりにも自然環境や生態系にこだわった結果として、野獣類が河川敷地に住み つき地域住民に不安を与えているといった現実もあります。

また、天井河川を平地河川にすることが自然破壊といっては、住民が安心できる河川整備 は進まないこととなります。

湖西地域河川は、延長が短く急峻であるため、平常の水量は比較的穏やかで安定した河川が多いものの、梅雨期や台風による豪雨には、大量の出水があり毎年不安な時期を迎えています。

人命尊重を最重点とした上で、自然共生型の河川整備が行われることで、自然環境豊かな、 大きな河川敷地「公共空間」も 治水・利水・保全と、地域の大人も子供たちも共に愛する せせらぎ水辺空間の整備が求められるもの。

未来の流域河川環境は、地域それぞれの自治意識の中から、河川愛護精神が自ずと生まれ、 河川の自然環境が子々孫々に引き継ぎ守られていくと考えています。

各河川の上流域でも天然遡上の魚つりが出来る魚道整備は利水施設と併せて整備することは、自然との共生を持続させるためにも大変重要な施設整備でありますのでよろしくお願い致しまして意見と致します。

淀 097 京都府八幡市

自治体

平成14年7月31日

淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

1 - 2 - 5 表 1 淀川の特性 淀川本川の項、社会的特性欄に「交流の拠点(三川合流部)を追加していただきたい。

〔理由〕

三川合流部は八幡市側からは府道京都守口線御幸橋、大山崎町側からは京都第2外環 状道路桂川架橋を通じて徒歩で行ける所であり、また三川が合流するという自然的条件、 更に宇治川、木津川の付け替えや背割り堤といった治水の歴史を活かした学習の場とし て、社会的には左岸・右岸をはじめ広域的な人的交流の拠点とじてふさわしい地点と考 えます。

2 II - 2 - 15 3 - 3 利用「今後は、河川空間を『川本来の姿に戻す』ことを基本的な考えとして、必要に応じて利用を規制するなどの法整備を行うべきである。」とされております。木津川の河川敷には4WD車が直接入っておりますが、この規制についても配慮願いたい。

これに関連して、川辺に親しむ整備を進めていく一方違法駐車問題についてはモラルの問題とともに近くに駐車スペース等物的施設の整備もあわせて検討する必要があると考えます。

3 II - 2 - 32 流域センター制度の創設について v.河川フィールドミュージアムに (を)併設の項について

河川の合流部等当該水系の特性や利便性を考慮して設置していただきたい。

特に三川合流部は、単に三川が合流して淀川となる場所というだけでなく、木津川の付け替え(明治3年) 宇治川の付け替え(明治35年) 三川合流点での導流堤、引堤等の淀川改修増補工事(昭和8年)そして巨椋池の干拓事業(大正7年~昭和16年)と"水"に対する先人の知恵の実践の場でもあり、「流域の新たな河川管理の『核』」となるにふさわしい場所と考えます。

平成14年7月31日

淀川流域委員会中間とりまとめへの意見について

淀川水系流域委員会の委員各位におかれましては平成13年2月の委員会設立以来、活発な議論を重ねられこのたび中間とりまとめを出されましたことについて深く敬意を表するしだいです。

中間とりまとめにつきましては、委員会で十分議論された内容であり兵庫県としても関係自治体として実現に向けて真摯に受け止めるべきものと判断しておりますが、下記について今後議論を深めていただきたく意見として提出させていただきます。

記

以上

1、対象箇所

猪

猪名川部会中間とりまとめ(020510版)

- 3 - 1 4 3 - 2 災害への対応と防災意識の向上

2)対応方向

狭窄部については原則として開削は行わず、狭窄部上流の浸水対策を行うことが望ま しいが、開削を行う場合と行わない場合において複数の選択肢を想定し、下流部の洪 水時の被害状況や整備コストの比較を行うべきである。

2、意見

修正案

2)対応方向

長期的な視点に立った狭窄部の抜本的な治水対策のあり方については開削を行う場合と行わない場合において複数の選択肢を想定し、下流部および上流部の洪水時の被害状況や整備コストの比較を行い、決定すべきである。

なお、現在、浸水が頻発している上流部では、早急に浸水被害を軽減するため河川 改修を実施しているところであり、当面の対策として、下流部の改修状況も勘案し ながら、段階的に狭窄部の開削を行うこととする。

理由

兵庫県では、猪名川の銀橋付近から上流で治水安全度1/10を確保できるよう改修を進めている。現在、約400mの改修を終え、さらに上流へ約2.5kmを改修する予定である。銀橋改築はH9年に完了したが、下流部の改修が未了であることから、狭窄部の掘削を保留している状況である。一方、下流部のうち河口から猪名川合流点までは、大阪府と兵庫県が治水安全度1/10で河床掘削等の改修を進めており、H17年には完了する予定である。

この区間では、治水安全度をさらに向上させるため、引き続き掘削等を行う予定である。 また、猪名川の直轄管理区間においても、現在治水安全度1/10を確保するための改修 が進められており、この事業もまもなく完了する予定である。

このような状況に鑑み、銀橋付近狭窄部については、原則として開削しないと記述されているが、下流部での改修も進みつつあることから、下流部での越水被害を拡大させないよう配慮しながら段階的に開削し、上流部における治水安全度の向上を図っていきたい。

引き続き下流部では、さらに治水安全度を向上するための改修を続けていくこととしているが、長期にわたりかつ莫大な費用を要する事業であることから、中間とりまとめに示されるよう、さまざまな観点から複数の選択肢を想定し、比較検討を行うことが必要であると考える。

3-4-(2)生態系の保全について

- a) 川の自然を再生する事業について伝統的河川工法を再評価し活用するとのべているがこれは評価する。あわせて護岸のコンクリートブロックや石積みについて改善を要望する。従来のこれらの建材は、隙間をコンクリートで固めるため小動物は土にたどりつけない。大阪市立大学の高田直俊先生が開発したサワガニブロックは隙間にコンクリートを使わず(ステンレスボルト固定など)またブロックの本体に穴があり土が見える構造である。このブロックを使ってほしい。また同様のブロックを開発してほしい。
- b) 高水散の切り下げは重要であり、生態系保全のためには緊急を要する。

高水散に冠水することがほとんどなくなったことが生態系に打撃を与えている。これを 招いた河川管理を深く反省しなければならない。

その原因としては 下流の河床低下との関係を考えずに上流に砂防ダムを多く作り、 土砂の供給を絶ったことである。 防災面から水を早く海に流すため下流の河床を下げる という管理をしてきた。 高水敷の生態系の連続性や保全範囲を考慮せずに土砂をつみあ げさらに運動公園などにしてきたなどがあげられる。

その対策として次のことを実施すべきである。

については・・・既設の砂防ダムの見直し。砂防ダムに頼らない土石流対策がとれる ところは砂防ダム撤去。必要と判断される場合に、大規模土石流はくい止めるが、日 常の土砂は流出する型式に作り替える

については・・・年に数回は高水敷に冠水するよう河床管理を転換しなければならない。場所によっては河床を上げる必要もある。

については・・・中間取りまとめに高水敷の切り下げ。を述べているが、切り下げの場合、元の高水敷の表土(埋土種子のある部分)を生かすことが必要であり、ともかく切り下げて冠水させればよいということではない。また 2-2(3)には「河川でしかできない利用を優秀すべき」と述べているが、運動公園は原則的に順次撤去することを明確にすべきである。

琵 100 滋賀県野洲郡野洲町 都市建設部 建設課

中間とりまとめへの意見応募

自治体

琵琶湖部会 (020514 版)

3 - 1 (2) 流域全体での水需要管理へ

渇水をある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する

上水道は生活用水の役割の他、消防水利の役割も果たしている。よって、ライフラインである上水道の渇水受容は望ましいものではない。また、農業用水においても、水が必要な時期に不足すると収穫に大きな影響がでるため、渇水受容は困難である。さらに、湘南地域は京阪神のベッドタウンとしての人口増加や、交通の利便性により工場・事業所が増加しており、これらの生産にも影響が生じるなどの問題を抱えている。

4 - 2 (3)治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること

状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである

現在、町内では大雨のたびに冠水する道路、家屋、農地が存在している。また、町内 ほとんどの河川の洪水確率は大きなものではなく、かつ河川改修については現在も進め ているところである。よって、関係する方からは、被害を受け改善の要望があることか ら、このような箇所の対策が改善されないまま溢水を想定するやりかたへの変更は困難 である。

委員会 (020509 版)

4-3(2) 高水敷利用

基本的には、川らしさを生かした利用、すなわち川でしか与えてくれないもの、川でしかできないことを優先する方向で高水敷の利用を行う

高水敷の利用については、限られた公共用地の利用という観点から考えれば必要であり、 今後はできるだけ環境に負荷を与えないような方策で進めることは当然であるが、一定利 用については認める方向で願いたい。 「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」への意見 全般的な内容

「脱ダムネット関西」

- ・安威川ダム反対市民の会
- ・茨木北部丘陵地域の自然を守る市民会議
- ·大阪自然環境保全協会
- ・関西のダムと水道を考える会
- ・紀伊丹生川ダム建設を考える会
- ・長良川河口堰建設に反対する会大阪支部
- ・槙尾川ダムの見直しを求める連絡会
- ・箕面北部の自然と開発を考える府民の会余野川部会
- ・武庫川を愛する会

「中間とりまとめ」全般については、新河川法の精神に沿った斬新な意見が随所に見られ、最終答申に大きな期待を抱かせる内容です。特に次のような見解に注目しています。

「洪水」については、"ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分な配慮をしなければならない"(淀川部会)

「利水」については、"水資源は有限であり、利水量にも限界があるという前提のもとで、 その限界に利水をおさえるという考え方に転換する。これまで行われてきた利水部門別の 需要予測を単純に積み上げる「需要追随型」の開発計画は改めなければならない"(淀川部 会)

しかしその一方で残念なことは、猪名川部会の「中間とりまとめ」の内容が抽象論に過ぎず、ダム問題を正面から取り上げていないことです。貴委員会が昨年12月に意見募集を行った際に、私たちは「余野川ダム」の中止を求める意見書を提出しましたが、このダムの建設が治水・利水・環境、さらには財政に与える影響の大きさを考えるとき、今回の「中間とりまとめ」に、他の部会のようなダム問題に関する見解が盛り込まれていないことに議論の不十分さを覚えます。最終答申に向けた十分な議論が尽くされることを強く期待します。

次に残念なことは「安威川ダム」です。このダムは淀川水系に計画されており、「淀川フルプラン」にも明確に位置付けられているにも拘らず、国土交通省の直轄でないとの理由で審議対象から外されていることは、まことに不合理と言わねばなりません。これからの審議の中に組み込まれることを強く要請します。

更に、琵琶湖に注ぐ姉川支流高時川に計画されている「丹生ダム」に関しては、淀川水 系最大規模のダム計画であり、琵琶湖に与える影響が深刻なものとなることが懸念される ことや、大阪府営水道などへの利水目的が不適切であることなどから、この際、抜本的な 再検討が必要と考えます。

これらのダム計画はいずれも、今や社会的な建設目的を失っています。上記の淀川部会の「中間とりまとめ」の見解に沿って、見直しの議論を行って頂くことを強く要請します。

琵琶湖部会 4-2琵琶湖へ注ぐ川について - I-14

竜王町は、琵琶湖支川日野川河口部から上流約10km上流に位置する人口13,000人余の町であります。町の面積44.52k㎡と農地・山林・宅地を形成しその東から北西に一級河川日野川が流下しております、また、町内を流れる一級河川14河川のその殆どが天井川を形成し、日野川に流入しております。日野川の中流部に位置する、沿川地域においては、人家を見下ろす典型的な天井川であり、かつ、極端な蛇行部が多く経年変化とともに施設の老朽化や産業経済の進展による開発等によって、洪水時には水位が上昇し護岸の欠損や異常洗掘、漏水が顕著となっています。特に記憶にあります昭和28年の台風13号、昭和34年の伊勢湾台風では甚大な被害を被りました。また、平成2年、平成6年以降集中豪雨等における異常水位においては、町災害対策本部・水防本部等を設置、沿線集落におきましては、自治会・消防団が待機等行い、行政・町民が一体となり、災害防除にあたり、今もなお、安全で安心して暮らせる町づくりを推進しております。また、堤防の維持管理におきましても、沿線集落住民の皆様の協力により積極的に行っております。しかしながら、竜王町における治水対策は充分とはいえず、沿線住民が民意の日野川改修促進協議会を組織し早期改修を願望し、行政と住民が協力し早期の天井川解消による日野川抜本改修の早期着手完了を切望しております。

(3)治水に関する理念の転換を考慮した計画の中に破堤対策を再優先に行い、状況によってはある程度の溢水を想定するやりかた・・・。等明記されておりますが、毎年のごとく大雨による洪水溢水、浸水の不安におびえる住民にとって安全安心の生活を最優先として治水整備を考えることが重要であると思います。

琵琶湖部会 3 - 2 整備にあたっての視点(1)琵琶湖とそれに注ぐ川の重要性・特殊性の認識 - I - 10

琵琶湖とその周辺の水系の今後の理想的な姿を考えるにあたっては、少なくとも開発計画の出発時点か、あるいはその前の高度成長期直前にあたる1955年を、基準とすることが重要である。とありますが、河川環境からしますと開発による水質悪化、河川利用と変化が生じているなかで、水質悪化等・環境に配慮することが当然必要であります。しかし、竜王町を流れる日野川は延長約8kmあり、その沿線に民家等があります。天井川であり、蛇行が激しく昭和30年代に護岸が設置されましたが、老朽化が激しく堤体漏水等が生じております。昔から、住民は、その殆どが水田を耕作し川に親しみ川と関わって生活してきました。河川改修により平地河川化と蛇行修正することにより、増水に対する災害破堤防止と早期内水排除による溢水防止を強く望んでおります。自然にやさしい護岸等も当然必要と考えますが、安全で安心な住民生活が送れることが住民の最大の願いであり一刻も早い河川改修を要望しているものです。

淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

はじめに

滋賀県は、県土の中心に約 400 万年の歴史を持つ琵琶湖を有しており、私たちは、琵琶湖の恵みを享受し、時には、脅威にさらされ、琵琶湖の水位を巡り淀川下流地域ともしばしば利害が対立する中で、県民も行政も懸命な水への取り組みを行ってきました。

こうした中で、昭和47年度から平成8年度まで行われた琵琶湖総合開発事業は、治水・ 利水・保全を柱とし、本県の長年の悲願であった洪水対策や地域整備と同時に、下流の水需要に応える水資源開発を併せて行い、近畿圏の発展に大きく貢献することとなりました。

このような経過を踏まえ、現在本県では、近畿圏の社会経済活動を支える貴重な水資源であるだけでなく、生物の生育生息空間として重要な役割を果たしている琵琶湖を、健全な姿で次世代に引き継ぐべく、「琵琶湖とひととの共生」を基本理念とした「マザーレイク21計画」を策定し、住民・事業者、研究者、NPO、行政など、あらゆる関係者とのパートナーシップのもと、様々な施策を展開しているところです。

また、一級河川指定区間における河川整備計画策定の取り組みとして、住民・学識経験者等の参加を得て、「淡海の川づくり」を進めております。

さらに、国際湖沼環境委員会への参画や世界湖沼会議の提唱・開催など、琵琶湖をはじめ世界の湖沼の保全に向けた調査研究や情報交流にも努めております。

こうした滋賀の取り組みは、琵琶湖の恵みをより適切に享受し、また保全したいと願う滋賀県民の深い理解と協力に支えられたものであります。

こうした中で、淀川水系流域委員会において、淀川水系のあるべき姿について、熱心な議論が行われ、このたび、中間とりまとめとしてまとめられましたことに深く敬意を表するところですが、今後のご検討にあたりましては、さらに、このような歴史的経緯や、琵琶湖をはじめとする流域に対する滋賀県民の深いかかわりを十分ご理解いただき、ご議論を重ねていただきたく存じます。

ついては、琵琶湖や河川について行政としての責任を果たすべく着実な取り組みを進めてきました本県の立場から特段の意見を申し述べますので、今後の検討に当たり、十分ご配意いただきますようお願いいたします。

治水について

滋賀県では、年超過確率 1/10(時間雨量 50mm 対応)以下の未改修河川が、5 1 %を占めており、これまで年超過確率 1/10 の確保を当面の目標とした暫定的な改修計画により治水事業を進めております。しかし、これを達成するにも、なお長期を要し、滋賀県としては、当面の目標の確保を最優先に行う方針です。

なお、治水安全度を上げずに、破堤回避対策を優先して溢水を許容すべきという考え方については、浸水頻度に対する地元の合意形成、浸水した場合の責任と補償等、十分な議論が必要です。

県は、当面の目標とするレベルの洪水流量に対して、安全度を高めるこれまでの方法を優先し、並行して目標流量を超えるものに対しては、水防活動等の対策(啓発・情報提供)により対応する考えです。

治水については、だれのために、だれが、どこに、どの程度、浸水を許容させるのかといった受益・責任・補償等に関しての議論を行い、その実現性についてよく吟味する必要があります。現時点では、こうした議論が行われておらず、提案として、とりまとめる段階にはないと考えます。

中間とりまとめの対象箇所

4-2 琵琶湖へ注ぐ川について

(3)治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること 〈琵部 -1-14 下から 2 行目 >

従来は、目標とする洪水流量に対して無害とすることだけを目指し、高い堤防を作ったりしたために、破堤時の危険性を却って大きくしてきた。<u>今後は、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を最優先に行ない、状況によってはある程度の溢水を想定する</u>やりかたに変えるべきである。

関連記述箇所 <委員会 -9 下から 13 行目 >

利水について

- ・ 水需要が大きく変化していることをふまえることや、循環型社会の形成を目指してそれぞれの水利用者が節水に務めることは、当然必要であると考えます。
- しかし、水需要そのものの管理を行うことについては、具体的な施策のあり方を含めて、検討する必要があると考えます。
- ・ まず、水需要を考えるうえで、「節水に務める」ということをどう評価するかについては、十分な議論が必要です。

水需給計画を想定するうえで、節水の結果としての実績値を踏まえた計画はたてられますが、節水努力による効果を具体的な数値目標として行政計画に組み込むことは、困難であると考えます。

水需給計画を議論するにあたっては、節水に関してどのような具体的施策を展開し、何を、どこまで数値目標として科学的に設定していけるのかなどを、まず議論すべきと考えます。

・ また、現在の水供給計画は、一般に10年に一度の渇水に対し、安全になるよう水資 源開発を進めています。これは、想定されるあらゆる渇水に対応することは困難であり、 これより頻度の少ない確率の渇水に対しては、受容することを前提としています。

新たな概念として、「渇水をある程度受容する」仕組みを作るのであれば、具体的目標として、どのような頻度でどの程度の渇水を受容することなのでしょうか。

また、これは、従前の水供給における安全度の考え方と、どのように異なるのでしょうか。

・ 琵琶湖流域における水利用のあり方の見直しを行うことが述べられていますが、県内 のほとんどの水が琵琶湖へ流入するという特性を有していること、古くから琵琶湖や流 入河川を重要な水源として利用していること、こうしたことから、県を挙げてさまざま な琵琶湖の水を守る取り組みを行ってきていることなど、滋賀の水利用のありようを十 分踏まえた取り扱いが必要であると考えます。

治水 + 利水について

・ ある程度の洪水や渇水を許容することで、これまでの施策目標を大きく変更すること になるのであれば、生命と財産を守ることに関わる行政施策のこれまでの方針の大きな 転換であり、これにより直接影響を受ける住民はもちろん、社会全体への影響は非常に 大きいと考えられます。

こうした大きな施策方針の転換について、その実現可能性を科学的に議論するととも に、広く利害関係者を含めた社会的な合意形成が必要と考えます。

3 - 1 価値観の転換

(2)流域全体での水需要管理へ < 琵部 -1-8 下から9行目>

「使いたいだけ使える量を供給する」「渇水は絶対に避ける」ことを前提に、需要側からの要請に応じ、積み上げ方式に基づいて行われてきたこれまでの水資源開発から、利用できる水は有限であることを認識し、<u>節水行動を進め、渇水をある程度</u>受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。

琵琶湖とそれに注ぐ川は、下流地域に対する重要な水源であり、流域全体の水需給の中心を占めている。したがって今後は、下流の要望に応える水源としてだけではなく、<u>琵琶湖流域における水利用のありかたの見直しを行い、水の配分のあり方、水を大切にする生活様式など、水とのかかわりかたを提言・誘導し、淀川下流等の住民とともに新しい水需要のシステムを構築する。</u>

ダム・貯水池計画について

・ 河川の治水・利水計画では、流域の地理、地形、気象条件等をふまえ、数値根拠等に基づき、治水・利水・環境などの視点から、総合的に施策の確実性について判断しています。

したがって、ダムを含め、さまざまな施策のメリット・デメリットについて十分議論 し、これに基づき、行政の責任のもとで事業を推進しているところです。

- ・ 森林の役割については、日本学術会議の答申(「地球環境・人間生活にかかわる農業 および森林の多面的な機能の評価について」平成13年11月)によれば、「森林によ る洪水緩和機能、水資源貯留機能はある程度評価できるものの、渇水時には却って流況 を悪化させ、また大洪水においては顕著な効果は期待できない」とまとめられています。 なお、「現行の治水・利水計画は、あくまで森林の存在を前提にしており、森林とダ ムの両方の機能が相まって初めて目標とする治水利水機能が確保される」とまとめられ ています。
- したがって、これらについて、ダムに代わる十分な検討が行われ、ダムに代わる現実 かつ確実な代替策が見いだせない限り、「ダムに頼らない」との結論は、導かれないと 考えます。
- ・ 中間とりまとめでは、計画・建設中のダム・貯水池については、見直しを行うことと されていますが、個別ダムをめぐるこれまでの長い経過の中で、特にダムを設置する地 元に対して、行政が説明を行い、地元が合意し協力してきた経緯があります。

このように行政が説明してきた一連の内容について、少なからぬ行政責任が既に生じています。

ダムの是非についての見直し議論を行うにおいても、当然このような行政責任が将来 にわたって継続されることを念頭に置くべきであり、十分な検討もなく安易に見直し議 論を行うことについて、地元は不信・不安・不満を抱いており、こうしたことは厳に慎 むべきと考えます。

したがって、法定計画である河川整備計画の議論を行うにあたっても、このことをふまえ、地元と十分議論ができる仕組みが必要であると考えます。

- 4-2 ダム・貯水池計画について
- (2)本来の川が持つ機能や環境に回帰できる計画とすること < 琵部 -1-14 下から 6 行目 >

<u>良質な水源の確保のために、高品質の水源涵養林を育成し、良質な農業生態系を確保し</u>、<u>ダムに頼らないなど、総合的な水</u>源確保のための施策を、関係省庁や自治体とも協議・連携すべきである。

4-3 ダム・貯水池計画について < 琵部 -1-15 下から 16 行目 >

ダムは、川の持つ上下流の連続性を大きく損なうものであり、またいったん建設されると、その環境等への影響は極めて大きくかつ不可逆的で、短期にそれを解消することは不可能である。そのため、既存のダム・貯水池についてあらためて検討するとともに、計画・建設中のダム・貯水池については以下の事項を十分考慮し、見直しを行うこと。

(1)流域における適正な水需要に基づく計画であること。 < 琵部 -1-16 2 行目 >

社会情勢の変化に伴って、治水・環境保全等の機能を大きく持たせることを含め、<u>すでに存在するダム・貯水池等の目的</u>を変更したり、現存する、或いは計画中のものの見直しについても積極的に検討することが必要である。

水位管理について

・ 琵琶湖流域住民は、古来より、琵琶湖の恵みをうける一方、洪水の脅威と戦うべく、江 戸時代から、瀬田川の開削が行われ、洪水時の琵琶湖の水位低下を図ってきました。

それでも、明治 38 年の南郷洗堰建設までの琵琶湖は、比較的自然のまま水位が変動しており、その結果、明治 29 年には洪水により県下一円で死者 29 人、家屋全半壊 7,387戸という大きな災害を被っております。

南郷洗堰の建設によって、琵琶湖の氾濫や淀川の洪水を防ぐために治水容量が確保され、水位操作が行われるようになりました。

その後、さらに、利水の必要性からの水位操作も行われるようになりました。

・ 琵琶湖の水位管理の検討は、これまでの治水・利水上の必要性、これに起因した水位を めぐる上下流の歴史的経過を十分踏まえたうえで、治水、利水、環境の3つの観点から行 われるべきと考えます。

また、環境面について議論する場合には、目標とするべき自然環境とは何かについて明確にし、水位操作とこれらの因果関係を明らかにすべきと考えます。

なお、水位管理による影響については、自然環境を含め、幅広く検討を行う必要があると考えます。

4-1 琵琶湖の水位管理について < 琵部 -1-12 3 行目 >

天然湖である琵琶湖とダムとして機能させる琵琶湖とのあいだには、大きい矛盾がある。琵琶湖の水位管理においては、その矛盾を踏まえ、<u>自然の季節的変化が基本になるように</u>し、<u>他の目的のための変更は必要最低限に止めるよう</u>、留意すべきである。

そのため、人および社会が古来よりいかに琵琶湖とかかわってきたのか、また、それが環境に対していかなる影響を及ぼしてきたのかを深く検討し、<u>新たな水位操作を行なわなければならない。</u>

(1)現状の水位管理の役割・影響について検討すること

現状の水位管理による多面的な影響を検討するため、「洗堰の存在しない状態であればどうなるか」、「琵琶湖総合開発事業の直前の状態ではどうか」、「現状で洗堰を全開し、まったく操作しなかった場合にはどうか」などについて、水位変動・流出流量などを推定し、治水・利水・利用・環境について現状との違いを先ず示す必要がある。

また、従来の水位管理の目的であった治水・利水面においても、その前提を含め、現状を見直さなければならない。

計画策定の考え方(琵総)

計画策定はあくまで治水・利水・環境を総合的に評価し、行われるべきです。また計画は当然その時々の社会情勢・河川状況等を踏まえて策定されるものであり、今後の計画は、現状を基準点として考えるべきものです。

個々の数値の目標値を過去に求めることはあるかもしれませんが、今後の理想的な姿が 琵琶湖総合開発以前であるとする考えは、琵琶湖総合開発の果たした役割を全く無視することになります。

琵琶湖総合開発事業がもたらした効果を、その後明らかになった負の影響も含めて評価 したうえで、今後の計画のあり方を議論すべきです。

3 - 1 価値観の転換

(4)総合的判断に基づき、長期的な影響や目的を考えた、柔軟な水系づくりへ

<琵部 -1-9 上から 17 行目 >

洪水や渇水など非常時を中心対象とした計画づくり方式から、平常時の川や湖の機能を活かし、自然と人との歴史を考えた長期的・総体的な目標を設定する方式に転換する。

3 - 2 整備にあたっての視点

(1)琵琶湖とそれに注ぐ川の重要性・特殊性の認識 <琵部 -1-10 下から5行目>

現状だけでなく琵琶湖総合開発前、高度成長期以前を基準とすること

もし現時点における国内外の環境に関する意識の上に立ち、現河川法や環境基本法をもとにして琵琶湖総合開発事業が計画され、実行されたのであるとすれば、それは環境と文化に大きく配慮したものとなっていたことが確実であり、琵琶湖とその周辺の姿は、現在見られる状況とは大きく異なっていたことに疑いはない。

したがって、琵琶湖とその周辺の水系の今後の理想的な姿を考えるにあたっては、<u>少なくとも開発計画の出発時点か、あるいはその前の高度成長期直前にあたる1955年を、基準点</u>とすることが重要である。

計画策定の考え方(流域センター、流域(管理)委員会)

「流域管理センター」、「流域(管理)委員会」については、琵琶湖・淀川における河川管理の歴史的経過をふまえ、流域の何を管理するのか、それを流域(管理)委員会が担う必要性、関係者はどのような範囲になるのか等を明確にし、それぞれの役割と責任を議論したうえで、整理すべきと考えます。

5 適切な計画の策定・進め方の検討

(6) 流域センター・流域(管理)委員会の設立 < 琵部 -1-22 下から5行目>

川や湖の整備・管理においては、川や湖だけでなく流域全体を管理する視点が必要となってくる。そのため、流域全体について多面的に管理し計画を推進するような、政策決定システムが必要である。そのため、たとえば流域(管理)委員会といった、流域管理主体を設立し、機能させて計画を推進させていくことが望まれる。

関連記述箇所 <委員会 -17 16 行目 >

< 定部 -2-32 4 行目 >

中間とりまとめ(確定版)に対する意見 集約表

滋賀県

対象とな る中間と りまとめ	章・節・項	ペー	ジ	行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
淀川水系 流域委員 会	1	-	3	27	・・・・琵琶湖をダム湖化することにより・・・・水道をひねれば清浄な水が豊富に使える便利な生活をもたらし、・・・淀川流域を・・・世界有数の経済地域へと導いた。	琵琶湖総合開発の成果として、下流のための水資源開発と上流の地域整備を併せて実施し、水資源開発による上下流の利益を均てん化(* みんなが利益を受ける)する仕組みを初めて構築したことも十分認識すべきです。
淀川水系 流域委員 会	1	ı	3	29	豊かな水に支えられる生活が当然のこ とのようになり、	こうした中で、水位低下に伴う琵琶湖の 湖辺環境、住民生活にはさまざまな影響 が現に発生することに対する利水者の 認識が薄れがちであることにも言及す べきです。
淀川水系 流域委員 会	1	-	3	33	利用面では、川は都市に残された数少ない憩いの場、都市空間としての過剰な期待が、無秩序な川の利用を招いた。	川の利用の仕方は、事業実施した時のニーズに基づいて行われてきています。これは、一定のルールに基づいてものであり、無秩序な川の利用ではありません。
淀川水系 流域委員 会	1	-	4	3	川の形は大きく変えられ、水質の悪化や 生物の生息域の減少等を招いている。	川の形が大きく変えられたことが、水質 の悪化を招いたと理解していいのか教 えて下さい。
淀川水系 流域委員 会	1	ı	4	12	低水路河道の掘削により出水時に高水 敷に冠水する頻度は減少し、高水敷の陸 域化が起こっている。	高水敷が陸域化することにより、どのような問題が生じるのでしょうか。また、 その問題を解決するためには、どのよう な対策が必要と思われているのか、具体 的に表現してください。
淀川水系 流域委員 会	2	-	5	23	行政主体による管理から、利用者や住民 と行政の協働による管理へ	特に琵琶湖については行政と住民・国と県・地元住民と下流住民などの関係をどうやって成熟させていくかが当面の課題と考えています。
淀川水系 流域委員 会	2	-	5	24	水の需要管理の導入	具体的管理方法は明らかではないが、水 コスト(社会経済性)や各水道事業体の 採算性も考慮する必要があると考えて います。
淀川水系 流域委員 会	2	-	5	25	水が無限にあるかのごとく捉え、需要側からの要請に応じて供給量を確保するために水資源開発を行ってきた従来のあり方から、我々が利用できる水は有限であることを認識し、水の需要そのものを管理する水需要管理へ	有限な水とは、どういう基準から決まるのですか。また、水の使用量を抑えるためには、節水行動のほか、実現性、採算性、確実性等を考慮し水需給マネジメントが不可欠となります。どのようにして実現可能なものとしていくのかを、提案してください。
淀川水系 流域委員 会	3-1-(1)	-	6	17	「周辺地域と調和した景観のある川」	周辺地域と調和した景観のある川とは、 どのように設定すべきかを考えるべき です。
淀川水系 流域委員 会	3-2-(1)	-	7	17	川だけでなく森林や都市なども含めて 流域全体として課題に対応することが、 財政的にも時間的にも、社会全体として 効果的、効率的である。	時間軸や具体性、実現可能性を含めて、 何をもって効果的・効率的というのかを 具体的に説明し、そのうえで、効果的・ 効率的という評価結果を記述すべきで す。
淀川水系 流域委員 会	3-2-(2)	-	7	35	大量消費・大量廃棄型社会から資源再生・循環型社会への転換、ライフスタイルの変化を視野に入れ、河川整備からライフスタイルを転換させる河川整備のあり方の検討を行う。	社会全体が、大量消費・大量廃棄型社会から資源再生・循環型社会への転換を目指している中で、当然、河川整備計画もこの流れの中で策定し、発信していくべきです。なお、ライフスタイルは個人の思想信条の問題であり、河川整備によりライフスタイルを転換させることは困難であると思われるが、具体的な考え方を示してください。

対象とな る中間と りまとめ	章・節・項	ページ	ジ	行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
淀川水系 流域委員 会	4-1-(1)	-	9	18	洪水流量に対して無害とすることを目 指し、高い堤防をつくってきたことが、 破堤時の危険性をより大きくした。	「無害」よりも「安全」との方が適切と考えます。 また、高い堤防をつくってきたことが破 堤時の危険性をより大きくしたとはど ういうことか、具体的に説明してくださ い。
淀川水系 流域委員 会	4-1-(1)-	1	9	18	洪水防御の基本的対応	近年の大きな問題である、都市域の浸透 貯留能力の減少等による都市型洪水や、 それらと土地利用問題との関連なども 認識すべきです。
淀川水系 流域委員 会	4-2-(1)	-	11	24	水を有限な資源として認識し、要請される需要への対応を主眼とした利水のあり方から、水の需要を管理するという考え方を導入していくことが重要である。	農業用水の需要は、降雨量や気温などの 自然条件に大きく影響を受けるだけで なく、作付け品種による必要水量の違い や季節的な変動も大きいという特色を 有しており、水の需要を管理するという 考え方については、食料の安定供給への 影響や農業者の意見等を十分に反映し た慎重な対応が必要です。
淀川水系 流域委員 会	4-2-(1)	-	11	26	現状では各事業主体による要請を単に 積み上げて流域全体の需要を考える方 法となっており、	水需要は、それぞれの府県などで供給能力とも合わせて調整検討がされてきたと考えています。
淀川水系 流域委員 会	4-2-(2)	-	12	17	高度処理も試みられているが、窒素やリ ンの負荷量は確実に増え続ける。	湖沼水質保全計画の資料では、琵琶湖へ の流入負荷は減少しています。前提条件 または補足説明を行って、誤解のないよ うに修正してください。
淀川水系 流域委員 会	4-3-(2)	1	13	23	高水敷利用・グランドや公園に加えて、ゴルフ場、リモコン飛行機場、犬の訓練場、自治体や大学の占用運動場等が川の環境破壊を加速し、住民の水害に対する危機意識さえも低下させた。	「川の環境破壊を加速し、」とは、具体的にどのようなことを指すか教えて下さい。また、水害に対する危機意識を低下させたこととの関係を明らかにしてください。
淀川水系 流域委員 会	4-4-(1)	1	14	13	河川に入る以前の汚濁負荷の軽減(農薬 の規制等)	各部会報告では面源対策が不可欠と記述されていることから、委員会報告の中にも記述すべきです。
淀川水系 流域委員 会	4-4-(1)	1	14	13	河川に入る以前の汚濁負荷の軽減(農薬 の規制等)、微量有害物質への対応等	「農薬の規制等」については、現状をふまえ、具体的な議論を行ったうえで、記述すべきと考えます。規制の必要性が十分議論されていない現状において、あえて記載するとするなら、「農薬の適正使用」とするべきです。
淀川水系 流域委員 会	4-4-(1)	-	14	20	例えば、ダム・湖沼等の水位・取水量の 管理や農業用の取排水の見直しなどを 行う。	水田かんがいについては、川から取水した水と雨を田面に貯え、地下浸透を経て河川へ還元するという一連の過程で、地下水を涵養することにより、直接川を流下するよりも長い時間をかけて水を川へ戻しています。これらのことが、従来から行われていることを十分認識したうえで慎重に見直す必要があると考えています。
淀川水系 流域委員 会	4-4(1)-	-	14	21	水位・取水量の管理や農業用の取排水の 見直しなどを行う。	農業関係者を含めて、議論を行うべきで す。
淀川水系 流域委員 会	6-2	-	17	11	流域委員会、流域センター等の設置	「流域管理センター」、「流域(管理) 委員会」については、琵琶湖・淀川における河川管理の歴史的経過をふまえ、流域の何を管理するのか、それを流域(管理)委員会が担う必要性、関係者はどのような範囲になるのか等を明確にし、それぞれの役割と責任を議論したうえで、整理すべきと考えます。

対象とな	章・節・					¥1010 0 ÷ 0
る中間と りまとめ	項	ペーシ	ジ	行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
琵琶湖部 会		-1-			文章全体	現状に対しての歴史的経過・社会的背景 をふまえた分析が不十分なまま、単に、 現状をすべて否定しているかのような 表現方法が多く、不適切と考えます。
琵琶湖部会	1	-1-	3	8	このような川や湖の荒廃は、1つには川や湖を制御できると過信し、もっぱら近代技術の利用に頼った治水対策を行ってきたこと、2つには川や湖の水をもっぱら水資源として利用・開発してきたこと、さらには、水質保全・生態系保全等の環境的配慮の視点が川や湖の管理に欠落し	このことの時代・社会的背景も記述すべ きです。
琵琶湖部会	1	-1-	3	13	その変貌に大きな影響を与えた琵琶湖総合開発事業は、川の環境の整備・保全が目的化された現行の河川法のもとに行われたものではなく、かつ、環境基本法の制定以前に計画されたものであり、したがって、現在問題視されているような環境配慮の視点が欠落していたことは否めない	琵総事業によりもたらされた効果も記述すべきです。
琵琶湖部 会	2-1	-1-	4	23	(追加)	古来から地域は洪水と戦ってきたこと、 流域の生命・財産を守るため、近代治水 事業を行ってきたこと等の歴史の記述 も追加すべきです。
琵琶湖部 会	2-2-(1)	-1-	5	5	過去における環境を無視した治水・利水・利用、さらにはそれにまつわる制度の結果として生じたものである。	環境を無視していたわけではありません。「社会的な要請から、環境に比べ、治水・利水を重要視した」という表現がふさわしいと考えます。 なお、ここで表現されている「環境」の定義および「それにまつわる制度の結果」を具体的に明示してください
琵琶湖部 会	2-2-(1)	-1-	5	9	制御された水位は出水時に冠水する河 川敷の面積を大きく減少させた。	制御された水位は出水時に冠水する河 川敷の面積を大きく減少させたとは、具 体的にどういうことか示してください。
琵琶湖部 会	2-2(2)	-1-	5	下3	琵琶湖においても、南郷洗堰の改修に伴って、新たな操作規則が制定され、・・・・ 連続性を遮断している。	瀬田川洗堰操作規則の制定が、連続性を 遮断すると解して良いのか教えてくだ さい。
琵琶湖部 会	2-2-(3)	-1-	6	9	瀬切れなどの水がなくなる区間が現れ た	瀬切れは、昔から琵琶湖周辺ではおこっ ております。
琵琶湖部会	2-2-(3)	-1-	6	10	さらに水質面では、農法の変化に伴う農業排水・濁水の影響も問題になっており、水の利用量を削減しなければ、琵琶湖の水質が改善されないことも、また明らかになってきている。	この文章は、水質悪化の原因が農業のみ ととらえられる表現になっているので、 負荷の実態を踏まえた表現に修正して ください。
琵琶湖部 会	2-2-(3)	-1-	6	13	また、下流府県の水需要の増大に対処するために、その水資源開発を主目的になされた琵琶湖総合開発事業が進み、新たな水利権を生んだ。	一方で、このことが、現在の日本の繁栄をもたらし、豊かで自然環境にも配慮できるほどの心の余裕をもつ現代社会の基礎を築いたことも事実であり、この効果も記述すべきです。
琵琶湖部 会	2-2-(3)	-1-	6	18	水源涵養機能は劣化しつつあり	農法の変化と併せて、ほ場整備による用 排水分離やかんがい用水の整備により、 排水が直接排水路に流れ込むことによ る変化も大きいと考えられます。

対象とな	章・節・					\\\ +n \\ = \cdot
る中間と りまとめ	道	ページ	ジ	行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
琵琶湖部会	2-2-(3)	-1-	6	26	また、湖底の砂利採取などによって、水質のみでなく湖棚の幅が狭められ、固有魚介類の棲息・繁殖場所や漁獲にも悪影響を与えている。	琵琶湖における湖中砂利採取については、自然公園法・河川法・砂利採取法に基づき許認可が行われており、事業者に対しては、採取行為に伴う水質等環境への負荷が極力生じないよう指導を行っているところです。 琵琶湖水質保全の観点から、今後とも関係事業者との調整を図りつつ、段階的縮小に努めるとともに、「マザーレイク21計画」の第1期末である平成22年(2010年)までの廃止をめざし、取り組みを進めているところです。
琵琶湖部 会	2-2(4)	-1-	6	下2	堤防などによる川と湖と陸との分断 や・・・・・遠い状態になっている。	琵琶湖の湖岸堤・管理用道路については、これまで近づきにくかった一般の人々の湖岸へのアクセスを容易にし、琵琶湖が親しみやすくなったという面もあります。このことも考慮すべきと考えます。
琵琶湖部 会	2-2-(3)	-1-	6		(利用面に対する追加意見)	環境保全だけが、今後の目的ではないと考えます。環境との共生がキーワードです。このため、答申の中では一方的な言い方を改め、環境と治水や利水のもたらす社会・経済的影響(利益)について、どうすればバランスがとれ、将来のためになるのかを言及するべきと考えます。一方的な意見や思想を答申するのではなく、さまざまな意見を踏まえたうえで、治水・利水・環境のパランスをとりながら、について、どのように河川整備計画を策定していくかをアドバイスする内容に改善すべきです。
琵琶湖部 会	2-2-(5)	-1-	7	5	社会的な環境変化に伴って流入負荷量 を大幅に低減させること	意味が不明確です。(問題点を記述すべき項目なのに、異なった内容となっています。)
琵琶湖部 会	2-2(6)	-1-	7	15	水利用者が希望的に予測している不確 実性のみを反映した計画	希望的に予測とは、具体的にどのような ことか示してください。
琵琶湖部会	3-1-(2)	-1-	8	下か 69	[使いたいだけ使える量を供給する」「渇水は絶対に避ける」ことを前提に、需要側からの要請に応じ、積み上げ方式に基づいて行われてきたこれまでの水資源開発から、利用できる水は有限であることを認識し、節水行動を進め、渇水をある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。	節水行動を進めることにより、水需要そのものの管理を行うことについては、具体的な施策のあり方を含めて、検討する必要があると考えます。 また、水需要計画を考えるうえで、「節水に務める」ということをどう評価するかについては、十分な議論が必要です。
琵琶湖部 会	3-1(2)	-1-	8	下4	・・・今後は、下流の要望に応える水源としてだけではなく、琵琶湖流域における水利用のありかたの見直しを行い・・・淀川下流等の住民とともに新しい水需給のシステムを構築する	琵琶湖流域における水利用のあり方の 見直しを行うことが述べられています が、県内のほとんどの水が琵琶湖へ流入 するという特性を有していること、古く から琵琶湖や流入河川を重要な水源と して利用していること、こうしたことか ら、県を挙げてさまざまな琵琶湖の水を 守る取り組みを行ってきていることな ど、滋賀の水利用のありようを十分踏ま えた取り扱いが必要であると考えます。

対象とな る中間と りまとめ	章・節・項	~- 3	ジ	行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
琵琶湖部会	3-2-(1)	-1-	10	下か ら2	したがって、琵琶湖とその周辺の水系の 今後の理想的な姿を考えるにあたって は、少なくとも開発計画の出発時点か、 あるいはその前の高度成長期直前にあ たる1955年を、基準点とすることが 重要である。	計画策定はあくまで治水・利水・環境を総合的に評価し、行われるべきです。また計画は当然その時々の社会情勢・河川状況等を踏まえて策定されるものであり、今後の計画は、現状を基準点として考えるべきものです。個々の数値の目標値を過去に求めることはあるかもしれませんが、今後の理想的な姿が琵琶湖総合開発の果たした役割を全く無視することになります。琵琶湖総合開発事業がもたらした効果を、負の影響も含めて評価したうえで、今後の計画のあり方を議論すべきと考えます。
琵琶湖部 会	3-2(2)	-1-	11	下か ら 1	水管理においても、応分の受益者負担を 行うことについて、検討する必要があ る。	ここでいう水管理とは何か、また、受益 者負担とは、どんな受益を誰が負担する ことを想定しているのかを、明らかにし てください。
琵琶湖部会	4-1	-1-	12	3	天然湖である琵琶湖とダムとして機能させる琵琶湖とのあいだには、大きい矛盾がある。琵琶湖の水位管理においては、その矛盾を踏まえ、自然の季節的変化が基本になるようにし、他の目的のための変更は必要最低限に止めるよう、留意すべきである。そのため、人および社会が古来よりいかに琵琶湖とかかわってきたのか、また、それが環境に対していかなる影響を及ぼしてきたのかを深く検討し、新たな水位操作を行なわなければならない。	琵琶湖の水位管理の検討は、これまでの 治水・利水上の必要性、これに起因した 水位をめぐる上下流の歴史的経過を十 分踏まえたうえで、治水、利水、環境の 3つの観点から行われるべきと考えま す。 また、環境面について議論する場合に は、目標とするべき自然環境とは何かに ついて明確にし、水位操作とこれらの因 果関係を明らかにすべきと考えます。
琵琶湖部 会	4-1(4)	-1-	13	11	(4)利害調整・協調のための仕組みを 考えること	現在の調整の仕組み(操作規則など)は、 上下流の調整を経て作成されたもので あり、その経緯を十分に確認したうえで 議論することが必要と考えます。
琵琶湖部 会	4-1(4)	-1-	13	下か ら12	b.操作実施中に利害が対立したとき: 例えば、大渇水により下流の川が著しい 水量不足になったとき、アオコが異常発 生したとき、水温が異常に変化したと き、などの具体的状況を解決するための 方法	アオコの異常発生を水位管理で緩和するとは、どういうものか示してください。
琵琶湖部 会	4-2-(2)	-1-	14	18	琵琶湖へ自然に注ぐ河口部を持つ川	「自然に注ぐ河口部」とは、どのようなことを意味するのでしょうか。 川は、本来、人の手を加えなければ流路が一定せず、川沿いに人が住むことは不可能となりますが、そのように自由に移動する河口を目指すということになるのか教えて下さい。
琵琶湖部 会	4-2-(2)	-1-	14	21	瀬切れのない、あるいは少ない川	「瀬切れのない、あるいは少ない川」が、本当に川が持つ本来の環境であるのでしょうか。また、そもそも本来とはどのようなことを指すのでしょうか。表現にあたっては、十分な検討が必要と思われます。

対象とな る中間と りまとめ	章・節・項	ぺー う	ジ	行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
琵琶湖部 会	4-2-(2)	-1-	14	28	さらには、良質な水源の確保のために、 高品質の水源涵養林を育成し、良質な農 業生態系を確保し、ダムに頼らないな ど、総合的な水源確保のための施策を、 関係省庁や自治体とも協議・連携すべ き。	「良質な農業生態系」を具体的に分かり やすく表現してください。 また、「良質な農業生態系」をダムの代 替案とする考え方を分かりやすく示し てください。
琵琶湖部会	4-2-(2)	-1-	14	28	さらには、良質な水源の確保のために、 高品質の水源涵養林を育成し、良質な農 業生態系を確保し、ダムに頼らないな ど、総合的な水源確保のための施策を、 関係省庁や自治体とも協議・連携すべ き。	日本学術会議の調査によれば、森林による洪水緩和機能、水資源貯留機能はあって流況を悪化させ、また大洪水においては顕著な効果は期待できないとまなが、が、ダムなしを前提とするのではなが、ダムなしたときのメリってはなく、ガット、が世界のではなが、ガット、が対したととのが、がが、現行在を前提にしておいます。なお、現行在を前提にしており、森林の存在を前提にしており、森林の存在を前提にしており、森林の存在を前提にしており、森林の方の機能が確保されるとダムの両方の機能が確保されると考えています。
琵琶湖部会	4-2-(3)	-1-	14	下か 52	従来は、目標とする洪水流量に対して無害とすることだけを目指し、高い堤防を作ったりしたために、破堤時の危険性を却って大きくしてきた。今後は、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を最優先に行ない、状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである。	滋賀県では、年超過確率1/10(時間雨量 50mm対応)以下の未改修河川が、5 1 % を占めており、これまで年超過で年超元的で年超元的で年超元のでは、10の確保を当面の目標とした暫定により治水事業を進めています。しかし、これを達成するにも、なの目標として対すでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
琵琶湖部会	4-2-(2)	-1-	15	11	災害にしたたかに対処する強い地域の 形成を期待するものである。	災害にしたたかに対処する強い地域の 形成を期待することと社会経済の発展 は相反すると思いますが、淀川水系流域 委員会の中でしっかり議論されたうえ で、提言されるべきです。 また、これまでの計画治水安全度を減じ てしたたかな対処を求めているのか、減 じることなくしたたかな対処を求めて いるのかを、淀川水系流域委員会の中で しっかり議論すべきです。
琵琶湖部会	4-2-(2)	-1-	15	19	ダムは、川の持つ上下流の連続性を大きく損なうものであり、またいったん建設されると、その環境等への影響は極めて大きくかつ不可逆的で、短期にそれを解消することは不可能である。	ダムには、「穴あきダム」のように連続性を確保できるものもあります。すべてのダムが、連続性を損なうような表現は、削除してください。また、ダム以外の手法も下流河川の環境等に改変が伴うことも認識する必要があります。よって、治水・利水計画は総合的な判断をするべきと考えています。

対象となる中間と	章・節・	ペー	<u></u> ジ	行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
りまとめ 琵琶湖部 会	4-3(1)	-1-	15	下か ら10	水資源開発の根拠とされている淀川下 流域における水需要予測は、1970年 代初期の琵琶湖総合開発事業計画策定 時の分析を根拠とするものであり、・・	現在の根拠は平成4年8月に全部変更 された淀川水系における水資源開発基 本計画(フルプラン)です。
琵琶湖部 会	4-3(1)	-1-	15	下か ら 7	・・・たとえ水需要を満たしきれない自体が起こる可能性が短期的に高まっても、それが著しく深刻なものにならないと考えられる限りは許容する、といった社会的認識も徐々に増大してきている。	社会的認識が、徐々に増大してきている ということは、どのような根拠に基づい たものなのか示してください。
琵琶湖部 会	4-3(2)	-1-	16	7	ダムの建設はその周辺の自然環境や生態系に甚大な影響を与えるだけではなく、その上流と下流を分断するなど、社会的人文的構造に対する影響も大きいため・・・・・	まず、大きな問題として、湛水地域の水 没を加えるべきと考えます。
琵琶湖部会	4-2-(2)	-1-	16	28	北湖の湖底環境の悪化が著しいとされているが、ダム・貯水池による影響もその一つの可能性として考えられていること、なども十分に配慮する必要がある。	なぜ、ダム・貯水池が北湖の湖底環境の 悪化原因の一つとなるのかを、具体的に 示してください。
琵琶湖部会	4-4-(1)	-1-	17	8	その他、砂利採取についても、湖棚の沖出し幅を縮小させたり、水深を深めることは避けるなど、湖辺の形状に影響を与えないやりかたで行なわなければならない。	琵琶湖における湖中砂利採取については、自然公園法・河川法・砂利採取法に基づき許認可が行われており、事業者に対しては、採取行為に伴う水質等環境への負荷が極力生じないよう指導を行っています。
琵琶湖部 会	4-5-(1)	-1-	18	26	大規模な濁水発生の原因となり、底棲生物の棲息環境を破壊するとともに、湖棚の水深を深めることにもなる、砂利採取を目的とした湖底浚渫の禁止。	琵琶湖水質保全の観点から、今後とも関係事業者との調整を図りつつ、段階的縮小に努めるとともに、「マザーレイク21計画」の第1期末である平成22年(2010年)までの廃止をめざし、取り組みを進めています。
琵琶湖部会	4-5-(2)	-1-	19	5	降雨時や代掻き田植え期の濁水ととも に流出する土壌・農薬・肥料など、農業 系面源負荷の排出量の削減と流出を、防 止しなければならない。	「滋賀県では、早くから農業排水対策に 取り組んでおり、さらに推進する必要が ある」との表現にしてください。全国の 中でも農業排水対策を大きな課題とし て位置づけて取り組んでいるのは、本県 だけです。

対象とな る中間と りまとめ	章・節・項	ペー	ページ		ページ		中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
琵琶湖部会	5-(5)	-1-	21	下か ら6	順応的・可変的計画とするためには、川 や湖の整備・管理について評価する仕組 み、手法がまずは必要である。そのため には河川整備・管理について、治水・利 水・利用・環境など多様な面を総合して 評価する、新しい評価手法や指標の開発 が必要である。	河川事業を行うにあたっては、その事業の必要性について、当然評価しながら行っています。もちろん、その評価内容・手法は、時代とともに変わり、近年は環境についての評価比重が高まっています。「まずは必要」とありますが、現在採用している手法において、何が不足で、何を新たに開発すべきか示してください。 「新しい評価手法や指標の開発が必要」とは、そのような評価手法の開発をするまでの間、すべての事業を中止すると解釈していいのか教えて下さい。		
淀川部会	3-2-(1)	-2-	14	7	上水道、工業用水、農業用水、発電用水の使用実態を正確に把握したうえで、科学的合理性を持って説明できるような水需要予測を行う。 ・使用水量と需要実態の調査を行って、 実態に即さない水使用を見直す等の適 正な水配分を行う。	農業用水の需要は、降雨量や気温などの自然条件に大きく影響を受けるだけでなく、作付け品種による必要水量の違いや季節的な変動も大きいという特色を有しているだけでなく、10年確率の渇水年に対応したものとなっています。また、既に番水(隔日送水)等の節水努力を行いつつかんがいを行っており、短期間の実績のみで需要予測を行うことは困難と判断しています。かんがい用水の特殊性(取水した水のほとんどが河川へ還元される)を十分認識したうえでの慎重な対応が必要です。		
淀川部会	3-4-(1)	-2-	20	3	濁水の処理について	流出した濁水の「処理」は困難です。「濁水流出防止対策について」とすべきです。		

個人

『中間とりまとめ』全体について

- 1.現在の桂川、淀川が大都市圏を流れていること、高水敷を含め市民の憩いの場になっている現状をもっと重視して、『自然・環境』への過度な施策転換を中止していただきたい。
- 2.特に、運動施設の設置等について、全て『あくまで暫定的なもの』と位置づけるのではなく、その地域の住民等の意見や土地利用の状況に応じて、性格付けをすることとされたい。

また、『河川の本来あるべき姿』についても、その地域の住民等の意見を十分反映して、 明らかにされたい。

- 3.「4-1治水・防災、(1)洪水、 具体的な事項」で記載されている都市計画上の対応に関しての意見としては、現在の都市計画は、既存の河川整備計画を踏まえて、策定されているものであり、安易な土地利用規制や法制度の見直しを行うべきではない。
- 4.「4-3利用、(2)高水敷利用」に、次のものを追加してください。
- ・高水敷は、大都市において貴重な市民の憩いの空間であり、利用についての基本的な考え方をまとめるに当たっては、地域住民の意見を十分に反映したワークショップなどの手法によることとする。

【追伸】

昨年秋、桂川の河川敷を利用して、地元の保勝会・商店街の方々が臨時の駐車場を設置されました。無償で実施され、嵐山への観光客からは好評でしたが、今年は、国からの許可をいただけないため、実施できないようです。

市民や観光客に好評な利用が、『許可』『不許可』という一方的な手法ではなく、関係者の話し合いによる『コミュニケーション型』の手法で、調整されることが望ましいと思います。

また、利用の面で、『運動施設などへの利用』と『舟運への利用』を区別する理由はどこ にあるのでしょうか。グランド利用も、船着場も同じように取り扱うべきと思います。

個人

法整備:全体的によく考られ、充実したものとなっていると思いました。ただ、現在の日本では、いくら良い考えを提案しても、実際にはなかなか実現しないと危惧されます。 実現するのだと言う強い意志と、その後ろ楯となる法や人間(つまり予算)が必要です。

この取りまとめは、淀川だけでなく、日本の国全体の水系にあてはまるものですが、単に意見をまとめ、考えを組み立てるだけでなく、それを本気で推進していくにはどうするかと言う議論が少ないように感じられます。「日本人は長期の展望の下に、ものごとを推進していくことができない」という前提に立って、「やるならば徹底的にやる」という厚い層の形成に取り組まなくては、数年後には腰砕けに終ってしまうことは明らかです。

教育制度が変ったこの時期を1つのチャンスと考えて、この際、学校でこの種の話題を 取り上げて「教育」するのも悪くはないでしょうが、いいかげんな政府や官僚の気まぐれ で生まれたような教育制度改革では、たいした成果は期待できません。

「本当のところはこうなんだ」という事実に基づく、まじめな政治が行われなければ、何時までたっても「笛吹けど踊らず」のままでしょう。中間取りまとめにもとづく種々の事業の成功は、結局、国の中心でいかに立派な政治が行われているかと言うこととに大きく左右されるのです。きちんとした政治が行われておれば、成功するのに、残念なことです。

|自治体

平成14年7月31日

淀川水系流域委員会中間報告に対する意見

淀川部会の中間とりまとめ文中、随所に現れる次の事柄について

「高水敷の冠水頻度を高める。」「高水敷としての本来の利用に基づくグランドなどの 利用制限。」あるいはこれに類する表現について

限りある水資源の有効活用のための供給量の再検討とそれに伴う社会構造の再構築に ついて

水質の保全策について

以上、3点について下記のとおり意見を申し述べます。

記

について

水系特有の生態系と多様性の維持回復のために自然現象に応じた不定期の冠水を促進することは理解でき、「グランド等に利用されている高水敷を川本来の目的のために利用していく。」ことは重要なことと考えるが、狭小な河積のまま沿川に人家や農地の展開がみられ、常に洪水の危険性にさらされている中小河川(とりわけ上流地域)にまでその基本的姿勢を貫いていくような考え方は容認しがたい。

画一的でなく、現場の状況をよく見極めた対応を望みたい。

について

限りある水資源の有効活用のため、供給量について再検討していくことは基本的に異論 を唱えるところではない。

しかしながら、大都市部はともかく地方(町村)部にあっては、厳しい財政事情に加え地方分権型社会に向かって個性あるまちづくりを展開していくために、新産業の立地は欠くことができない要件となってくる場合があり、「社会構造を(水の)供給量の限界内にとどまるよう再構築すべきである。」についても地域の独自のまちづくり計画推進を阻害することのない配慮を望みたい。

なお、「増加する需要を満たすために際限なく水資源開発を行う方向を改め……」についても、生活用水(工業用水でない)の安定的供給に努めなければならない上流区域が存することを念頭においた対応を望みたい。

について

「あらゆる汚染源を対象とした対策を講じるとともに、河川に排出される総負荷量を本川・支川ごとに規制する。」「汚濁発生原因者の責任において現状に復する義務を有するので管理の徹底を図る。」については当然のことではあるが、一概に企業活動といえどもきわ

めて零細な家内工業の多い地場産業も含まれ、また、農業排水・林業排水も規制されること となる。

この場合においても、経済的環境等々を十分に考慮し、必要な施設の整備については助成措置を講じるなど、単に規制にとどまらず真に住民が河川を守り育てていく意識が芽生え、高まるような考え方に基づかなければ、所期の目的が達成できないと考える。

NPO 等

中間とりまとめへの意見

中間とりまとめということで理念の整理という意味において、評価できると思います。 目標を長、中、短期に分けて考える事にも賛成です。あとは、短期目標から導き出される 具体的な整備計画について、どこまで最終報告で踏込むことができるかということだと思 います。

報告書の中で何度か出てくる「上流部の狭窄部(銀橋周辺)」を私たちは活動の拠点にしています。浸水するたびに「開削せよ」の話が持ち上がり、それが地元の希望というとらえ方で行政は認識していると思います。しかし、下流部の問題はともかくこの狭窄部の岩風景は、川に目をくれなくなった今だからこそ関心を示す人は少ないものの、ここは、代々受け継いできた地域を象徴する「風景」なのです。西行法師が立ち寄り、一句詠んだとも言われています。そうそう、今その時の都合だけで吹き飛ばしていいものではないと思います。日本人は戦後、多くの次に繋げるべき財産を途絶えさせ、今の利益性、合理性を優先させてきました。もうこの地域においても残り少なくなってしまった今、死にかけた猪名川とともにさらにこの岩風景までも変えてしまうべきではないと思います。

幸い、銀橋すぐ上流には遊水地になりうる竹林と畑のスペースが残されています。ここ を買い取り、平常時には市民の憩のスペースとして開放して利用し、洪水時に備えること が可能です。

コスト比較もわからなくないですが、本報告書の理念に基づいて「今、求められる選択の 方向性と意義」について、しっかり地元に情報提供した上で、地域も含めて判断できる『場』 つくりをしていくことが重要であると考えます。

個人

淀川が大阪府に貢献した事実と重要な河川という認識は理解しているつもりです。国土 交通省もいろんな技術や情報に基づき、より美しく、よりよい環境等にするため、施策を とっていることは堤防を散策すれば解りますが、現状はとても誉められたものではありま せん。

事業に際し、もっと検討していただき最小の犠牲で対策を打ってほしいので次の提案を もうしあげます。

- 1.河川は自由航行の原則であり、人がみだりに手をつけてはいけない。
- 2. 手をつけれるのは国民の財産や人名の安全に関してである。
- 3.空気の浄化に役にたっている(川を見ていると気が落ち着く事実から判断して)
- 4.一部の人間に利用されている(ゴルフ場等)のは人間のエゴである。
- 5 . 開発には時間とゆとりをもって環境調査を実施し自然治癒力を考えながら実施して ほしい。
- 6.たとえば、運動場を造ったとして元に戻す責任は誰がとれるのですか。空間があり 利用できるものは利用したいというのは人間の都合であり、利用しているのは人の みでない。
- 7.時代の価値観にとらわれお金をかけ物を造るのが正しいのか、もし正しければ復元費用も利用者からとりながら造ってほしい。

平成 14 年 7 月 31 日

- 1 12
- 4 主な施策別の計画および整備の方向性
 - 4-1 琵琶湖の水位管理について

天然湖である琵琶湖とダムとして機能させる琵琶湖とのあいだには、大きい矛盾がある。琵琶湖の水位管理においては、その矛盾を踏まえ、<u>自然の季節的変化が基本に</u>なるようにし他の目的のための変更は必要低限に止めるよう、留意すべきである。

- 意見 この中のアンダーラインの部分は具体的にどういうケースを言うのでしょうか。特に「自然の季節的変化が基本になるように」といういいまわしは、琵琶湖治水の大きな役割である湖水位の調節を見直し、自然の季節的変化に委ねようということでしょうか?もしそうならちょっと無理があるように思いますが・・・・。
 - (1)現状の水位管理の役割・影響について検討すること

.

<u>又、従来の水位管理の目的であった治水・利水面において、その前提を含め、現状</u>を見直さなければならない。

意見 琵琶湖へ注ぐ流入河川も含めまだまだ整備の遅れている河川もある中で、琵琶湖の水位管理の目的は、下流域も含め、まず治水、利水面が最重要課題であると考えますし、ここに環境課題をいかに附加していくかを考えて行くべきではないでしょうか。

また、タイトルの「現状の水位管理の役割・影響について検討すること」 にあるように、琵琶湖の湖水位の調節がこれまでに周辺の関係市町村へ与えてきた 影響等について調査し、現状把握いただきたいと思います。

- 1 淀川部会
- 2 ページ番号 1ページ
- 3 1 現状と課題/問題点 1-1 淀川水系流域委員会淀川部会で取り扱う範囲
- 4 意見

「なお、本水系の河川にあっては、水源から大阪湾にいたる上下流の縦断方向の関係、連続性および堤内と堤外との横断方向の連続性、流入流出するすべての河川および水路との関係を切り離す事はできない。こういった点を考慮し、影響があると考えられる事項については直轄区間以外も検討対象にした。」とあります。

安威川ダムは、淀川水系に計画されているダムであり、「淀川フルプラン」にも明確に位置付けられており、国土交通省の直轄ダムでないと言う理由のみで審議対象でないとすることは理解できません。

淀川部会では、大阪府管理河川の安威川も審議対象とし、直轄河川と同様および同等の 手法で検討する必要が有ると考えます。

また、大阪府が府管理河川の安威川などをふくむ神崎川水系について、来年度に河川整備が計画されており、双方で具体的な整備計画が作成される事が望ましいと考えています。

全	111	滋賀県高島郡朽木村	自治体
---	-----	-----------	-----

1.治水の現状について

本村では現在北川ダム(第1・第2)整備工事が鋭意進められており、根本的な治水対策はその完成により達成されると思われる。よって、早急の完成を図るよう希望する。

- 2.水不足解消、生活用水、農業用水の確保について 特になし
- 3.河川環境の保全・整備について

環境に影響の少ないダム構造検討や、多自然型護岸など自然環境との調和を図りつつ整備を進めていくことを要望する。

比	琵	112 滋	賀県東浅井郡虎姫町	自治体
---	---	-------	-----------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめの意見について

当町は、姉川、高時川と、大きな流域を持つ1級河川が流れておりいずれの河川とも天井川である。河川敷きには堤外民地もたくさんあり雑木林が繁茂し、特に川幅の狭い箇所もあり河川の整備は、まだまだ不十分である。さらに、高齢化社会での水防活動が、弱体化している現状である。

また、本年、姉川ダムが完成したことで、治水対策に大きく寄与していると考える。そこで、高時川については丹生ダムが建設中であり、計画に沿った完成を望むものである。

琵 1	113 滋賀県マキノ町	建設課	自治体
-----	--------------	-----	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめの意見

H14. 8. 2

琵琶湖部会

P14(3)治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること

堤防は従来どおり洪水流量に無害となるよう築堤しないと、流域がある程度溢水する河川整備は本町は未改修河川が多く、治水、利水面に照らし改修が緊要的な課題につき、 促進上地域住民の合意は得られない。

P14(2)本来の川が持つ機能や環境に回帰できる計画とすること

不連続の河相断面の場合、現実には地域住民が管理する区間が多く、河川愛護作業への協力が得られないため、住民側にも配慮した河道(相)が必要。自然環境に配慮した材料、構造のみの河川整備では地方は少子高齢化となっており、都会人が親水、自然とふれあえる無理がある。

個人

7月31日淀川部会での発言内容の補足

淀川には維持流量が毎秒 80 トンある。維持流量とは渇水時に於いても、淡水域、汽水域、海水域が連続して維持され河川がその多様な機能を正常に果たすべく基本的に利水に使用しないで海まで流下する水量である。敢えて言えば環境流量或いはゆとりの流量である。淀川の豊富な維持流量はかって舟運が盛んであった時代からの貴重な遺産ではあるが、舟運が廃れた後にあっても、水が流れていない川は川でないとの基本的な考えに基ずいて頑固に維持されて来たものである。建設省は、他の水系に於いてもこれほど豊かではないにしても維持流量を確保すべく努めてきた。維持流量が少ない水系に於いては、ダム貯水池を建設するに当たって可能な限り不特定容量を確保すべく努力が積み重ねられて来ている。

貴重な淡水を無駄に海に捨てているのかという論者も居るが、委員諸公は如何に考えられるのであろうか。委員会の「中間取り纏め」ではこの問題に一切触れていないのは何故であろうか。委員諸公が知らないのか、知っていて故意に避けたのか、地方整備局側が故意に知らせなかったのか、私は今後の河川行政のあり方を問う時、維持流量とダム貯水池に於ける不特定容量の確保は最も重要な課題をなす問題であると考える。

委員会に於いて、真剣に取り上げ、その討議内容は公開し、一般からの意見陳述の機会を与えて頂きたい。

農民から都市住民へ、舟運から車社会へ、レジャー形態も多様な用具を用いるものへ、水防団の形骸化などと流域住民の質が大きく変っている。昭和 30 年代初頭関東の利根川下流工事事務所、江戸川工事事務所には国会、都県議員、区長、市町村長、水防団、利水組合などの住民団体などがしばしば相談に訪れていたものである。私が木曽川上流工事事務所長をしていた昭和 40 年代終期はまだ多くの相談者が訪れていたし、私も積極的に相談に乗れたが、利根川、江戸川では既に早くからこのような状態は望むべくもなくなっていた。それでいて行政の責任を問う。都市生活者は、責任を持たずトピックを追うメディアや、口当たりの良いラウドマイノリティのパフォーマンスに惑わされて、自分の意見を見失う。ここにサイレントマジョリティの実態があり、川離れは流域住民の質の変化の結果である。

住民意識を呼び戻そうとすれば、かなり慎重な作戦と大規模な戦術を採らねばならない。 現にこの流域委員会の存在と審議の内容は、インターネット、各種メディア、パンフレッ ト等で広く PR されている事になっているが、一部特別な関心者を除いては、殆どの人に 知られていない。

「中間取り纏め」には良い事を並列的に記載しているが、はしなくも本日の会議で同じ治水機能の中でも破堤問題に関連して上下流の競合が討議されたように、河川が持つ多様な機能の中では必ず競合がある。工事実施の優先順位は書くまでも無い事であるが、機能間の優先度に就いて触れていないのは決定的な落ち度である。優先度とは1か0かではない。TPOに応じて7:2:1等の場合も有り得る。河川管理に限らず執行者は競合する問題に直面しては、明快且つ確固たる理念を以って優先度を明らかにしなければならな

いからである。

河川レンジャーに就いて他の事項に比較して長く記述しているが、NPO,NGOと協力してより良い河川管理を目指すのは河川管理者固有の責務である。考え方は賛成であるが、河川レンジャーが新たな雇用を創出するとか、特別な権限を与えるとなると行き過ぎである。新しく国土交通省所管の認可法人を作ることになる。必要ならば既存の(財)河川環境管理財団をして換骨奪胎させ、自己発展させるべきである。

また、NPO、NGOもかって住民諸代表が果たしていたように事務所の相談相手となる姿勢に立つべきである。現在の地方整備局はその度量を持っていると信じる。

│全	個人
----	----

「中間取り纏め」に対する意見の追加

多重且つ多元的な治水対策を講ずる考え方は昭和 46 年建設省政策集団意見書に記載され、総合治水対策として実施に踏み切っているが、地方建設局(現地方整備局)の所管外の施策に就いては、地下貯留槽、公園の遊水地的整備などの部分的実現はあるものの、多くの困難があり、全面的実現は難しいのが実情である。委員会はこの難点の克服を問題にすべきである。

木曽川水系では木曽川右岸の旧堤、長良川上流の旧堤、輪中堤などは本堤破堤の場合を考慮して2線堤として現在も河川工作物として管理されている。

自治体

全体を通しての意見

- ・河川法に基づく河川整備計画の検討範囲をより具体的に打ち出していただきたい。
- ・検討範囲を広くとらえ、防災行政、農林行政、環境行政及びそれらを含み歴史や文化な ども踏まえたまちづくりまでを積極的に対象とする場合には、地方自治体の総合計画等 との関係など行政全般との整合を含め、調整を図る必要があり、これまでの河川管理者 と流域委員会という関係に基づくものではない進め方が求められる。現行の進め方(自 治体の河川関係部局を窓口とすることはなじまない)やスケジュールを抜本的に見直す 必要があると考える。
 - 1.現状とその背景 (3)

治水・洪水対策の歴史についてもう少し詳述していただきたい。

- ・治水の歴史評価が低すぎると思われる。過去の災害の歴史から、人の生命、財産を守ることが緊急かつ流域住民の願いであったことは事実で、それに対しては一定の効果をあげ、現在の生活がある。
- ・そのような歴史をふまえ、問題点や今後の進む方向を打ち出して頂きたい。
- 3 2 基本的な視点 (1)流域全体を視野にいれた検討 (7) 治水や水質保全などの問題を、川の中だけで対応を考えてきた。
- ・水質問題は、根本的には下水道によるところが大きく、決して川の中だけで対応して きたという指摘はあたらない。
 - 4.整備計画の方向性 4-1治水・防災(1)洪水 (-9~10)

洪水防御の基本的対応

概念が複雑でわかりにくい。このような対応は治水対策が一定レベル以上でないと不可能。そのレベルを明確にしておく必要がある。

- ・ダムや河道など河川施設での対応流量及びそのもととなる雨量の考え方
- ・壊滅的被害回避対策の基準
- ・上下流の整備レベル などを明示していただきたい。

施設による対応

流域における公平性からは、堤防高の確保も同時並行的に進めるべきと考えるが、さらなる議論をお願いしたい。

- 4-1(1)洪水 ソフト面の対応 (-10)
- ・水防組織の管理やハザードマップ作成の主体である市町村の体制整備及び必要な事業 費の確保が課題であり、その点を考慮のうえ、さらなる議論をお願いしたい。

4-1(1) 土地利用のあり方について (-10)

・「土地利用の制限等の都市計画での対応及び法制度の見直し」は誰が検討するのかが不明であり、さらに議論をお願いしたい。

4-1(2)土砂災害 (-10)

・河川整備計画における、土砂災害や砂防対策についての標記についてはその取り扱い についてさらに議論願いたい。

4-1(3)高潮 (-11)

高潮が発生した場合の、被害の予測の実施と対応策の検討を行う。また、迅速な情報伝達を行える体制づくりを検討する。

被害予測を行ううえでの諸条件について、さらなる議論のうえ明示していただきたい。

4 - 2 利水(1)利水に対する基本的な考え方の転換 (- 11)

予測の方式・内容を公開し、関係住民の合意を得ることが必要である。

水需要の予測については、関係部局が行い、府民の代表である府議会等に適宜説明している。

予測内容等について、関係住民の合意を得るとは、どの程度のことを想定するのか十分な検討をお願いしたい。

4 - 4 環境(1)水量・水質・水温

川本来の水量と水位の変化の回復 (- 14)

農業用の取排水の見直し

具体的な見直しのイメージ (必要水量のヒアリングや実態調査を実施するのか、実施主体など)をさらに明確に打ち出されたい。

4-4(3)良好な自然景観の保全・回復 (-15)

淀川らしい景観が喪失している。

淀川らしいとはどのようなイメージか?都市を流れる河川として自然に特化した景観だけが、淀川らしいということではないと考えるが、委員会のイメージはどのようなものなのか具体的な検討をお願いしたい。

5.計画策定のあり方 5-1 住民意見の反映 (-16)

計画策定に当たっては、様々な立場の人々の幅広い意見を聞く。その際の意見聴取方法については、例えば、回数制限、時間制限を設けない、行政側の回答義務を設ける、地域の女性、高齢者、子供などの声も聞く、などが上げられる。また、聴取だけでなく、計画に関する情報の提供を行う必要がある。

幅広く意見を聴取することは可能だが、その反映方法が課題であると考える。計画の策定にあたっては地元要望の反映が不可欠であり、反映する意見の取捨選択やそのプロセスについてさらに議論をして頂きたい。

6 - 2 <u>流域委員会、流域センター等の設置</u> (- 17) 地方自治体の行政との整合性についてさらに議論をお願いしたい。 琵 115 大阪府土木部河川室 自治体

- 1 緒言 (-1-3)
- 1 人の短期的な利害関係から行ってきた従来の川や湖の整備・管理のしかたを、根本 的に改めるものであること。

下記の理由により表現について十分議論していただきたい。

- 1.従来の整備は、当時の社会状況(高度成長期)に即し資本等の確保を優先させた要素もあり、一概に「短期的・利害関係」とはいい難い。
- 2 . 長期的な目標を見据えるとしても、短期的な視点(治水安全度を向上させた実績・効果)は無視し得ない。
 - 2-2 問題点 (1)環境面 (-1-5)

そのほとんどが、過去における環境を無視した治水・利水・利用、さらにはそれにまつわる制度の結果として生じたものである。

環境の悪化は、湖周辺、および流入河川周辺の市街化の影響が大きいと考えられるが、 この表現では河川管理に問題を特化しているように受け止められるため、再考をお願い したい。

- 3 河川・湖沼系に関する計画策定にあたっての基本的な考えかた (1 8)
- 3-1 価値観の転換 (2)流域全体での水需要管理へ

節水行動を進め、渇水をある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの 管理へ転換する。

莫大な下流負担金のもと琵琶湖総合開発が進められたという事実のもと、渇水をある程度受容することに対する下流住民のコンセンサスを得るための方策について幅広い議論を進めていただきたい。

- 4 主な施策別の計画および整備の方向性 (1 12)
- 4-1 琵琶湖の水位管理について
- (2)自然環境・生態系への影響を踏まえた管理のありかたについて検討すること これまでの水位管理は、自然環境や生態系に深刻な影響を与え続けてきていることに鑑 み、第一歩として、以下の事項を検討すべきである。

水位管理による影響については、琵琶湖のみならず、下流支川 (淀川や淀川から導水している寝屋川流域河川等) への影響もご検討いただきたい。

淀 | 115 | 大阪府土木部河川室

自治体

1 現状と課題・問題点

1-1 淀川水系流域委員会淀川部会で取り扱う範囲 (-2-2)

本水系の河川にあっては、水源から大阪湾にいたる上下流の縦断方向の関係・連続性および堤内と堤外との横断方向の連続性、流入流出するすべての河川および水路との関係を切り離すことは出来ない。こういった点を考慮し、影響あるいは関係があると考えられる事項については直轄管理区間以外も検討の対象とした。

大阪府が策定する支川・派川に係る河川整備計画の内容について尊重されたい。

2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革 (- 2 - 7)

安全神話・他人まかせからの脱却

高規格堤防の完成には莫大な経費と長い年月が必要であり、現実的な対応も考慮しなければならない。

高規格堤防が現実的な対応でないというわけではないので、『現実的な対応も考慮』は、 『種々の堤防強化策やソフトも含めた当面の対応』などの表現が適していると思われる。

2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革 (- 2 - 7)

水の供給管理から需要管理へ

河川に関わる諸権利の見直し

河川管理者のみで決められない複数の管理者・関係機関が関与する事項については、より具体的な方法が提案されるよう、さらに詳細な議論を重ねていただきたい。

2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革 (- 2 - 8)

水量管理から水量・水質管理へ

河川管理者だけではなく、流域全体で管理するシステムづくりについて検討が必要と思われる。

2-2 計画・施策の考え方等の変革 (2)利水 (-2-9)

水質基準達成から総負荷量規制へ

河川水の汚濁問題は下水道事業の進展によりやや改善の兆しが見られるものの、微量有害物質や環境ホルモンなどが新たに問題になるなど、深刻な状況にあることに変りはない。より安全な飲料水を確保するためにも、単に所定の水質基準の達成を目標とするばかりでなく、あらゆる汚染源を対象とした対策を講じるとともに、河川に排出される総負荷量を本川・支川ごとに規制する。

流域全体で負荷量が規制されることは賛成であるが、特に中小河川においては、河川管理者が流域全体の責務を負う事は不可能であり、責任の限界についても明確に表現していただきたい。

2-2(3)利用 (-2-10)

水面の自由使用から秩序ある使用へ

河川水面は自由使用が原則とされているが、水上バイクやプレジャーボートによる利用が増えるにしたがって、水上事故ばかりでなく水質汚染の危険性も懸念され、またカヌーや筏下りなど多様な利用の増加が予測されることから、秩序ある使用を目指した規制が必要である。

また、舟運の復活への対応も考慮しておく必要がある。

・水面の秩序ある利用や、高水敷の適正な利用という観点から規制が必要と言うことは 理解できるが、舟運の振興や水辺の賑わいの創出という観点から、規制緩和の視点も 必要と考える。

特に舟運に関しては、防災船着場の平常時における利用、京都~大阪間の水上アクセス・観光ルートの創設など積極的な位置付けをお願いしたい。

高水敷の適正な利用へ

高水敷には河川独特の自然が展開されており、生物も含めた流域全体の共有財産であることを忘れてはならない。下流域の高水敷は国営の河川公園として多くの人々に利用されているが、本来堤内地に設けられるべき運動施設の設置はあくまで暫定的なものであり、「河川でしかできない利用」を優先すべきである。

・都市区域における河川空間は地域住民にとっては、貴重な自然空間であるとともに、 憩い、安らぎの空間でもある。高水敷の利用は、ゴルフ場など営業目的で利用されて いる物は排除されても、その他の施設は河川自身も都市施設としての認識に立ち利用 が認められて、当然である。

3 - 1 (1) 洪水災害対策 2) 洪水調節 (- 2 - 11)

ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。 他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分な配慮をしなければならない。

- ・ダムによる洪水対策によらなければならない場合があること(特に日本は急流河川が 多いことなど)
- ・これまで果たしてきたダムの一定の役割もあること
- ・利水開発上、ダムに頼らざるを得ない場合、治水機能も持たす事が、効果的な場合もあることなどから、治水計画を考えるうえでは、当然、ダムも治水対策の手法の1つとして、検討の対象とすべきであり、その上で、対策手法を選択するときは、環境に対する影響等も含めた総合的な検討による判断がなされるべきであって、当初から、検討の対象外とするのは、論理的ではないと考えられるため十分な議論をお願いしたい。

- 3-1(1)3)狭窄部 (-2-11)
- ・洪水調節機能の面からも自然景観保全の面からも、狭窄部の開削は避けなければならない。

狭窄部の開削を行わないと、上流部だけに負担を強いることになり、治水上のバランス を欠くと考えられ十分な議論をお願いしたい。

- 3-1(3)高潮・津波対策 1)高潮対策 (-2-12)
- ・越波による浸水の拡大を防ぐための排水施設の設置が必要である。

越波による浸水の拡大を防ぐための排水施設は過大投資と思われるため、 B / C など十分な検討をお願いしたい。

- 3-2 利水 (3)ダム等の水利施設 (-2-14)
- ・ダムがいったん建設されると、その影響は不可逆的で、短期に解消することは不可能である。また、想定されている水需要は、将来の人口減少や水需要管理の努力の結果、不適当なものとなる可能性がある。このようなことをふまえ、たとえ水需要をみたしきれない事態が起こる可能性が短期的に高まっても、それが深刻なものにならないと考えられる限りは許容する、といったことも含むさまざまな代替策も考慮したうえで、ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する必要がある。
- ・ダムや堰等の利水施設の操作管理について情報公開を行うとともに、総合化・統合化に 努めて、現有施設についても管理コストの縮減をはかり、「無駄のない管理」を徹底する。 渇水、水質事故等に対する危機管理の面から、一河川からの水源に頼るのでなく、他河 川による水源の分散も重要と考えており、検討をお願いしたい。また、「ダム = 自然破壊」 を前提とした表現は、先入観を与えるため、その表現については十分検討されたい。
 - 3 3 利用 (1)河川空間の利用 3)高水敷利用 (2 16)
 - 一部の人や団体等による排他的利用は認めるべきではない。

都市区域における河川空間は地域住民にとっては、貴重な自然空間であるとともに、憩い、安らぎの空間でもある。高水敷の利用は、ゴルフ場など営業目的で利用されている物は排除されても、その他の施設は河川自身も都市施設としての認識に立ち利用が認められて、当然である。

- 4-3 男女共同参画の推進・社会的弱者への対応 (-2-26)
- (2) 高齢者・ハンディキャップをもつ人と川

あらゆる人々が等しく川に親しめる空間を創出することが必要である。

高水敷の自然的利用と矛盾が生じ易い表現となっているため、修正すべきではないか。

- 4-5 市民参加等による新しい河川管理の導入 (2-30)
- (1)河川レンジャー(仮称)流域センター(仮称)の設置検討(以下(仮称)省略)
 - 1)河川レンジャー(仮称)制度創設について

河川レンジャーの役割・機能

河川レンジャーの役割・機能として次に掲げるようなものを提案する。

防災・環境・河川管理など多く分野にわたる役割があるとしているが、あえて河川レンジャーという制度を設けるにあたってはNGOなどの各種団体の協力を十分に考慮し、長続きする活動となるようご検討をお願いしたい。

4-5(1)2)流域センター制度の創設について (-2-32)

流域センター創設の意義

河川レンジャーの活動として、流域センターを創設するという案については、単に箱物を建築して、OBを常駐させるといった、従来型の無駄な施設にならないような工夫が必要である。

建設・運営費についても、府県や地元市町村に一部負担を課すのではなく、広く住民などからの寄付を募って行うこともご検討をお願いしたい。

猪 115 大阪府土木部河川室 自治体

(全体として)

唐突に方向の転換が謳われており、困惑を受ける。現在の流域の発展は治水対策に因ると ころもあり、方針を転換する必要性について十分な議論をお願いしたい。

2. 理念、目標(2)目標と将来像 (- 3 - 12)

図 育む力のある川

- ・「川からまちづくりを変える」のイメージをさらに明瞭に打ち出されたい。
- ・「十分な河道幅を持ち川が自由に流れることのできる川」をつくるための具体的な方策 についてさらに検討していただきたい。
 - 3-2 災害への対応と防災意識の向上 (2)対応方向 (-3-14)
- ・狭窄部については原則として開削は行わず、狭窄部上流の浸水対策を行うことが望ま しいが、開削を行う場合と行わない場合において複数の選択肢を想定し、下流部の洪 水時の被害状況や整備コストの比較を行うべきである。

狭窄部の開削を行なわない事とは、上流域の河道整備が行えないこととなり、猪名川流域全体での治水安全度の統一が図れず、地域差が生じるなど、住民に対し洪水の危険性について情報提供や対応の啓発は困難であり、十分な検討が必要と思われる。

ついては、猪名川流域の河道における治水安全度を、ある一定のレベルまで統一し、その中で住民に理解を得る必要があると考える。

- 3 3 自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用 (3 15) (2)対応方向
- ・当面はゾーニング等により都市的利用と自然的利用のバランスを図り、都市的利用で ある運動公園などについては堤内地へ戻す。

河川敷における公園は、自由使用が原則の河川区域において、障害者・高齢者も含めて安心して利用できる空間として、また、その利用者の多さからも都市には重要な施設である。今現在の姿が、一定の住民理解の上に成り立っており、市街化区域内を流れる河川の高水敷の都市的利用のニーズについては十分に検討する必要があると考える。

安 110 人似时垠垷辰外小生印 垠児拍导至 尹耒川拍导球 調笠 &	委	大阪府環境農林水産部 環境指導室 事業所指導課	調整 G	自治体
---	---	-------------------------	------	-----

部会名、ページ、項目	意見
委員会 , P11 , 4-2	<u>窒素やリンの負荷量は確実に増え続ける</u> とあるが、その明確
利水(3)	な根拠は何か。
	<u>化学物質等の流入抑制と監視強化</u> とあるが自治体の責
安全な水質の確保	務がどこまであるのか、又、その実態についてどうなっている
	のかをまとめる必要がある。

淀

部会名、ページ、項目	意見
淀川部会, P5, 1-3 淀川流域の問題点, 表 2	環境 -・水質汚濁、底質悪化・・・・ 内分泌撹乱物質、ダイオキシン等・・・・ (以下 , とする) については、過去のデータ分析と浚渫等による対策が考えられる。但し現状を正確に把握し、その対策の必要性を検討することが必要。 については実態を把握しにくいと思われるが、今後の対策について、小委員会を設置して、学識経験者の意見を拝借してはどうか。いずれにしても社会的ニーズに応えるべきである。
淀川部会 , P6 , 2 流域整備の変革の理念	変革の必要性は何となく把握できるが、抽象的な記述であることから具体的施策がよくわからない。又、国民はこのような認識を持つ必要性を感じているか不明である。
淀川部会, P6, 2-1 川づくりの基本的な考 え方の変革	スーパー堤防の評価はどうか。
淀川部会 , P7 水質管理から水量・水質 管理へ	あらゆる汚染源を対象としてとは、水濁法対象外のものという意見でしたら法改正の論議となる。 法対象という意味なら日平均排水量 50m³/日以上の事業場に対して総量規制がかかっていることからこの記述はおかしい。
淀川部会, P8, 2-2 計画・施策の考え方等の 変革 (2) 利水 水質基準達成から総負 荷量規制へ	環境ホルモンについて発生源の特定は非常に難しいと思われるが、規制方針を明記したガイドラインを作成していく等、具体の法的な施策がない限り、自治体としては規制できない。

部会名、ページ、項目	意 見
淀川部会,P13	大阪府において有害物質の規制については上水道水源地域について、上乗せしており、一般地域と比べて厳しい規制を行っている。
(2)水質管理	ピコレベルの微量の有害物質についても高度な水質環境基準を設定する根拠が不明である。
淀川部会 , P14	廃棄物不法投棄が増加する中、監視体制強化は当然必要となってくる。定期パトロール、不定期パトロールを行いかつ継続することにより、対処していくことが良いのではないか。
(4)水源地の保全	又、住民の監視も不可欠となってくると思われる。
淀川部会 , P 18 , 3-4	流域各地に急増した産業廃棄物処分場、ゴルフ場排水に対す
環境 2)水質	る排出規制を法制化する方向をまず検討すべきではないか。
工場廃水	大阪府においては一般項目については30m³/日以上の上乗せ、健康項目については水量は関係なく規制されている。 又、30m³/日以下の小規模未規制事業場においても立入検査を行い、状況の調査にあたっている。

琵	117	大阪府健康福祉部	環境衛生課	水道・調査G	自治体
---	-----	----------	-------	--------	-----

部会名、ページ、項目	意見
・琵琶湖部会	意見なし
• P 8	ただし、『「渇水」の受容(受忍)について』はその
• 3 - 1 (2)	程度が問題であり、慎重に議論されたい。
など	

ı	委	118	大阪府建築都市部	総合計画課	施設計画G	自治体

部会名、ページ、項目	意 見
委員会中間とりまとめ	・「河川の堤防周辺に人家密集地域があり洪水時には災害発生が
P9 土地利用のあり方	懸念されている。こういった点に関しては土地利用の制限等を
	含めた都市計画での対応および法制度の見直しを考えていく必
	要がある」の記述について
	・洪水時における災害発生を懸念して堤防周辺の人家密集地域
	において土地利用制限を行うのであれば、都市計画だけでの対
	応でなく河川法でも規制すべきであり、その上で都市計画との
	整合を考えていく必要がある。またその際には関係機関、地元
	住民と十分調整のうえ法制度の見直し等を行われたい。

部会名、ページ、項目

118

意 見

淀川部会 P10 洪水災 害対策 1)河道 高規格堤防は推進されるべきであるが、その完成には多くの 困難を伴うため、当面の対策として堤防の強度の増加を図るこ とも重要と書かれている。

この表現では、堤防の強度増加ばかりが進められ、この 20 から 30 年間に整備される高規格堤防はほとんどないと思われる。 どうしても調整のつかない場合や緊急対応の必要がある場合などに、堤防強度の増加を図るような対策を行うべきである。

第一には、高規格堤防を推進していくということなら、高規格堤防についての問題点(「住民などの移転を伴う」・「治水優先度とまちづくりの優先度が異なる地域がある」など)を指摘するとともに、それを解決する方策についても記述するべきである。今後は、高規格堤防についても計画的に進められるべきであり、制度創設から十数年が経過した今、そのための法整備(用地買収や換地が可能となる制度)が必須なのは明白である。

特に、関係法令の改正を早急に進めるべきといった記述を盛り込むことで、国において早急に抜本的な改正が進められないと、現在の制度ではいつまでたっても高規格堤防は進まないと思われる。

【参考】

現在の高規格堤防整備事業は、原則的に用地買収を行わず、 一旦、仮移転を行った後、再度戻ってきてもらう事業である。 盛土による土地の区画形質の改変を伴うため、市街地において は、個々の権利を法的に担保できる区画整理事業のような面整 備をセットで行う必要がある。

しかしながら、中心市街地の整備が急がれる中、沿川部では、 まちづくりのプライオリティは低く、高規格堤防との共同事業 が行える地区は非常に少ないとともに、更には調整区域が広が る地域もある状況。

このようなことから、過去に実施された地区は、大規模工場 跡地などの民間開発や住宅整備などの公共事業との共同事業が ほとんどであり、既存の市街地を盛土した事例は全くといって いいほどない状況である。

<u> </u>	110	大阪府十十郊	車坐答理会	お谷田敢で	白込体
王	119	大阪府土木部	争耒官理垒	政策調整G	日泊14

部会名、ページ、項目	意見
	建築都市部建築企画課において、大阪府景観条例に基づく景 観形成地域の指定の作業を行っているようだが、本計画との 関係は如何。
	各ブロック(琵琶湖、淀川、猪名川)間の相関関係を含めた 流域全体でのとりまとめが必要ではないか。

部会名、ページ、項目	意見
委員会 - 7	転換の方向 「・・・森林や都市なども含めて流域全体として課題に対応す ること・・・」に対応する「整備計画の方向性」に記述がない。

冷	110	大阪府十太部	車坐答理会	ひ笠国教で	白公体
	119	大阪付土不部	争耒官理垒	政策調整G	日冶14

部会名、ページ、項目	意見
淀川部会	水質管理について、雨天時と晴天時に区分して論じる必要が
- 2 - 1 9	あるのではないか。

│猪 │ │ │ │ │ 大阪府土木部 事業管理室 政策	政策調整G	自治体
------------------------------	-------	-----

部会名、ページ、項目	意見
猪名川部会	下流河川(神崎川等)との関係についても言及すべきではないか。

王王	100	滋賀県坂田郡山東町	
EE	1 1 2 0	1.88目完以田旬出宋时	

2 自治体 平成 14 年 7 月 26 日

中間取り纏めへの意見について

4-2琵琶湖へ注ぐ川について

(3)治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること(P14)

従来は、目標とする洪水流量に対して無害とすることだけを目指し、高い堤防を作ったりしたために、破堤時の危険性を却って大きくしてきた。<u>今後は、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避を最優先に行い、状況によってはある程度の溢水を想定するやり方に変えるべきである。</u>

「状況によっては、ある程度の溢水を想定するやり方に変えるべきである。」とのお考えですが、田畑等の溢水はやむを得ないが住宅へは困ります。

NO、12 淀川水系流域委員会委員会ニュースP10~11(31)委員長 「住民の 生命財産をいかに守るかということが基本である。」の基準を明確にすべきです。 委 121 三重県上野市 自治体

治水・防災に関係する事項について次のとおり意見書を提出します。

委員会中間とりまとめ

4.整備計画の方向性

4 - 1 (1) 洪水防御の基本的対応 (p.I - 9)

まず当市の木津川本川を含む直轄区間には無堤区間があるため、堤防があることを前提とした項目については、堤防等の整備が項目内容を検討する前の基本的条件であると考える。

また、上野遊水地、及び川上ダムでの複合的な流量調節機能で下流域の治水対策を図るという治水計画に基づき、住民説明を行ない上野遊水地事業を進めてきた。

それゆえ当初計画どおり事業が完全実施されるよりまえに、家屋が多数ある遊水地周囲堤からのある程度の越水は許容できない。

加えて、岩倉峡 (木津川の狭窄部)の開削や内水対策をも含めた洪水防御でないと当市 においてはしたたかな街づくりを考える前提条件が満たされない。

上記意見は上下流の問題に大きく含まれるという視点にたつならば、他の項目との共存をより具体的に検討していただきたい。

4-1(1) 施設による対応(p.I-9,10)

遊水池でなく遊水地として十分に機能するように、ダムとの複合的な流量調整から排水機場、排水施設、及び内水排水施設などの複合的な事業の実施をしていただきたい。

4 - 1 (1) ソフト面の対応 (p.I - 10)

意見なし

4 - 1 (1) 土地利用のあり方について (p.I - 10)

意見なし

淀 121 三重県上野市 自治体

淀川部会中間とりまとめ

2. 流域整備の変革の理念

2-2(1)治水・防災(II-2-9)

水害防止から被害軽減へ(安全神話からの脱却)

繰り返しになるが、木津川本川を含む直轄区間に無堤区間があることや、遊水地の機能を果たすための堤防高が確保されていない現実からは、堤防の当初計画通りの施工が基本条件となる。

より有効な水害時の対応へ(他人まかせからの脱却) 意見なし

3.整備計画

3 - 1 (1)1)河道(p. -2-11) 意見なし

3-1(1)2)洪水調節(p. -2-11)

ダムと遊水地の洪水調節が別項目で議論されているが、前述のとおり、上野遊水地においては川上ダムとの複合的な洪水調節ということで、地元にも理解を得てきた経緯があるため、本計画の特徴を考慮していただきたい。

また、当初の計画では、遊水地への湛水は 10 年確率であると地元説明を行ってきた経緯からも当初計画を完全実施していただき、遊水池ではなく遊水地としての機能を十分にはたせるような議論を願いたい。

3-1(1)3)狭窄部(p. -2-11)

上下流の整合性をとった狭窄部開削は全体的な洪水調節に際して検討されるべき課題である。

淀	122	京都府乙訓郡大山崎町	自治体
---	-----	------------	-----

- 2 - 9 ページ 2-2 (1) 水害防止から被害軽減へ

この文面を端的に読むと浸水被害を受けたことの有る流域の住民には、河川改修を放棄 したように受け取られます。

ついては、 -2-11ページ 3-1(1)1)河道に記載されている高規格堤防等の推進も合わせて、この項目に記載していただきたい。

案

また、有効な堤防として推進する高規格堤防(スーパー堤防)においても異常な洪水による越流の危険性は残るものである。(追加)

よって(変更) 洪水が氾濫した場合の被害を軽減するには、氾濫水の拡大を遅らせるために路盤が高い道路や鉄道を活用するなど、多重・多目的な備えを行う必要がある。

- 2 12 ページ (4) 危機管理
- 1)防災機関(組織)の対応

組織等の設置者は流域市町村となると思われるが、市町村の考え方や財政状況により格差が生じることが予測されるので河川管理者の主体で統一的な対応にすべきであると考えます、又、財政的な支援も必要と考えます。

よって、上記についても明記していただきたい。

案

- ・<u>河川管理者は、防災機関の充実を図るために必要な指導や支援を積極的に行わなければ</u>ならない。(追加)
- ・平常時においては、・・・・・・・・
- ・警戒期においては、・・・・・・・
- ・発災期においては、・・・・・・・
- ・応急復旧期においては、・・・・・・
- ・復興期においては、・・・・・・・

- 2 - 13 ページ (4) 危機管理

2) 住民(個人)の対応

地域により過去の経過や新興住宅等に対する指導や広報が難しいものがあります、河川 管理者が主体を持って行うことを盛り込んでいただきたい。

案

- ・<u>河川管理者は、災害発生時に行うべきことを住民に広報等により周知を積極的に行われ</u>なければならない。(追加)
- ・平常時においては、・・・・・・・
- ・警戒期においては、・・・・・・・
- ・発災期においては、・・・・・・・
- ・応急復旧期においては、・・・・・・
- ・復興期においては、・・・・・・・

- 2 - 13 ページ (5) その他

地域により過去の経過や新興住宅等に対する指導や広報が難しいものがあります、まして、利用規制や住宅移転となると市町村による対応は困難であります、よって、国が主体を持って行うことを盛り込んでいただきたい。

案

- ・有効・適切な危機管理を行うには、・・・・
- ・危険地への住宅の進出が盛んであるにもかかわらず・・・・・・・・・・・・・
- ・災害は防災係機関・者だけで解決される問題ではない。災害危険地の利用規制や住宅の 移転等、<u>国が法整備を積極的に行うことにより、(追加)</u>社会全体で対応しなければなら ない。

委・淀	123	奈良県	土木部河川課	自治体
-----	-----	-----	--------	-----

PI-14 川本来の水量と水位の変化の回復

「このため、治水・利水主体の・・・農業用の取排水の見直しを行う。」

質問

河川から取水された農業用水は、水田において灌漑用に使用された後、ほとんどが河川と地下水に還元される。何百年にわたる耕地の歴史の間に、河川と耕地は農業用用排水路によって水循環や生態系において密接なつながりを有し、「二次的自然」と呼ばれる豊かな環境を育んできた。農地が生態系保全機能・自然浄化機能・国土保全機能を有しているという視点から、水循環を利用した農業水利について検討すべきと考えるがどうか。

本文箇所

P - 2 - 14 (3) ダム等の水利施設

質問

「水需要を満たしきれない事態が起こる可能性が短期的に高まったとしても、それが著しく深刻でないものは許容できる」という表現があるが、短期的というのはどのくらいの期間を想定しているのか、また、深刻でない事態とはどの程度のことを想定しているのか。

<u>本文箇所</u>

P - 2 - 7 水の供給管理から需要管理へ

P - 2 - 9 際限ない開発からより有効な利用へ

P - 2 - 1 4 (1) 水需要管理:水量の面から利水の検討

質問

- 1.水を有限な資源として認識した上で、水の供給管理から需要管理への移行がうたわれているが、需要管理する主体は国土交通省と考えて良いか。
- 2.水の需要管理を行う場合、水需要に関し全体として充足したとしても、個別の計画と現実の乖離が起き、地域的、一時的、利水用途別に供給の過不足が生じることはどうしても避けられないと考える。その際に、余剰水源を国が保持することや、遊休水利権の第三者転用を容易にすることなど、明確な調整ルールの仕組みが不可欠と考えるがどうか。

P - 2 - 9 水質基準達成から総負荷量規制へ

「より安全な飲料水・・・総負荷量を本川・支川ごとに規制する。」

P - 2 - 14 (2) 水質管理

「河川管理者および・・・総負荷量の規制を検討・実施する必要がある。」

P - 2 - 19 2)水質

「流域のあらゆる汚染源を・・・「総負荷量規制」を行うべきである。」

意見

負荷量規制は、閉鎖性海域の富栄養化対策におけるCOD、窒素、りんの削減のように、 規制により予測される効果が明確な場合は流域事業者の理解も得られる。しかし、流域の あらゆる汚染源に対して負荷量規制をかけるためには、これら事業者等に排出水中の規制 物質測定等の負担をかけることになり、新たに規制を導入する場合は、水質汚濁の要因と なる物質の選定、汚濁機構の解析等が必要であり、この規制による水質改善の効果も明確 に示す必要があるものと考える。

また、負荷量規制の実施については、河川管理者が所管する事務ではなく、環境省で従来から審議されている法制度そのものに関わることなので、本河川整備計画で規制の実施等をとりあげることはふさわしくないと考える。

本文箇所

P - 2 - 1 9 2)水質 工場排水

「工場などの事業所の排水・・・<u>それ以下の事業者の排水については何ら</u> 規制されていないのが現状である。」

意見

生活環境項目に限定すれば、上記の表現でも問題はない。しかし、有害物質については、 小規模の事業者も含めて一律に排水基準が適応されており、定期的に事業所へ立ち入り検 査を行っている。よって下線部の表現は正確さに欠ける。

- P 2 6 表 2 淀川各河川の問題点(木津川 利水 環境欄内) 「産業廃棄物処分場による汚染」
- P 2 2 0 2) 水質 産業廃棄物処分場等の排水

「流域の上流部に急増した・・・モニタリングを実施する必要がある。」

意見

- 1.廃棄物処分場が(水質)汚染原因と断定することには疑問がある。適正な表現を検討されたい。
- 2.産業廃棄物処分場については法に基づき許可を与えているところであり、不法投棄と 同列に扱うことには疑問がある。表現方法を検討願いたい。
- 3.産業廃棄物処分場排水は発ガン性物質、内分泌攪乱物質、重金属など様々な化学物質 を含んでいると断定されているが、一律に断定することには疑問があるため、表現に ついて検討願いたい。
- 4.内分泌攪乱化学物質については、現在国においてその影響等を調査中であり、基準等がないこと、また、内分泌攪乱化学物質として認められた物質は2物質しかなく、この2物質についても魚類への影響しか確認されていないことから、現在の法的、科学的な根拠に基づいた表現となるよう検討願いたい。

本文箇所

- P 2 6 表 2 淀川各河川の問題点(共通事項 環境、桂川 利水欄内) 「農薬による汚染」
- P 2 19 2)水質

「特に、農業排水、・・・流域全体で対応を検討すべきである。」

P - 2 - 2 0 2) 水質 農業排水

「田畑等からの農薬・・・自治体とともに取り組む必要がある。」

意見

本とりまとめでは、水田に関し、肥料や農薬等による環境負荷の原因として捉えているが、これは一元的な見方だと考える。

水系に直結している水田では、水に含まれる硝酸態窒素を水稲が吸収しており、河川水の水質浄化に役立っている。また、降雨時には貯水による治水機能や、景観形成による癒し機能を有している。さらには、休耕田を積極的に利用し、ホテイアオイ等の水草による水質浄化や景観形成なども考えられる。

このように、水田を環境負荷の原因としたマイナス面だけでなく、水田の持つ数々のプラス面を考慮し、水系の未来を考えていくことが必要と思われるがどうか。

P - 2 - 18 1)水量

「森林は、明治維新以来営々として行われてきた治水・砂防対策等の結果・・・良好な状態にあると言われている。」

意見

森林・林業・治山に対する施策は林野庁所管事業が担っており、治水・砂防対策の結果と 記述しているのは不適切と考える。

本文箇所

P - 2 - 18 1)水量

「特に1998年木津川上流域を襲った台風7号による広範な森林の風倒 被害の対策もほとんど実施されていない状況で、・・・」

意見

台風7号の風倒木被害については、平成10年12月2日に農林水産大臣による「激甚災害の指定」や平成11年3月8日に林野庁長官による「指定被害地造林」の指定を受け、その復旧体制を整えました。

激甚災害の復旧は、森林の公益的機能の早期回復と山地崩壊の二次災害を防止するため、 発生年度を含め5ヶ年で実施することとされており、平成14年度末をもって、一部復旧 意志のない森林所有者の森林を除き、その復旧が完了する予定であります。

よって、上記アンダーライン部の文書を削除願います。

本文箇所

P - 2 - 1 9 2)水質

「流入対策としては、・・・さらにはそこへ水を排水する農地・森林、 ・・・排水対策を行う。」

意見

森林の機能から見て排水という言葉は不適切と考える。

P - 2 - 2 0 2)水質 林業排水

「森林の管理を適正化し、・・・モニタリングの実施を図る必要がある。」

意見

一般に「林業排水」という言葉は用いられていない。また、農地での施肥・薬剤使用状況に比べ、林地でのそれは殆ど無く、同一の項目で述べるのは不適当と考える。

本文箇所

PI・9 4-1治水・防災(1)洪水 洪水防御の基本的対応

「また、ある程度の堤防越水が・・・社会制度上の対応策の検討が必要・・。」

質問

社会制度上の対応策とは具体的にどのようなものでしょうか?

本文箇所

P - 2 - 2 2 (2)生態系の保全1)生物・生態系

「本水系上流部の、現在でも自然環境が比較的良好に維持されている地域では、可能な限り、これ以上の開発が行われないようにすること。」

質問

「現在でも自然環境が比較的良好に維持されている地域」は具体的に何処を指すのでしょうか?

本文箇所

P - 2 - 2 5 4 - 1 環境学習・川に学ぶ社会の実現 川の指導者の養成

質問

「川の指導者」の指導内容は具体的にどのようなものでしょうか?河川管理者自身が実施可能な研修は、技術的及び行政的な分野に限られると考えます。

P - 2 - 2 1 - 1 淀川水系流域委員会淀川部会で取り扱う範囲 「なお、本水系の・・・直轄管理区間以外も検討の対象とした。」

質問

「検討の対象とした。」とある中で、本文において「河川管理者」が主語になる文章がいくつか見られます。原案の作成の際は、指定区間の河川管理を義務づけた整備計画の策定を目指すのか、それともあくまで、指定区間外における河川管理を対象とした整備計画を目指すのか確認したい。

本文箇所

P - 2 - 1 1 3)狭窄部

洪水調節機能の面からも自然景観保全の面からも、狭窄部の開削は避けなければならない。

質問

P1-10で、「洪水処理については、・・・河道改修、遊水地、ダム等の対策を検討する。」としていることから、狭窄部の対応として河道改修による開削の可能性を否定することは矛盾するのではないか。

全	124	京都府	河川課		自治体	
---	-----	-----	-----	--	-----	--

頁	項	目	意見
(全般)			・河川整備基本方針で検討されるべき
			内容が盛り込まれているように思われ
			るが、流域委員会として河川整備基本
			方針はどのように位置づけているの
			か。
			(今後策定される河川整備基本方針の
			内容との整合。又は現工事実施基本
			計画を見直すのであれば、中間とり
			まとめの内容は整合が図れているの
			か。)

頁	項目	意見
頁 I-9	項 目 4-1治水・防災 (1)洪水 洪水防御の基本的対応 ・・壊滅的被害の回避を優先的に考える。 ・・破堤回避対策の実施が必要であり、ある程度の越水を想定する必要がある。	提言の東海 豪田の規発すの場所では、 家園の規格の事項にしては、 では、 では、 でする。 でする。 のである。ののでは、 では、 ですのである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
I -16	5 - 1 住民意見の反映 計画策定に当たっては、・・・行政 側の回答義務を設ける、	の浸水頻度のレベルを明確にした上 で、土地利用の規制などの流域対策や

頁	項目	意見
II -2-11	3 - 1 治水・防災	淀川本川の治水安全度と比較して、
	(1)洪水災害対策	桂川上流の府管理区間においては10
	3)狭窄部	年確率の降雨に対する安全性でさえ確
	・・狭窄部の開削は避けなければなら	保されていない状況である。現在、府
	ない。	管理区間においては、昭和46年に策
		定された「淀川水系工事実施基本計画」
		に基づき、用地買収を行い河道拡幅・
		掘削を基本とする整備を進めている。
		(その計画の中で一部保津峡を開削す
		る内容を含んでいる)。「狭窄部の掘削
		を避ける」ことが断定的に提言されて
		いるが、委員会の提言にも指摘されて
		いるように「それぞれの地域の地理
		的・歴史的経緯や環境の保全などを踏
		まえて、総合的に見て最善となる対応」
		が必要である。
II-2-5	桂川 歴史的特性 「角倉了以の大堰川浚渫」	「角倉了以の保津峡開削」に変更を。
II-2-6	桂川 治水	「狭窄部上流の洪水被害の多発」を追記 願いたい。
II-2-6	桂川 利用	「保津川遊船の舟下り」を追記願いたい。

安 128 永旬州 正四総務誌 日元州	委		125 京都府	自治体
---------------------------	---	--	---------	-----

頁	項目	意見
I-3	1.現状とその背景	近年、地球温暖化や小雨傾向に伴う
	・・渇水の頻度は減少し、・・	「渇水の頻発傾向」が一般に言われる
		中、本当に渇水の頻度は減少している
		と評価しても良いのか。

琵 125 京都府 企画	総務課	自治体
------------------	-----	-----

頁	項目	意 見
II-1-7	(6)計画策定面	抽象的な表現であるが、ここで示さ
	水利用者が・・・不確実性のみを反	れる節水型社会の具体的な姿とそこへ
	映した計画ではなく、将来の節水型社	のプロセスの需要者サイドの施策等が
	会形成への意識変化と、それを反映し	イメージできない。具体的なものを示
	た将来の水社会のありかたを考慮	す必要があるのではないか。
	\cup_{i}	

全 1	126 京都府	農政課	自治体
-------	-----------	-----	-----

頁	項目	意 見
(全般)		
I-7	3 - 2 基本的な視点	・地域の治水に当たっては、農地の提
	「すべてを川に頼り、川だけで対応し	供等地域農業の多大なる犠牲の上に成
	ようとしてきたこれまでのあり方か	り立っており、また、現在においても
	ら…転換すべきである」	治水への不安が内在している現実の中
		で、今後、河川整備計画の策定に当た
II -2-11	3 整備計画	っては、地域農業者等の不安や懸念等
	「治水計画についての考え方を「水害	に配慮されたものとなるよう要請す
	防止から被害軽減へ」と変革」	る 。

委・淀 │ 126 │ 京都府 農政課 │ │	自治体
-------------------------	-----

頁	項	目	意 見
(個別)			
I-3	1		・記載内容の誤りではないか。
			「・・・産業の発展は、
			淀川流域をイタリアに匹敵する総生
II -2-3	1 - 3		産・・・」
			「・・・産業面では、
			淀川流域はカナダー国に匹敵する総
			生産…」

淀

頁	項目	意見
II-2-17	(2)そのほかの利用	内水面漁業は、資源が枯渇する恐れ
	2) 漁業	があるため、種苗放流等を実施し資源
		の増殖に努めている。
		「魚が生まれ育ち豊富に棲息する河川
		環境を作る」ことについては賛同であ
		るが、種苗放流についても、資源増殖
		について有効な手段であるため、今後
		も継続していく考えである。
		河川を開発する場合についても漁業、
		環境により配慮していただくととも
		に、親水施設、遊漁施設の設置につい
		ても配慮願いたい。

頁	項	目	意見
II-2-20	農業排水		一般的に農用地からの農薬や肥料流
			出による水質汚濁が懸念されますが、
			現在のところ京都府内ではこれらが原
			因となる河川の汚染に関する事例報告
			を受けておりません。
			京都府では、環境にやさしい農業を
			推進しており、農薬の適正使用や肥料
			の減量化を啓発することにより、農地
			からの環境負荷低減について、一定の
			成果が挙がっているものと考えていま
			す 。
			今後とも、農薬や肥料を原因とする
			河川の汚染が大きな問題とならないよ
			う、関係省庁や近隣の府県との連携に
			より指導強化を進める必要があると考
			えます。

委	129 京都	守 砂防課	自治体
---	--------	-------	-----

頁	項	目	意見
I -11	(5)砂防		山腹工の表現となっているが、渓床
			保全のための堰堤工・流路工の効果に
			ついても併記が望ましい。

淀	129	京都府	砂防課	自治体
//L	120	ンノロロバコ	F/ 173 H/N	H /H I'T'

頁	項目	意見
II-2-8	水源から河口までの土砂管理・・・	砂防堰堤は、過去の多くの災害を契
	ダムや堰などの人工構造を設けた場	機に土砂災害の防止や治水を目的とし
	合、土砂の流送が阻害されて河床低下	て整備され、土砂流出の抑制を行い大
	や海岸浸食を招くことがある。	きな効果を上げております。近年は環
		境に配慮した適正な土砂流下を管理す
		る取り組みも行っており、砂防堰堤の
		歴史的背景や効果を踏まえた適切な表
		現とするのが望ましい。

委	130	京都府	都市計画課	自治体
---	-----	-----	-------	-----

頁	項目	意見
I -10	4 - 1 (1)	
	土地利用のあり方について「今後	どのような都市計画をイメージされ
	土地利用の制限等を含めた <u>都市計画</u>	ているのかがわからないため、例を挙
	での対応および <u>法制度</u> の見直しを考	げる等規制手法をもう少し具体的なも
	えていく必要がある。」	のにされてはどうか。
		法制度には、都市計画法も含まれる
		と考えられるが、見直し事項を例示す
		る等もう少し具体化されてはどうか。

頁	項目	意見
II-2-5	桂川の環境的特性	淀川に流入する生活排水や工場排水
	「京都市、京都府内の下水が大量に流	の汚濁負荷については、下水道の普及
	入、淀川汚濁の主因」	率の向上や高度処理施設の導入等によ
		り、大幅に軽減されてきており、それ
II-2-6	桂川の環境	に伴い淀川の水質もめざましく改善さ
	・下水処理水による汚濁	れてきている。
		「下水が淀川汚濁の主因」という表現
		は、下水の処理水があたかも淀川の水
		質を悪化させているだけであり、淀川
		の水質改善に全く寄与していないとの
		印象を与えかねないため、不適切と考
		える。

委	131	京都府	下水道課	自治体
---	-----	-----	------	-----

頁	項目	意 見
I-9	4.整備計画の方向性	ある程度の越水を想定する区域と下
	4 - 1 治水・防災	水道の整備区域が重なる場合があれ
	(1)洪水	ば、内水対策をどの様にすべきか教え
	洪水防御の基本的対応	ていただきたい。

│ 委	委
-----	---

頁	項目	意見
I-5	2 流域整備の変革と理念	どのような管理手法が考えられるの
	水の需要管理の導入	か示す必要がある。
	水の需要そのものを管理する・・・	
I -11	4 - 2 利水	現在の水需要予測においても、水洗
	(1)利水に対する基本的な考え方の	化や水使用の実態等を考慮したものに
	転換	なっている。
	・・・今後は、水需要予測について見直	節水技術や生活様式の転換等、社会
	しが必要と考えられる。・・・場合によ	構造変化の影響を受ける要素をどう加
	っては、想定方法の見直しといったこ	味し、予測精度を高めるかは、今後の
	とを実施し、節水技術や生活様式の転	課題でもある。
	換等も盛り込んだ総合的な予測方法	
	としていく必要がある。	

	133	三重県	環境部	人と自然の環境共生チーム	自治体

ページ	意見等
	意見なし

| 定 | 134 | 三重県 地域振興部 県土利用・水資源・流域圏推進チーム | 自治体

ページ	意見等
-2-14	3 - 2 利水
	(3)ダムなどの水利施設
	「水需要をみたしきれない事態が起こる可能性が高まっても深刻にならない限 り許容」するとの記述については、日常生活特に上水道においては賛成できな い。
	施策として、日常生活に欠かせない水を安全で安定的に供給するために水源を確保するとの考え方を採用しているので、渇水の許容は認められない。また、「ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する」とあるが、用地買収も含めて関連事業が相当進んでいるダムについては、事業の継続及び中止等も含めて費用対効果を勘案しながら総合的に判断することとし、最初から中止ありきは避けるべきである。

	135	三重県	農林水産商工部	農業基盤整備チーム	自治体

ページ	意見等
	意見なし

| 136 | 三重県 農林水産商工部 むらの活力づくり支援チーム | 自治体 | 一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
	意見なし

	137	三重県	砂防チーム	自治体
--	-----	-----	-------	-----

ページ	意見等
	意見なし

委 1	138	三重県	県土整備部	河川チーム		自治体
-----	-----	-----	-------	-------	--	-----

ページ	意見等			
-9	4 - 1治水・防災			
	(1)洪水			
	洪水防御の基本対応			
	施設による対応			
-15	4 - 5河川整備、維持管理における総合的対応			
	(1)総合的対応			
	【河川チーム意見】			
	木津川上流域の治水計画は、下流部の大阪地域の流域の状況、河道の整備状			
	況、及び途中の狭窄郁の存在を踏まえて策定されており、上流部の治水対策が			
	下流に悪影響を及ぼさない範囲で長年にわたり実施されてきた。			
	この結果、上野市では、全国的に数少ない遊水地計画が採用されており、土			
	地所有者の犠牲と理解の下、事業が進められている。また、このような状況か			
	ら、無堤区間も多く存在している。			
	このような状況に対して、「委員会中間とりまとめ」においては、更なる築堤			
	を取りやめ、一律に越水に対する堤防強化と、ダムの全面見直しが提言されて			
	いる。			
	しかし、河川環境がその場、その場で異なるように、治水対策の手法につい			
	ても、流域の特性や、上下流のバランスを踏まえて実施される必要がある。			
	従って、木津川上流域の治水事業の推進に当たっては、下流部への影響を考			
	慮した遊水地計画に基づく無堤部の築堤と、上流のダムによる河道負担の軽減			
	が不可欠と考えています。			

淀 │ 138 │ 三重県 県土整備部 河川チーム │ 自流

ページ	意見等			
-2-9	2 - 2計画・施策の考え方等の変革			
	(1)治水・防災			
-2-11	3 - 1治水・防災			
	(1)洪水災害対策			
	2)洪水調節			
	【河川チーム意見】			
	木津川上流域の治水計画は、下流部の大阪地域の流域の状況、河道の整備状			
	況、及び途中の狭窄郁の存在を踏まえて策定されており、上流部の治水対策が			
	下流に悪影響を及ぼさない範囲で長年にわたり実施されてきた。			
	この結果、上野市では、全国的に数少ない遊水地計画が採用されており、土			
	地所有者の犠牲と理解の下、事業が進められている。また、このような状況か			
	ら、無堤区間も多く存在している。			
	このような状況に対して、「委員会中間とりまとめ」においては、更なる築堤			
	を取りやめ、一律に越水に対する堤防強化と、ダムの全面見直しが提言されて			
	いる。			
	しかし、河川環境がその場、その場で異なるように、治水対策の手法につい			
	ても、流域の特性や、上下流のバランスを踏まえて実施される必要がある。			
	従って、木津川上流域の治水事業の推進に当たっては、下流部への影響を考			
	慮した遊水地計画に基づく無堤部の築堤と、上流のダムによる河道負担の軽減			
	が不可欠と考えています。			

ページ	意見等
-2-7	2 - 1川づくりの基本的な考え方の変革
-2-13	3 - 2 利水
	(2)水質管理
-2-19	3 - 4環境
_ 10	(1)水量・水質・土砂等の適正化 [*]
	2)水質
	工場排水
	中小河川の汚濁
	1 377171027373
	【河川チーム意見】
	河川の水質改善は、そこに生息・生育する動植物の生存や、飲み水として利
	用する人間の安全性、水辺空間を利用する人間の快適性向上、景観形成に大き
	く寄与するものと考えられる。
	しかし、河川において水質の改善を行うにはその対象量が膨大なことから対
	応は困難であり、あくまでも河川に流入する前の段階で対応することが効率的
	であると考える。
	このため、河川に流入する前に水質を改善するための施策および、住民参加
	の手法について具体的な提言をしていただきたい。

ページ	意見等
-5	水の需要管理の導入
-11	利水に対する基本的な考え方
	水需要を管理するとか節水技術や生活様式の転換等も盛り込んだ総合的な予
	測方式としていく必要があるなど提言されていますが、具体的な方策等を示し
	ていただきたい。
	II-2-14 では、実態に即さない水使用を見直す等の適正な水配分を行い、水利
	権者の権限を侵すことのないよう配慮して積極的に水利転用を促すと提言され
	ているように、「適正な水配分と効率的な新規開発」というような見出しとして、
	利水者側の意見も十分に聞き取り、協働していけるような内容にしていただき
	たい。

ページ 意 見 等 -2-14 水需要管理:水量の面からの利水の検討 水利権の転用によって、社会的・経済的メリットが生み出される仕組みを導 入したり、節水を促すインセンティブを社会的・制度的に創設することが必要 である等、記述されていますが、具体的にはどのような仕組みや制度をイメー ジしておられるのかお教ください。 また、仕組みや制度の創設には法律の制定や予算措置等、国民の合意形成が 不可欠で相当な時間がかかることが考えられますが、逼迫する水需給に対して 既に事業を実施している場合、それをどのように評価して需給計画に反映させ ていけば良いのかも併せてお教えいただきますようお願いします。 -2-14 ダム等の水利施設 たとえ水需要をみたしきれない事態が起こる可能性が短期的に高まっても、 それが深刻なものにならないと考えられる限りは許容すると言われています が、具体的にはどのような状況で、どのような判断基準で許容されるのでしょ うか。 前段に述べられているとおり適正な水配分などのプロセスを経て新規の水源 開発を計画するのであれば、ここで必要性の再検討を述べる必要はないと考え ます。 また、水道は公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とし ており、水不足により住民生活に影響が出るおそれのある方針は、極力避ける べきと考えます。

淀	140	三重県	教育委員会	文化財保護チーム		自治体
---	-----	-----	-------	----------	--	-----

ページ	意見等		
-2-22			
L21	魚類、甲殻類 魚類、 <u>両生類</u> 、甲殻類 とする		
L22	魚道 魚道、オオサンショウウオ道とする		
29	魚道 魚道、オオサンショウウオ道とする		
	以上いずれの場合も木津川上流にはオオサンショウウオが生息しており、こ		
	れに配慮することをはっきりさせる		

委 141	滋賀県愛知郡愛東町	自治体
---------	-----------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

I-15/4-4環境/(3)良好な自然景観の保全・回復

流域整備の理念にある自然と共生し、流域に住む人々や多様な生き物がその恵みを将来 にわたって享受し続けることができるようにしなければならないことは、あらゆる生物の 生存にとって必要不可欠なことは十分認識しております。

また、整備計画の方向性の一つに、樹林・河畔林および湖辺林の保全・復活等を行い、自然景観の保全・回復を行うべきとの方向性も示されております。

しかしながら、愛知川左岸(愛東町大字外地先)では、近年河道内に樹林が生い茂り、 そこには猪、鹿、猿が生息するようになり、周辺農地の農作物を食い荒らすなどの被害が あとを絶たず、その周辺に住む人々の生活を脅かし苦慮している実態があります。

計画の策定につきましては、流域に住む人々の実情をご賢察いただきご配慮賜りますようお願い申し上げます。

淀川水系河川整備計画原案中間とりまとめに対する意見(回答)

1 治水の現状をどのようにとらえてますか?

洪水から住民の生活を守るためには、川底を掘削して川の断面を広げるか、川幅を広げるか又は堤防を設置するか、その地域に最も適した方法で治水対策をしなければならないと考えています。淀川水系流域委員会の中間とりまとめでは「状況によっては、ある程度の溢水を想定する」とあるが市町村にとっては、住民の生活を守るため又、大雨の度に浸水被害が起こり易い河川の下流にあたる沿川の住民にとっては治水対策は悲願であり、過去の被害を教訓に洪水による被害を防ぐため、上記による治水対策を今後も行う必要があると考えます。

2 渇水時にはどのような方策を考えていますか?

湖東町では愛知川上流に永源寺ダムがあり主に農業用水として利用されています。ダムによって洪水による被害を防ぐためだけではなく、渇水時期において放流水の調整をすることで、水不足の解消、生活用水、農業用水を確保し渇水を防ぐ重要な施設だと考えています。よってダム本来の目的である洪水調整、流水の正常な機能の維持、農業用水の貯留等の目的を変更したり渇水をある程度受容することは無理であり、渇水時期をどのように対応するかが大きな問題であり地域住民の生活に影響を及ぼすことは出来ない。

3 環境保全・整備について

近年、住民の生活環境や自然環境について関心が高まっている中、湖東町においては一級河川がある集落では環境美化運動として、堤防の草刈及びゴミ拾い等を実施されています。河川の整備については、県が整備され、計画の段階で地域住民との打ち合わせがあり、河川環境の保全と創造に配慮された計画、整備もされていますが、環境保持も必要ではありますが、第一に災害に強い整備も重要であり、治水施設の整備と併せて雨水の流出抑制したり、洪水被害を無くすための施策等を行う治水対策の整備が重要だと考えています。

自治体

淀川水系流域委員会中間とりまとめの意見照会に対する回答

1.治水の現状をどのように捉えているか。また、治水の整備が不十分な場合、どのような治水整備が必要と考えていますか。

農地の基盤整備が終わり、用排水路も整備されたことにより、降雨になると従来は農地に保水され、徐々に河川に流入していたが、近年一気に流れ込むことにより、下流地域は堤防から溢水の恐れが生じている。加えて、川の中には葦などの雑草や雑木が繁茂し、流水を妨げている状況で、河川の浚渫も含めそれらの除去に対する早期対応が望まれている。

2. 渇水時には節水行動により対処する等、住民の意識変革が提案されていますが、水不足解消、生活用水、農業用水等を確保するという観点から、どのような方策を考えていますか。

洪水による『水害』の体験はあっても、『渇水』の危機に接したことが少なく、他人事のような見方がまだまだあるので、今後も一層の啓発を重視したい。

3.同時に、河川環境の保全・整備についてどのようなものを考えていますか。

狭い国土の中で環境を守り・維持していく大切さは理解できるが、やはり末端の行政としては、住民の生命・財産を守ることが優先である。

琵	144	滋賀県犬上郡甲良町	建設課	自治体
---	-----	-----------	-----	-----

中間とりまとめ案に対する意見

頁	中間とりまとめ(案)の文言	貴市(町・村)の意見
-	3-2 (2) 計画策定にあたっての	本町では、犬上川の水を利用し、昔より多
1-11	留意点	目的利用水として活用しており、現在も、せ
	流域全体・社会全体での対応、	せらぎ遊園の町として、自然生態系も考慮し
	社会的な仕組み等を考えること	字内環境水有効活用等行うべく種々の事業
		推進を行っています。
	・・・水利用抑制策	基本的に水量については、反復利用等での
	に対して考慮を	検討を行っている所ですが、充分ではない状
		況であり、本線計画での検討が主である事は
		理解しますが、上流域での有効活用の推進も
		考慮した整備計画としていただくよう依頼
		します。

自治体

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」への意見

淀川水系の河川整備計画の作成にあたっては、なによりも基本的な視点として「人命尊重」を軸に取り組むべきだと思います。

猪名川部会の中にあるように、「治水、利水、環境すべては人を守ることにある」・・・ 治水は国民の生命財産を守る、利水は国民の暮らしを守る、環境は人類社会の存続を守る、 とあります。いずれも大事な視点であります。

しかし、その具体化を進めるには、「人命尊重」を軸におかれている現況に適した計画を 進めるべきです。そのためには、委員会の議論も現況をよく調査して実態に則したものと すべきではないでしょうか。

琵琶湖部会での課題も、琵琶湖と流入する河川によって異なりますし、また、その河川 も、河川毎に実体に違いがあります。是非とも、その実状の調査に重点を置いて、河川整 備計画のあり方を論じていただきたいと思います。

実地踏査が出来ない場合には、河川管理者や河川毎に流域住民の意見をつぶさに聞き取りするなどの取り組みをするべきだと考えます。

姉川とその支流である高時川について言えば、「中間とりまとめ」に記されているように「壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を最優先におこない」「破堤回避対策と洪水八ザードマップと避難予警報システムの一体的整備」をおこなう必要があります。

しかし、「溢水を想定するやり方」は、洪水対策として安易すぎるのではないでしょうか。 また、「破堤回避対策」として取り組む具体の方策について、実体に照らした提起が必要 かと思います。

河川流域に生活するものにとっては、河川改修や治水ダムなど治水優先の河川整備を急いで計画して実施するよう求めます。

以下、実状にふれて、中間とりまとめへの意見とします。

Ⅱ−1琵琶湖部会:項目2「琵琶湖とそれに注ぐ川の特性と問題点」について

当町においては、琵琶湖へ流入する一級河川姉川の不法投棄が近年問題となっています。 その理由の一つは、河川管理区域である堤外地の多くが民地のまま買収されておらず、雑木が繁殖し、不法投棄が容易な環境であるためです。捨てる側のモラルが要因の一つであることは言うまでもなく、不法投棄を無くすための啓発活動をおこなっている状況です。 しかし、ソフト面だけではなくハード面においても状況を変えていかなければ、不法投棄を無くすことは困難だと思えます。環境を整備し適正に管理していくことが、不法投棄を減少させることにつながるものと思います。 整備のためには、河川管理区域である堤外民地を買収する必要があります。その土地の一部を、親水空間、観光スポット、野菜の試験農場といった、地元住民や観光客等が利用できる整備をおこなうことにより、適正な管理がおこなえます。そういった空間を利用することにより、川へ接する機会が増え、意識向上につながるものと思います。しかし、堤外地すべてに今挙げたような整備をおこなうと、生きものの棲息環境が悪化するおそれがあります。なだらかな水辺、変化に富んだ川原を残しながら、川を管理していくことは困難です。自然であればあるほど、人の目は行き届きにくくなるからです。しかし、困難だからといって管理しなければ、密林と化した雑木群と現状の不法投棄が、今後とも目の前に拡がり続けることになります。人が利用できる空間の整備と、自然の保護という二つの要素をバランスよく両立させることが重要だと思います。

また、琵琶湖と琵琶湖へ流入する河川全ての課題として、水質改善が挙げられます。当町では近年、農業排水の濁水への影響が問題となっています。滋賀県の「みずすまし構想」のなかでは、田んぼからの排水を繰り返し利用する「水の循環」を推進することが、テーマのひとつとされています。また、農業排水による濁水調査の実施や、パトロール等の啓発活動等にも力が入れられています。しかし、水質汚濁の原因は農業排水だけではありません。人為的なもの、自然的なもの、様々な原因が挙げられます。その対策として、底泥の浚渫といった河川浄化事業等が展開されているとききますが、その進行状況がいまだ目に見えてこないように感じられます。「マザーレイク 21 計画」が滋賀県で策定されてから、2年の月日がたちました。水質そのものの変化は、劇的にではなく緩やかにしか変わらないかもしれませんが、改善への取り組みは活発であるべきだと思います。今まで以上に水質改善に向けて具体的に活動していくよう計画すべきだと考えます。

他にも河川についてはたくさんの問題がありますが、その中でも治水に関する問題は山積みです。堆積土砂による被害は、そのひとつです。局部的な堆積土砂が水の流れる幅を減少し、河川断面を小さくします。断面が小さくなれば当然水位は上昇し、台風等の大水時に災害が発生する確率も上昇します。特に、河川敷である堤外民地への被害が頻繁に起こります。更に堆積土砂は雑木を繁殖させ、土砂を含む漂流物等を滞留しやすい状況をつくり、堆積土砂の範囲が拡大されるという悪循環に陥っています。その結果、河道を蛇行させ水害を引き起こす原因となりますし、魚などの水棲生物にも影響します。また、今日までに実施された護岸工事についても問題はあります。堤内側に護岸ブロックが施工されているが、大雨時にはブロックの隙間から勢いよく水が流出しており、護岸ブロックの天端コンクリートが沈下している箇所もあります。地盤が洗掘され、堤防そのものが痩せてきていることは容易に想像できます。大変危険な状態であることは間違いなく、周辺住民が不安に暮らしています。水防意識の向上と体制の強化は当然大事な事ですが、こうした災害を未然に防止するための早急な調査と措置はそれ以上に重要です。災害が起こってからでは遅いのです。

こういった様々な問題が、漁業へ与える影響は深刻です。町の主要な河川である一級河川姉川では、浜独特の四ツ手網漁による小アユすくいが盛んであり、初夏の風物詩として広く全国に知られています。しかし、近年になってその漁獲が減少しています。「以前は1日に最高4tほど捕れた日もあったが、今では10~20kgほどしか捕れない」という話を地元漁師の方から聞いたこともあります。河川管理の問題は、漁業を生業としている住民にとっては死活問題です。

Ⅱ-1琵琶湖部会:項目5「適切な計画の策定・進め方の検討」について

人の歴史は自然に抗い、共存の方法を探し、築き上げてきたものです。「管理ができないこと」を「自然」と言い張ることは逃避であり、考えることをやめているだけに思えます。 川を自然な状態で適正に管理していくにはどうすれば良いのか、また、管理区域ではあるが民地でもある堤外民地をどのように整備するのか、その方向性を具体的に示し、河川整備計画に反映していただきたいと思います。

淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

I-15/4-4環境/(3)良好な自然景観の保全・回復

流域整備の理念にある自然と共生し、流域に住む人々や多様な生き物がその恵みを将来 にわたって享受し続けることができるようにしなければならないことは、あらゆる生物の 生存にとって必要不可欠なことは十分認識しております。

また、整備計画の方向性の一つに、樹林・河畔林および湖辺林の保全・復活等を行い、自然景観の保全・回復を行うべきとの方向性も示されております。

しかしながら、愛知川左岸(愛東町大字外地先)では、近年河道内に樹林が生い茂り、 そこには猪、鹿、猿が生息するようになり、周辺農地の農作物を食い荒らすなどの被害が あとを絶たず、その周辺に住む人々の生活を脅かし苦慮している実態があります。

計画の策定につきましては、流域に住む人々の実情をご賢察いただきご配慮賜りますようお願い申し上げます。

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項	目	意見
	治水・防災について		河川の治水対策については、現状に
			おける防災対策を考えた場合、堤防の
			強化や河道の掘り下げ等のハード対策
			は大変重要な治水対策であり、こうし
			たハード整備を中長期的・具体的な施
			策として提言に盛り込まれ、河川管理
			者である近畿地方整備局がその責務と
			して河川整備計画に反映させたうえで
			計画的に施策を実施することが必要と
			考える。
			その上で国、府県及び市町村などの
			行政並びに住民等の役割分担に基づく
			情報連絡体制の整備等ソフト対策を推
			進される必要があると考える。
			今後、近畿地方整備局には、護岸の
			改修等の防災対策をこれまで以上に強
			化され、ハザードマップの作成等市町
			村の防災対策の強化に対する情報提供
			等積極的な支援を行う必要があると考
			える。
			いづれにしても、淀川水系流域委員会
			におかれては、河川管理者の責務につ
			いては、ハード対策とソフト対策がど
			ちらも重要であるとの立場から、ハー
			ド対策についてもより具体的な施策を
			提言に盛り込んでいただきたい。

淀	147	乙訓の自然を守る会	代表 宮崎	俊一	NPO 等

3-3(1)の4) 堤防について(-2-16ページ)

この考え方を支持する。補強強化をおこなったところから高木を含む樹木の植栽を進め てほしい

3-4(2)の2) <u>堤防の草刈りについて</u>(-2-23ページ)

希少植物の保護には草刈り時期は重要である。宮前橋の高水敷の希少植物群にかかる堤防の草刈りは 10 月にしてほしい。堤防の傾斜部分は稀少植物がないので従来通りの草刈りでよい。堤防下の平らになった所はいくつかの稀少植物があり、特にヌカボタデの結実が終わる 10 月にしてほしい。

(宮前橋から北へ 100m の範囲だけ)

3-4-(3) モニタリングについて(-2-23ページ)

中間取りまとめは基本的に賛成である。これも行政主導でなく市民からの申し入れがある場合に取り上げる手続きを明確にしてほしい。私たちは昨年から宮前橋の希少植物の調査 = モニタリングを淀川工事事務所にお願いしているが、とりあげてもらえない。私たちは自費で70本の標識を立て毎月定期調査をやっている(来年には中間報告を出す予定である)。

<u>4 . 計画策定、推進のありかたについ</u>て (-2-25 ページ)

2-1 に川つくりの基本的な考え方の変革を述べている。また委員会中間とりまとめ 5-1(I -16 ページ) にある行政側の回答義務や情報提供を含め、行政主導から住民参加型川つくりの 転換は英断であり高く評価する。その先進的な試みは他の行政も見習ってほしいが、これ を機会にその流れは大きくなると確信する。

淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

拝復、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は河川行政の礎となる方針のとりまとめにつきまして、淀川水系流域委員会として 並々ならぬご努力、ご尽力を賜り衷心より厚く敬意を申し上げる次第であります。

さて、中間とりまとめのご提言は、今まで進めてまいりました河川行政とは急激な内容 の変化があり、大変戸惑っております。

ご提言につきましては、今後市としても市民に対して説明する責任が生じてまいりますことから、今後とも住民の意見を十分聞きながら、ご議論いただくことが大変必要ではないかと考える次第であります。

つきましては、大変遅くなり誠に申し訳ございませんが、本市の意見として別紙のとおり申し上げますので、ご配意賜りますようお願い申し上げます。

謹言

治水について

大戸川においてはダム工法が最適

大戸川ダムは、大戸川流域を含む淀川流域の洪水調節機能と土砂貯留機能等を有するダムとして計画されています。

当流域は荒廃した山地が多く存在することから、ダム以外の工法である河道改修方式では、多くの土砂を流出させ河積を狭めることになるため、洪水災害防止の役割を十分果たすことはできません。また、下流の洪水調節も不可能と考えます。

また、当流域に位置する上田上・田上平野が優良な大穀倉地帯であることから、遊水池 方式では重要な農業振興地域を失うことになります。さらに、堤防の越水により土砂を流 入させると、農地として回復は不可能となります。このことから、遊水池方式は地域での 合意形成が不可能と考えます。

このようなことから、大戸川の治水工法は、ダム工法が最適であります。

一方、自然環境については、地球規模の環境問題が叫ばれている今日、大戸川ダム事業を契機とし、周辺の自然環境の修復や新たな自然の再生・復元事業に取組むことが更に重要であると考えます。

最後に申し添えますが、水没地関係者は、大戸川ダムの必要性・重要性を十分認識し、 住み慣れた地を捨て全戸移転が完了されました。根拠もなく、大戸川におけるダム方式を 不採用にすることは、行政不信に繋がることから容認できません。

淀川部会 -2-11 3-1(1)-2)

2)洪水調節

- ・ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。 他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分な配慮をし なければならない。
- ・遊水池による洪水調節は、適地の取得が困難とはいえ、積極的に進めることが必要である。沿川の道路や鉄道の路盤に輪中堤的役割をもたせ、氾濫水を貯留したり、拡大を遅らせる機能を発揮させるなど、新たな工夫も重要である。河道に洪水を滞留させる河道内遊水池についても積極的に進める必要がある。

大津市では越水など受け入れ困難

大津市では、年超過確率 1 / 1 0 確保をめざし、雨水渠整備や、普通河川整備などの治水事業を進めておりますが、今なお未整備箇所も多く残っており、今後も治水対策を進めていく所存です。

今回の提言では、本来の治水事業を方向転換し、「破堤回避対策の実施」と「ある程度の 越水を想定した社会制度の対応策が必要」とのことです。

淀川水系に直接かかわる大戸川流域において、越水させる地域としては、地形上からは本市田上地域が想定されます。しかしながら、この地域は優良な穀倉地域であり、過去にも洪水のみならず砂防地域からの堆積等により、尊い人命、田畑が消失するという甚大な被害を受けてきた地域であり、「破堤」「越水」などはとても容認できるものではありません。このような苦難を経て、現在、直轄事業で大戸川ダムの整備を進めていただいているところであります。

したがいまして、市民の生命・財産を守る視点から、計画的とは言え、本市としては、 堤防を越水させることは受け入れ難く、従来通り破堤させることなく河川整備を進めてい くべきであると強く主張いたします。

流域委員会 - 9 4 - 1 (1) -

洪水防御の基本的対応

- ・これまで、目標とする洪水流量に対して無害とすることを目指し、高い堤防をつくって きたことが、破堤時の危険性をより大きくした。また、流域は都市化が進展しており、 下流部では堤防直近や低平地に住宅、事業所等が立地し人口・資産が増大している。
- ・今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える。すなわち、人 命が損なわれることなく、また、家屋などの資産の損失は可能な限り少なくすることを 目標とする。
- ・そのためには、破堤回避対策の実施が必要である。また、洪水という自然現象を対象と するため、破堤回避の対策も万全でないことを十分認識し、万が一に備えて危機管理を 行う必要がある
- ・ 破堤回避対策を実施した場合、降雨状況によっては、ある程度の越水を想定する必要が ある。こういった点を考慮した、したたかな街づくりを進める必要がある。
- ・ また、ある程度の堤防越水があると予測される場合、これに対応した社会制度上の対応 策の検討が必要と考えられる。

琵琶湖部会 - 1 - 1 4 4 - 2 (3)

(3) 治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること

従来は、目標とする洪水流量に対して無害とすることだけを目指し、高い堤防を作ったりしたために、破堤時の危険性を却って大きくしてきた。今後は、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を最優先に行ない、状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである。

環境や文化を守る放水路も有効な工法

本市中央部 8 河川の流域は、家屋が連担しているうえ、学校、事業所などが集中しており、また、鉄道や幹線道路が河川を横断し、歴史的価値のある"街並み"やホタル等の棲息空間も残されており、河道改修を行うことは困難であります。

このような場所において地下トンネルによる放水路工法は最適な方法であります。現在、 国直轄事業として大津放水路の整備が、盛越川から瀬田川まで進められており、計画され ている諸子川から盛越川までについても、引き続き進めていただく必要があります。

このように、治水・利水・環境に配慮できる「放水路」は有効な工法のひとつでありますので、具体的に明記すべきと考えます。

流域委員会 - 10 4 - 1 - 1(1)

施設による対応

- ・従来の堤防の高さを確保する対策から、破堤による甚大な被害を避けることを最優先する対策へ転換する。
- ・洪水処理についてはそれぞれの地点で洪水処理目標を設定し、河道改修、遊水池、ダム 等の対策を検討する。ダムに関しては、水質・水温・流砂の問題や、河川の上流から下 流にかけての生物の生態等の連続性に配慮する。

大戸川の国直轄管理による一元化

県管理の大戸川へ流入する土砂は、直轄砂防が実施されている田上山から流出するものが多く、また、信楽などの上流部から流れてくる土砂は、直轄ダムである大戸川ダムにより貯留されたり、また排出されたりすることとなります。

このように、県管理の河川区間(瀬田川合流部~大戸川ダムサイト)に、直轄砂防の土砂や、直轄ダムによる人為的に操作された土砂が流入することになり、土砂管理や治水の面で課題が生じることになります。このため、土砂管理については、一元化の管理の観点から県で管理するよりも、直轄において、治水も含めた総合的な管理をするほうが適切であります。

このような中、今回の土砂管理の解決策に関するご提言は、誠に当を得ており、「管理一元化」などの解決策についても、明記すべきと考えます。

淀川部会 - 2 - 8

水源から河口までの土砂管理

河川は地表に降った水を集めて海に流すばかりでなく、山地部で生産された土砂も運搬する。ダムや堰などの人工構造物を設けた場合、土砂の流送が阻害されて河床低下や海岸侵食を招くことがある。

わが国の河川整備で最も遅れた分野の一つが土砂管理であり、既設・新設を問わずすべ ての人工構造物による土砂の流送問題についての解決策を探り、早急な対策の実施が必要 である。

利水について

水需要及び水利権の弾力的対応

大津市は、琵琶湖に大変な恩恵を受けて、文化・社会・経済を発展させてきました。特に、産業について社会経済情勢の影響を受け、業種の転換や、事業所の再編等により、本市において新たな産業の集積も動きだしております。

また近年、社会経済構造、産業構造、生活様式などの変化により、水需要における質及び量の大きな変化や水の循環利用なども見受けられます。

このことから、今後の水需要及び水利権の取り扱いについては、本市の立地特性や産業 振興等を踏まえ、弾力的に対応する必要があると考えます。

今後、水位管理において、利水も検討されることになっておりますので、この視点にたった議論が必要であると考えます。

琵琶湖部会 II-1-13 4-1(3)

(3)水位管理について複数の代替案を検討すること

水位管理は、従来目的としてきた治水・利水に加え、川や湖の自然環境・生態系や地域の歴史・文化や地場産業など、さまざまなことがらに影響を与えるため、管理方法については、これら多方面に及ぶ影響を配慮したいくつかの代替案を基に検討しなければならない。

そのため、水位管理計画においては、生態系重視の水位管理のありかた、水系全体の節水行動を導くための水位管理のありかた、治水効果を最大化するための水位管理のありかたなどを考え、それらを総合したいくつかの代替案を提示し、あわせて管理実施のありかた(見直しや試行の実施など)も含め、かつ、現状の水位管理との違いを明確にして、提示することが必要である。

なお、管理実施においては、期間を区切って試行的に実施することや、一度決めた管理 でも思わぬ影響があった場合には変更することなど、順応性・可変性をもたせることが重 要である。

水位管理について

治水・利水・環境の調和のとれた管理

琵琶湖と下流の淀川流域は、度重なる洪水や渇水に見舞われてきました。

現在、琵琶湖と淀川下流の水位調整は、琵琶湖総合開発事業に連動した操作規則により 洗堰の操作が行われています。

今回の提言でいわれる「環境」、とりわけ自然環境について、水位操作でどこまで保全すべきか不明ですが、いずれにしましても治水・利水・環境の調和のとれた仕組を議論する必要があると考えます。

琵琶湖部会 II-1-13 4-(4)- b

(4) 利害調整・協調のための仕組みを考えること

利害調整の仕組みの検討

水位管理は、上下流の人々の生活・産業活動や生態系など、広く影響を与える事項であり、管理のしかたに応じて、利害関係の対立する可能性があると考えられる。そのうえ、現在機能している調整の仕組みは、利水・治水のみを目的としており、環境についての配慮が働く仕組みにはなっていない。そのため、計画策定においては、利害が対立した場合の調整のしかた、とくに環境についての配慮を踏まえた社会的な利害調整が、恒常的に行われる仕組みを決めることが必要である。

その場合に想定し、提示すべき事項については、次のようなものが考えられる。

- <利害調整の仕組みについて想定すべき場面>
 - a . 計画策定時:長期的・基本的な方針を決定する際における調整の方法
 - b.操作実施中に利害が対立した時:例えば、大渇水により下流の川が著しい水量不足になったとき、アオコが異常発生したとき、水温が異常に変化したとき、などの具体的状況を解決するための方法

<検討にあたって提示すべき事項>

- a. 従来の調整の仕組みと、その問題点
- **b**.新しい治水・利水の考えかたを含め、環境を重視した社会的利害調整の仕組み

河川管理について

湖岸の公有化の促進

湖と陸との移行帯である湖辺形状を保全・回復し、その連続性を確保することと、水面を含めた湖岸・水辺を適正に利用することといった的確なご提言であります。

しかしながら、琵琶湖岸の大半が民有地でありますことから、これらの提言をいかす方 策として、この民有地の公有化が不可欠であり「公有化の促進」を明記すべきと考えます。

琵琶湖部会 II - 1 - 17

- 4-4 湖岸・水辺(湿地・内湖を含む)について
- (1) 湖と陸との移行帯である湖辺の適切な形状を保全・回復し、その連続性を確保すること また、現在でも自然環境が比較的良好に維持されている移行帯については、可能なかぎ りこれ以上の開発が行われないようにし、その保全につとめなければならない。
- (2)水面を含めた、湖岸・水辺を適正に利用すること
 - ・・・・車等)」ことを基本にしてその適正化を図る必要がある。また、沿岸陸上部は基本的に、「湖岸でしか出来ないことをする空間」として位置づけ、他の一般の空間と代替えできない機能を優先する必要がある。

琵琶湖と市民の関わりの強化

琵琶湖の水面には市町村の行政区域が存在せず、河川管理以外の防災、救命・救難、環境、景観など市町村行政の役割分担や財源措置が不明確であります。

今後は、琵琶湖と市町村及び市民との関わりをどのように強化するのかといった幅広い 観点から、望ましい将来を見据えた議論が重要であり、この点を明記すべきと考えます。

淀	149	淀川環境委員会	NPO 等

平成 14年 10月 9日

淀川水系流域委員会 殿

淀川環境委員会

1-2 淀川流域の特性

「淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見」

II-2-3 L3. 追記 L8. 追記

前略

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」は、「淀川部会」の環境分野において、 淀川環境委員会のとりまとめ資料「自然豊かな淀川をめざして(H14.3.26)」を尊 重するべきと述べられており、われわれとしても今回の中間とりまとめに関して責 任があります。今回、淀川水系流域委員会の中間とりまとめに付き検討を行いまし た。

われわれの基本的な視点は、淀川流域のあるべき姿は自然環境の問題を基本として構築すべきであり、河川の自然環境が自然の営みの中で存続できるものであること、また、環境問題をまず踏まえた上で、治水、利水、利用を考えなければ、環境を入れた河川管理にならないと判断しています。このような視点から、今回の中間とりまとめに関して検討した結果、この中間とりまとめは上述の環境という視点から見れば、別紙に具体的に指摘したように多くの不備な点が見られましたので、文章を修正してみました。われわれの真意をお汲みいただきご検討いただければ幸いです。

淀川水系は世界有数の古代湖である琵琶湖を含む極めて長い歴史のある水系であり、その中で独自の進化をとげた固有種を含む多様な生物の宝庫となっている。また、この流域

には人間も古くから居住し、水系の恵みを受け、さらにそれを利用して豊かな社会・文化 を築いてきた。淀川水系は、その流域に住む人々や生き物にとって多面的・複合的な価値 を持つかけがえのない存在である。

例えば、城北ワンド群に代表されるようなワンドや、十三干潟に代表される干潟、鵜殿に代表されるような平安時代から雅楽器に利用された歴史的なヨシ原、ツバメの塒として 近畿で最大級の向島地区のヨシ原など、独特の自然環境がある。

淀川部会が取り扱う、木津川、瀬田川・宇治川、桂川、淀川本川は淀川水系にあって、 それぞれ、地勢的、生態的、歴史的にまた社会的にも変化に富んだ独特の特性をもった存 在である。この特性を、それぞれの河川について、各項目ごとに取りまとめたものを表に 示す。なお、本表は主要な点についてまとめたものであり、すべての事項を網羅したもの ではない。

-2-3 L12.追記 L18.追記

1-3 淀川流域の問題点

20 世紀後半の数十年、とくに経済の高度成長に伴い、「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」の社会構造・生活様式をもたらし、さまざまな環境問題を引き起こした。

この間に淀川水系では、琵琶湖総合開発、上流ダム群の整備、河道改修事業などが行われ、それらの整備は多くの恩恵を流域にもたらす一方で、さまざまな負の問題を引き起こし、その早急な解決が迫られている。

淀川流域が現在抱えている主な問題点を以下に述べているが、各河川については、治水・利水・環境といった項目ごとに、「淀川流域の共通事項」および「各河川の問題点」として その詳細を表に示す。

-2-4 L11~19. 修正 環境面では、治水・利水・利用を目的とした河道改修、ダム・堰の建設およびその運用による流量、水位、水質の変化は、淀川固有の自然や生物多様性、すなわち固有の生態系の衰退・変貌、ナカセコカワニナ、イタセンパラなどの多くの固有種・希少種の絶滅の危機を招いている。さらに、河川特有の植生の衰退や、ハリエンジュなどの樹林・河畔林の増大、ブラックバスなどの外来種の増加による在来種の減少、生息種の変化、生態系の劣化・変貌という環境の重大な問題を引き起こしている。

表1 淀川の特性

淀川の特性:人と川との長い歴史と文化を育んできた河川。他の河川との全く違う独特な河川

<i>IJE</i> / 11021	ずほ・八と川との長い歴史と文化を育 <i>が</i> € 8 地勢的特性	た河川。他の河川との全く遅つ独特な河川 環境的特性	歷史的特性	社会的特性	暮らし・文化的特性
淀川流域	・水系全体の流域面積は 8,240 km ²	・ナカセコカワニナなどの固有種の存在	・世界有数の古代湖琵琶湖	・河口部で大都市を貫流する稀な大河川	・水に関連する祭り
の共通事項	・琵琶湖という大湖沼と一体となった河川 ・淀川三川合流 ・気候、地形等が異なる川が集まっており、 出水に季節差、時間差がある ・大阪湾への連続性あるも分断 ・天ヶ瀬ダム、淀川大堰、瀬田川洗堰によ る水位調整		・都が長期間存在、古墳など、遺跡が多数存在。各年代に首都が流域各地に置かれた。 ・日本の川づくりの原点(茨田の堤、難波の堀江) ・上下流問題	・日本の社会経済文化を支えてきた地域 ・産業、人口の一大集積地。縦横に張り巡 らされた交通網、人口密集地(1400万	・歴史・文化・芸術的価値のある景観(欄
木津川	・年間流量 16 億m ³ 、流域面積 1,596 km ² ・狭窄部(岩倉峡) ・砂河川、本来土砂流出が多い ・高山ダム、布目ダム、比奈知ダム、青蓮 寺ダム、室生ダム、川上ダム計画 ・他水系(大和川)に送水。奈良市水道 ・室生火山群、赤目四十八滝(青蓮寺川)	・広大な河川内氾濫原を有する環境 ・砂河川であり水質浄化能力が高い。 ・イタセンパラなどが棲息できる環境 ・オオサンショウウオ等、貴重な生物 ・上流ダム群の存在 ・河畔林 ・上流での汚濁負荷が高い	・東大寺荘園、伊勢神宮領 ・舟運 ・筏による材木搬出 ・忍者 ・伊賀地方独特の歴史・文化(芭蕉等) ・外国人技師による治山・治水	・上流域の都市開発の急速な進展による急激な人口増加 ・極限までの水源開発、上流ダム群と高山 ダム ・ゴルフ場多数 ・森林の荒廃 ・水田減少 ・茶の産地 ・無堤地あり ・漁業権	 ・中部の文化圏との混在 ・俳聖 松尾芭蕉 ・太平記(笠置) ・歴史街道:初瀬、大和、伊勢本街道 ・木津川舟運:過書船、淀二十石船、伏見船 ・奈良朝寺院建築の木材運搬 ・木造で日本最長橋:上津屋橋(流れ橋)
瀬田川、宇治川	・年間流量 56 億m ³ 、流域面積 506 km ² ・鹿跳の狭窄部、大峡谷 ・勾配が少ない ・天ヶ瀬ダム、瀬田川洗堰 ・大戸川ダム計画	・ナカセコカワニナなどが棲息できる環境 ・広大なヨシ原の存在(向島地区)と活用 による保全 ・横断方向の不連続 ・京都市石田処理場(排水量0,78m³/s)、京 都府洛南浄化センター(1.5m³/s)等など から京都市、京都府の下水が大量に流入	・東海道 ・舟運 ・筏流し ・デレーケによる治山・治水 ・琵琶湖疎水	・洗堰、天ヶ瀬ダム、大戸川 ・漁業権 ・天ヶ瀬ダム発電(日本初) ・茶の産地	・世界遺産 ・紫式部 源氏物語 ・平等院(洪水を想定した高床構造)、 ・名橋(観月橋、瀬田唐橋) ・宇治の鵜飼
桂川	・年間流量 14 億m³、流域面積 110 km² ・狭窄部(保津峡) ・上流部に急峻な渓流 ・日吉ダム	・アユモドキなどが棲息できる環境 ・多数の堰の存在 ・京都市鳥羽処理場(排水量 8.21㎡/s)、京 都府洛西浄化センター(1.5㎡/s)等など から京都市、京都府の下水が大量に流 入、淀川汚濁の主因	・長岡京 ・古都京都	・農業との結びつき(多数の井堰、農業用水等) ・河川敷の不法占用多数 ・漁業権 ・森林 ・淀川流水保全水路	・桂離宮(高床構造) 洪水を想定 ・嵐山 石橋(渡月橋) ・嵯峨日記(大井川) ・保津川下り ・みこし洗い(松尾神社)
淀川本川	が豊富	・ヨシ原の存在(鵜殿、豊里、西中島、中津地区) ・ワンド群の存在(城北、庭窪など) ・干潟の存在(十三、中津地区など)・イタセンパラなどが棲息できる環境 ・下水処理場放流と上水取水口の混在(複数)、左岸に6カ所、右岸に3カ所の上水取水口が存在。 ・水質汚濁、底質の悪化 ・人為的な調整による水位の安定化	・日本書紀、仁徳天皇「難波の堀江」「茨田堤」 ・古くから舟運、水路 ・豊臣秀吉の太閤堤(伏見)文禄堤(枚方~長柄) ・水害の歴史(永禄6年の大洪水(死者16000人)河内) ・大和川の付け替え ・御雇外国人技師による河川改修 ・天下の台所東洋のマンチェスター ・古代河内潟 ・難波宮 ・淀川本流右岸「西国街道」、左岸「京街道」、木津川沿い「木津路」 ・西淀川公害訴訟 ・大東水害訴訟	 ・河川敷公園利用者が多い ・上流部に大都市京都を抱え、鴨川などで流域として密接なつながりがある。 ・下水処理場放流と上水取水口の混在(複数) ・漁業権なし ・交通の要衝(大山崎地区) 	・文学の素材 ・八百八橋、水都 ・文楽 上方芸能 ・与謝蕪村 ・井原西鶴 ・十返舎一九「東海道中膝栗毛」 ・鴻池、住友、三井等の大阪商人の台頭 ・三十石船(伏見~大坂) ・くらわんか船(茶船) ・天神祭り、船渡御等

表 2 淀川各河川の問題点

	環境	治水	利水	利用
淀川流域の共通事項	・ 淀川本来の河川環境の減少	・ 流域の都市化に伴う人的・物的被害ポテ	・ 水利権の見直し	・ 河川敷利用のあり方
	・ 淀川固有の生態系の衰退	ンシャルの増大	・ 水資源の有限性	・ 水面利用のあり方
	・ 在来種の減少・外来種の増加	・ 水害危険地の宅地化	・ 水需要管理	川離れ(泳げない、遊べない)
	・ イタセンパラ等の希少種の減少	・ 脆弱な堤防の存在	· 水供給管理	・ 不法占有、不法耕作
	・ ナカセコカワニナ等の固有種の減少	・ 堤防未整備区間の存在	· 地球温暖化問題	・不法投棄
	・ アユモドキ等の局所的な絶滅	・ 狭窄部による流下阻害	・ 節水意識の低下	・ 河川利用マナー
	・ 河床低下の進行	・ ライフラインの確保	・ 安全な水質の確保	・住民参加
	・ 水質汚濁化、底質悪化	· 住民参加	・ 渇水への対応	・自然環境を考えない河川敷や水面利用
	・水位変動の減少	・ 河川改修等に関する制約	· 住民参加	
	正常流量(?)	・ 水防組織	・ 自然環境を考えない水利用・水質管理	
	・ 河川と関わりのない河川敷利用の増大	・ 住民の防災意識の低下		
	・ チュウヒ、コミミズク等の猛禽類の減少	・ 用地買収・補償などのプロセス(困難さ)		
	・ 河川特有の在来植生の減少	・ 地震への脆弱性		
	・ 堤外地の樹林化	· 情報公開		
	・ 河道の拡幅と直線化	・ 自然環境を考えない河川整備		
	・ ダム、堰等による遡上降下阻害			
	・ 住民参加(?)			
	・ 河川区域内の樹林化、河畔林の増大			
	・ 住民の多様なニーズ(?)			
	・ 農薬による汚染			
	・ 内分泌攪乱物質、ダイオキシン等による汚染			
	・ 橋梁、護岸等による景観の悪化			
	・ イタセンパラ等の希少種の減少	・ 砂堤防の存在	・ 都市化による水質汚濁	・ 堤外民地
	・ 都市化による中小河川等の水質汚濁	・無堤地帯が存在	・ ダムによる水質汚濁	
	•	・ 狭窄部の存在(岩倉峡)	・ 河床低下による取水障害	
	・ 上流部ダム群による水質悪化(水温、富栄	・森林の荒廃	・ 産業廃棄物処分場による汚染	
木津川	養化、放流水)	・ 都市化による流出流量の増大	・ 農薬による汚染	
	•			
	・ 産業廃棄物処分場による汚染			
	・ 河床低下の進行			
	・ 高水敷の撹乱の減少と陸域化			
	・ ナカセコカワニナ等の固有種の減少	・ 流下能力最小地点の存在(塔の島地区)	・ 天ヶ瀬ダムによる汚濁	・ 舟運用航路の確保(観月橋)
	・ 天ヶ瀬ダムの堆砂・汚濁	・ 巨椋池干拓による遊水機能低下		
海田川、ウム川	・ 高水敷の撹乱の減少と陸域化	・ 巨椋池の都市化		
瀬田川・宇治川	・ ヨシ原の衰退	・ 木津川の背水の影響		
	・ 河床低下の進行	・ 狭窄部の存在(鹿跳渓谷)		
	・ ダム・堰による不自然な流量調節運用	・ 標高(河床勾配)		
	・ アユモドキ等の局所的な絶滅	・ 狭窄部の存在(保津峡)	・農業用水	・ 不法占拠、不法工作物、不法耕作
	・ 下水処理水による汚濁	・ 流下能力の不足(嵐山)	・ 都市化による汚濁	・ 堤外民地
桂川	・ 高水敷の撹乱の減少と陸域化	・ 木津川の背水の影響	・農薬による汚染	
1±/*1	・ 井堰・床止めによる魚類等の遡上降下阻害		・取水障害	
			・下水処理水による汚濁	

	・ イタセンパラ等の希少種の減少	・ 地下街の存在	・ 下水処理口と上水取水口の隣接	・ 河川敷利用
	・ 生物の棲息域の減少	・ 人口、資産の集積	反復利用	・ 水上バイク
	・ 高水敷の撹乱の減少と陸域化	・ 河口部特殊堤防の存在	・ 支川の汚濁	・ 舟運用航路の確保
	・ 淀川大堰による水の停滞・水位変動の減少	・ 高潮、津波の危険	・ 派川への供給要望	· 砂利採取
淀川本川	・ 汽水域の干潟の減少	・ 地盤沈下	・ 農業用水	・ 汽水域漁業
(3川合流地点以下)	・ 淀川大堰による魚類等の遡上降下の障害	・ 埋め立てによる流下能力低下		・ 不法居住
	・ 水質・底質の悪化	・ 低い橋梁(鉄道橋等)		
	・ 河床低下の進行			
	・ ヨシ原の衰退			
	・ ワンドの減少・衰退			

-2-7 L5.追記 L6.修正

2.流域整備の変革の理念

これまでの河川整備は治水・利水・利用を主目的に進められてきたが、河川をとりまく 社会・暮らしの大きな変化とも相まって、人と川との関わり、川の姿はこの数十年で大き く変化した。その結果、前項で述べたように、治水・利水・利用・環境すべての面におい て問題が生じている。とくに、水量、水位、流砂量、水質、水温、川の形状、生物の棲息、 水の連続性などの面で本来の川らしさが失われており、本来、河川を生育・生息の場とす る生物にとって深刻な状況となっている。

-2-7 L13.追記

2-1 川づくりの基本的な考え方の変革

自然環境を尊重した川づくりへ(対立から両立へ)

自然環境は、物理・化学環境(水量、水質、土砂等)や、治水・利水・利用の方法、そのための施設とその運用と密接に関係しており、それら全ての基本である。

淀川水系の固有の自然環境を川自体が創り出せる形状や機能を回復させ、多様な自然環境を復元させる必要がある。

-2-7 L32.意見 河川に関わる諸権利の見直し

- ・水利権には実態を反映していないものが多く、統廃合の必要がある。また、魚類の産卵 などにも配慮した環境用水の維持、創出の必要がある。
- ・ゴルフ場、地域占有の野球場などの占有も、実態を公表して、縮小すべきではないか。

-2-8 L6.意見 水源から河口までの土砂管理

・支流3河川の河床低下が本川同様に高水敷の深刻な乾燥化をもたらしているため、自然環境に影響を与える河床掘削・砂利採取は行わない。三川合流点の桂川には河床に岩場が現れており、その上下流に1.5m 程度の水位差があり、その上流のそれ以上の河床低下を緩和しているようである。他2河川にもこのような床固めを設けて河床の低下を防げないか。

-2-8 L12.追記 L16.追記

水量管理から水量・水位・水質管理へ

これまでの河川管理者は治水・利水面からの水量管理を行い、水質については監視してきたに過ぎない。河川の水質を改善するには河川管理者自らが流域全体の水質管理を行わねばならない。すなわち、あらゆる汚染源を対象として、河川に排出される汚濁負荷量の総量規制を行う必要がある。また、生態系や野生動植物種に配慮した水量・水位管理も必要である。

-2-8 L17.追記 川に生かされた利用への変革

人間は社会的、経済的、精神的活動において、河川と密接に関わっており、様々なインパクトを与えている。河川の良好な環境なくしては、河川を生育・生息の場とする生物は、

持続的な営みが行えず、また人間にとっても安心して水の利用が行えない。われわれ人間 は、生物を支えている河川環境の特質を理解し、生物の生育・生息の場である河川環境を 健全に保ち、多様な生物の保全を図り、健全な河川環境を未来に継承していく責務がある。 従って生態系や野生生物の存続を基本として、人と生物との共存の中で、利用のあり方を 考慮することが必要である。

2 - 2 計画・施策の考え方等の変革

(3)利用河川利用は生態系に与える影響に最も配慮して行う。

高水敷の適正な利用へ

河原には、本来河川独特の自然が展開されており(今は少ない)、河原は生物も含めた流域全 体の共有財産であることを忘れてはならない。

・生物への影響が最小になるようなゾーニングの見直しが必要である。

3.整備計画

3 - 1 治水・防災

治水計画についての考え方を「水害防止から被害軽減へ」と変革したからといって、水害 防止を放棄するものではない。「現実問題として、水害を完全に防止することは出来ない」と いう認識のもとで、「治水対策としては、防止対策を進めるとともに、軽減対策も実施しなけ ればならない」ということを意味している。同時に、生態系や野生生物種の存続を保障する 形で治水、防災を進めることが基本である

(1)洪水災害対策

1)河道

・捷水路や放水路などの新川開削や派川への分流といった大規模な河道整備の余地はほ とんど残されていないため、当面(30年後の将来像の意味?) -2-23の50年、100 年の視野は?は現河道の改修により対応せざるを得ない。・河道の直線化や低水路拡幅、 護岸整備等について、生態系や野生生物種の存続を保障する形で治水、防災を進める べきである。

3 - 2 利水

(2)水質管理

- - ・淀川は上流域の下水処理水を下流で上水道水源として反復再利用しているので、水質 汚濁については、特に、厳重な管理をしなければならない。
 - ・河川管理者および利水管理者は流域住民とともに、流水の水質改善に努める。とくに 今後は各河川に流入する総負荷量の規制を検討・実施する必要がある。
 - ・飲料水はもちろん、生態学的な意味での水質管理も必要である。

3-3 利用

-2-14 L24.追記 L31.追記

-2-10

L3.追加

L10.修正・ 追記・意見

L14.追加

-2-11 L6.追加

L10.意見

L11.追加

-2-15 L18.意見

人口増加・宅地利用などにより<u>空地が減少し</u>?、本来堤内の都市区域内に設けられるべき

-2-16 L4.意見 L10.追記

(1)河川空間の利用

1)水面利用

・まず、人が川で泳いだり遊んだり、川の水と親しむことができるようにする。 このためには、水質の改善は当然のこととして、人が、人工的な親水性護岸といった ものではなく、<u>川らしい自然の中(川らしい自然を持つ川の再生が何より必要)</u>で 泳いだり遊んだり出来るようにする。こういった川と親しむ機会を増やせるよう、川 へのアプローチを改善する。

ている。淀川は上流域の下水処理水を下流、最下流でも上水道水源として反復再利用しているので、使用域等の規制が必要である。

-2-16 L14~19. 修正

2) 水辺移行帯(中水敷と呼べる部分、以下中水帯)の復元

河川空間の河原と低水流路の間は、水位の変動によって冠水や撹乱を受ける水辺移行帯が広がっている。このような場所は、湿地性の植物や撹乱域の植物など、河川特有の植物相が見られ、魚類にとっては増水時の避難場、産卵場として、水生昆虫にとっては羽化の場、両生類が変態した後の生活の場となるなど、河川の生態系にとって多様な種を育む最も重要な場の一つとなっている。しかしながら、河川改修に伴う低水路の拡幅や高水敷造成、河床掘削、低水護岸の設置や河床低下によって水辺移行帯は激減し、まだ部分的に残された場所も、無秩序な利用により荒廃している。この空間を再生するため、中水帯という区分を設け、中水敷の面積を拡大し、その利用を厳に制限し、その保全・改善・復元・創出を行う必要がある。

-2-16 L20.修正 L21.追記 L23.追記 L24.修正 L25.修正 L28.追記

3)河原の利用

河川には河川独特の自然があるが、河川は生物も含めた流域全体の共有財産であること を忘れてはならない。

下流域の河原(高水敷)は国営の河川公園として多くの人々に利用されているが、この 堤外地に設けられている運動施設はあくまで暫定的なものという認識が必要である。河原 は「川でしか出来ないことをする空間」として位置付ける。すなわち、河川空間としての 特性を生かし、他の一般の空間と代替出来ない機能を優先することが求められる。また、 一部の人や団体等による排他的利用は認めるべきではない。

- ・生物の移動経路を分断している河川公園等の高水敷利用形態の改善を図る。
- ・淀川の河川環境の回復・保全の観点から、グラウンドなどの施設の整備を行わない。

-2-17 L4.意見 L6.追記 L7.修正 5) 汽水域(淀川大堰から下流) 大川(安治川、木津川等) 新淀川、神崎川も含むのか この区間においては、水上スキー、プレジャーボートなどは、この区間の一部に限定し、 利用方法・航行制限を設けた上で使用させるといったことを考えてもよいのではないかと 考えられる。また、この区間に生態系にとって貴重な干潟が存在しており、保全や再生が 必要である。

(2) そのほかの利用

-2-17 L12.追記 1)

舟運

地震等で、陸上交通に支障がおきた場合も含め、舟運の復活への対応も考慮しておく必要がある。

舟運の復活については生態系への影響も考慮して検討する必要がある。

-2-17 L21.追記 L23.意見

3)河畔林

いわゆる河川区域内の樹林地や河畔林は野鳥を始めとする動植物の棲息・生育の場として河川管理に障害にならない範囲で残していくべきであり、河川らしい風景・景観の復活・創造を進める。 樹林地と河畔林の違い? 樹木の増加は淀川の生態系に悪影響を及ぼす恐れがあるため対処する必要がある。

河畔林については、景観の保全の面だけでなく、治水への影響、生物の棲息域・回廊など多様な意味合いを考えて整備の方向を考える。

(3)利用の制限・規制

-2-18 L5.追記 2) 堤外民地、不法耕作、不法居住、不法利用

堤外民地は換地・買収等の解消にむけての処置をすすめる。不法占有や不法耕作も解消へむけての方策をとる。

また、災害防止、ゴミの増加、衛生の観点から、堤外の不法居住は排除することが必要である。

-2-18 L12.追記

5)外来種

- ・外来種については、持ち込まれないよう予防措置をとるとともに(特にブラックバス類やブルーギルの放流については漁業調整規則等による法的規制がなされている)関係機関と協力して防止対策を図る。
- ・園芸植物などの河川区域内への持ち込み・栽培については適切に規制を行う。
- ・放流漁業は、他水域(水系)の生物の混入も伴うことが多く、外来種と同様の対策を 必要とする。
- 6)動植物の密漁・猟、盗掘

-2-18 L12.追記 ・希少種の密漁・猟、希少植物の盗掘などについて関係機関と協力して防止対策を図る。

-2-18 L13.追記 L15.追記 L16.修正

3 - 4 環境

これまでの治水、利水、利用に偏った河川管理によって損なわれた「本来の淀川らしい環境」を回復することを今後の河川管理の最重要な課題のひとつと位置づける。

すなわち、今後は「水量、水位、水質、水温、土砂量」の量とその変動の適正化を進め、 淀川本来の河川生態系の回復を図る。自然環境の回復にあたっては、・・

(1)水量・水質・土砂等の適正化

-2-19 L3.修正 L3.追記

1)水量

・淀川に特有の河川生態系を保全・回復するために必要かつ十分な流量・水位の量とその変動を確保する。

2)水質

農業排水

-2-20 L2.追記 田畑等からの農薬・肥料の流出や水田のしろかき時の濁水、畜産排水等による河川の汚染が問題となっているがなかなか改善出来ない。農薬・肥料の適正使用や濁水の処理についての指導強化等について関係省庁、自治体と共に取り組む必要がある。

ゴルフ場等排水

-2-20 L9.追記 L10.追記

農薬(除草剤、殺菌剤)、芝生着色剤、肥料等のゴルフ場維持管理に使用され、流出のおそれのある化学物質の使用実態を明らかにするとともに、使用停止を含む適正使用の指導を強化し、ゴルフ場に特有の流出形態に対応したモニタリングに基づく行政指導を強化する。水源涵養、水質保全のため、河川上流の水源地帯への新たな開発については、土地利用規制を行い抑制すべきである。

-2-20 L21.修正

ダム貯水池

3)底質

-2-21 L8.修正 L13.追記

・河川の底質の状態に注目されることはこれまで少なかったが、礫、砂、シルト、粘土 泥、有機物、ヘドロなど、底質の状態は水生生物の繁殖や棲息に大きく影響している。 最近ではゴミの不法投棄、工場の排水事故、産業廃棄物処分場排水、農薬などを起源 とする、有害物質等(エストロジェンなどの環境ホルモン物質やダイオキシン類)が沈 殿し底質が汚染された河川が増えている。水質の安全性確保と生態系の保全・回復に は、水質のモニタリングに加えて底質のモニタリングを行う必要がある。悪化してい る場合は積極的に改善を図る。

-2-21 L22.意見 L22.追記

4) 土砂

・自然のサイクルに合わせた土砂の供給(山地の土砂生産、侵食、運搬、堆積という サイクルのことなのか?)を図る。そのためにダムの運用・構造を見直し、下流の水質、漁業などに配慮しつつ堆砂の移送・排砂等の対策を行う。

(2)生態系の保全

1)生物・生態系

-2-21 L27.追記 L29.追記 L31.追記 L23~36. 修正

266

- ・淀川では低水路の固定化、水位の安定化、河床低下によって、川の自然な営みが極端 に制限されてきた。今後は可能な限り河床高の回復、水位変動の回復、流路の蛇行化 など川の自然な営みを許容できるような対策を図る。
- ・本来の琵琶湖・淀川水系の生態系と生物多様性を維持・回復する。
 - ・河川管理者がこれまで推進してきた「多自然型川づくり」は、動植物の棲息や生育環境を河川において局所的に保全しようとするものであったが、これとても冠水域・攪乱域が激減した現況下では機能を果たすには至っていない。今後は川が本来持っている、自然の攪乱、流域の連続性、河床形態の多様性等河川の動的メカニズムを修復し、川のシステム全体を回復するための、例えば生物の良好な棲息・生育環境を整える、水質浄化機能を高める、遊水機能を持たせる、などを目的とする「川の自然を再生する事業」を進める。 4 1 で述べる
- ・高水敷と低水路の間の、いわば中水敷(あるいは水際移行帯)とも言うべき部分は、 生物の棲息にとって大変重要でありながら、特に注目・重視されることなく、減少し、 荒廃している。その部分をできるだけ拡大し、利用は厳しく制限し、本来の生態系の 保全・再生に取り組む。
- ・本水系のすべての河川において、縦断的な生物の移動経路の確保、ならびに、水域から陸域への横断方向の水辺環境の連続性の確保を行う。淀川、木津川、桂川、瀬田川・宇治川に既設の淀川大堰、ダム、各種井堰(農業用・発電用) 床止め(床固め)などによる河川の縦断方向の分断を修復または改善し、魚類、甲殻類などの生物の遡上降下を可能とするため、魚道の整備・改善、井堰の統廃合等を行い、水源地から大阪湾への河川の連続性を回復する。
- ・本事業推進にあたっては、ひろく学識経験者、住民、市民団体等の意見を聴くと共に、

2)植生

- ・淀川水系では、降雨の減少、上流部ダム群の建設による河川の低水位安定、そして土砂の供給量の減少等による河床低下のため、高水敷に冠水する頻度が極めて少なくなっている。このため高水敷が陸域化し、高水敷での樹林形成や草本類を中心とした植生の著しい変化が起こっており、希少種、貴重種はもちろん河川敷植生の存続が危ぶまれている。淀川水系の本来の植生を取り戻すためには、高水敷の切り下げと自然の不規則なサイクルの洪水による高水敷の「攪乱」が必要である。このため、洪水時の対応を含め、瀬田洗堰やダム群の運用方法の見直しにより、「攪乱」が起こるよう見直す。
- ・堤外地の樹林や河畔林は、治水上問題がない限りできるだけ残すこと。 堤外地の樹林や河畔林が増大するという環境は、淀川本来の自然が失われつつあると 考えられ、淀川の生態系に重大な影響を与えるため、治水上の影響や、生物の生息環 境を考慮して対処する。
- 3)外来種対策の推進

-2-23 L4.追記 L4.修正 L5.追記 L6.追記 L16.意見

-2-22 L16.追記

L20.追記

-2-23 L17.追記

- ・外来種の侵入について予防措置をとる。非意図的な侵入についても同様である。
- ・外来種については、河川の自然な営み(水の流れ、浅い水深など)によって制御されることが本来であり、生物多様性条約第8条を基にして、河川生態系に影響を及ぼしている中で駆除等の対策の緊急性が高い種、あるいは場所から順次対策していくことを基本とする。
- ・魚類の例としては、ブラックバス類やブルーギルは、強い魚食性、強い繁殖力を持ち、 淀川の生態系を大きく変化させる要因となっているため、積極的に駆除対策を図る。
- ・植物の例としては、水面に異常繁茂することによって水中の環境悪化を招き、特に魚 貝類等の生息に悪影響を与えていると考えられる、ウォーターレタス、ホテイアオイ、 ナガエノツルノゲイトウ等の繁茂に対する駆除対策を図る。
- ・生態系への悪影響が懸念される新たな外来種が認められた場合は、早急に対策を図る。

-2-23 L17.追記

4)堆積ゴミ対策の推進

・長年にわたり水辺や水中に大量のゴミが漂着あるいは堆積しており、これらは、生態系に 多大な悪影響を与えている。それとともに、河川の魅力を喪失させる大きな要因にもなって おり除去対策を図る必要がある。

-2-23 L28.意見

(4)景観・風景・風土の保全・創造

- ・長期的な視野をもって、本来の川(淀川、木津川、桂川、瀬田川・宇治川等)らしい 景観・風景(原風景)の復活・創出を進める。
- 4. 計画策定、推進のあり方

-2-25 L2.追記

- 4-0 人と川のつながりの復活(生活の中に川がある環境へ)
 - ・一般市民への普及啓発を図る
 - ・良好な自然環境が残された場所での自然観察等の推進
 - ・自然環境の復元や再生の取り組みに対して一般市民の参加
 - ・地域の小中学校の「川に近づかない」指導をあらため、「川を理解する」「川に学ぶ」 指導への転換を求める(サポートする)。
 - ・川に遊び、学ぶしくみや川そのものを構築する。
 - ・河川管理者は上記のしくみづくりに協力する。

-2-25 L3.追記 L6.追記

4 - 1 環境学習・川に学ぶ社会の実現

川は、本来理想的な社会学習・環境教育・体験学習の空間である。学校5日制、総合学

習の実施により、川での環境教育や体験学習の実施について学校や地域から大きな期待が 寄せられている。今後河川管理者は、つぎに掲げる諸施策に取り組む必要がある。

学校教育や社会教育による次世代の指導者の育成を図る

次世代の指導者、河川管理者、モニターの養成

次世代の指導者、愛好者の確保・養成

人々の関心を高める魅力ある川づくり

. . . .

-2-25 L18.追記 4 - 2 住民・市民団体等との連携・パートナーシップで進める河川整備

流域市町村との関係の視点を入れるべき

4-3 男女共同参画の推進・社会的弱者への対応

-2-26 L9.修 (2) 高齢者・ハンディキャップをもつ人と川

・現在、わが国は少子高齢化社会の入り口にさしかかり、今後の急激な高齢化と人口減少の警鐘が鳴り響くなかで、これまでの約半世紀の間に築かれてきた政治・経済・産業など社会構造の大変革が図られている。このようなストレスの多い社会状況にあって、高齢者やハンディキャップをもつ人を含め、すべての人にとって身近な河川の景観や風景はかけがえのない健康維持、癒し、やすらぎの空間である。今後、河川管理者は、水辺へのスロープ、車椅子で容易かつ安全に通れる遊歩道など、川や水辺へのアクセス改善・施設整備などを通じて、「川のバリアフリー化」、「ユニバーサルデザイン化」を進め流域のいろいろな人々が川に親しめる空間を創出することが必要である。

(川の特質を生かした利用ができなくなる。自然環境との両立ができない。)

4 - 4 地球温暖化による気候変動・国際対応

-2-27 L17.意見 (3)気候変動

河口域への影響に関する研究を進めるべき

その他:

- ・汽水域のあり方について環境面からの議論がほとんどなされていません。淀川の河口は明治以来全て、堰により海と断絶しています。川と海との間の降下・遡上の視点、また、汽水域の回復の接点から、具体的な方策を入れる必要があります。
- ・提言では30年先のことを述べていたり、100年先の問題を述べていたりする箇

所があり、目標となる年数についての記述が曖昧です。

- ・「河川管理者が地元の地方自治体の考え方の転換を求めるべき」というような内容 を入れるべきです。
 - ・都市公園的利用の抑制
 - ・近隣地方自治体との横並びを求めない 等

淀	150	淀川フォーラム実行委員会	NPO 等
---	-----	--------------	-------

中間とりまとめに対	十三地区淀川河川公園内に、自然環境を活かした
する意見	水辺に親しむことのできる自然公園の設置を
対 象 地 域	十三地区淀川河川公園(十三野草地区)付近

0.はじめに

まず、貴委員会におかれましては、この間河川整備計画策定に向けて「中間とりまとめ」を発行し、さらには広く一般からも多くの意見を求め、よりいっそう市民のニーズにこたえる形での河川計画策定に向けて努力されていることに深く敬意を表します。

さて、淀川区の特に十三干潟周辺におきましては、以前から野鳥の観察などを通じて 淀川の持つ魅力に気づき、さまざまな取組みをしてきた淀川ネイチャークラブなど市民 の方々が活動を続けてこられました。

また区ではまちづくりレポート、さらに淀川の魅力をアピールする小冊子「淀川百景」について市民の協力を得て作成発行しました。こうした中でまちづくりに積極的にかかわる人々の中に、川の持つ魅力が淀川区の魅力であると考え、川と人とのかかわりを蘇らせ、広く市民に淀川の魅力をアピールしていこうという動きが形となり、市民と区が協力して淀川フォーラム実行委員会の発足に至り、本年度は、日頃知られることの少ない淀川の魅力を広く市民に知ってもらうため、ワークショップと河川敷イベントを行ってきたところです。

私たち実行委員会は、今回の一連の取組みを通じて、広大なオープンスペースを有し、 貴重な自然環境が残る淀川こそ、わがまちの貴重な財産であると再確認してまいりました。そして、より多くの人に川の持つ魅力を知ってもらい、川に親しんでもらいたいという思いから、この取組みを継続していきたいと考えるとともに、今回の「中間とりまとめ」に対しましてこの機会をとらえ、汽水域で都会の中での貴重な自然であります十三十潟周辺地域を何らかの形で保全し活かすことができればとの思いから意見を提出させていただいた次第であります。

1.「中間とりまとめ」に対する意見

現在、淀川区内では十三地区が野草地区として、西中島地区が施設地区として河川公園に指定されております。このうち西中島地区についてはグラウンドや駐車場などが整備されており、休日にはスポーツやバーベキューなど、余暇を過ごす人でにぎわっています。一方十三地区については、野草地区として年に数回ほどはコスモスなどが咲き誇り美しい景観を見せてくれますが、その他の時期については雑草地と変わらずあまり人が寄り付かない現状となっています。また、植生についても本来河川環境で見られるものではありません。これらについては、貴委員会で取りまとめておられる通り、本来の淀川水系の生態系と生物多様性の維持・回復が重要であると認識するところです。

さて今回要望させていただきたいと考えているのは、「自然環境を生かした水辺に親しむことのできる自然公園」の実現についてであります。この自然公園実現のためには、

中間取りまとめでも指摘されていることも含め次の3つの要素が必要と考えております。

汽水域での貴重な自然環境である十三干潟やその周辺に広がるヨシ原を、できる限 リ手つかずのまま保全する。

安心して水に親しむことのできる潮の干潟を利用したせせらぎをつくる。

せせらぎの周囲には、本来の生態系を維持・回復、保全を意識した整備と、環境学習の実現にむけた公園整備をはかる。

まず、十三干潟とその周辺に広がるヨシ原の保全についてですが、十三干潟と周辺のヨシ原には、汽水域に生息する魚介類や、それらをえさとする鳥類などを中心とした生態系ができ、野鳥をはじめ水生生物にとっても重要な場所であり、同時に都会の中の貴重な自然の宝庫となっております。ここでは自然観察会なども多数開かれ、子どもたちが川にふれあい、川から学ぶことのできる格好の場所となっています。この十三干潟とその周辺のヨシ原を、自然保護区のような形で保存することによって、自然とふれあう機会の少ない都会の子どもたちに、貴重な体験と学習の場を提供するとともに、そのことを通じて自然環境を守ることができればと考えています。この場所は、淀川部会中間とりまとめ、15pにある水辺移行帯と同様のものと考えられます。

次に、せせらぎについてですが、この区間に人工的な流れではなく潮の干満を利用してせせらぎをつくることにより、誰でも近寄りやすい水辺空間を生み出すことができます。さらに、せせらぎの周囲には本来河川敷において見られるはずの植生を復元することにより、野遊びができるような環境を創り出すことができます。こちらは、水辺移行帯とは違い人が立ち寄ることができる場所とし、川のうるおいを感じることのできる憩いの空間として活用していただきたいと考えています。

このせせらぎのある自然公園が実現されることによって、中間取りまとめにもある通り、学び、憩うことのできる河川環境が実現されることを願っております。

また、この公園などへは車いすをはじめだれでもが近づけるためのアクセス整備など 自治体などとも連携し整備をはかることも必要であります。

2.水面利用のゾーニングについて

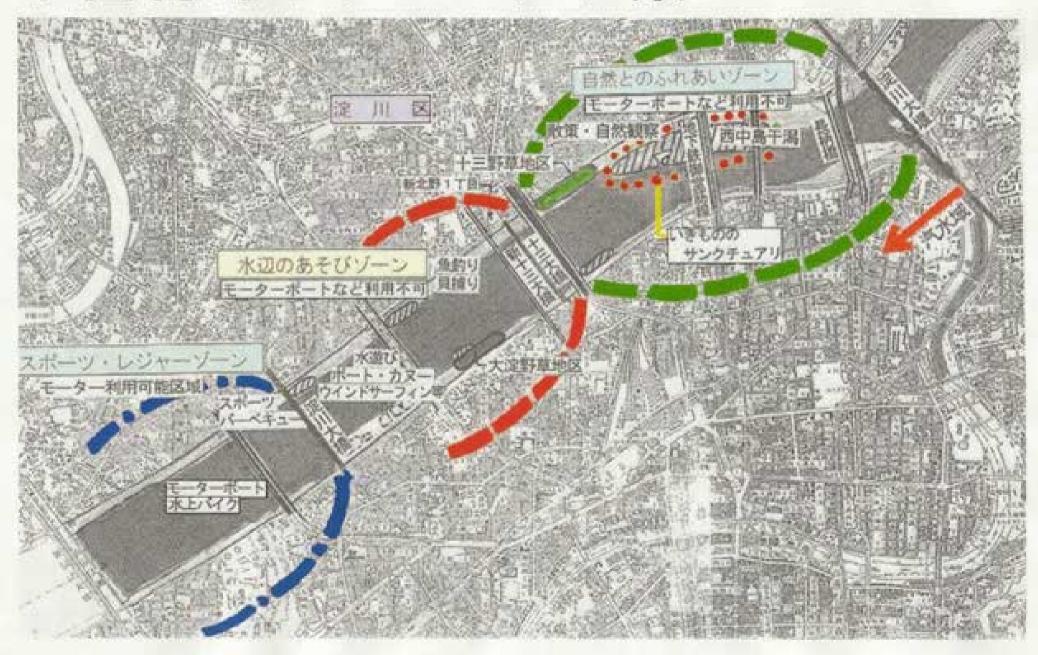
十三干潟周辺には約130種類の野鳥が観察されていますが集まってきた野鳥たちも、早朝からレジャーボートやモーターボートが走り回ると、安住の地を脅かされてどこかへ飛んでいってしまいます。特に渡り鳥などにとってこの場所は中継基地的な重要な場所でもあります。しかし、こうしたスポーツ、レジャーを楽しむ人々を一方的に締め出してしまうこともできません。そこで、淀川の汽水域をいくつかのゾーンにわけ、それぞれのゾーンで目的に応じた楽しみ方、川とのふれあい方ができるよう提案したいと考えています(別紙ゾーニング案参照)。

特に、十三大橋より上流の区間については、自然とのふれあいゾーンとして、人間重視ではなく、生物にとってすみやすい川という視点を持って整備にあたっていただきたいと考えております。

3.終わりに

これまでの河川に関する施策から大きく転換し、今回貴委員会が、河川整備計画策定に向けて市民の声を最大限取り入れるよう努力されてきたことは市民参加の河川施策実現の端緒が切り開かれた画期的なものと確信しております。また、今回のとりまとめの河川レンジャー(仮称)、流域センター(仮称)についても大変有意義なもので是非実現に向けていただきたいと考えております。最後に、今後のとりまとめにあたりまして、川が人々との生活の中に重要な生活空間として、また淀川水系が琵琶湖から大阪湾まで流域全体で認識共有をはかり子々孫々に貴重な財産が引き継がれるようなものになりますよう願うものであります。今後とも、市民と行政とのパートナーシップに基づいた河川施策が継続されることをわれわれ実行委員会一同、願っております。

水面利用のゾーニング案



(参考) 新しい淀川河川公園のイメージ



淀川河川公園フォローアップ委員会資料より抜粋